

目 次
第1号（3月8日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	7
出席議員	1 2
欠席議員	1 2
事務局職員出席者	1 2
説明のため出席した者の職氏名	1 2
開 会	1 3
会議録署名議員の指名	1 3
会期の決定	1 4
諸般の報告	1 4
町長提出諮問第1号	1 6
町長提出諮問第2号	1 6
町長提出第7号議案	1 8
町長提出第8号議案	1 8
町長提出第9号議案	1 8
町長提出第10号議案	2 1
町長提出第11号議案	2 1
町長提出第12号議案	2 1
町長提出第13号議案	2 1
町長提出第14号議案	2 1
町長提出第15号議案	2 1
町長提出第16号議案	2 1
町長提出第17号議案	2 1
町長提出第18号議案	2 1
町長提出第19号議案	2 1
町長提出第20号議案	2 1
町長提出第21号議案	2 1
町長提出第22号議案	2 1
町長提出第23号議案	2 1
町長提出第24号議案	3 1
町長提出第25号議案	3 1
町長提出第26号議案	3 1

町長提出第 2 7 号議案	3 1
町長提出第 2 8 号議案	3 1
町長提出第 2 9 号議案	3 1
町長提出第 3 0 号議案	3 1
町長提出第 3 1 号議案	3 1
町長提出第 3 2 号議案	3 1
町長提出第 3 3 号議案	3 1
町長提出第 3 4 号議案	3 1
町長提出第 3 5 号議案	3 1
町長提出第 3 6 号議案	3 1
町長提出第 3 7 号議案	3 1
町長提出第 3 8 号議案	3 1
町長提出第 3 9 号議案	3 1
町長提出第 4 0 号議案	3 1
町長提出第 4 1 号議案	3 1
町長提出第 4 2 号議案	3 1
町長提出第 4 3 号議案	3 1
町長提出第 4 4 号議案	3 1
町長提出第 4 5 号議案	4 3
町長提出第 4 6 号議案	4 3
町長提出第 4 7 号議案	4 3
町長提出第 4 8 号議案	4 3
町長提出第 4 9 号議案	4 3
町長提出第 5 0 号議案	4 3
町長提出第 5 1 号議案	4 3
町長提出第 5 2 号議案	4 3
町長提出第 5 3 号議案	4 3
町長提出第 5 4 号議案	4 3
町長提出第 5 5 号議案	4 3
町長施政方針	6 1
町長提出第 5 6 号議案	8 6
町長提出第 5 7 号議案	8 6
町長提出第 5 8 号議案	8 6
町長提出第 5 9 号議案	8 6
町長提出第 6 0 号議案	8 6
町長提出第 6 1 号議案	8 6

町長提出第 6 2 号議案	8 7
町長提出第 6 3 号議案	8 7
町長提出第 6 4 号議案	8 7
町長提出第 6 5 号議案	8 7
町長提出第 6 6 号議案	8 7
町長提出第 6 7 号議案	8 7
町長提出第 6 8 号議案	8 7
散 会	9 2
署 名	9 3

第 2 号 (3 月 1 2 日)

議事日程	9 5
本日の会議に付した事件	9 8
出席議員	1 0 2
欠席議員	1 0 2
事務局職員出席者	1 0 2
説明のため出席した者の職氏名	1 0 2
開 議	1 0 3
会議録署名議員の指名	1 0 3
町長提出第 7 号議案	1 0 3
町長提出第 8 号議案	1 0 6
町長提出第 9 号議案	1 0 7
町長提出第 1 0 号議案	1 0 9
町長提出第 1 1 号議案	1 1 0
町長提出第 1 2 号議案	1 1 1
町長提出第 1 3 号議案	1 1 1
町長提出第 1 4 号議案	1 1 4
町長提出第 1 5 号議案	1 2 3
町長提出第 1 6 号議案	1 2 3
町長提出第 1 7 号議案	1 2 6
町長提出第 1 8 号議案	1 2 6
町長提出第 1 9 号議案	1 2 8
町長提出第 2 0 号議案	1 3 0
町長提出第 2 1 号議案	1 3 1
町長提出第 2 2 号議案	1 3 2
町長提出第 2 3 号議案	1 3 3

町長提出第 2 4 号議案	1 3 3
町長提出第 2 5 号議案	1 3 4
町長提出第 2 6 号議案	1 3 5
町長提出第 2 7 号議案	1 3 5
町長提出第 2 8 号議案	1 3 6
町長提出第 2 9 号議案	1 3 7
町長提出第 3 0 号議案	1 3 7
町長提出第 3 1 号議案	1 3 8
町長提出第 3 2 号議案	1 3 9
町長提出第 3 3 号議案	1 4 2
町長提出第 3 4 号議案	1 4 2
町長提出第 3 5 号議案	1 4 4
町長提出第 3 6 号議案	1 4 5
町長提出第 3 7 号議案	1 4 5
町長提出第 3 8 号議案	1 4 6
町長提出第 3 9 号議案	1 4 7
町長提出第 4 0 号議案	1 4 7
町長提出第 4 1 号議案	1 4 8
町長提出第 4 2 号議案	1 5 1
町長提出第 4 3 号議案	1 5 1
町長提出第 4 4 号議案	1 5 2
町長提出第 4 5 号議案	1 5 5
町長提出第 4 6 号議案	1 7 0
町長提出第 4 7 号議案	1 7 1
町長提出第 4 8 号議案	1 7 1
町長提出第 4 9 号議案	1 7 2
町長提出第 5 0 号議案	1 7 3
町長提出第 5 1 号議案	1 7 3
町長提出第 5 2 号議案	1 7 4
町長提出第 5 3 号議案	1 7 5
町長提出第 5 4 号議案	1 7 5
町長提出第 5 5 号議案	1 7 6
散 会	1 7 7
署 名	1 7 8

議事日程	179
本日の会議に付した事件	179
出席議員	179
欠席議員	179
事務局職員出席者	179
説明のため出席した者の職氏名	180
開 議	180
会議録署名議員の指名	180
一般質問	180
6番 丁 泰仁君	181
11番 岡田 克也君	198
5番 板垣 敬司君	217
4番 道信 俊昭君	237
7番 御手洗 剛君	251
散 会	268
署 名	269

第4号（3月20日）

議事日程	271
本日の会議に付した事件	271
出席議員	271
欠席議員	271
事務局職員出席者	271
説明のため出席した者の職氏名	272
開 議	272
会議録署名議員の指名	272
一般質問	272
9番 寺戸 昌子君	273
3番 川田 剛君	287
8番 三浦 英治君	307
1番 草田 吉丸君	319
10番 後山 幸次君	338
散 会	355
署 名	356

第5号（3月26日）

議事日程	357
本日の会議に付した事件	358
出席議員	360
欠席議員	360
事務局職員出席者	360
説明のため出席した者の職氏名	360
開 議	360
会議録署名議員の指名	361
町長提出第69号議案	361
町長提出第70号議案	363
町長提出第71号議案	364
町長提出第72号議案	364
町長提出第73号議案	365
町長提出第74号議案	365
町長提出第75号議案	365
町長提出第76号議案	365
町長提出第56号議案	378
町長提出第57号議案	378
町長提出第58号議案	378
町長提出第59号議案	378
町長提出第60号議案	378
町長提出第61号議案	378
町長提出第62号議案	378
町長提出第63号議案	378
町長提出第64号議案	378
町長提出第65号議案	378
町長提出第66号議案	378
町長提出第67号議案	378
町長提出第68号議案	378
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	388
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	394
議員派遣の件	398
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	398
閉 会	399
署 名	400

津和野町告示第4号

平成31年第2回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成31年2月25日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成31年3月8日
 - 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場
-

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○3月12日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○3月20日に応招した議員

○3月26日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成31年 第2回(定例)津和野町議会会議録(第1日)

平成31年3月8日(金曜日)

議事日程（第1号）

平成31年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 町長提出諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 町長提出第7号議案 平成30年度津和野町立日原図書館建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第7 町長提出第8号議案 平成30年度津和野駅前周辺広場整備（第1期）
・駐車場整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第8 町長提出第9号議案 平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第9 町長提出第10号議案 津和野町民俗資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第10 町長提出第11号議案 津和野町森林整備基金条例の制定について
- 日程第11 町長提出第12号議案 津和野町商人下生活改善センター設置管理条例の制定について
- 日程第12 町長提出第13号議案 県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第13 町長提出第14号議案 津和野町役場の位置を定める条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第15号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第16号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第17号議案 津和野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第17 町長提出第18号議案 津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 町長提出第19号議案 津和野町立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 町長提出第20号議案 津和野町城跡観光リフト設置管理条例の一部改正について

- 日程第 20 町長提出第 21 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 22 号議案 津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 23 号議案 津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 24 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）
- 日程第 24 町長提出第 25 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園キャンプ場）
- 日程第 25 町長提出第 26 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）
- 日程第 26 町長提出第 27 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅シルクウェイにちはら）
- 日程第 27 町長提出第 28 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅津和野温泉なごみの里）
- 日程第 28 町長提出第 29 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（にちはら自然商店（総合案内所））
- 日程第 29 町長提出第 30 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）
- 日程第 30 町長提出第 31 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町保健福祉センターやまびこ）
- 日程第 31 町長提出第 32 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町福祉センター）
- 日程第 32 町長提出第 33 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町デイサービスセンター）
- 日程第 33 町長提出第 34 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町障害者福祉センター はなみずき）
- 日程第 34 町長提出第 35 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）
- 日程第 35 町長提出第 36 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設せせらぎ）
- 日程第 36 町長提出第 37 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）

- 日程第 37 町長提出第 38 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）
- 日程第 38 町長提出第 39 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野共存病院）
- 日程第 39 町長提出第 40 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町農産物処理加工施設）
- 日程第 40 町長提出第 41 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町木材処理加工施設）
- 日程第 41 町長提出第 42 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ戎丁）
- 日程第 42 町長提出第 43 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ上新丁）
- 日程第 43 町長提出第 44 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（日原蚕の人工飼料育研究センター）
- 日程第 44 町長提出第 45 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 45 町長提出第 46 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 46 町長提出第 47 号議案 平成 30 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 47 町長提出第 48 号議案 平成 30 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 48 町長提出第 49 号議案 平成 30 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 49 町長提出第 50 号議案 平成 30 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 50 町長提出第 51 号議案 平成 30 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 51 町長提出第 52 号議案 平成 30 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 52 町長提出第 53 号議案 平成 30 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 53 町長提出第 54 号議案 平成 30 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 54 町長提出第 55 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 55 町長施政方針

- 日程第 56 町長提出第 56 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 57 町長提出第 57 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更について
- 日程第 58 町長提出第 58 号議案 平成 31 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 59 町長提出第 59 号議案 平成 31 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 60 町長提出第 60 号議案 平成 31 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 61 町長提出第 61 号議案 平成 31 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 62 町長提出第 62 号議案 平成 31 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 63 町長提出第 63 号議案 平成 31 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 64 町長提出第 64 号議案 平成 31 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 65 町長提出第 65 号議案 平成 31 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 66 町長提出第 66 号議案 平成 31 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 67 町長提出第 67 号議案 平成 31 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 68 町長提出第 68 号議案 平成 31 年度津和野町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 町長提出諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 町長提出第 7 号議案 平成 30 年度津和野町立日原図書館建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 8 号議案 平成 30 年度津和野駅前周辺広場整備（第 1 期）
・駐車場整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 町長提出第 9 号議案 平成 30 年度城下町地区照明設備等整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 町長提出第 10 号議案 津和野町民俗資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 10 町長提出第 11 号議案 津和野町森林整備基金条例の制定について

- 日程第 11 町長提出第 12 号議案 津和野町商人下生活改善センター設置管理条例の
制定について
- 日程第 12 町長提出第 13 号議案 県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理
に関する条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 14 号議案 津和野町役場の位置を定める条例の一部改正につ
いて
- 日程第 14 町長提出第 15 号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 16 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 17 号議案 津和野町税条例等の一部を改正する条例の一部改
正について
- 日程第 17 町長提出第 18 号議案 津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部
改正について
- 日程第 18 町長提出第 19 号議案 津和野町立保育所設置及び管理に関する条例の一
部改正について
- 日程第 19 町長提出第 20 号議案 津和野町城跡観光リフト設置管理条例の一部改正
について
- 日程第 20 町長提出第 21 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 22 号議案 津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 23 号議案 津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準
並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一
部改正について
- 日程第 23 町長提出第 24 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（高津川清
流館）
- 日程第 24 町長提出第 25 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森
林公園キャンプ場）
- 日程第 25 町長提出第 26 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森
林公園休養休憩施設）
- 日程第 26 町長提出第 27 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅
シルクウェイにちはら）
- 日程第 27 町長提出第 28 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅
津和野温泉なごみの里）

- 日程第 28 町長提出第 29 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（にちはら自然商店（総合案内所））
- 日程第 29 町長提出第 30 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）
- 日程第 30 町長提出第 31 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町保健福祉センターやまびこ）
- 日程第 31 町長提出第 32 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町福祉センター）
- 日程第 32 町長提出第 33 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町デイサービスセンター）
- 日程第 33 町長提出第 34 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町障害者福祉センター はなみずき）
- 日程第 34 町長提出第 35 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）
- 日程第 35 町長提出第 36 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設せせらぎ）
- 日程第 36 町長提出第 37 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）
- 日程第 37 町長提出第 38 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）
- 日程第 38 町長提出第 39 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野共存病院）
- 日程第 39 町長提出第 40 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町農産物処理加工施設）
- 日程第 40 町長提出第 41 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町木材処理加工施設）
- 日程第 41 町長提出第 42 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ戎丁）
- 日程第 42 町長提出第 43 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ上新丁）
- 日程第 43 町長提出第 44 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（日原蚕の人工飼料育研究センター）
- 日程第 44 町長提出第 45 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 45 町長提出第 46 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

- 日程第 46 町長提出第 47 号議案 平成 3 0 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 47 町長提出第 48 号議案 平成 3 0 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 2 号)
- 日程第 48 町長提出第 49 号議案 平成 3 0 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 4 号)
- 日程第 49 町長提出第 50 号議案 平成 3 0 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算 (第 3 号)
- 日程第 50 町長提出第 51 号議案 平成 3 0 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 51 町長提出第 52 号議案 平成 3 0 年度津和野町診療所特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 52 町長提出第 53 号議案 平成 3 0 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 53 町長提出第 54 号議案 平成 3 0 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
3 号)
- 日程第 54 町長提出第 55 号議案 平成 3 0 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第
4 号)
- 日程第 55 町長施政方針
- 日程第 56 町長提出第 56 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ
いて
- 日程第 57 町長提出第 57 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画 (平成 2 8 年度～
平成 3 2 年度) の変更について
- 日程第 58 町長提出第 58 号議案 平成 3 1 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 59 町長提出第 59 号議案 平成 3 1 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 60 町長提出第 60 号議案 平成 3 1 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 61 町長提出第 61 号議案 平成 3 1 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予
算
- 日程第 62 町長提出第 62 号議案 平成 3 1 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 63 町長提出第 63 号議案 平成 3 1 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
予算
- 日程第 64 町長提出第 64 号議案 平成 3 1 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 65 町長提出第 65 号議案 平成 3 1 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 66 町長提出第 66 号議案 平成 3 1 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計予算
- 日程第 67 町長提出第 67 号議案 平成 3 1 年度津和野町病院事業会計予算

出席議員（11 名）

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	11 番 岡田 克也君
12 番 沖田 守君	

欠席議員（1 名）

10 番 後山 幸次君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君		

午前 9 時 00 分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

本日、平成 3 1 年第 2 回津和野町議会定例会が招集をされました。平成の元号下では最後の定例会でもあり、極めて節目の年の定例会であります。議員各位にはおそろいで出席をいただきまして、ありがとうございます。

10 番、後山幸次議員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、川田剛君、4番、道信俊昭君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について、本日は後山幸次議員が欠席でありますので、板垣副委員長の報告を求めたいと思います。5番、板垣敬司君。

○議会運営副委員長（板垣 敬司君） 議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成31年3月4日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会議は、本日3月8日から3月26日までの19日間としたいと思います。

初日の8日金曜は、諸般の報告後、町長提出議案の説明を受けます。そのうち、諮問案件については答申を行い、平成31年度予算に係る議案については、町長の施政方針後に説明を受けます。その後、予算審査特別委員会を設置し、新年度の予算及び関連議案を付託し、散会いたします。

なお、散会后、直ちに予算審査特別委員会を開催し、審査日程等の調整を行っていただきたいと思います。

9日土曜から11日月曜までは休会とします。

一般質問の通告締め切りは、11日月曜の正午です。

12日火曜に本会議を再開し、条例案件、補正予算等の質疑、討論、表決を行います。

13日水曜から18日月曜まで休会とします。

休会中に予算審査特別委員会で議案の審議をしていただきたいと思います。

19日火曜に本会議を再開し、19日火曜、20日水曜で一般質問を行います。

21日木曜から25日月曜は休会とします。

26日火曜に本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の審査報告を受けた後、新年度予算、関連議案について討論、表決を行い、各委員会の報告を受けて全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成31年3月8日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会副委員長、板垣敬司。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の日程

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月26日までの19日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月26日までの19日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

12月定例会招集日以降における議会行事及び各報告事項については、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

【12月定例会以降】

12月	7日（金）	全員協議会 総務経済常任委員会	
	11日（火）	広報広聴常任委員会	
	17日（月）	広報広聴常任委員会	
1月	3日（木）	津和野町成人式（日原小学校体育館）	議長
	6日（日）	津和野町消防出初式（津和野体育館）	議長
	7日（月）	広報広聴常任委員会	
	10日（木）	民生児童委員協議会新年会（なごみの里）	議長
	11日（金）	広報広聴正副委員長校正	
	15日（火）	全員協議会	
	22日（火）	鹿足郡事務組合議会臨時会（クリーンパルにちはら）	
	23日（水～	津和野町議会議員研修視察（福岡県嘉麻市・熊本県苓北	
	～25日 金）	町）全議員	
	29日（火）	第1回臨時会、全員協議会、文教民生常任委員会所管事務調査	
2月	5日（火）	小学生子ども議会学習会（木部小学校）	全議員
	6日（水）	小学生子ども議会学習会（日原小学校）	全議員
	7日（木）	小学生子ども議会学習会（青原小学校）	全議員
	8日（金）	小学生子ども議会学習会（津和野小学校）	全議員
	16日（日）	石見西地区郵便局長会通常総会懇親会（益田市）	議長

- 18日(月) 総務経済常任委員会所管事務調査
- 20日(水) 鹿足郡事務組合議会定例会(クリーンパルにちはら)
鹿足郡不燃物処理組合議会定例会(吉賀町)
鹿足郡養護老人ホーム組合議会定例会(吉賀町)
- 21日(木～
～22日 金) 島根県町村議会議長会定期総会・表彰式(松江市)
- 25日(月) 全員協議会
- 26日(火) 益田地区市町村圏事務組合議会定例会(益田市)
津和野町農林業問題研究集会(JAひまわり) 議長
- 28日(木) 文教民生常任委員会所管事務調査(上下水道施設)
- 3月 1日(金) 津和野高校卒業証書授与式(津和野高校体育館)
議長代理 副議長
- 4日(月) 議会運営委員会

【表彰】

- 2月21日(木) 全国町村議会議長会自治功労者表彰
(議員在職15年以上) 沖田 守
(議員在職15年以上) 板垣 敬司

2月21日、22日の議員派遣につきましては、緊急を要したため、津和野町議会会議規則第128条の規定により、議長において決定しましたので報告をいたします。

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合の各議会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんをいただきたいと思います。

日程第4. 諮問第1号

日程第5. 諮問第2号

○議長(沖田 守君) 日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第5、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) 皆様、おはようございます。本日は、3月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。今定例会に提案をいたします案件は、諮問案件2件、契約変更案件3件、条例案件14件、指定管理者指定案件21件、計画案件2件、一般会計を初め各会計補正予算案件11件、一般会計ほか平成31年度各会計予算11件の合計64案件でございます。い

ずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

諮問第1号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の方を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員としてお願いをいたしたいのは、住所、津和野町中山200番地、氏名、右田基司、生年月日、昭和28年2月4日、66歳でございます。

続いて諮問第2号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の方を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

同じく、人権擁護委員としてお願いをいたしたいのは、住所、津和野町滝元378番地2、氏名、安見隆義、生年月日、昭和25年2月16日、69歳でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで意見の取りまとめを行うため、全員協議会を開催することといたしますので、後ろの時計で9時20分まで休憩といたします。

午前9時09分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前9時19分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

諮問第1号について、お諮りをします。本件に対する議会の意見は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

続きまして、諮問第2号についてお諮りします。本件に対する議会の意見は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

.....
日程第6. 議案第7号

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第7号平成30年度津和野町立日原図書館建設工事請負変更契約の締結についてより、日程第8、議案第9号平成30年度城下町

地区照明設備等整備工事請負変更契約の締結についてまで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第7号でございますが、平成30年度津和野町立日原図書館建設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第8号でございますが、平成30年度津和野駅前周辺広場整備（第1期）・駐車場整備工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第9号でございますが、平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負変更契約について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは、議案第7号について御説明をいたします。

平成30年度津和野町立日原図書館建設工事請負変更契約の締結でございます。

契約の目的は、平成30年度津和野町立日原図書館建設工事でございます。

契約の方法、随意契約。

契約の金額は1億5,134万1,480円、変更前の金額が1億4,965万3,440円、変更額168万8,040円の増でございます。

契約の工期でございますが、変更前の完成期日が平成31年3月15日、変更後の完成期日を平成31年3月29日。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社、代表取締役堀大地でございます。

資料といたしましては、裏面に工事請負変更仮契約書の写しと、あと参考資料として、変更の内容内訳書と図面とを添付しておりますので、御確認ください。

この仮契約は、津和野町議会の議決を得たときに本契約となるものでございます。今回は最終の工事費の変更と工期完成期間の変更でございます。

事業の変更内容につきましては、隣接している家屋との境界にあったブロック塀、建築ブロックで約6段ですが、排水工事等の作業をするために支障を来すことから撤去し、アルミフェンスを復旧工事と追加したということと、もう一つは雪どめ瓦については当初から設計にありましたが、隣の家の屋根のほうが高く、図書館の屋根に雪が落ち、それからまた隣の家の外壁に雪が落ちるといった可能性があるため、雪どめアングルをプラスで設置いたしました。それらに伴い、工事費の増額の変更になりました。

工期の変更の理由といたしましては、隣接するカフェ棟の建設の基礎工事のための車両通行を図書館側から確保したために約2週間程度着手できなかったこと、また、図書

館の基礎工事のためにダウンザホールハンマー工法の追加工事等で不測の日数を要したためです。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） それでは、お願いいたします。

それでは、議案第8号について御説明をいたします。

平成30年度津和野駅前周辺広場整備（第1期）・駐車場整備工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的は、平成30年度津和野駅前周辺広場整備（第1期）・駐車場整備工事でございます。

契約の方法は随意契約。契約の工期は、変更前の完成期日が平成31年3月20日、変更後の完成期日は平成31年3月29日となります。

契約の相手方は、住所、鹿足郡津和野町滝元58番地1、株式会社日成建設、代表取締役坂崎和義でございます。

資料としましては、裏面には工事請負変更仮契約書の写しと、参考資料として変更内容をつけております。

この仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、本契約となるというものでございます。

この事業の変更につきましては、駐車場月極契約者、JR関係の工事着手施工各段階に係る協議に不測の期間を必要とし、年度末までの期間延長をお願いしたく考えております。その上で3月議会後半の期日期間中に国の期間延長に係る承認をいただく予定となっておりますので、再度その時点で年度繰り越しの提案をさせていただきたく予定でございます。

以上でございます。

それでは、引き続きまして、議案第9号について御説明をさせていただきます。

平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的は、平成30年度城下町地区照明設備等整備工事でございます。

契約の方法は随意契約。

契約の金額は7,242万3,720円、変更前の金額が7,152万8,400円、変更額が89万5,320円の増となります。

契約の相手方は、住所、鹿足郡津和野町枕瀬541番地の2、昌和道路株式会社、代表取締役中谷保宣でございます。

資料としましては、裏面には工事請負変更契約書の写しと、参考資料として変更内容をつけております。

この仮契約書は、津和野町議会の議決を得たとき、本契約となるというものでございます。

この事業の変更につきましては、殿町通りの照明灯15基について、上部の明かり部分のみをつけかえ、柱部分については既設の支柱をそのまま利用する予定でしたが、新設の明かり部分と支柱の色調整を精査しましたところ、支柱の塗装を追加したため、工事費の増額を変更していただくものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

日程第20. 議案第21号

日程第21. 議案第22号

日程第22. 議案第23号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第10号津和野町民俗資料館の設置及び管理に関する条例の廃止についてより、日程第22、議案第23号津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてまで、以上14案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第10号でございますが、津和野町民俗資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第11号でございますが、津和野町森林整備基金条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第12号でございますが、津和野町商人下生活改善センター設置管理条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第13号でございますが、県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第14号でございますが、津和野町役場の位置を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第15号でございますが、津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第16号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第17号でございますが、津和野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第18号でございますが、津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第19号でございますが、津和野町立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第20号でございますが、津和野町城跡観光リフト設置管理条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第21号津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第22号でございますが、津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第23号でございますが、津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第10号について御説明いたします。

津和野町民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

津和野町民俗資料館につきましては、これまで修復前の県指定史跡「津和野藩校養老館」内にありましたが、藩校養老館活用検討委員会での意見等をもとに、保存修復工事後に、この中に再び津和野町民俗資料館が入ることがなくなりましたので、この設置管理条例の廃止を提案するものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第11号津和野町森林整備基金条例の制定について説明を申し上げます。

この条例につきましては、平成31年度から始まる森林環境譲与税に伴いまして、執行できなかったもの等々を基金に積み立てるものであります。この中身につきましては、設置第1条、津和野町内の森林整備充実の基金に充てるため、津和野町森林整備基金（以下「基金」という。）を設置するというものであります。あと、積み立て、管理、基金から生ずる収入、委任等々を含みまして、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは、議案第12号を御説明いたします。

津和野町商人下生活改善センター設置管理条例の制定についてでございますが、商人下生活改善センターは昭和55年1月に竣工、同年、日原町条例第4号に制定され、合併時の平成17年9月25日に制定されたものです。今回の全部改正につきましては、今までは池河公民館、商人溪村分館としての位置づけもあったため、津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例に商人溪村分館に係る使用許可、使用料等を定めておりました。4月には分館としての機能がなくなるため、それにあわせて現行の条例を全部改正するものでございます。

附則といたしましては、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第13号について御説明いたします。

この条例制定につきましては、保存修復工事が完了しました県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置管理条例を制定するものでございます。

この施設につきましては修復が完了しましたので、一般公開とするため、第8条で入館料の徴収を定めております。また、これらの施設につきましては貸し出しも可能となっておりますので、第10条で使用料の徴収も定めております。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第14号の御説明を申し上げる前に、まことに申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

次ページの新旧対照表をお開きください。第1条の次でございますが、第4条と表記されておりますが、第2条に訂正をお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

それでは、御説明を申し上げます。津和野町役場の位置を定める条例の一部改正でございます。

津和野町役場本庁舎の位置を、現在の「津和野町日原54番地25」から「津和野町枕瀬218番地18」、現在の日原診療所へ移転するため一部改正を行うものです。一部改正につきましては、第1条及び第2条第1号中、「日原54番地25」を「枕瀬218番地18」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は規則で定めるものでございます。

以上でございます。

それでは、議案第15号を御説明いたします。

津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

人事院規則の一部改正に伴いまして、職員の時間外勤務に関し、職員の健康保持等の観点から超過勤務の縮減について、超過勤務を命ずる時間及び月数の上限を定めるために改正するものでございます。

一部改正につきましては、第8条第3項として「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

なお、次ページに資料として新旧対照をつけておりますので、御確認をいただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは、議案第16号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について御説明をいたします。

改正内容につきましては、本条例第3条の別表中、津和野町教育魅力化推進協議会の項の次に、「津和野町教育魅力化主任コーディネーター、月額27万円」を加え、続いて公民館長ほかの分館長34万9,200円と、その下にあります主事34万9,200

円を削除するものでございます。教育魅力化の体制整備に伴い、人材育成や支援体制の充実を図るため、平成31年度より新たにコーディネーター2名を確保し、その2名の指導・助言・協力、そして保小連携コーディネーターの兼務として教育魅力化主任コーディネーターを位置づけるものでございます。分館長と主事については、4月より、先ほど申しましたが、商人溪村分館が廃止され、分館としての機能がなくなるため削除するものでございます。

附則といたしましては、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） それでは、議案第17号について御説明します。

平成29年3月議会において税条例の一部改正を行っていますが、このたびの改正は平成31年10月1日に導入される軽自動車税の環境性能割についての非課税、課税免除、減免、規定を改正するものであります。

それでは、新旧対照表の1ページをごらんください。第2条による改正のうち、第81条の2では、日赤の所有する軽自動車等の環境性能割について、非課税の範囲を自動車税の環境性能割に関する県税条例に合わせ、広げるものであります。第81条の9では環境性能割の課税免除について規定しています。今後、規則を定める予定です。

続いて、2ページを開いてごらんください。第81条の10では、日赤の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲を定めております。

附則第15条の3の2については今回追加したもので、軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例を定めたものです。

その他の附則についての変更はございません。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第18号について御説明いたします。

津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

この条例につきましては、平成30年6月に災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正され、災害援護資金の貸し付けについて市町村の判断により貸付利率を設定することが可能となり、またあわせて、ことし1月に災害弔慰金の支給等に関する法律施行例が一部改正され、保証人の有無や償還方法についても市町村の実情に合わせた対応が可能となったことによるものであります。

内容につきましては、1ページめくっていただき、新旧対照表をごらんください。第14条において、これまでは災害援護資金の償還に関しまして、据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後は、延滞の利息を除き、年3%の利子がかかることになっていま

した。改正案では、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、これまでは必ず保証人を立てなければいけませんでした。改正案では、保証人は必須ではなくなり、保証人を立てることができるという表現になったこと、保証人を立てた場合は、償還金を無利子とすること、保証人を立てない場合でも据置期間は無利子とし、据置期間経過後の利率を、延滞の場合を除き、年1%とすることが定められております。

次に第15条において、これまでは償還が年に1回もしくは半年に1回ということになっておりましたが、改正案では毎月の償還ができるようになったこと、第3項においては保証人を必須としないこととなったことから、保証人の文言を削除することといたしました。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日からであります。

続きまして、議案第19号を御説明いたします。

津和野町立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。この条例改正につきましては、平成31年4月から畑迫保育園を、将来的に園児数の増加が見込めない状況等を踏まえ、現在、定数20名の県認可の保育所から、定数を19名とする市町村認可の小規模保育事業に移行するためのもの、あわせて畑迫保育園の位置を修正する改正であります。

1枚めくっていただきまして、裏面の新旧対照表、第1条設置におきまして、これまでは児童福祉法による保育所に関する条項が記載されておりましたが、改正案では小規模保育事業に関する条項を加え、小規模保育事業所及び保育所を設置するということがあります。

第2条におきまして表に区分の項目を設け、保育所または小規模保育事業所を明確にしたこと、畑迫保育園の位置につきましては、今回判明したことであります。これまで記載されていた部栄400番地は、畑迫保育園が建設された昭和60年以前に現在の位置の上の西光寺の敷地内で保育所を開設していたときの地番でありまして、昭和60年の現園舎建設に合わせて町が購入した部栄387番地1が正しい地番でありましたので、今回改正するものであります。

第3条以下につきましては、「保育所」という文言を「保育所等」に変更するものであります。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日からであります。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） それでは、議案第20号について御説明をさせていただきます。津和野町城跡観光リフト設置管理条例の一部改正についてでございます。

改正のポイントにつきましては、リフト利用料金の値上げについてでございます。1枚はぐっていただきまして、新旧対照表をごらんください。別表中、往復、大人料金「450円」を「700円」、小人、いわゆる子供料金「400円」を「500円」に、片道、大人料金「350円」を「400円」に、団体往復、大人料金「400円」を「600円」

に、子供料金「350円」を「400円」にと改定をさせていただきたいと考えております。また、団体割引につきましては「30名以上」を「20名以上」に改定させていただきたく考えております。資料としまして、料金改正を行う場合の試算表をおつけしております。

この改正案につきましては、2月20日、津和野城跡観光リフト審議会を開催し、審議をお願いいたしました。審議の過程においては、ことし秋には消費税10%の引き上げを控え、同リフトの設置管理条例を定めた平成15年4月、消費税3%時点より、5%、8%に改定された中で利用料金の値上げを行っていないこと、また現時点でのリフト運営に係る収支状況、今後予定されております城山整備事業に伴う管理費の上昇等も考慮して値上げは妥当である旨の答申をいただきました。

また、審議会に際しまして、全国の類似する観光リフトの施設、延長距離、料金等をカ所か調べました結果、片道料金に対する往復料金の値引き率は、おおむね50%から0%の範囲内であり、津和野城跡観光リフトの現状の値引き率が71%と高かったことも、あわせ御報告いたします。

今回の改正では大人25%、子供33%の値引きとなり、子供料金については片道料金を据え置き、親御さん等の利用を促せるように値引き率を高目に設定をしております。

値上げの周知期間として、4月より3カ月間の期間を設定し、7月1日よりの値上げとする旨の、あわせての答申もいただきました。

附則といたしまして、この条例は7月1日より施行させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 渡邊次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは、議案第21号を御説明いたします。津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の一部改正につきましては、4月に池河公民館商人溪村分館が廃止され機能がなくなるために、第3条「分館の位置」を削除し、第4条を第3条といたします。

また、第5条の見出しの中の括弧に「及び分館」というところを削り、同条第2項を削ります。そして第4条といたします。

第6条を第5条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り上げていきます。

第13条の「及び分館・分館長」を削り、同条を12条とし、第14条から第16条まで1条ずつ繰り上げるというものです。

別表第2を削除し、改めるものでございます。

裏面には新旧対照表をつけております。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。続きまして、議案第22号を御説明いたします。

津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、今回の一部改正につきましては、津和野町立日原図書館を新築移転することにより、所在地が変更になるため、改正するものでございます。

裏面には新旧対照表をつけておりますので、御確認をください。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） それでは、議案第23号について御説明いたします。

津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正でございます。

学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行され、新たに大学制度の中に専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられることとなります。そのことに伴いまして、専門職大学の前期課程を終了した者にも短期大学の卒業資格が与えられるということから、津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表をごらんください。第3条の布設工事監督者の資格中、短期大学の、括弧書きとして専門大学の前期課程を含め、卒業要件として専門職大学前期課程を修了したことの要件を加えています。

あわせて、第4条、水道事業管理者の資格中におきましても、卒業要件としまして、専門職大学前期課程を修了したことの要件をそれぞれつけ加えております。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第23. 議案第24号

日程第24. 議案第25号

日程第25. 議案第26号

日程第26. 議案第27号

日程第27. 議案第28号

日程第28. 議案第29号

日程第29. 議案第30号

日程第30. 議案第31号

日程第31. 議案第32号

日程第32. 議案第33号

日程第33. 議案第34号

日程第34. 議案第35号

日程第 35. 議案第 36号

日程第 36. 議案第 37号

日程第 37. 議案第 38号

日程第 38. 議案第 39号

日程第 39. 議案第 40号

日程第 40. 議案第 41号

日程第 41. 議案第 42号

日程第 42. 議案第 43号

日程第 43. 議案第 44号

○議長（沖田 守君） 日程第 23、議案第 24号公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）より、日程第 43、議案第 44号公の施設の指定管理者の指定について（日原蚕の人工飼料育研究センター）まで、以上 21 案件につきましては、会議規則第 37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 24号公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）でございますが、去る 2月 22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるとでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 25号公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園キャンプ場）でございますが、去る 2月 22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるとでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 26号公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）でございますが、去る 2月 22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるとでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 27号公の施設の指定管理者の指定について（道の駅 シルクウェイにちはら）でございますが、去る 2月 22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるとでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 28号公の施設の指定管理者の指定について（道の駅 津和野温泉なごみの里）でございますが、去る 2月 22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるとでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 29号公の施設の指定管理者の指定について（にちはら自然商店（総合案内所））でございますが、去る 2月 22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので

で、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第30号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第31号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町保健福祉センターやまびこ）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第32号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町福祉センター）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第33号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町デイサービスセンター）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第34号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町障害者福祉センターはなみずき）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第35号公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第36号公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設せせらぎ）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第37号公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第38号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、

議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第39号公の施設の指定管理者の指定について（津和野共存病院）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第40号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町農産物処理加工施設）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第41号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町木材処理加工施設）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第42号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ戎丁）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第43号公の施設の指定管理者の指定について、（津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ上新丁）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第44号公の施設の指定管理者の指定について（日原蚕の人工飼料育研究センター）でございますが、去る2月22日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第24号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「高津川清流館」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成28年4月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である株式会社津和野開発を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第25号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「枕瀬山森林公園キャンプ場」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入をしたもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である株式会社津和野開発を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第26号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「枕瀬山森林公園休養休憩施設」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である株式会社津和野開発を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第27号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「道の駅 シルクウェイにちはら」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である株式会社津和野開発を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第28号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「道の駅 津和野温泉なごみの里」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である株式会社津和野開発を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第29号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「にちはら自然商店（総合案内所）」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である株式会社津和野開発を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第30号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「津和野町グラウンドゴルフ場」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成25年4月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である株式会社津和野開発を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第31号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「津和野町保健福祉センターやまびこ」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町日原14番地、社会福祉法人津和野町社会福祉協議会、会長大庭耕助でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管

理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である社会福祉法人津和野町社会福祉協議会を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第32号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「津和野町福祉センター」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町日原14番地、社会福祉法人津和野町社会福祉協議会、会長大庭耕助でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である社会福祉法人津和野町社会福祉協議会を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第33号について御説明をします。

公の施設の名称は、「津和野町デイサービスセンター」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町後田口126番地、社会福祉法人つわの福祉会、理事長松野秀樹でございます。

指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である社会福祉法人つわの福祉会を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第34号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「津和野町障害者福祉センター はなみずき」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町池村1997番地1、社会福祉法人つわの清流会、理事長大内宗泰でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成28年12月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である社会福祉法人つわの清流会を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第35号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「訪問看護ステーション」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町枕瀬218番地24、医療法人橘井堂、理事長須山信夫でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。
公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成20年3月31日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第36号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「介護老人保健施設せせらぎ」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町枕瀬218番地24、医療法人橘井堂、理事長須山信夫でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。
公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成20年3月31日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第37号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「日原診療所」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町枕瀬218番地24、医療法人橘井堂、理事長須山信夫でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。
公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成20年3月31日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第38号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「津和野町医療従事者住宅」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町枕瀬218番地24、医療法人橘井堂、理事長須山信夫でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。
公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成20年3月31日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第39号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「津和野共存病院」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町枕瀬218番地24、医療法人橘井堂、理事長須山信夫でございます。

指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成20年3月31日から非公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第40号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「津和野町農産物処理加工施設」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成20年4月1日から非公募により制度を導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、株式会社津和野開発を指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第41号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「津和野町木材処理加工施設」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、益田市横田町454番地1、高津川森林組合、代表理事組合長藤井貴久男でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から公募により導入をしたもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、平成31年1月28日より募集を開始し、応募のあった1団体について、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、高津川森林組合を指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第42号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「津和野町まちなか再生関連施設 町家ステイ戒丁」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町後田イ17番地2、一般社団法人津和野町観光協会、会長池田和哉でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。
公の施設の概要については、裏面資料をごらんください。

なお、この裏面資料のところの制度導入年月日でございますが、平成31年4月1日と記載させていただいております。ここが26年4月1日ということで訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

そうということで、指定管理者制度につきましては、平成26年4月1日から公募により導入をしたもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、平成31年1月28日より募集を開始し、応募のあった1団体について、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、一般社団法人津和野町観光協会を指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第43号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「津和野町まちなか再生関連施設 町家ステイ上新丁」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町後田イ17番地2、一般社団法人津和野町観光協会、会長池田和哉でございます。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成28年8月1日から公募により導入をしたもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、平成31年1月28日より募集を開始し、応募のあった1団体について、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、一般社団法人津和野町観光協会を指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第44号について御説明をいたします。

公の施設の名称は、「日原蚕の人工飼料育研究センター」でございます。

指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町枕瀬151番地1、株式会社にはら総合研究所、代表取締役阿部伸一でございます。

指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成21年4月1日から公募により導入したもので、指定期間が平成31年3月31日に満了となることから、平成31年1月28日より募集を開始し、応募のあった1団体について、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を5年として、株式会社にはら総合研究所を指定管理者に指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、10時30分まで休憩といたします。

午前 10 時 19 分休憩

午前 10 時 30 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 4 4. 議案第 4 5 号

日程第 4 5. 議案第 4 6 号

日程第 4 6. 議案第 4 7 号

日程第 4 7. 議案第 4 8 号

日程第 4 8. 議案第 4 9 号

日程第 4 9. 議案第 5 0 号

日程第 5 0. 議案第 5 1 号

日程第 5 1. 議案第 5 2 号

日程第 5 2. 議案第 5 3 号

日程第 5 3. 議案第 5 4 号

日程第 5 4. 議案第 5 5 号

○議長（沖田 守君） 日程第 4 4、議案第 4 5 号平成 3 0 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）より、日程第 5 4、議案第 5 5 号平成 3 0 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）まで、以上 1 1 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 4 5 号でございますが、平成 3 0 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）についてでございます。歳入歳出それぞれ 8, 3 5 7 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ 9 2 億 9, 6 5 6 万 2, 0 0 0 円とするものでございます詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 4 6 号でございますが、平成 3 0 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。歳入歳出それぞれ 3 4 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ 1 1 億 3, 5 2 6 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 4 7 号平成 3 0 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。歳入歳出それぞれ 4 7 5 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ 1 3 億 7, 7 9 0 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 4 8 号平成 3 0 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。歳入歳出それぞれ 1 4 7 万 6, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算総

額それぞれ2億9,109万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第49号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてでございます。歳入歳出それぞれ224万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億6,082万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第50号平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。歳入歳出それぞれ10万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ369万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第51号平成30年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)についてでございます。歳入歳出それぞれ145万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ1,291万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第52号平成30年度津和野町診療所特別会計補正予算(第2号)についてでございます。歳入歳出それぞれ526万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ6,180万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第53号平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。歳入歳出それぞれ1,316万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億6,695万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第54号平成30年度津和野町病院事業会計補正予算(第3号)についてでございます。収益的収入を450万4,000円減額し、予算総額7億4,838万2,000円、収益的支出を135万8,000円追加し、予算総額7億4,567万2,000円に、資本的収入を10万円減額し、予算総額3,917万2,000円、資本的支出を12万9,000円減額し、予算総額7,507万円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第55号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算(第4号)についてでございます。収益的収入を56万2,000円減額し、予算総額3億6,786万5,000円、収益的支出を173万1,000円減額し、予算総額3億4,545万円に、資本的収入を257万2,000円減額し、予算総額2億9,729万9,000円、資本的支出を140万3,000円減額し、予算総額3億232万8,000円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第45号を御説明申し上げます。

まず、5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございます。総務費の会計年度任用職員制度導入のための例規支援業務委託料でございますが、新制度に伴う例規整備に不測の日数を要したため、194万4,000円を繰り越すものです。終期は31年7月末を予定しております。

老朽危険空き家等解体工事でございますが、所有者の合意を得るのに不測の日数を要したため、378万円を繰り越すものです。終期は31年9月末を予定しております。

鹿足郡事務組合負担金でございますが、鹿足郡事務組合発注のFTTH第1期工事エリア撤去工事、第3期エリア調査設計業務に不測の日数を要したため、3,822万3,000円を繰り越すものです。終期は31年9月末を予定しております。

次に土木費の町道新設改良事業でございますが、日原停車場線におきましては、近接のJRとの協議に不測の日数を要したため、1,500万円を繰り越し、ほか3路線と合わせて8,724万円を繰り越すものです。終期は32年3月末を予定しております。

道路長寿命化対策事業でございますが、旭橋耐震工事において、漁業組合より、水質汚濁防止対策について見直し要請があり、その調整に不測の日数を要したため、4,530万7,000円を繰り越すものです。終期は31年7月末を予定しております。

中座団地ストック改善事業でございますが、事業実施に当たり住宅建物の耐震診断が義務づけられたため、耐震診断に不測の日数を要したため、3,239万3,000円を繰り越すものでございます。終期は31年6月末を予定しております。

土井敷団地ストック改善事業でございますが、建物の構造確認及び雨水排水路の沈下対応に不測の日数を要したため、1,186万4,000円を繰り越すものです。終期は31年5月末を予定しております。

青原住宅集会所建設事業でございますが、県道等の取り付けや建築基準法に係る敷地造成ののり面対応に不測の日数を要したため、1,778万8,000円を繰り越すものです。終期は31年10月末を予定しております。

次に、教育費の藩校養老館修理活用事業でございますが、予想以上に建物の損傷が進行しており、実施設計業務に不測の日数を要したため、4,051万7,000円を繰り越すものです。終期は32年3月末を予定しております。

次に、災害復旧費の現年林道災害復旧事業費でございますが、林道笹山山入線の残土場の整地に一部地権者より変更の申し出があり、修正作業に不測の日数を要したため、994万5,000円を繰り越すものです。終期は31年7月末を予定しております。

現年公共土木施設災害復旧事業でございますが、町道小倉谷支線において、事業の支障となる占用物件の撤去移転について同意が得られず不測の日数を要したため、1,936万6,000円を繰り越し、ほか3路線と合わせて2,473万4,000円を繰り越すものです。終期は31年9月末を予定しております。

1枚めくっていただきまして、第3表地方債補正の変更でございます。総額で2,170万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、30ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせてごらんいただけたらと思います。

全体を通しまして、人件費関連費目につきましては、一般職の給与額や年度中に変更が生じた諸手当の確定、共済組合追加費用及び退職手当組合特別納付金の確定によるものなどを計上しております。

それでは、総務費では、情報処理費の備品購入費として、パソコン購入費の入札減196万5,000円を減額しております。

諸費、(つわの暮らし推進課分)の工事請負として、危険家屋の解体工事費378万円を新たに計上しております。

続いて、34ページをごらんください。

地方情報化推進事業費の負担金補助及び交付金として、F T T H化事業の実績による4,646万9,000円を減額しております。

40ページをごらんください。

県知事及び県議会議員選挙費の備品購入費として、投票用紙読取分類機購入費300万円を減額計上しております。

それでは、続きまして44ページをごらんください。

民生費では、社会福祉総務費の繰出金として、国保・介護・後期高齢者医療特別会計への繰出金809万3,000円を減額しております。老人福祉費の扶助費として、老人ホーム措置費375万3,000円を増額しております。

続いて、48ページをごらんください。

児童福祉施設費の負担金補助及び交付金の実績見込みとして、施設型給付費等負担金258万8,000円及び地域型保育給付費負担金799万円を増額しております。

続いて、52ページをごらんください。

生活保護費の扶助費の実績見込みとして334万6,000円を増額計上しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費では、保健衛生総務費(環境生活課分)の繰出金として、水道事業会計への繰出金203万4,000円を増額、1枚めくっていただきまして、病院事業特別会計繰出金2,585万9,000円を増額しております。環境衛生費の負担金補助及び交付金として、合併処理浄化槽設置補助金の確定による257万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、医療対策費の積立金として、地域医療推進基金積立金2,000万円を増額しております。繰出金として、津和野町診療所特別会計繰出金3

90万円を減額及び津和野町介護老人保健施設事業特別会計繰出金3,409万4,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、塵芥処理費の負担金補助及び交付金として、益田広域事務組合衛生費負担金491万円を増額及び鹿足郡不燃物処理組合負担金260万4,000円を減額計上しております。

1枚めくっていただきまして、農林水産業費では、農業振興費の報酬として、地域おこし協力隊雇用者減による282万2,000円を減額、委託料として、地域おこし協力隊事業委託料174万8,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金として、耕作放棄地等の対策として、ハンマーナイフモア購入費104万円を増額しております。農地費の負担金補助及び交付金として、国の補正予算分による中山・長福地区、堤田地区での県営農業競争力基盤整備事業負担金3,197万2,000円を増額しております。農業担い手支援センター費の積立金として、産業後継者育成基金積立金600万円を新たに計上しております。中山間地域総合整備事業費の負担金補助及び交付金として、国の補正予算分による県営中山間地域総合整備事業負担金445万1,000円を増額をしております。

続いて、68ページをごらんください。

林業振興費の負担金補助及び交付金として、実績見込みによります産業後継者育成基金交付金120万円を減額しております。地域おこし協力隊起業支援補助金100万円増額及び有害鳥獣捕獲奨励事業費補助金100万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、受託事業費の委託料として、事業費確定によります除伐等委託料112万1,000円を減額、ふるさとの森再生事業委託料124万円を減額しております。林道費の負担金補助及び交付金として、林道三子山線及び林道耕田内美線の県営林道事業負担金530万6,000円を増額しております。林道新設改良費の工事請負費として、事業費確定による林道大久保線道路改良工事470万7,000円を減額計上しております。

1枚めくっていただきまして、商工振興費の委託料として、津和野栗再生プロジェクト推進協議会委託料350万円を減額、1枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金として、申請予定者辞退による地域商業活性化支援補助金480万円を減額しております。

続いて、78ページをごらんください。

津和野町東京事務所管理費の負担金補助及び交付金として、(株)HIYAMAへの機械購入費に係る島根型6次産業ステップアップモデル事業補助金1,000万円を減額計上しております。

続いて、82ページをごらんください。

土木費では、道路維持費の工事請負費として、稲成丁線ほか3路線の町道維持管理工事426万8,000円を増額しております。道路新設改良費の工事請負費として、笹ヶ谷線ほか6路線の道路改良工事費850万2,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、道路長寿命化対策事業費の委託料として、野広橋修繕調査分の長寿命化対策事業測量設計業務委託料806万2,000円を新たに計上、道路橋梁点検業務委託料968万3,000円を減額及び旭橋耐震分の長寿命化対策技術支援業務委託料212万1,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金として、道路橋・トンネル定期点検業務負担金122万6,000円を減額しております。

続いて、90ページをごらんください。

住宅管理費の委託料として、青原住宅集会所監理業務委託料152万3,000円を増額しております。工事請負費として、青原住宅集会所跡駐車場設置工事等635万8,000円を減額計上しております。

1枚めくっていただきまして、消防費では、非常備消防費の備品購入費として、デジタル簡易無線機及び消防積載車の入札減164万4,000円を減額計上しております。

続いて、98ページをごらんください。

教育費では、小学校費の学校管理費の需要費として、日原小学校特別支援学級新設に伴う消耗品費152万7,000円を増額、津和野小学校照明取りかえ工事等修繕料181万8,000円を増額しております。

110ページをごらんください。

文化財保護費の委託料として、藩校養老館御書物蔵・管理棟修理活用工事監理業務委託料等241万6,000円を増額、工事請負費として、藩校養老館御書物蔵・管理棟修理活用工事3,711万4,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、安野光雅美術館費の積立金として、安野光雅美術館整備基金積立金169万9,000円を増額計上しております。

124ページをごらんください。

公債費では、利子の償還金利子及び割引料として、償還額の確定に伴い長期債利子230万円を減額計上しております。

1枚めくっていただきまして、諸支出金では、国県支出金還付金の償還利子及び割引料として、精算に伴い自立支援給付費国庫負担金返還金208万3,000円等、総額で383万8,000円を計上しております。

それでは、歳入の主なものを御説明いたしますので、12ページにお戻りください。

地方消費税交付金の確定により1,494万7,000円を増額計上しております。

地方交付税では、普通交付税を8,774万3,000円を増額計上しております。

分担金及び負担金の農林水産業費分担金として、県営農業競争力基盤整備事業地元分担金1,370万2,000円を増額しております。民生費負担金として、老人ホーム措置費135万5,000円を増額計上しております。

使用料及び手数料では、観光リフト使用料として、リフト利用者の減に伴い観光リフト使用料150万円を減額、町営住宅使用料として130万9,000円を減額計上しております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金では、民生費国庫負担金として、生活保護費負担金実績見込みとして250万8,000円を増額、子どものための教育・保育給付費の負担金実績見込みとして534万4,000円を減額しております。教育費国庫補助金として、事業費増額に伴い藩校養老館保存修理事業費補助金1,812万円を増額計上しております。

1枚めくっていただきまして、県支出金では、民生費県負担金として、子どものための教育・保育給付費負担金の実績見込みとして267万2,000円を減額しております。民生費県補助金のしまね結婚・子育て市町村交付金108万9,000円を減額しております。商工費県補助金として、申請予定者辞退による地域商業活性化支援補助金240万円を減額、(株)HIYAMAへの機械購入費等に係る島根型6次産業ステップアップモデル事業費補助金1,000万円等を減額しております。災害復旧費補助金として、補助金増額による現年発生林道災害復旧事業費補助金333万4,000円を増額計上しております。

1枚めくっていただきまして、委託金では、総務費委託金として、精算に伴う県知事及び県議会議員選挙委託金307万1,000円を減額計上しております。

繰入金では、減債基金繰入金5,200万円を減額、津和野町観光振興基金繰入金130万円を減額、地域医療推進基金繰入金439万9,000円を減額、産業後継者育成基金繰入金120万円を減額計上しております。

1枚めくっていただきまして、諸収入では、林業費受託事業収入として、実績に基づく公社造林事業114万3,000円を減額、ふるさとの森再生事業123万4,000円を減額しております。

雑入として、消防団員4名分の消防退職報償金196万1,000円を増額、総務財政課では、総社市への災害派遣職員に係る給与振込分等548万9,000円を増額、健康福祉課では災害共済給付金等475万5,000円を増額計上しております。

町債では、総務債の過疎対策事業債として、F T T H化の事業費の事業費確定による電気通信施設整備事業4,640万円を減額、衛生費の過疎対策事業債として、鹿足郡不燃物処理組合整備事業の事業費確定による廃棄物処理施設整備事業280万円を減額、地域医療推進基金への積立金に伴い過疎地域自立促進特別事業2,000万円を増額、農林業債の辺地対策事業債として、国の補正予算分に伴い中山地区県営農業競争力基盤整備事業負担金の増額による農林漁業経営近代化施設整備事業1,000万円を増額、

林道大久保線道路改良事業の事業費確定に伴う道路橋梁整備事業470万円を減額、過疎対策事業債として、国の補正予算分に伴い堤田地区県営農業競争力負担金等の増加による農林漁業経営近代化施設整備事業1,240万円を増額、県営林道事業費確定に伴い道路橋梁整備事業530万円の増額、土木費の一般単独事業債として、柳宿の谷線落石対策工事及び野広橋修繕調査設計業務の事業費の確定に伴い合併特例1,400万円を増額、1枚めくっていただきまして、教育費の過疎対策事業債として、事業費確定に伴い地域文化振興事業1,960万円を増額、災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債として、事業費の確定に伴い農林水産業施設災害復旧事業370万円を減額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第46号を御説明いたします。平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。

歳出より説明いたします。10ページをごらんください。

総務費の一般管理費10万円減は、職員の時間外勤務手当の減額によるものであります。

1枚めくりまして、保険給付費の退職被保険者療養給付費28万8,000円増、一般被保険者療養費16万円増は、それぞれ実績見込みによるものであります。

1枚めくりまして、国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分65万3,000円増、退職被保険者等医療給付費分65万2,000円減、1枚めくりまして、一般被保険者後期高齢者支援金等分16万6,000円増、退職被保険者等後期高齢者支援金等分16万7,000円減は、それぞれの確定によるものであります。

続いて、歳入に移ります。8ページをごらんください。

県支出金の保険給付費等交付金44万8,000円増は、歳出で説明しました保険給付費に係るものであります。

繰入金的一般会計繰入金10万円減は、歳出で説明しました職員の時間外勤務手当の減によるものであります。

以上です。

続きまして、議案第47号を御説明いたします。平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

歳出より説明をいたしますので、12ページをごらんください。

総務費の一般管理費65万3,000円減は、職員手当等共済費、印刷製本費の減額、地域包括ケア関連の旅費の増額によるものであります。

1枚めくりまして、介護認定審査会費の認定調査費14万4,000円減は、益田広域市町村圏事務組合負担金の確定によるものでございます。

1枚めくりまして、保険給付費の居宅介護サービス給付費100万円増、地域密着型介護サービス給付費300万円増、施設介護サービス給付費1,300万円減、居宅介護福祉用具購入費40万円増、居宅介護住宅改修費50万円増、1枚めくりまして、居宅介護サービス計画給付費360万円増、1枚めくりまして、介護予防サービス給付費180万円増、介護予防福祉用具購入費16万円減、介護予防サービス計画給付費30万円増は、それぞれ実績見込みによるものであります。

1枚めくりまして、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費70万円増、1枚めくりまして、一般介護予防事業費5万2,000円増は、それぞれ実績見込みによるものであります。

1枚めくりまして、包括的継続的ケアマネジメント事業費24万9,000円増は、給料、職員手当等共済費、使用料及び賃借料の減額、委託料のケアプラン実績見込みによる増額によるものであります。

その下、任意事業費32万7,000円増のうち、報償費、旅費、役務費は確定額によるもの、負担金補助及び交付金9万6,000円増は、成年後見制度利用支援事業費の増額によるものであります。

その下、認知症総合支援事業費33万減は、実績見込みによるものであります。

続いて、歳入に移ります。8ページにお戻りください。

国庫支出金、国庫負担金の介護給付費負担金1,401万3,000円増、国庫補助金の調整交付金1,199万1,000円増、介護予防・日常生活支援総合事業交付金18万8,000円増、包括的支援事業・任意事業交付金12万8,000円減、事業費補助金83万円増、保険者機能強化推進交付金155万6,000円増、その下、支払い基金交付金の介護給付費交付金783万2,000円減、介護予防・日常生活支援総合事業交付金20万3,000円増、その下、県支出金の介護給付費負担金12万4,000円減、介護予防・日常生活支援総合事業交付金9万4,000円増、包括的支援事業・任意事業交付金6万4,000円減は確定見込みによるものであります。

その下、繰入金の一般会計繰入金147万円減のうち、介護給付費繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金、包括的支援事業・任意事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金は確定見込みによるものであります。

職員給与費等繰入金、事務費繰入金は、歳出で説明いたしました職員の給料、手当等の減額によるものであります。

その下、介護保険準備基金繰入金1,450万円減は確定見込みによるものであります。

以上です。

続きまして、議案第48号を御説明いたします。平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

歳出より説明いたしますので、10ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金148万9,000円減は確定によるものであります。
1枚めぐりまして、諸支出金の還付加算金1万3,000円増は過年度分還付によるものであります。

続いて、歳入に移ります。8ページにお戻りください。

一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金50万9,000円減、療養給付費繰入金601万4,000円減は確定によるものであります。

その下、諸収入の雑入503万4,000円増は、平成29年度療養給付費負担金の精算金によるものであります。

その下、雑入の還付加算金1万3,000円増は、歳出で説明しました過年度分還付によるものであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） それでは、議案第49号を御説明いたします。津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

予算書の12ページの歳出をごらんください。

管渠費の需用費としまして、光熱水費は実数量が減少したので30万4,000円減額しています。

委託料につきましては、施設管理業務委託料の入札減によりまして13万8,000円の減額をしています。

処理場費の需用費としまして、光熱水費は実数量が増加しましたので37万8,000円追加計上しております。

委託料としまして、汚泥処理業務委託料は汚泥処理の数量が減少したため89万6,000円の減額、施設管理業務委託料は水質試験の追加項目に伴いまして4万6,000円の計上、電気保安協会委託料は料金改定に伴いまして1万7,000円の計上となり、委託料全体で83万3,000円の減額となっております。

続きまして、次ページの14ページをごらんください。

施設整備費の需用費としまして、燃料費は使用料の減によりまして9万5,000円の減額、委託料としまして、下水道の詳細設計委託料の入札減によりまして55万8,000円の減額、現場技術業務委託料につきましても入札減によりまして39万7,000円の減額、新たに下水道計画調査業務が追加になったことから645万円の計上となりまして、委託料全体で47万1,000円の追加計上となっております。

工事請負費としまして、鷲原地区管渠工事の入札減、日原地区マンホールポンプの更新工事の入札減、また、新たに枕瀬地区の新規管路布設が必要となったことで、全部で103万1,000円の減額計上をしております。

続いて補償費でございますが、予定をしておりました電柱移転等が安価で終わったことから42万1,000円の減額でございます。

戻りまして、歳入を御説明いたしますので、10ページをごらんください。

分担金及び負担金の受益者負担金としまして、加入者の増が見込まれますので32万円を計上し、使用料及び手数料の登録手数料は指定工事店の新規登録によります1万円を増額しております。

一般会計繰入金としまして、42万4,000円の増額計上をしております。

諸収入の雑入としまして、消費税申告によります還付金が確定しましたので、529万8,000円の追加計上をしております。

町債につきましては、額の確定によりまして、それぞれ減額の計上をしております。以上でございます。

続きまして、議案第50号を御説明いたします。津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

予算書の10ページの歳出をごらんください。

営業費の業務費委託料としまして、入札減によりまして10万8,000円の減額でございます。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。

使用料でございますが、額の確定によりまして4万6,000円追加計上をしております。

繰入金の一般会計繰入金は15万4,000円の減額計上となっております。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 渡邊教育次長。

○教育次長(渡邊 寛夫君) それでは、議案第51号平成30年度津和野町奨学基金特別会計補正予算についての御説明をいたします。

まず、歳出の10ページ、11ページのほうをごらんください。

津和野町育英奨学金の貸し付けに2名減、貸付額が60万円の減額変更により、津和野町育英基金の積立金が205万5,000円の増額となり、合計で145万5,000円の増額となります。

戻りまして、歳入の8ページ、9ページをごらんください。

繰入金については先ほど説明しましたが、貸付金の金額が減額変更になったため60万円の減額、諸収入については先ほど説明しましたが、205万5,000円の増額となっており、合計で145万5,000円の増額でございます。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 医療対策課長。

○医療対策課長(下森 定君) 議案第52号を説明いたします。

歳出の10、11ページをごらんください。

総務費の負担金補助及び交付金629万7,000円の増額分の要因は、インフルエンザ流行の影響もあり、それに伴い医薬品費などが増、加えて昨年より診療所通所リハビリテーションになったために人件費増加によるものであります。

戻っていただきまして、歳入の説明を申し上げます。8ページ、9ページをごらんください。

外来収入におきましては1日当たり患者数27人、単価7,777円の実績見込みとして732万4,000円の増額となります。

保健予防活動収入247万1,000円の増額分は、インフルエンザ等予防接種によるものです。

主治医意見書、診断書のその他収入として27万6,000円を減額しております。

基金繰入金の減額分として390万円を計上、雑入の57万9,000円の減額分は、日原地域における医療従事者の使用料でございます。

県補助金として22万5,000円の増額分は、医療介護総合確保推進基金市町村支援事業費の訪問診療支援費補助金であります。

以上でございます。

続きまして、議案第53号を説明いたします。

歳出の10、11ページをごらんください。

介護老人保健施設事業費の負担金補助及び交付金603万9,000円の減額となっております。施設療養費収入減収に伴い経費削減によるものです。

ページをめくっていただきまして、12、13ページをお開きください。

訪問看護事業費175万5,000円の減額は、人件費減額によるものであります。

戻っていただきまして、歳入の御説明をいたします。

8ページ、9ページをごらんください。

介護老人保健施設事業費収入の施設療養費収入、施設利用料収入及びその他事業収入については、実績見込みによる金額をそれぞれ計上しております。入所療養収入においては、移転前が44人の実績で、計画より8.5人の減、11月以降は9.9人の減少となっております。利用者の高齢化に伴い、定期的に利用していただいた方がお亡くなりになり、加えて介護度の高い方は特別養護老人ホームのほうへ入所されており、利用者の減となりました。入所者が減少している分を短期入所で回したため、結果的に短期入所者は増収となっております。

その他事業収入75万3,000円の減額は、主治意見書やインフルエンザ予防接種によるものであります。

訪問看護収入の98万6,000円の減額、その他収入48万8,000円の減額についても、利用者減少に伴う実績見込み額を計上しております。

収入減に伴い、一般会計繰入金として3,409万4,000円を計上しております。

県補助金30万8,000円の増額分は、医療介護総合確保促進基金市町村支援事業費の訪問介護ステーション支援費補助金でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第54号を説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

企業債の変更で、330万円の限度額となり10万円の減額となります。詳細においては、資本的予算において説明をいたします。ページをめくっていただきまして、5ページをごらんください。

下の段の収益的支出の医業費用の給与費2万3,000円の減額分は確定によるものです。経費の交付金186万5,000円は実績見込みによる増額分であります。同じく減価償却費22万4,000円の減額は器械備品分の確定分であります。

医業外費用の消費税及び地方消費税の確定見込額として、26万円を計上しております。上の段の収益的収入をごらんください。

医業収益の入院収益、外来収益その他医業収益はそれぞれ実績見込額によるものであります。

医業外収益の負担金交付金の2,585万9,000円は不採算病院への運営資金と職員給与費、減価償却費等によるものであります。医業外収益のその他医業外収益216万円の減額は診断書、主治医意見書、おむつ代等によるものであります。補助金189万6,000円の増額分は、医療介護総合確保促進基金事業費補助金等の実績見込みによるものであります。

ページをめくっていただきまして、6ページの資本的支出をごらんください。

資本的支出の建設改良費12万9,000円の減額分は器械購入費の厨房用冷凍冷蔵庫及び消防保管庫1式の見積入札による減額分であります。

資本的収入の企業債借入金10万円の減額は、器材購入に伴うものであります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） それでは、議案第55号を御説明いたします。

津和野町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

収益的収入及び支出の14ページ下段の支出をごらんください。

水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費でございます。光熱水費につきましては、水道施設の電気料の追加計上としまして、153万6,000円追加計上しております。修繕費としまして、笹山浄水場のフィルターの交換、名賀水源地の管理道の修繕、上高野地区の自動ポンプ取りかえによりまして55万8,000円の計上をしております。

続きまして、配水及び給水費でございます。修繕費としまして滝元地区、曾庭地区の配水管漏水修繕、日原地区の給水管の修繕、吹野地区の橋梁添架水道管の漏水の修理、

左澄地区の凍結防止対策に伴います修繕、枕瀬配水池修繕等によりまして295万9,000円の計上をしております。

工事請負費でございますが、青原橋移転工事に伴います配水管移設工事の変更に伴います減額、野口地区配水管移設工事、県道津和野田万川線配水管仮設工事、福谷道路改良工事の額の確定によりまして、615万9,000円の減額計上をしております。続きまして、16ページをごらんください。

営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費でございます。それぞれ額の確定によりまして、47万5,000円の減額計上をしております。

戻っていただきまして、再度14ページの上段、収入をごらんください。

水道事業収益、営業収益でございます。水道使用料でございますが、額の確定によりまして、126万1,000円の減額計上をしております。加入分負担金としまして新加入が減少したことにより41万1,000円の減額を計上しております。

営業外収益でございますが、他会計補助金としまして203万4,000円の計上をしております。雑収益、移転補償費としまして町道木毛線道路改良工事に伴います移転補償費、福谷道路改良工事に伴います移転補償費等の額が確定したことにより92万1,000円の減額計上をしております。

続きまして、資本的収入及び支出の支出について御説明しますので18ページの下段の支出をごらんください。

資本的支出、建設改良費、水道施設整備費でございます。委託料としまして日原第4水源クリプト対策設計業務委託料の設計変更に伴います増額235万9,000円計上しております。工事請負費としまして、同じく日原第4水源クリプト対策工事の額が確定したことによりまして386万1,000円の減額となっております。

続きまして、収入について御説明しますので、同じページの上段の収入をごらんください。

資本的収入、国庫補助金でございます。事業費の額の確定によりまして150万2,000円減額となっております。基金繰入金につきましては、野口地区配水管移設工事の財源を基金繰入金としておりましたことから、工事費への額が確定したため、繰入金も107万円ほど減額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ちょっと時間が早うございますが、それでは午後1時まで休憩といたします。

午前11時21分休憩

午後1時02分再開

○議長（沖田 守君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

執行部から。副町長。

○副町長（島田 賢司君） それでは、午前中上程いたしました後でございますが、議案第14号津和野町役場の位置を定める条例の一部改正について、一部間違いがありましたので全面的に差しかえをさせていただきたいということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

場所は2項目の津和野町役場日原第2庁舎、このことが削ることを忘れてましたので、全部差しかえということで対応お願ひ申し上げます。

○議長（沖田 守君） ただいまお手元に、議案第14号津和野町役場の位置を定める条例の一部改正について、修正版が出ましたので、執行部、説明を求めます。

もう、説明したんかいね。財政課長。一応読まんや。総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 議案第14号の差しかえということで、大変申し訳ございませんでした。

内容につきましては、先ほど副町長のほうから御説明がありましたとおりでございますけども、第2条の第2号、この津和野町役場日原第2庁舎を削るという内容のものでございます。第2号を削りますので、第3号でありました津和野庁舎が第2号になるという改正内容のものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 別に御異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第55. 町長施政方針

○議長（沖田 守君） それでは日程第55、町長の施政方針をただ今から、お願ひをしたいと思います。町長。

○町長（下森 博之君） 平成31年第2回津和野町議会定例会の開会に当たり、平成31年度予算案を初めとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の基本的な考え方と主要施策について、その概要を申し述べ、町議会を初めとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願ひする次第であります。

昨年7月の豪雨では、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、死者数が200人を超える甚大な被害となりました。津和野町におきましても、降り続く雨の中で災害対策本部を設置し警戒に当たったところであり、一時は平成25年災害の再来を覚悟するほどの緊張感を有する事態にもなりましたが、結果として深刻な被害が生じなかったことは幸いであったとともに、改めて防災・減災に対する意識とさらなる施策の必要性を認識させられたところでありました。

また、同じく昨年4月には大田市を中心に震度5強の地震が発生し、その事実は島根の地にあっても地震への備えを怠ることのできない課題をつきつけられたとも受けとめたところであります。

こうした中、現在災害対策機能の中核として災害から町民の生命と財産を守るための砦となる役場庁舎の防災対策事業を進めておりますが、各地で頻発する災害を目の当たりにし、丁寧な検討を重ねながらも、かつ早急な対策を講じる緊急性を認めております。本庁舎と議場を含めた第2庁舎については現日原診療所施設への移転改修を、津和野庁舎については現庁舎の耐震改修を計画しているところであり、現日原診療所の改修は平成32年度内の完成をめどに着手してまいりたいと考えております。急峻な山間地に位置する本町の地理的な特性とともに、財政的な影響を考慮して既存建物の活用を優先した上での防災対策事業であり、考えられる最も現実的な方策であると認めているところでもありますので、よろしくお願いをいたします。

同時に、建設当時の施工不良により使用を中止しております山村開発センターの代替施設として、移転により空き施設となる第2庁舎の改修を検討してまいりたいと考えております。長年にわたり活用されてきた開発センターの代替機能としては不十分と認めておりますが、厳しい財政状況下であり、日原小学校体育館や日原賑わい創出拠点施設との連携により活用を進めてまいりたいと思いますので、町民の皆様の御理解を何とぞお願いいたします。

一方で、既存施設の活用により財政的な影響を極力軽減する方策をとりながらも、施設の改修には多額の事業費を要することが避けられません。特に本町は平成25年に豪雨災害に見舞われており、その復旧事業にかかわる起債が発生するとともに、CATV施設の更新や施工不良に伴う教育施設の更新などを行ってきた経過にあり、これらの事業と合わせた財政負担が今後重くのしかかってくることが予想されます。

平成17年の合併以来、本町は徹底した行財政改革と財政の健全化に取り組んでまいり、主要な財政指標のうち平成29年度決算において実質公債費比率は10.8%となるなど、着実にその成果を見るに至っておりますが、今後の財政状況については厳しく受けとめなければなりません。

第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づいたさらなる改革に努めるとともに、地方交付税や過疎債の確保に取り組み、財政の健全化とまちづくりのバランスのとれた行政運営を進めてまいります。

そして、資源の効率的、効果的な配分を意識しながら、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、さらには道路や上下水道を初めとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望のもとに、平成31年度における本町の主要な施策等について申し述べさせていただきます。

本町の財政状況についてでございます。

平成29年度一般会計の歳入歳出差し引き額は1億9,774万5,000円、実質収支は9,192万5,000円の黒字でありました。経常収支比率は89.5%と対前年度比1.2ポイントの減となりましたが、依然として高い状況が続いております。

また、主要財政指標である実質公債費比率につきましては10.8%と、対前年度比0.1ポイントの減となりましたが、全国的に見ますと依然として高い水準であります。

また、地方債につきましても、有利な地方債を活用するとともに新規抑制に努めてきたことにより、前年度比3億6,980万1,000円の減となり、平成29年度末には125億6,506万円となりました。積立金につきましては、財政調整基金及び減債基金とで前年度比4億8,208万6,000円の減となり、平成29年度末には21億3,044万1,000円となったところであります。

自主財源である税収につきましては、固定資産税の償却資産の減少等により減額が見込まれ、町税全体では前年度比1,101万円、1.5%の減額を見込んでおります。

また、本町は歳入の約46.7%を占める地方交付税を初めとする依存財源に大きく左右される状況にあります。こうした中、本町におきましては普通交付税における合併特例加算分の段階的な減少の4年目を迎えます。31年度も引き続き平成の合併により変化した市町村の姿を踏まえた算定見直しが行われますが、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。本町の均衡ある発展のためにも、自主財源である町税を初めとする歳入の確保に努力をしております。

一方、歳出については、少子高齢化の進展による社会保障費や扶助費の増大、公共施設等の長寿命化、文化財整備等の投資的経費が増加することにあわせ、他会計への繰出金も増加傾向にあり、昨年に引き続き財源不足分を基金で充当する結果となりました。さらなる行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めつつ、事業の緊急性や必要性などを勘案し、優先順位づけをした中で事業を展開してまいりたいと考えております。

本年度予算の基本的編成方針についてでございます。

平成31年度当初予算編成におきましては、自主財源の根幹をなす町税や地方交付税の伸び悩みなど、一般財源そのものの増収が見込めないことから、引き続き対前年度比マイナスシーリングの一般財源枠分配方式を採用した予算編成といたしました。

なお、配分枠予算を堅持しつつ重点施策を具現化するために、事業費や事務量の増減要因を十分に検証するとともに、さらなる経費の節減に努め、後年度負担にも配慮しながら基金や町債を効果的に活用するなど、限られた財源の中でより効率的な行政執行と財政運営の確立に徹する予算編成を基本的な考え方としたところであります。

こうして予算編成を進めた結果、平成31年度の一般会計予算額は79億2,400万円で、前年度当初予算額80億5,900万円に対し1億3,500万円の減額、率にして1.7%減、一般財源総額では51億221万6,000円となり、前年度の一般財源総額54億2,320万8,000円に対し3億2,089万2,000円の減額、率にして5.9%の減額予算となっております。

行財政改革の推進についてであります。

本町の行財政改革につきましては、第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、町税等の収納率の向上など行財政基盤の強化と効率的な行政経営に努めてまいります。

こうした中、行政評価制度については庁内で実行委員会を組織し、第2次津和野町総合振興計画の進捗管理等、事業の検証を推進してまいります。

住民協働のまちづくりの推進についてでございます。

住民協働のまちづくりの推進につきましては、12地域で組織されているまちづくり委員会との協働により、地域課題解決のための取り組みを進めます。また、地域提案型助成事業については、自治会結成に向けた取り組みや人材育成など組織づくりを重点的に取り組む事業について特別枠を設けて助成するなど、引き続き安心して住み続けられるまちづくりを住民の皆様と協働して推進してまいります。

また平成30年度から津和野町買い物支援センターを拠点として取り組んでおります高齢者等見守り及び買い物支援サービスにつきましても、地域課題解決に向けた取り組みとして、さらに推進してまいりたいと考えております。

男女共同参画社会の実現につきましては、平成30年度に策定した第2次津和野町男女共同参画計画の数値目標に対する進捗状況の検証を行い、目標達成を目指します。また、引き続き島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域や若い世代への啓発活動を充実させ、男性も女性もともに対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる社会の実現を推進いたします。

税収対策についてでございます。

平成31年度当初予算では、町税6億5,456万円を計上いたしております。その内訳は、市町村民税2億3,458万5,000円、固定資産税3億5,750万1,000円、軽自動車税他は6,247万4,000円であります。

平成30年度当初予算と比較すると、市町村民税については、236万7,000円(1.0%)の増額を、固定資産税についても、487万7千円(1.4%)の増額を見込んでおります。また、軽自動車税他についても環境性能割導入により、昨年より19万5,000円(0.3%)の増額を見込んでおります。

町税の賦課、徴収につきましては、適正な課税、厳格な徴収に努めてまいります。また、滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

住民保護行政についてでございます。

社会環境の変化に伴い日常生活の利便性が向上している一方で、悪質商法や詐欺の被害が後を絶ちません。

近年、消費者を狙う悪質商法の手口は複雑かつ巧妙化しております。こうした状況を受けて、町民が被害者とならないよう的確な情報を提供することにより消費者意識の

向上を図るとともに、安全で安心した消費生活が送れるよう、消費者の権利の尊重と自立の支援に努めてまいります。

同和問題を初めとする人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な問題です。

差別の現実に学び、同和問題を初めとするあらゆる人権課題の根絶を目指し、それぞれの人格や個性の違いを尊重し合い、真に一人ひとりの人権が尊重される差別のない、心豊かで住みよいまちづくりに努めます。そのためには、関係諸団体との連携を深め、人権感覚を高めるための啓発活動を中心に、総合的、継続的な取り組みを行い知識から認識へ、そして行動できる人材の育成に努めてまいります。

広域行政の推進についてでございます。

広域行政につきましては、益田地区広域市町村圏事務組合と、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム事務組合が組織されておりますが、圏域内におきましては、いずれの自治体も人口減少問題が喫緊の課題となっており、ますます多様化する住民ニーズに的確に対応する必要があります。

今後も、各組織の業務の円滑な運営と効率化を図られるよう、関係市町と意思疎通を図りながら行財政改革にも取り組み、一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、平成30年秋に益田圏域を舞台として撮影が行われた映画「高津川」の公開は、この地域の自然や人々の暮らし、これまで培われてきた郷土の文化などが注目される機会となることから、圏域一体となった発信に努めてまいります。

総合的なまちづくり施策の展開についてでございます。

本町のまちづくり施策に関しましては、「第2次津和野町総合振興計画」にのっとり、「人と自然に生まれ、温もりのある交流のまちづくり」を実現するため、引き続き町民の「一体感醸成」を図りながら、住民参加の協働のまちづくり体制を整備し、諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また平成27年度に策定をした「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」については、本戦略が5年間の最終年を迎えることから、「第2次まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」策定に向けた検討を行うとともに、引き続き人口減少問題に対応した施策の展開と、「過疎地域自立促進計画」に沿った地域振興策の推進に努めてまいりたいと考えております。

まちづくりの展開に当たっては、地域おこし協力隊員として受け入れている人材の活発な活動にも期待を寄せております。新年度当初は総勢で23名を予定しており、つわの暮らし推進課に5名、農林課に12名、商工観光課に1名、教育委員会に5名をそれぞれ配置予定でございます。

以下、第2次津和野町総合振興計画に準じて、施政方針と具体的施策等について述べさせていただきます。

基本目標1、ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり。

自然環境についてでございます。

自然環境を守り、自然と共生した生活を営むことは、津和野町の魅力を高め重要な定住要件となるとともに後世にすばらしい財産を残す観点からも重要であり、継続的な活動が大切であります。映画「高津川」の公開を契機として、より一層の啓発と活動に取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、CO₂削減に向けて事業所や住宅における日々の電気や燃料消費量の節減、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みなどによるごみの減量等の積み重ねが重要でありますので「津和野町環境パートナーシップ会議」を中心として町民の皆様に行動の輪が広がり実践していただけるよう推進してまいります。

また、平成31年度におきましても、引き続き再生可能エネルギーの利用促進等を図りたいと考えております。

町並みの整備についてでございます。

「歴史的風致維持向上事業」につきましては、津和野城下町を中心とした重点区域内において、JR津和野駅周辺整備計画を進めるため、引き続き駅前駐車場の移転、駅前ロータリーの整備工事を進めるとともに、今後、駅舎の改修に着手してまいります。

稲成丁については、舗装の美装化と小公園の整備を行い、殿町から続く表参道のイメージを強化します。

日原地区では日原賑わい創出拠点づくり事業として、3月末までに完成予定であるカフェ棟、トイレ棟、図書館棟周辺の外構工事を引き続き進めてまいります。ソフト事業としては、過疎集落等ネットワーク圏形成支援事業の導入を予定し、集落支援員制度も活用しながら、地域の賑わい、活性化を目指す体制整備を官民で連携し、行ってまいります。

城山整備事業については、各課を横断するプロジェクトチームにおいて、森林の除間伐、自然歩道改修、トイレ・東屋建築、ライトアップ設備、登山口の滞留場の整備などに引き続き取り組んでまいります。

「日本遺産」事業については、津和野町日本遺産センターの活動を通じて、ガイドによる百景図の解説を交えたまち歩きを促進し、津和野町の歴史・文化・自然等の魅力の情報発信を行っていきます。また、引き続き、歴史文化基本構想観光拠点整備事業を推し進め、城下町、津和野地区と天領、畑迫・日原両地区を連携させ、サイン設置などのハード整備と、より広範なソフト展開を図ります。

一方、景観保全・景観づくりにおきましても、引き続き町景観計画に基づき推進してまいります。

環境衛生についてでございます。

高津川流域の河川をより一層きれいで親しみを持っていただける川として未来の人々に伝えていくために流域全体で水質浄化やごみの不法投棄に対して、住民の皆様と連携して取り組みを進めてまいります。

その方策として津和野地区においては下水道整備事業により供用開始区域の拡張を図るとともに、下水道認可区域外地区においては合併処理浄化槽設置に対する補助事業を推進します。しかしながら、津和野処理区の下水道への加入人口率は県内自治体と比べて低く、下水道効果の向上と健全な事業運営を行うためには加入率の向上が重要な課題となっております。既に供用開始区域となっている地域の皆様には何とぞ御理解御協力をいただき早期加入をよろしくお願いいたします。

また、環境に深刻な影響を与えておりますごみ処理問題は大量生産・大量消費により大量の廃棄物を生んでおりますので、限りある資源を有効に活用するためにリサイクル運動など環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図るため廃棄物の3R活動への理解を深めていただけるよう普及啓発に努めてまいります。

道路と交通についてでございます。

町内の道路の整備や維持管理につきましては、効率的、計画的に実施し町民の皆様の日常生活や経済活動が円滑に行われるように引き続き努めてまいります。

県道等の整備につきましては、今年度も継続の改良工事6路線（須川谷日原線、匹見左鐙線、青原停車場線、津和野田万川線、津和野須佐線、柿木津和野停車場線）が予定されており、事業推進にあたり、県に協力をしてまいります。懸案であります県道編入1路線（町道森野坂線）についても、引き続き要望していきたいと考えております。

また、県営林道開設事業2路線（耕田内美線、三子山線）が継続で予定されており、このことに対しての負担金を計上しております。そのほか、町負担金を伴わない交通安全施設整備事業等について、県に要望していきたいと考えております。

町道の改良工事に関しまして、道路新設改良工事では7路線（笹ヶ谷線、木毛線、日原添谷線、高嶺線、奥ヶ野東線、商人線、滝谷1号線）、落石対策工事では福谷線（左鐙）をそれぞれ実施し、新たに一の谷線の落石対策の測量調査設計に着手してまいります。

また、日原市街線旭橋の橋梁の耐震化補強工事に昨年度から着手しているところではありますが、今年度は上部工に着手することとしております。道路施設の長寿命対策では、26年度から始まった5年サイクルの道路点検業務が一巡し、今年度から2順目に入りますが、計画的に点検業務を実施してまいります。

交通対策につきましては、バスの運行に関して津和野町内線の充実、石見交通と共通で利用できる1日乗車券の導入、日原市街地線の増便、木部線の運行経路変更やバス停留所の新設など、民間事業者と連携して有効な移動手段の確立に向けた取り組みを進め、公共交通の利便性の向上と効率的な運行に努めてまいります。

J R山口線は、私たちの日常生活に欠かせない重要な交通手段であることから、山口線利用促進協議会と連携し、さらなる利用促進に取り組んでまいります。

萩・石見空港で運航中の東京線は、萩・石見空港利用拡大促進協議会と連携し、さらなる空港の利用促進策を推進するとともに、本町独自の利用促進策として、2人以上で往復利用した町民を対象に、申請に基づき商品券を贈呈する取り組みを継続したいと考えております。

住宅についてでございます。

住宅政策は、定住の重要な要件となるものでもあり、所得や年齢層、立地条件等さまざまな角度から検討し、整備を進めていかなければなりません。

平成25年3月に策定した町住宅マスタープランや公営住宅等長寿命化計画に沿ってこれまでストック改善事業を実施してまいりましたが、昨今の町営住宅情勢の変化もあり、長寿命化計画やマスタープランの見直しを図る必要性があり、これに係る予算を計上させていただいております。その見直しを踏まえ、町営住宅中座団地平屋建て9棟のストック改善（建替え）に係る設計に着手してまいります。

また、県営住宅については青原地区に新県営住宅の建設が今年度において着手される予定であります。町としても定住対策の面から事業推進に当たり県に協力をしてまいります。

生活用水についてでございます。

津和野町簡易水道事業統合計画に基づき平成30年3月に簡易水道事業を統合し、4月より公営企業会計により事業展開をしております。安全で安定した生活水の確保に向けて施設の改善や適切な管理運営に努めるとともに、引き続きクリプト対策事業や管路の更新を計画的に進めてまいります。

消防・防災についてでございます。

本町におきましては、平成25年豪雨災害や東日本大震災を教訓として、災害に強い安心・安全で住みよいまちづくりを進めているところです。

風水害や地震等の自然災害は、発生そのものをとめることは不可能であり、被害を低減させる「減災」の視点が大切です。そのためには、「自助」、「共助」及び「公助」の3つの要素を強化するとともに、住民と行政が連携して災害に備える防災体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

新年度におきましても、自主防災組織の結成や防災士資格の取得促進、地域提案型助成事業補助金及びまちづくり組織交付金の活用などを通じて、地域防災力の向上に努めてまいります。

平成29年度から運用しておりますデジタル防災行政無線については、緊急時の情報がより確実に提供できるとともに、役場本庁舎にある親局と町内各地にある子局との相互通信を行うことができます。無線機能を最大限に活用するためには操作訓練の積み重ねが重要ですので、地域と一体となった訓練の実施に努めてまいります。

平成30年度に作成いたします防災ハザードマップについては、水害リスク情報や急傾斜地の崩壊及び土砂災害等の危険な個所の情報を掲載し、住民へ周知するとともに、町内各所での自主防災組織の結成や避難計画作成の支援に取り組み、住民の安全確保に取り組んでまいります。

県に対しましては、治山事業や地すべり防止事業、砂防事業等を年次的に実施されるよう毎年要望を行っております。島根県では、平成25年豪雨により土石流災害が発生した溪流を中心に緊急治山事業や地すべり防止事業、緊急砂防事業等により整備を図ってきましたが、これ以外にも土石流が発生する可能性のある溪流が本町には数多く存在しており、引き続き県に対して施設整備の要望を行ってまいります。

また、今年度の県事業として、治山事業は名賀の白井地区及び木尾谷地区、砂防事業では継続の牧の谷川、上寺田川、鳴谷川、新たに下山川、急傾斜地崩壊対策では継続で扇町地区、新規で山根丁地区が予定されており、町としても着実な事業推進が図られるように協力をしてまいります。

消防につきましては、広域消防及び消防団との緊密な連携のもと火災予防の徹底を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の観点から、多様化するあらゆる災害に対処するため、水防工法や救助資機材を使った訓練等も実施し、団員の災害出動時の技量向上を図ってまいります。また、引き続き消防設備や安全装備品の整備を進める必要があると考えており、今年度において、第3次消防団総合整備計画を策定してまいります。

地籍調査についてでございます。

高齢化や木材価格の低迷により、山林の管理が放置され、今後、境界を知る者が少なくなっていくことから、引き続き地籍調査事業や山林境界保全事業により境界の確定を行っていくこととしております。

今年度、一筆地調査3地区【現地調査：相撲ヶ原Ⅶ（相撲ヶ原上）、内美⑦（下高野）、直地①（奥山）、閲覧及び認証3地区：相撲ヶ原Ⅵ（相撲ヶ原上）、内美⑤（上高野、下高野）、笹山⑤（沼原）】、測量業務9地区【相撲ヶ原Ⅵ・相撲ヶ原Ⅶ（相撲ヶ原上）、富田ハⅡ・富田ハⅢ・富田ハⅣ（二俣）、内美⑤・内美⑥（上高野、下高野）、笹山⑤（沼原）、笹山⑥（青野山）】を予定しております。

このほか、島根県による県道津和野田万川線の改良事業に伴い、部栄地区で実施しております地籍調査（ミニ国調）は、改良促進に協力をしていくため、今年度閲覧、認証の手續を完了させる予定であります。

情報通信についてでございます。

ケーブルテレビ事業につきましては、鹿足郡事務組合において平成29年度よりケーブルテレビ光化促進事業を活用し、津和野町全域のケーブルテレビ設備のFTTH化工事を3期に分けて整備しております。平成31年度が最終年度となり、津和野地区連担地域を対象に整備を行うこととしております。

また、携帯電話の不感地域の解消につきましては、国の携帯電話等エリア整備事業を活用し、平成31年度は笹ヶ峠地区に基地局の整備を進めてまいりたいと考えております。

基本目標2、学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくりでございます。

新学習指導要領では、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の必要性を示し、「生きる力」を子どもたちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、「何ができるようになるか」を明確化するとしています。

また、大学入試制度の改革、小中学校の体験活動や外国語教育の充実など、教育を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えています。

津和野町も、国の示す方針に沿いながらも、津和野町の誇る自然や文化を有効に活かした、津和野町ならではの教育の推進に努めます。

学校教育についてでございます。

学校教育につきましては、小・中学校で身につける基礎的・基本的な知識や技能の習得はもとより、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、思考力・表現力・判断力の育成を一層重視してまいりたいと考えております。

そのためには、策定した「0歳児からの人づくりプログラム」に基づき、教育委員会と健康福祉課とが連携し、「18歳までに育てほしい姿」に向けて取り組むとともに、保育園や津和野高等学校との連携を一層深め、幼・小・中から高校につながるよう、一貫したキャリア教育・ふるさと教育の推進に取り組みたいと考えております。さらに、芸術士派遣事業などの事業を通して、津和野町の教育の魅力化を推進し、定住施策にもつながる取り組みにしていきたいと考えております。

さらに、教育魅力化コーディネーターを充実し、保育園から高校までの学校間、並びに学校と地域との連携強化に努めます。

学力向上対策として、引き続きICT機器の利活用や協調学習の取り組み等、新学習指導要領でも示されたアクティブラーニング型の学習を一層強化し、教員の授業力向上の取り組みに加え、児童・生徒の言語活動の充実と図るとともに、学ぶことへの意欲を高める取り組みを展開していきたいと考えております。

また、2020年度から本格実施される小学校の外国語教育については、1年早く、本格実施と同様の授業時間で対応いたします。

さらに、特別支援教育の推進・充実に努めるとともに、いじめや不登校等の問題を抱える児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、引き続き適切な対応をしてまいりたいと考えております。

学校給食につきましては、近年の食材費の高騰や今年予定されている消費税の引き上げにより、給食費の値上げが避けられない状況でありましたが、町内の農事組合法人わくわくつわの協同組合より津和野産米100袋を御提供いただくことで、値上がり分の

価格と相殺できるため、引き続いて1食当たり25円の給食費補助を行うことで、現行の給食費の負担額を維持いたします。老朽化した施設の中ではありますが、さらに衛生管理の徹底に努め、地産地消の推進とアレルギー対応食の徹底など、今後も安心して安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

社会教育についてでございます。

社会教育につきましては、学校教育と連携・融合した取り組みとして、ふるさとを愛し、誇ることのできる「津和野人」の育成を目指すため、引き続き「学びの協働推進事業」に取り組みます。本事業の実践を通じて、学校・家庭・地域の連携を深め、単に学校支援にとどまらず、「ふるさと（地域）は大きな家族」のスローガンのもと、「地域ぐるみの子育て」を推進し、地域の教育力の向上を図ります。

また、現在は、少子化により、子供たちが放課後等に、子供社会で学んできた縦横の人間関係や、遊びの中での工夫など、キャリア教育につながる活動ができがなくなっています。放課後子供教室を通じ、放課後等の子供たちが、ふるさとを肌で感じることができるよう体験活動の充実を図るとともに、安全に活動できる居場所づくりや環境づくりへの取り組みを行っていきたいと考えています。

このような「ひとづくり」、「地域づくり」の中心となるのが公民館でございます。地域住民のよりどころであり、身近な学習・交流活動の場、地域課題を解決していく場でもあります。今後も地域の拠点として、各地域のまちづくり委員会とも協力をしながら、公民館活動の充実を図ります。

近年、青少年の体力・運動能力の全体的な低下と、二極化の傾向が見られます。当町においても同様の傾向があり、青少年の体力・運動能力の向上は大きな課題でもあります。昨年島根県は、2029年に2順目となる国民スポーツ大会に名乗りを上げておりますが、この機会を捉えて、津和野町としても青少年を初めてとした町民の体力向上と、特色あるスポーツの振興を図るための方向づけをしてまいりたいと考えております。併せて、引き続き未就学児への運動あそびを継続しつつ、子供の体力向上に重点を置いた取り組みを行いたいと考えております。

図書館事業につきましては、学校図書館とも連携しながら、情緒豊かな子供の育成を目指し、読書が好きな子供たちを育てる取り組みを進めるとともに、今後も引き続き乳児健診等での絵本の読み聞かせ事業等、乳幼児期から本に親しむ機会を多く提供していきたいと考えております。新設された日原図書館につきましては、日原賑わい拠点の一つとして、機能的で利用しやすい図書館の運営に向けて取り組みたいと思います。

文化の振興についてでございます。

文化財行政につきましては、これまで津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画を基本に事業を推進してまいりましたが、文化財保護法の改定により「文化財保存活用地域計画」を定める必要が生じたため、歴史文化基本構想をベースとして、改めて「文化財

保存活用地域計画」を策定し、貴重な文化財を継承し活用してまいりたいと考えております。

修復された藩校養老館については、一般公開を行うと同時に、施設を町民の皆さんにも有効に活用できるように努めるとともに、老朽化が進む御書物蔵の修繕に取りかかりたいと考えております。

文化庁より認定を受けた日本遺産の多くの構成要素について、引き続き顕彰と保存・活用を行っていきたいと考えております。

史跡津和野城跡につきましては、引き続き出丸の石垣修理工事を着実に進めたいと考えております。

名勝旧堀氏庭園につきましては、堀氏庭園を核とした地域の活性化に向けて立ち上げられたNPO法人の「旧堀氏庭園を守り活かす会」とも連携・協力し、名勝の活用に取り組んでまいります。

そのほか、昨年2月に国の史跡指定を受けた津和野藩主亀井家墓所の保存活用計画策定を進めるとともに、その他の指定文化財や民俗芸能につきましても、引き続き保存・活用・継承に努めてまいります。

本町には森鷗外記念館や安野光雅美術館、郷土館、日原天文台等、多くの文化施設があります。特に安野光雅美術館については、館外展の入場者数が好調で、本年度も8会場で8万人を超える方々に展覧会に足を運んでいただきました。こうした館外展は、津和野町の魅力発信の絶好の機会でもありますので、PR映像を会場で放映するなどして、魅力発信に努めてまいります。

森鷗外記念館では、種市コレクションを活用し、特別展等を計画しながら、入館者の増加に努めてまいりたいと考えております。

島根県立大学と取り交わした、西周に関する学術協定によりスタートした西周賞や西周全集の発刊に関連する取り組みなど、さらに充実したいと考えております。

基本目標3、働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくりでございます。

観光についてであります。

平成30年の年間観光客入り込み数は約112万1,000人、年間宿泊者数は3万4,000人と、平成29年の年間観光客入り込み数、約117万4,000人、年間宿泊者数は、約3万4,000人に対し、入り込み数は約4.5%減少、宿泊者数はほぼ同数でした。津和野地区においては、2月の大寒波の襲来、また7月、中四国地方などを襲った水害の間接的な影響により、1万9,000人の入り込み数減少が見られた中、日原地区では同様に天候の影響と、道の駅シルクウェイ屋外ブースの廃止に伴うレジ通過数の減少から、地区全体で2万9,000人減少いたしました。特にSLやまぐち号は修理途中、水害により広島からの帰還が困難となり、乗車率が前年比41.3%減と大幅な減少を記録しました。宿泊者数については、昨年同様に休業や人手不足による稼働率を抑えた施設もあり、宿泊総量が減少した中、大幅な減少には至りませんでした。

一方、インバウンド関連については平成29年の宿泊者数849人に対し、平成30年は宿泊者数1,069人と約25.9%の増加となりました。国内全体としても、前年比8.7%増加しており、大幅な増加が見られたことは、悪天等のマイナス要素も見られる中、減少に歯どめがかかったものと思われます。国別ではカナダ、アメリカなど欧米系の宿泊者が大幅に回復し、あわせて中国の割合が前年比277.3%と大きな伸びを示しました。

全体的な宿泊総量が落ちている中で、回復してきた外国人宿泊者数をさらに伸ばすため、町観光戦略会議の活動を通して、インバウンド誘致対策を実施していく所存です。については国際交流員や各機関の役割を整理し、外国人目線による効果的なPRを実施し、インバウンド客が誘導する形での総体的な入り込み客の増加を目指します。

イベントについては、引き続き関連3団体が連携し、季節ごとの各イベントと前後の期間で事業者の自主的取り組みによるキャンペーンを行う「3団体連携戦略的観光キャンペーン」を実施します。

また、山陰道の早期開通を目指し、益田市・浜田市とも連携した広域観光コースをアピールするため、JAF会員を中心にスマートフォンのアプリを使ったデジタルスタンプラリーを新たに取入れます。

次に都市交流事業におきましては、津和野町東京事務所の業務について、町正規職員、嘱託職員の2名体制で運営を維持いたします。引き続き「森鷗外先生に由来する津和野町と文京区との縁のイメージの徹底・定着」を基本テーマとして、「観光PR、誘客セールス」、「定住対策のワンストップ窓口」、「特産品のPR・商談支援」、「津和野高校就学支援」等の事業を展開いたします。今年度は農林課とともに地産都消を一括して管理する地域商社機能を立ち上げるため、事務所内での連携を進めます。

また、秋には文京シビック大ホール開設20周年記念事業として、文京区が主催をする石見神楽公演を高津川流域市町、島根県と協力して支援し、文京区との関係強化及び益田広域圏のPRを推進いたします。

商工業についてでございます。

日本経済は引き続き、全国的また島根県全般としても景気の緩やかな回復基調は続いております。一時は水害等の影響から観光入り込み客が減少し、観光業に深刻な状況が見られました。一方、有効求人倍率は高どまりしており、雇用のミスマッチもあって、観光業、医療介護関連などの人手不足状況は顕著です。このように零細個人事業者を中心に回復感覚は乏しく、地域経済は引き続き厳しい状況が続いております。

本町といたしましては、中小企業・小規模企業振興基本条例の趣旨にのっとり、引き続き固定資産税の減免による振興条例、商工業事業後継者支援事業補助金及び地域おこし協力隊員による商工業事業承継研修制度を活用し、親族・第三者への事業承継を促し、廃業等の防止に努めます。

また、利子補給や信用保証料補給など既存の金融支援施策を的確に実施するとともに、利用率の高い津和野町個別商業包括的支援事業も引き続き実施いたします。さらには、必要に応じて島根県地域商業活性化支援事業を活用した空き店舗活用も行うことで、今後とも商店街の維持継続も進めてまいります。

次に、6次産業化については、津和野栗再生プロジェクトを着実に進め、栗植栽を推進するとともに、一次加工したむき栗の供給体制を整えてまいります。

このほかの特産品についても、津和野町東京事務所、県しまねブランド推進課、町外小売事業者等との連携を強化し、その上で日本三大芋煮に関する取り組み等、さまざまな手法で販路拡大・PRを目指し、少量であっても本町の素材の魅力を的確に消費者に伝え、津和野ブランドの拡大とイメージアップにつなげていく所存です。

農林水産業についてでございます。

津和野町では、圃場整備が行われて30年以上を経過した水田も多く、機械化に適応しづらい圃場が出てまいりました。農家の高齢化や担い手対策、耕作放棄地の防止等のために農地の流動化を図り、農業用施設の維持・管理労力や生産経費の削減等を行い、地域間競争力の向上を目指すことを目的として、昨年度から2地区、中山・長福地区、堤田地区において、農地の大区画化の圃場整備を行う県営農業競争力強化基盤整備事業の工事を進めておりますが、平成30年補正予算により事業費の増がなされ、現在その進捗の加速化が見られております。町といたしましても、引き続き早期完成に向け取り組んでいく所存であります。また、新たに1地区申請予定の山下、中曾野、吹野について、32年度事業採択に向け地形図作成などに着手し、申請の準備をしてまいります。

圃場整備の完成後は、面積の10分の1以上に米以外の高収益作物の栽培が義務づけられており、国民1人当たりの米消費量が約50キログラムに低下していることから、水稲だけに頼らない農業が今後の課題であると認識をしております。

一方、町内の農事組合法人を中心に飼料用米やWCSの栽培面積が拡大しており、主食米栽培面積の抑制につながっております。

平成30年度から始まった生産収量の目安は、平成31年度の割り当て面積に対して、栽培予定面積は目安値以内でおさまっており、ここ数年は希望のまま作付することができております。

水耕栽培から高収益作物への転換を後押しするため、県単事業を活用したモデル事業に取り組んでおり、津和野町では栗のモデル圃場を70アール造成いたしました。遊休農地の拡大をやめ、米にかわる収益作物で機械化する必要もないことなどから、今後も栗植栽面積の拡大を図っていきたいと思っております。

国が進めているまち・ひと・しごとふるさと創生事業を活用した事業として、平成29年度より津和野町農商工連携推進事業を進めており、野菜生産農家の面積拡大と多品目生産への取り組みをしております。あわせて、野菜の加工や地産都消の可能性にもチ

チャレンジしており、クオリティーの高い農産物の生産技術についても啓発活動をしながら、農家所得の拡大につながる体系づくりに取り組みを進めています。

島根わさびブランド推進協議会も2年目を迎え、消費拡大が起こりつつも原料調達に苦慮しており、生産量の拡大を目指したリースハウスの増設や畳石式ワサビ田造成を図っております。

林業においては、自伐型林業を継続して推し進めるため、地域おこし協力隊を迎えてきましたが、平成30年度末までに3年を経過した協力隊員が6名になります。それぞれ独立するための経営計画を立てながら林業に打ち込んでおられます。

平成31年度より森林環境譲与税が交付されることになり、森林整備を後押しいただけることとなりました。壊れない作業道の開設技術を身につけた協力隊卒業者に協力いただき、森林整備を加速化していきたいと考えております。

あわせて、本町全域の航空レーザー計測により得られた山林資源量の把握や山林の地表面を立体映像化したデータ等も活用して、高津川森林組合の協力を得ながら、森林境界確認作業も進めていくことにしております。山林の所有者境界を机上で明確化することにより、山林の利活用が進むことを期待しております。

今後、山林を保有されている皆様には、所有者ごとに森林経営の意向調査を実施させていただきます。御協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

美しい森林（もり）づくり条例に基づいた美しい森林（もり）づくり構想では、森林と人とのかかわりについて、先進的に取り組んでおられる方々の講演会を通して、私たちができることは何かを検討しております。多くの方々に森林に関心を持っていただき、利活用が進み美しい森林（もり）が広がっていくことを願っております。

持続可能な社会の実現が国連を通して全世界に叫ばれております。食料自給が可能な場所、エネルギーをつくれる場所は、本町を含めた中山間地域であると思っております。都市部では残念ながら持続可能な社会を独立させることは難しいでしょう。

このような考え方の中から、都市部で生活している若者や田舎から移り住んでいる方々が、住んでみたい町に選んでいただけるよう農林業の活性化に引き続き取り組みます。

企業誘致についてでございます。

これまで取り組んできたIT人材の育成を柱としたIT系企業の誘致に今後も引き続き取り組んでまいります。なお、町が立地認定をしている企業では20名を超える雇用が生まれ、さらなる求人を行うなどその成果があらわれており、企業訪問等の地道な活動と並行して取り組み、一層の「しごと」づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

基本目標4、助け合う心を大切に明るい家庭や地域をつくるまちづくりでございます。

定住施策の推進についてであります。平成27年度に策定したまち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略では、「若い女性が住みたいまちづくり」を基本的視点として、「津和野に回帰する人の流れをつくること」や「若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる」など、五つの柱からなる基本目標に向けた移住・定住施策を推進してまいりました。平成31年度には、第2次まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略を策定し、新たな基本目標に向けた移住・定住施策をさらに推進してまいります。

主には、空き家情報バンク事業の推進や移住・定住者へのサポート、妊産婦通院サポート事業や出会い創出事業など、支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

さらに、平成28年11月に設置しました津和野町女性会議におきましては、平成30年度からの第2期女性会議において、若い女性が働きやすい職場環境や起業を応援する仕組みや制度の構築を目指し、平成31年度は「雇用（働く）」をテーマに女性の視点で津和野町における現状把握や課題について検討を行っていただくこととしております。また、若い女性を対象としたイベント等を開催し、同世代の女性の意見を集約しながら、さらなる若い女性が住みたいまちづくりの実現に向けた施策の展開を図りたいと考えております。

平成30年11月より津和野町人口減少対策プロジェクトとして、各課より2名ずつ委員を選出し、課を超えたプロジェクト会議を開催しております。会議でまとめた意見を今後の施策に反映させ、人口減少に歯どめをかけられるよう努めてまいります。

津和野町定住推進住宅の整備につきましては、森村地区に地域優良賃貸住宅を2棟12戸、畑迫地域につわの暮らし推進住宅を4棟整備することとしております。

また、今後の住宅整備につきましては、財政状況を踏まえながら効率的な住宅整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の皆様が本町で安心して健康に暮らしていただくことも重要な定住対策と認めております。平成24年度より実施しているまちづくり委員会の設置と地域提案型助成事業は、地域で住民を支え合うための活力あるコミュニティーの形成を目的の一つとしたものでもあり、高齢者の方々が積極的に活動に参画していただける場づくりを推進してまいりたいと考えております。また、シルバー人材センターや老人クラブ等とも連携した取り組みを推進してまいります。

津和野高等学校支援については、地域おこし協力隊制度を活用し、高校魅力化コーディネーターを配置するとともに、平成31年度より2名を島根県立津和野高等学校後援会職員として雇用し、体制を強化することとしております。高校魅力化の取り組みとしては、ふるさと教育・キャリア教育につながる地域課題解決能力育成プログラムを実践してまいります。さらに、教育委員会と連携し、町全体の教育を魅力あるものにするため、保・小・中・高の一貫したふるさと教育・キャリア教育を推進してまいります。

また、町営英語塾HAN-KOHについては、高校生コースと中学生コースを設置し、町全体の学力向上に向け取り組んでおります。平成30年度は講師3名、支援スタッフ

2名、時間スタッフ3名体制で運営しており、津和野高校生54名、町内中学生51名が入塾し充実した学習環境の整備により、生徒の学習習慣の定着、学習意欲の喚起に効果が上がっていると考えております。

今後も津和野高等学校との連携により、魅力化に向けて取り組んでまいります。

保健・医療についてであります。

本町の健康づくりに当たり、特定健診を初め各種がん検診の受診率向上に努めるとともに、健康で生きがいのある町づくり会議や各地区の健康を守る会等関係機関と連携し、健康意識の向上を図ります。特に働き盛りの若い世代の方々の糖尿病予防や脳卒中予防に向けての取り組みを行ってまいります。

また、高齢化が進む現状において、住みなれた地域で健康に生活し続けるために必要な医療、介護、健康づくり事業や住まい、生活が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、地域力を高める働きかけを実施してまいります。

子育て支援については、昨年10月に開設した子育て世代包括支援センター「来る未(くるみ)」により、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない相談及び支援に取り組まします。

地域医療については、指定管理者である医療法人橘井堂が津和野共存病院、日原診療所、介護老人保健施設「せせらぎ」、訪問看護ステーション「せきせい」の運営に当たっていただいております。施設の集中と効率化に伴い、昨年11月に介護老人保健施設せせらぎの減床及び移転を行うとともに、通所リハビリテーションを日原診療所に併設いたしました。本年4月からは、老健せせらぎ東棟2階に日原診療所・訪問看護ステーションが移転となります。

日原診療所の診療体制においては、平成30年4月より常勤医師をお迎えし、安定した診療体制を継続することが可能となりました。

益田圏域においては急性期・回復期・慢性期とそれぞれが機能分担をして、病病連携することで医療の質と量の確保を目指しております。常勤医師が病気療養を要すなど、医療・介護従事者不足による厳しい環境の中、圏域での連携を深めるとともに県の協力を仰ぐことが不可欠と考えております。

こうした中、医師確保につきましては引き続き医療法人橘井堂と連携をし、関係する大学への派遣要請や島根大学医学部の地域枠入学者等との意見交換会、地元出身者などゆかりのある医師や地元出身医師からの情報収集並びに各種紹介・派遣会社等への依頼など、あらゆる手段を講じて最大限の努力をしてまいります。

また、島根大学医学部付属病院卒後臨床研修支援センターや益田圏域関連病院との連携で、初期臨床研修プログラムでの初期研修医及び後期研修医も受け入れる予定であります。次代を担う若い世代の医師を積極的に受け入れ、医療のみならず津和野町での生活を通して多くの学びを得られるよう支援していきたいと考えております。

医療技術職・看護師・介護福祉士等医療福祉従事者不足も深刻な課題であり、実習の受け入れとともに大学・専門学校等を訪問し、津和野町の地域包括ケアの特徴や個別性を重視した教育体制とともに奨学金制度や住宅環境の整備を行い、引き続き確保に努めてまいります。

地域における医療・介護関係者との連携を図るために、昨年に引き続き包括的支援事業として、在宅医療・介護連携推進事業をスムーズに行い、事業を円滑に実施いたします。在宅医療・介護連携に関する相談支援、地域医療・介護の資源把握、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発について事業展開をし、地域包括ケアをさらに深く浸透させていきたいと考えております。

少子高齢化が進展していく中、高齢期になってもその持てる力を発揮して、生涯現役として自己実現と社会貢献ができ、健康で過ごすことのできる環境づくりと住みなれた地域で安心して暮らせるよう健康寿命を延ばす予防活動が重要となっております。地域の中では社会参加の機会や活動の場の確保、お互いを見守りや助け合いの拠点となる住民主体の通いの場がふえてきており、その場を活用した健康づくりや介護予防の取り組みを推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築のためにも地域力の強化を推し進めてまいります。

また、自立支援と重度化予防を目指す取り組みの中で、多職種の連携が必須となっており、地域ケア会議を継続開催して、多職種が連携して高齢者のさまざまな課題の解決や介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることに努めてまいります。介護支援専門員が多職種の専門的な助言を通じて自立に資するケアマネジメントに必要な知識や技術を習得し、実践に生かせることを目指してまいります。さらに、個別事例の検討から抽出された地域課題についても関係機関や多職種で連携を図りながら、解決に向けて取り組んでまいります。

福祉等生活支援対策についてでございます。

本町における生活保護者につきましては、平成30年1月末現在で生活保護世帯数37世帯(対前年度比マイナス2世帯)、保護受給者数45人(対前年度比マイナス1人)、保護率5.92パーミルとなっております。

保護申請は継続して発生しているものの、高齢者の施設入所等に伴う保護廃止件数が新規開始件数を上回っていることから、保護受給者は減少傾向にあります。

また、生活困窮者自立相談支援事業につきましては、町社会福祉協議会に事業委託して相談窓口を開設しており、生活困窮者に対して幅広い分野において相談及び支援を行っているほか、福祉事務所にも就労支援員を配置しているところでございます。

今後も町社会福祉協議会と連携を密にしながら生活保護に至る可能性のある生活困窮者に対し、生活の安定と自立につながるよう就労を含めた総合的な支援に取り組むとともに、生活保護制度と生活困窮者自立相談支援事業の相互で切れ目のない支援を行えるよう努めてまいります。

高齢者福祉についてでございます。

本町の高齢者福祉事業につきましては、2期目を迎えた津和野町地域福祉計画、その下部計画となる第7期老人保健福祉介護事業計画に基づき各種施策を進めてまいります。

地域福祉計画では「ともに支えながら心豊かに安心して生活できる地域づくり」を基本理念として掲げ、町民や地域、行政、社会福祉協議会等が協働して地域福祉の推進に取り組んでまいります。

本町における高齢者の現状につきましては、平成31年1月末現在の高齢化率は47.6%となっており、前年同期に比べて0.8ポイント上昇しております。高齢独居世帯も増加をしており、高齢者支援は本町福祉施策の中でも最も重要な課題の一つと考えております。

高齢者福祉施策につきましては、これまで実施してまいりました各種事業等を高齢者の社会参加及び社会貢献の推進、健康増進等の観点から関係機関と連携をし、継続して実施してまいりたいと考えております。

障がい者福祉についてでございます。

近年、障がいの多様化、障がい者やその家族の高齢化、地域移行の推進等により障がい者のニーズも多様化しております。こうした状況を踏まえ、津和野町障害者福祉センターを中心とした障がい福祉サービス事業を提供する事業者への支援を継続して行い、第5期津和野町障害者福祉計画に則り、事業を実施してまいりたいと考えております。

また、障がい者が地域移行や社会参加を実感しながら、住みなれた地域で自分らしく生活し続けるために、一般就労へ向けての障がい者就労相談・支援事業に取り組んでまいります。

児童福祉についてでございます。

全ての家庭において、児童が健やかに育ち、保護者が安心して育児ができることを目指し、平成30年度より日原保育園内に病後児保育室を開設するなど、子育て環境の整備や保護者の相談支援体制を整えながら、各種事業の推進に努めているところであります。

また、平成32年度が津和野町子ども・子育て支援事業計画の改定年となるため、平成31年度は計画策定年として保護者アンケート等による今後のニーズ把握等に努めてまいります。

人権・同和教育についてでございます。

21世紀が「人権の世紀」と言われながら、今なお多くの課題が残されております。人権・同和教育の問題の解決は行政の責務であり、平成26年度に策定した町人権・同和教育基本指針をもとに、あらゆる差別の解消に向け積極的な啓発活動を行い、差別のない明るいまちづくりを推進いたします。

基本目標5、多くの人々と交流し開かれたまちづくりでございます。

国際交流の促進についてであります。

国際交流の促進につきましては、平成28年6月に津和野町国際交流協会が設立され、民間交流の促進や留学生の支援、外国人観光客の受け入れ体制の向上といった事業を展開されており、これらの活動をより発展させていくよう支援をしてみたいと考えております。

また、ベルリン森鷗外記念館の運営に設立以来、長年にわたり御尽力をいただいたベアーテ・ヴォンデ氏が今年度をもって退職される状況を踏まえ、文京区とも連携をとりながら、記念館の今後の関係継続に向けた取り組みを図ってまいりたいと考えております。

特別会計についてでございます。

特別会計につきましては、各会計ともに人口減少や高齢化などにより、厳しい運営を強いられておりますが、特別会計設置の本来の目的に沿い、適正かつ効率的な事業運営を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と主要課題等の取り組みについて申し上げます。

今後、本町の財政状況は、より一層厳しさを増すものと予想されますが、社会経済情勢の変化や新たなニーズに柔軟に対応しつつ、町民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、本町の新たな発展のために最大限の努力を傾注し、全力で町政運営に取り組んでまいる決意でございます。

町議会を初め町民の皆様方の御理解と御協力をお願いを申し上げ、平成31年度の施政方針といたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、町長の施政方針を終わります。

ここで、2時20分まで休憩といたします。25分にしましょうか。どうでしょうか。25分。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。25分まで休憩といたします。

午後2時10分休憩

.....

午後2時23分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第56. 議案第56号

日程第57. 議案第57号

日程第58. 議案第58号

日程第59. 議案第59号

日程第60. 議案第60号

日程第61. 議案第61号

日程第 6 2. 議案第 6 2 号

日程第 6 3. 議案第 6 3 号

日程第 6 4. 議案第 6 4 号

日程第 6 5. 議案第 6 5 号

日程第 6 6. 議案第 6 6 号

日程第 6 7. 議案第 6 7 号

日程第 6 8. 議案第 6 8 号

○議長（沖田 守君） 日程第 5 6、議案 5 6 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第 6 8、議案第 6 8 号平成 3 1 年度津和野町水道事業会計予算まで、以上 1 3 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題とします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 5 6 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、町道一ノ谷線道路改良事業に係る総合整備計画を定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第 5 7 号でございますが、津和野町過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第 5 8 号でございますが、平成 3 1 年度津和野町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 9 億 2, 4 0 0 万円とするものでございます。

歳出の主なものは、本庁舎（元日原診療所）実施設計業務委託料 3, 7 4 0 万円、津和野庁舎耐震補強改修工事設計業務委託料 1, 2 4 2 万 4, 0 0 0 円、携帯電話基地局建設事業総額 2, 3 4 1 万 5, 0 0 0 円、地域提案型及びまちづくり組織交付金総額 2, 6 6 8 万 9, 0 0 0 円、つわの暮らし推進住宅整備事業 1 億 8 9 7 万 4, 0 0 0 円、障がい者自立支援給付事業 1 億 7, 9 5 0 万 6, 0 0 0 円、中山間地域直接支払制度事業 5, 6 1 7 万 2, 0 0 0 円、公社及び町行造林事業 6, 4 9 9 万 3, 0 0 0 円、城山整備寄附事業 2 億円、歴史的風致維持向上事業 1 億 5, 7 1 9 万 3, 0 0 0 円、地籍調査事業 9, 4 2 5 万 9, 0 0 0 円、町道 1 0 路線改良事業 3 億 4, 6 8 4 万 5, 0 0 0 円、道路長寿命化対策事業 1 億 5, 0 0 0 万円、教育魅力化推進事業 1, 3 0 4 万 8, 0 0 0 円、津和野城跡整備事業 3, 6 3 7 万 8, 0 0 0 円、伝統的建造物群保存事業 2, 2 7 9 万 4, 0 0 0 円でございます。

歳入の主なものは、町税 6 億 5, 4 5 6 万円、地方消費税交付金 1 億 3, 0 0 0 万円、地方交付税 3 7 億 8, 2 0 0 万円、国庫支出金 6 億 9, 9 6 3 万 9, 0 0 0 円、県支出金 5 億 4, 0 1 0 万 4, 0 0 0 円、寄附金 2 億 3, 5 7 0 万 3, 0 0 0 円、基金繰入金 4 億 8, 5 8 4 万円、町債 9 億 8, 5 8 0 万円でございます。

議案第59号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,255万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費8億1,402万2,000円、国民健康保険事業費納付金2億1,521万1,000円、保健事業費1,729万4,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億5,640万9,000円、県支出金8億3,620万円、繰入金9,973万6,000円でございます。

議案第60号でございますが、平成31年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,904万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費12億2,565万9,000円、地域支援事業費8,357万1,000円でございます。

歳入の主なものは、介護保険料2億1,393万円、国庫支出金3億5,881万9,000円、支払基金交付金3億4,163万2,000円、県支出金1億9,681万2,000円、繰入金2億2,744万6,000円でございます。

議案第61号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,947万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,589万2,000円、諸支出金240万6,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料8,812万6,000円、繰入金1億9,864万7,000円でございます。

議案第62号平成31年度津和野町下水道事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,597万円とするものでございます。

歳出の主なものは、下水道事業費1億7,836万9,000円、公債費1億7,760万1,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料5,033万7,000円、国庫支出金5,000万円、繰入金1億5,109万9,000円、町債9,950万円でございます。

議案第63号平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ374万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費163万円、公債費211万5,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料84万8,000円、繰入金289万7,000円でございます。

議案第64号平成31年度津和野町奨学基金特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,038万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、奨学金費1,038万3,000円でございます。

歳入の主なものは、繰入金384万円、諸収入653万7,000円でございます。

議案第65号平成31年度津和野町診療所特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,332万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費5,327万2,000円でございます。

歳入の主なものは、診療収入5,153万6,000円、繰入金8万6,000円、諸収入170万円でございます。

議案第66号平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,345万円とするものでございます。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業費2億8,940万円、訪問看護事業費2,400万円でございます。

歳入の主なものは、介護老人保健施設事業収入2億5,232万9,000円、訪問看護事業収入2,151万6,000円、繰入金3,960万5,000円でございます。

議案第67号平成31年度津和野町病院事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出予算総額を7億963万9,000円とし、資本的収入予算総額を4,726万6,000円、資本的支出予算総額を8,281万1,000円とするもので、不足する3,554万5,000円を、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

歳出の主なものは、医業費用6億9,955万1,000円、医業外費用1,008万8,000円、建設改良費1,188万円、企業債償還金7,093万1,000円でございます。

歳入の主なものは、医業収益5億6,687万円、医業外収益1億4,276万9,000円、企業債1,180万円、負担金3,546万6,000円でございます。

議案第68号平成31年度津和野町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入予算総額3億2,785万2,000円、収益的支出予算総額2億9,642万1,000円とし、資本的収入予算総額2億5,958万5,000円、資本的支出予算総額3億3,675万5,000円とするもので、不足する7,717万円を現年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

歳出の主なものは、営業費用2億6,910万円、営業外費用2,732万1,000円、建設改良費1億9,200万円、企業債償還金1億4,464万3,000円でございます。

歳入の主なものは、営業収益1億7,271万5,000円、営業外収益1億5,512万9,000円、特別利益8,000円、企業債1億4,050万円、補助金6,209万4,000円、国庫補助金5,149万1,000円、基金繰入金550万円でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたとおり、議案第56号より議案第68号までの13案件につきましては、質疑を省略し、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号より議案第68号まで以上13案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く議員11名を指名したいと思います。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員11名を予算審査特別委員に選任することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

午後2時35分休憩

午後2時37分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いしましたところ、委員長に2番、米澤宥文君、副委員長に11番、岡田克也君が選任されました。ここで、予算審査特別委員長より自席にて御挨拶をいただきたいと思っております。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 規定により平成31年度予算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。議員の皆様とともに31年度の予算が健全な執行となりますよう審査をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。なお、本日までに受理した要望書及び陳情書は既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

午後 2 時 38 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 31 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 31 年 3 月 12 日 (火曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 31 年 3 月 12 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 7 号議案 平成 30 年度津和野町立日原図書館建設工事請負
変更契約の締結について

日程第 3 町長提出第 8 号議案 平成 30 年度津和野駅前周辺広場整備 (第 1 期)
・ 駐車場整備工事請負変更契約の締結について

- 日程第4 町長提出第9号議案 平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負
変更契約の締結について
- 日程第5 町長提出第10号議案 津和野町民俗資料館の設置及び管理に関する条例
の廃止について
- 日程第6 町長提出第11号議案 津和野町森林整備基金条例の制定について
- 日程第7 町長提出第12号議案 津和野町商人下生活改善センター設置管理条例の
制定について
- 日程第8 町長提出第13号議案 県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理
に関する条例の制定について
- 日程第9 町長提出第14号議案 津和野町役場の位置を定める条例の一部改正につ
いて
- 日程第10 町長提出第15号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部改正について
- 日程第11 町長提出第16号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第17号議案 津和野町税条例等の一部を改正する条例の一部改
正について
- 日程第13 町長提出第18号議案 津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部
改正について
- 日程第14 町長提出第19号議案 津和野町立保育所設置及び管理に関する条例の一
部改正について
- 日程第15 町長提出第20号議案 津和野町城跡観光リフト設置管理条例の一部改正
について
- 日程第16 町長提出第21号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第17 町長提出第22号議案 津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第18 町長提出第23号議案 津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準
並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一
部改正について
- 日程第19 町長提出第24号議案 公の施設の指定管理者の指定について（高津川清
流館）
- 日程第20 町長提出第25号議案 公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森
林公園キャンプ場）
- 日程第21 町長提出第26号議案 公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森
林公園休養休憩施設）

- 日程第 22 町長提出第 27 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅
シルクウェイにちはら）
- 日程第 23 町長提出第 28 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅
津和野温泉なごみの里）
- 日程第 24 町長提出第 29 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（にちはら
自然商店（総合案内所））
- 日程第 25 町長提出第 30 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
グラウンドゴルフ場）
- 日程第 26 町長提出第 31 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
保健福祉センターやまびこ）
- 日程第 27 町長提出第 32 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
福祉センター）
- 日程第 28 町長提出第 33 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
デイサービスセンター）
- 日程第 29 町長提出第 34 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
障害者福祉センター はなみずき）
- 日程第 30 町長提出第 35 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護
ステーション）
- 日程第 31 町長提出第 36 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（介護老人
保健施設せせらぎ）
- 日程第 32 町長提出第 37 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（日原診療
所）
- 日程第 33 町長提出第 38 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
医療従事者住宅）
- 日程第 34 町長提出第 39 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野共
存病院）
- 日程第 35 町長提出第 40 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
農産物処理加工施設）
- 日程第 36 町長提出第 41 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
木材処理加工施設）
- 日程第 37 町長提出第 42 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
まちなか再生関連施設 町家スティ戎丁）
- 日程第 38 町長提出第 43 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
まちなか再生関連施設 町家スティ上新丁）
- 日程第 39 町長提出第 44 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（日原蚕の
人工飼料育研究センター）

- 日程第 40 町長提出第 45 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 41 町長提出第 46 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算 (第 4 号)
- 日程第 42 町長提出第 47 号議案 平成 30 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 43 町長提出第 48 号議案 平成 30 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 2 号)
- 日程第 44 町長提出第 49 号議案 平成 30 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 4 号)
- 日程第 45 町長提出第 50 号議案 平成 30 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算 (第 3 号)
- 日程第 46 町長提出第 51 号議案 平成 30 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 47 町長提出第 52 号議案 平成 30 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第
2 号)
- 日程第 48 町長提出第 53 号議案 平成 30 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 49 町長提出第 54 号議案 平成 30 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
3 号)
- 日程第 50 町長提出第 55 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第
4 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 7 号議案 平成 30 年度津和野町立日原図書館建設工事請負
変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 8 号議案 平成 30 年度津和野駅前周辺広場整備 (第 1 期)
・駐車場整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 9 号議案 平成 30 年度城下町地区照明設備等整備工事請負
変更契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 10 号議案 津和野町民俗資料館の設置及び管理に関する条例
の廃止について
- 日程第 6 町長提出第 11 号議案 津和野町森林整備基金条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 12 号議案 津和野町商人下生活改善センター設置管理条例の
制定について

- 日程第 8 町長提出第 13 号議案 県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 町長提出第 14 号議案 津和野町役場の位置を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 15 号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 16 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 17 号議案 津和野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 18 号議案 津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 19 号議案 津和野町立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 20 号議案 津和野町城跡観光リフト設置管理条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 21 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 22 号議案 津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 23 号議案 津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 24 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）
- 日程第 20 町長提出第 25 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園キャンプ場）
- 日程第 21 町長提出第 26 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）
- 日程第 22 町長提出第 27 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅シルクウェイにちはら）
- 日程第 23 町長提出第 28 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅津和野温泉なごみの里）
- 日程第 24 町長提出第 29 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（にちはら自然商店（総合案内所））

- 日程第 25 町長提出第 30 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
グラウンドゴルフ場）
- 日程第 26 町長提出第 31 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
保健福祉センターやまびこ）
- 日程第 27 町長提出第 32 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
福祉センター）
- 日程第 28 町長提出第 33 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
デイサービスセンター）
- 日程第 29 町長提出第 34 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
障害者福祉センター はなみずき）
- 日程第 30 町長提出第 35 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護
ステーション）
- 日程第 31 町長提出第 36 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（介護老人
保健施設せせらぎ）
- 日程第 32 町長提出第 37 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（日原診療
所）
- 日程第 33 町長提出第 38 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
医療従事者住宅）
- 日程第 34 町長提出第 39 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野共
存病院）
- 日程第 35 町長提出第 40 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
農産物処理加工施設）
- 日程第 36 町長提出第 41 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
木材処理加工施設）
- 日程第 37 町長提出第 42 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
まちなか再生関連施設 町家スティ戎丁）
- 日程第 38 町長提出第 43 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
まちなか再生関連施設 町家スティ上新丁）
- 日程第 39 町長提出第 44 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（日原蚕の
人工飼料育研究センター）
- 日程第 40 町長提出第 45 号議案 平成 3 0 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 41 町長提出第 46 号議案 平成 3 0 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算（第 4 号）
- 日程第 42 町長提出第 47 号議案 平成 3 0 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
（第 4 号）

- 日程第 43 町長提出第 48 号議案 平成 30 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 44 町長提出第 49 号議案 平成 30 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 45 町長提出第 50 号議案 平成 30 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 46 町長提出第 51 号議案 平成 30 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 47 町長提出第 52 号議案 平成 30 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 48 町長提出第 53 号議案 平成 30 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 49 町長提出第 54 号議案 平成 30 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 50 町長提出第 55 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 4 号)

出席議員 (12 名)

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		

つわの暮らし推進課長	……………	内藤 雅義君
健康福祉課長	…………… 土井 泰一君	医療対策課長 …………… 下森 定君
農林課長	…………… 久保 睦夫君	商工観光課長 …………… 藤山 宏君
環境生活課長	…………… 益井 仁志君	建設課長 …………… 木村 厚雄君
教育次長	…………… 渡邊 寛夫君	教育次長 …………… 齋藤 道夫君
会計管理者	…………… 青木早知枝君	

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。きのうは、2011年の3月11日、あの東日本大震災から丸8年が経過をいたしました。テレビ報道を見てみますと、各地で大変な被災者の方々がまだ不自由な生活を送っておりというニュースが伝わってまいります。そして、各地でさまざまな催しが開催をされたという報道を皆さんも見られたと存じますが、大変な災害でありましたから、なかなか復興というのは手間暇がかかるとは思います。1日も早い復興を心から願っております。

きょう、これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、板垣敬司君、6番、丁泰仁君を指名いたします。

日程第2. 議案第7号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第7号平成30年度津和野町立日原図書館建設工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） この議案が提案されて、少し時間がありまして、最近の進捗状況を見てまいりました。この工事で一応本体工事が済んで、あとは外構工事だけ残されたのかなと思っておりますが、図書館は4月から開館するのか、その辺ちょっと私の理解があれですけども、あの図書館とカフェ棟の坂道がありますが、あの坂が大変急なという感じを見受けたところでございますが、あれはあのまま外構工事として芝生を張る、その程度で終わるのかどうか、その辺について少しお聞かせいただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 外構工事についてでございますが、教育委員会部局の図書館周辺の外構もあるわけですが、今回これはどうしても一括になりますので、商工観光課のほうでその予算も受けさせていただく方向で繰り越しにはさせていただく必要がありますが、当然全体が終わらんとできませんので、今後整備を進めていくことになると思います。その中では、今のスロープの傾斜角度がそのままかどうかというのは若干今の時点ではちょっと資料持ち合わせておりませんが、最終的にはおおむねああいうならかなスロープというか、を生かして、芝生を張って周径を入れるという形にはなると思っております。その上で、ある程度の舗装した路面でつづら折りというか、そんな感じで1階にバリアフリーで、車椅子もある程度通れるというような形にはしていこうという思いでおります。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 先ほど板垣議員さんからの御質問ですが、4月から開設ではなく、それから、3月ではでき上りますが、中の図書の搬入とか、いろんな図書館システムの設定とかがありますので、今の予定では、7月のオープン予定でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 変更理由についてお尋ねをいたしますが、雪どめが設計から落ちとるんじゃないんですが、当たり前の雪どめがされておるんですが、アングルでまた二重にやるというふうなことになっております。また、隣家との境界ブロックが、重機が入らんので、一応撤去してフェンスで変えるというようなことは当然当初からわかつたことであるんですが、雪どめのアングルの件でも、青原住宅のときでも、私も申し上げておりますが、あのときも追加工事で雪どめを設置するというふうな変更契約が出ました。ちいと設定が甘いんじゃないかというふうな感じもしますが、どこの誰が設計したとは聞きませんが、もっと行政もしっかり当初から設計を見られて、もっと対応していかれないと、こんな小さいことがちょこちょこいつも設計変更で出たら大変だろうと思うんですが、その点どうでございますか。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 後山議員の厳しい指摘ではございますが、まず、雪どめのことについては、雪どめの瓦についてはついておるんですが、その後、季節が、雪が降ったりしたときに、隣の屋根のほうは図書館よりかなり高くあって、その雪が図書館の屋根に落ちて、それから隣の家の外壁にぶち当たるということがわかりましたので、設計ミスといえばミスかもしれませんが、急遽プラスで雪どめのアングルをつけさせていただきました。

フェンスにつきましては、これも当初の設計では、なかったわけでございますが、隣との高低差がかなりあって、隣の排水、下水のことですが、下水の工事をしたり、うちのほうの下水の工事をするためにどうしてもブロックが支障を来すということがわか

りましたので、このたびの変更を上げさせていただきました。詳細の設計のときにもう少しチェックをしておけばよかったかなと思っております。申しわけありませんでした。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） せっかく瓦屋根されて、アングルをつけるというよ
うな景観的にもあんまり美しいもんじゃないです。見苦しいんですが、豪雪地帯であ
れば、必ず瓦は2段雪どめがつけたり、3段つけたりされるんですよ。そうして、対
応されておるんですが、その中でも2段、3段やった家はあるんですよ。そうすると
やっぱり隣家にそういう迷惑をかからんじゃ、今は1段でやっておられるんでしょ
うか、それをお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 今は1段でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 前回のときも言いましたけども、これ自体には反対す
るわけにいきませんが、賛成という形ですけども、こういうような形でちょっと
何かあって随契で、ちょっと何かあって随契でというのを繰り返すということは非常
にみつともないし、私が前にも言ったのは、設計者に損害賠償を求めたいというよ
うなところまで言いましたけども、何かこのパターンはもうやめにしてもらいたいとい
うことを今ここにもう一度言いまして、今回の場合は賛成ということにいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第7号平成30年度
津和野町立日原図書館建設工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決さ
れました。

日程第3. 議案第8号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第8号平成30年度津和野駅前周辺広場整備（第1期）・駐車場整備工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第8号平成30年度津和野駅前周辺広場整備（第1期）・駐車場整備工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第9号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第9号平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） これも同じようなことを言いますが、殿町の15件ほど照明柱の色が違うから塗装をしかえるというふうなことでありますが、これらの当初設計でなぜこれがわからんのか、当初計画したときに、これも全体の工事の中に入っとるんだから、なぜこういうふうに、先ほど言いましたようにちょこちょこ設計変更せにゃならんのか、これについてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御指摘のどこなんですけど、確かにおっしゃることよくわかるんですけど、当初、つくった段階では、まだ支柱のほうは十分耐久性もあるということで、このまま使えるということでありました。それで、上部の明かりの部分だけ変えるということで、何とか、上部の色を考えれば、それなりにマッチングできるだろうということが1つあります。それはなるべく工事費を抑えようという部分もあったわけです。それと、もう一つ理由がございまして、今回の照明につきましては、新設というか、新たに照明をつくるという趣旨で我々も補助事業に臨ん

でおります。そういった部分で、既存の部分、使える分は使うということにしたわけですが、これも工事費を抑える意味も当然ございます。やった段階で、支柱部分を合わせて色を塗ることが、ある意味更新にはならんかということで、国にある程度確認をとる必要が出てまいります。それであれば、当面まずそういうことで何とかマッチングできるであろうということで、それで進ませていただきましたが、その確認としてその部分については何とか大丈夫であるということが確認とれた段階で実際にでき上がったものと比較をしてみると、余り違和感はないんですが、やはり、最終的には塗ったほうが仕上がりはきれいになるであろう、景観的に考えるときれいになるであろうということがございましたので、その部分で改めて今回変更させていただいたというような過程でございます。よろしく御理解いただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第9号平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第10号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第10号津和野町民俗資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 今まであった町立の民俗資料館、養老館にあった、このものと思っておりますが、あの施設は今後は民俗資料館としてどっか違うところにつくるのか、もうあれはどっか蔵の中へしまっって、どういう状況になるのかちょっと心配でしたので、お聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） ただいまの御質問ですけれども、現在、民俗資料館の中にありました資料は、旧木部中学校の校舎のほうに整理して置いてあります。今、日原地区には歴史民俗資料館というものがあまして、こちらのほうに一緒にということもありますが、実際にはスペース的な問題もあってこれは難しいと。新たに施設をつくるということも現段階ではなかなか考えられないということで、実際に資料の研究者等から資料を見せてほしいというお話があった場合には、木部の旧中学校のほうですけれども、こちらのほうに一緒に行きまして、そちらのほうで資料を見ていただくというふうに、個別に対応しておりますので、現段階ではその形で進めさせていただきまして、新たに民俗資料館をつくるということは、現段階では考えておりません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第10号津和野町民俗資料館の設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第11号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第11号津和野町森林整備基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） この基金の金額ですが、ちょっといろいろ調べてみても載っていませんが、いかほどぐらいになるんでしょう。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この基金自体は新年度から始まるものでありまして、森林環境譲与税がこの基金の原資になっております。当初予算では、歳入のほうで、森林環境譲与税として1,300万が計上されておりますが、この基金条例は今から制定いただきますので、当初予算では組み込んでおりません。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第11号津和野町森林整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第12号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第12号津和野町商人下生活改善センター設置管理条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第12号津和野町商人下生活改善センター設置管理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第13号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第13号県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

2番、米澤宏文君。

- 議員（2番 米澤 宥文君） 入館料が一般、学生100円となっておりますが、町内の町営施設はほとんど町民は無料となっております。これは、町民は無料となるのでしょうか。
- 議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。
- 教育次長（齋藤 道夫君） 他の町営施設と同様に無料で考えております。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、板垣敬司君。
- 議員（5番 板垣 敬司君） せっかくの機会ですから、この施設はまだイメージとしてどのような最終的な建物の中がどういうふうになるのかというののもちょっとわかりかねておりますが、この基本使用料の中に、1週間というような使用料も定められておりますので、何かすごく期間が長いのかなと思いますが、今回の一般質問でも出しておりますが、この養老館そのものをどのように今後活用していかれるのか、概略だけお聞かせいただきたいと思います。
- 議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。
- 教育次長（齋藤 道夫君） 活用につきましては、いろいろな活用の方法があろうかと思うんですけども、現段階、町のほうとして決めておりますのは、常時、館の外部につきましては24時間見学は可能ということにしておりまして、今、北と南棟と呼んでおりますけども、大橋に近いほう、正面向かって右側のほうの建物になりますけども、こちらのほうにつきましては、武術棟、槍術道場だったんですけども、こちらを完全に復元しております。下も土のたたきで復元をしております。こちらにつきましては、養老館の歴史ですとかもろもろのことをパネルを制作しまして、展示をするということで考えております。反対の施設、さっき右側のほうが南棟でございます。左側のほうが北棟になりますけども、こちらにつきましては、剣術道場だったんですけども、養老館が廃校になったのちにですが、少し切り詰められておりまして、もともとの大きさよりも短くなっておりますので、こちらのほうも本来は土間であったわけですけども、もともとの形を有していないということもありまして、活用という方向で考えておりまして、こちらのほうは土間の部分に板を張りまして、天井も張りまして、空調設置して、会議ですとか、研修会等もできるような形にしております。その北棟の入ってすぐのところには和室の部屋があるんですけども、こちらにつきましては、解体して現状確認したときに、もともと経理の詰め所ですとか、門番の部屋があったということがわかりましたので、その部分につきましては復元をしておりますので、南棟と合わせて一般公開の対象としております。現在、教育委員会で考えておりますのは、いろいろ研修会ですとか、会議、講演会等でそちらのほうを使っていたかきまして、南棟につきましては、御希望があれば、貸し出しをすることも可能にしておりますので、その場合には今の設置しておりますパネルは簡単に片づけられるようにしておりますので、そういう使い方をしたいと考えております。具体的にはちょっとまだ想定をしておりますけれども、出てきたところで検討したいと思っております。

以上です。

- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。
- 議員（2番 米澤 宥文君） この使用料をとる時間、または1週間とありますが、これを貸し出している間は、閉館となりますか。
- 議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。
- 教育次長（齋藤 道夫君） 貸し出しの場所によりますけども、実際、貸し出しでしている場合には、その部分につきましては、外のお客さん来られて見ることはできないことになろうかと思えます。
- 議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。
- 議員（1番 草田 吉丸君） 大体今利用の方法とか聞きましたけども、大変こういう歴史あるものであります。昔、剣道場のようなことも書いてありますが、剣道の稽古とかは、そこでやることはできるのでしょうか。
- 議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。
- 教育次長（齋藤 道夫君） 剣術道場というのは、北棟とさっき言いましたけども、板を張った部分になるんですけども、実際こちらのほう、天井を張っておりますので、ちょっと高さが低くなっておるので、こちらで実際にやるというのは難しいかなという気はしますけども、南棟のほうの土間の部分で仮に剣道の何かしたいという御要望があれば、それは貸し出しの方向で可能であると思っております。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
これより議案第13号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第13号県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第14号津和野町役場の位置を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 賛成の立場で討論いたしたいと思います。1年前の、もっと前の29年の12月の15日にこの庁舎ということについて、全員協議会で中間報告がなされ、そして、それをもって12月の定例会において特別委員会を設置し、今日まで設置した後、昨年3月の定例会最終日の3月の27日に特別委員会の報告として日原診療所への移転を異論がないという報告をさせていただいた委員長としての立場でありました。そして、さきの議会は任務を終わらして、新しい議会選挙ということで4月の17日に告示がなされ、こうして住民の皆様から出された請願に対して、私も含めて紹介議員の一人となったところでございますが、その辺について、大変、日々、私の議員としての矜持に大変悩んだところでございますが、いろんなその後の検討を重ねる中で、やはりこの現在の本庁舎を今のままでしておくということが住民の生命、財産を守る上からも大変ふさわしくない、そのために、緊急避難的にもどこか今あるところよりも安全なところへ移すということで、執行部の方も悩まれ、そして財政事情も鑑みながら、さらに今日の医療福祉の人的資源、そしてその医療市場というか、そういう環境を現状のままで置くということは大きな負担を強いるということで集中というようなこともその中に入っておるかと思っております。そうした中で、最終的に診療所の活用ということで、いろんな議論を踏まえながら、最終的には方向がまとまったということで、私は請願人に対して、紹介議員の1人としては、大変申しわけないという部分もありますが、しかし、現実的に冷静に考えたときに、やはり今のまま請願人の思う思いを達成する、その経過の中で、住民投票運動にも持っていくかという勢いでございましたが、それは、私ども議会制民主主義にとって、それを否定するにもつながるかということもあり、何とか妥協点を見出そうということで、その背景には、診療所に新しく移る際に、議場の新設というものも当初の計画にありました。その議場の新設は、やはりこれが将来本庁舎の位置が恒久的になるという一つの見方もされるわけですが、この議場の新設を何とかしないで、今ある診療所の空きスペースを利用することができないかというようなことも、その後発生し、それが現実的に可能だということが判明し、そして今日に至っております。そのような中で、今回の条例は推移しておると思っております。今後のいろんなもろもろがあるかと思っております。

が、現実的なこの現状の移転については、最大公約数として許されるものではないかと、そのように感じて、賛成の立場で討論といたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 私は反対です。

反対の理由は、これまでもろもろのことが言われてまいりました。改めてここでそれをまた言ったところで、また同じようなことになるので、一つ、私が思ったというか、議場の問題なんですけども、私が旧津和野町の議会の議場を思い出しまして、コの字になっていましたね。執行部が前、こうおって、あとコの字にたしかになっていた。これが何を意味するかということが、今回の新しい議場は、横が5メートルで奥行きが二十何メートル、このことと比較したときに、ただ単なる設計上の問題ではなくて、議会というものの討論というのは、お互いに議論をし合う、ですから、自分は自分の意見をただ単に述べるというんじゃないで、自分の意見を述べたときにまだ賛成か反対かちゅうちょしている議員に対しての説得にも当たるということを考えたときに、あのウナギの寝床のようなあの形は議会ではないということが、私は、つけ加える反対の理由にもなっておるんですけども、そういう意味で、私は津和野に旧津和野町のほうにあるべきだと。あの議場を使えばいい。そうすると費用とか何とか等々も含めて桁違いに安くなっていくということをつけ加えて、今回のこの案に対しては、はっきりと反対という考え方を持っております。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 賛成の立場で、少し私の意見をまとめさせてもらいたいと思います。

同僚議員が既に述べておることと重複するところが多々ありますが、私なりの考えを申し述べたいと思います。

最初に、この件は、昨年3月定例会における庁舎検討特別委員会におきまして、当時の議員全員により「執行部は日原診療所を改修し、本庁とする」を大筋賛成合意したものでありますが、同じく昨年6月定例会の本会議におきまして、津和野庁舎を本庁とする請願が賛成多数により可決されました。しかし、この請願の願意は条例改正に必要な賛成多数議決、本会議における議員の3分の2以上の賛成票には届かず、成就せずに、両事件複雑に絡み合ったまま、本日を迎えたわけではありますが、この間、当初計画されていまして執行部提出庁舎改修案は、請願可決の重みを配慮するべく、議員の要望に応える形で相当の変更が図られました。特に、当初予定されていまして日原診療所改修とともに、約1億円をかけて議場兼多目的ホールを新規増設するという案を削除し、日原共存病院西棟2階を議場として改修使用するという改修費大幅削減の基本設計変更に至りました。

また、津和野庁舎改修案につきましては、現存建物耐震補強改修とともに、現庁舎後部に2階建ての一部庁舎増築を計画し、この2階部分を防災観点からもろもろの災害時

に付近住民避難所に使用できる多目的大ホールとして設置する方向性が示されました。請願可決の重みを考慮し、近い将来、時代の趨勢により、全町民の意思に従って本庁舎が津和野庁舎に移動しても、即対応できるように、庁舎改修に関して執行部が上述のとおりもろもろの使途を特段に配慮された事実は、一定の評価に値するものと思われま

す。また、これ以上の庁舎改修の遅滞は、危険な建物の中で職員に勤務させることになり、いつ何時生じるかわからない今日の天変地異による大災害から生命の安全を守ることが不都合であり、人道上の問題につながりかねません。さらには、行政計画の空転による経済行為の停滞は、全町民に大きな損失を招くことを懸念するものであります。よって、もろもろの現況下におきましては、昨年3月定例会での庁舎検討特別委員会において検討されました執行部案についておおむね全員賛成という合意事項に対しての信義則に従いまして、昨年6月請願に賛成した者としては、苦渋の決断ではあります

が、この条例改正案に賛成するものであります。最後に、今後は、本庁舎問題は13年前に取り交わされました合併協定書の拘束から離れ、自由に、全町内を俯瞰し、本庁舎の位置について、どこが一番ふさわしいかを検討する時代に入ったことを申し添え、最後としたいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。2番、米澤宕文君。

○議員（2番 米澤 宕文君） 反対の立場で意見を述べさせていただきます。

私は、議員になる前から、なぜ津和野地域でないのか、例えば皆さん、今まで言われておりますが、県の出先、警察署、そして土木事業所等があります。いろんな面から、考えてここが最適とっておりましたが、そういうことで、私の思いは津和野が最適であると考えております。とはいいいながら、日原庁舎、診療所への移転は全く反対するものではありません。そして、本庁舎についても議場の新築を取りやめたということで、ある程度譲歩も可能かなと思いましたが、やはり今の津和野庁舎に本庁舎があるということが、もっと私は重みを感じておりますので、反対とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 私も、6月の津和野に本庁舎を移転するという請願に対して、賛成をした1人です。いろいろと地域住民の方々との話し合いもさせていただきました。しかし、この時期、本庁舎問題を収めるということは不可能であるということも住民の方々にお伝えしたものでございます。そうした中で、昨年の3月の庁舎特別委員会における論議は、やはり本庁舎、津和野庁舎ともに老朽化により災害対応なり耐震化が急がれるということはどうしても最優先に考えざるを得ないというふうにしたものであります。そういった中で、私も本庁舎は津和野に置くべきだという思いは前々からあったわけでございますが、やはりこの時期に特別決議で通ることは困難であるというふうな見解の中で、今回何よりも住民の方々の生命、財産、そして役場職員の安全のためにも、診療所への移転をすることが必要であ

る、また、請願の中での1つの論議でありました議場を増築するというふうな予算計上はすべきではない、やはり限られた財政状況の中で診療所西棟の2階に議場を置くと、十分な形ではないにしても、やはり請願にも沿うような位置づけがなされるということのことも理解しながら、今回のこの時期に診療所への本庁舎移転はやむなしというふうなことで、賛成とするものであります。

引き続き、同時に、津和野庁舎の耐震化に向けて速やかに実行されるようお願いしながら、今回の庁舎移転については賛成とするものであります。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 私は、本案件に反対の立場で討論をいたします。

診療所の地盤が堤防より2メートルも低く、これまで、災害水位、既往最高水位ともに記録がない、島根県は水防法に定める洪水浸水想定区域図を津和野には作成されておりますが、日原町には作成されていない、また高津川本流の堤防の高さと同じであるので、現段階では安全であるというふうに考えておられる、このような認識のもとで庁舎移転問題を提案されておるわけですが、庁舎予定地を何の基準に安全地帯であるのか、説明資料の提出の上での議論が尽くされていないというふうに私は思っております。この場所で、職員が職掌に専念できる絶対に安全な場所であるのか、我々が安心して賛同できる資料の提出もされないまま、議論も尽くされないまま、強硬に進められているというふうに私は思っております。

議場についても、当初は診療所の横に増設すると、面積も180平米ありましたが、これが変わって、2回目にはせせらぎ棟の3階に議場というふうな案が出まして、これも中心部に柱が2本あり、到底撤去できないので、この場所も不適當ということで、3回目に診療所の2階部分、先ほど同僚議員も言いましたが、幅が5メートルで長さが28メートル、約140平米でのウナギの寝床みたいな場所です。また、SLが引っ張っておる客車の中で議会を行うような感覚であります。このような場所が本当に議論のできる議場になるのか、このような流動的であり大局的見地から議場の建設場所が二転三転している現状で条例案には賛成できる状況ではありません。庁舎建設問題等調査特別委員会の報告書も議員改選前のことで、そのときの大方が同意というふうな文言だけであります。そして、新しい議会構成で請願書を賛成多数で採決した経緯があるわけでありまして。議会は請願の効力が、その実現について最善の努力をすべきで、政治的、道義的責任を負うことになり、最後まで請願者に対し責任をとるべきことである、このように記述されております。

また、現在、庁舎があります地区であります、庁舎が危険な区域にあり、移転が必要であるということではありますが、庁舎周辺の住民にはどのように写っているのか、日夜ここで生活されている、その方たちの危険をどのように思っておられるのか、この地区の住民の安全対策をどのようになされるのか、庁舎だけ、民家より優先して投資しなければならない理由がどうしても理解できません。津和野町議会の歴史の中で、特別議

決で決めるような案件を、我々議員、12名の議員で決して、禍根は残らないのか、大変心配であります。この問題は、全町民で、また公聴会でも開かれて多くの意見を聞くことが必要不可欠である、このように私は思っております。そういったことを踏まえ、この案件には反対の討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 私も賛成の立場で討論したいと思いますが、現在の本庁舎の危険性のことを考えますと、災害対策本部となる本庁舎の一時も早く移転をする必要があると思います。よって、本条例案に賛成いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） このたびの提案に対して賛成の立場で討論申し上げます。

厳しい財政状況の中で、さまざまなシミュレーションをした中で、津和野庁舎の耐震化、そして日原庁舎を診療所に移していくことが最も財政的な制約のある中で、可能な耐震、また防災上での結論として出たものを特別委員会で何度も公費を使いながら現在12名の議員のうち、議長、そしてその当時おられなかった議員の方を除く皆さんで繰り返し討論を委員会で重ねてきて、出した結論であります。それを私はやはり尊重していきたいと思っておりますし、そして、議場というものも十分ではないかと思っておりますが、その中で、できるだけお金をかけずにやっていくということ、そして、またこれ以上人数がふえるということも考えがたい、そして、議会というものはやはりその内容というものが特に重視されていくものだと思っております。特に津和野地区の商工業関係の皆様からも政争の町としてこの町が長くごたごたしていくことは、観光にとっても商工業にとっても決してプラスではないと、なるべく早くこの問題の決着をつけて、宇土市役所のように倒壊して、全く市の防災対策、そして災害対策も機能しなくなるような、このような状況はやはり避けてほしいというのが町民の願いでもあります。そのような意味からも、私は今回の提案に対して賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 現在の本庁舎はやはり木造で年月もたっており、今、災害が頻発している中で、このまま本庁舎をあそこに置いて災害対策本部をそこで設置するというのは、町民の不安がかなり高くなってきています。速やかに安全な場所に本庁舎を移すことを希望しますので、賛成いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。採決の方法についてあらかじめ申し上げます。本案件は、地方自治法第4条第3項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の同意を要する特別多数議決の議案であります。この出席議員には、私議長も1人の議員として含まれ、議長にも評決権があります。この採決は記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの議員数は12名であり、その3分の2は8名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定より立会人に1番、草田吉丸君、11番、岡田克也君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載の上、氏名欄に御自分の名前を併記して投票願います。繰り返します。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対、記載の上、氏名欄に必ず御自分の氏名を併記して投票願います。

なお、投票における表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなすことになっています。また、氏名の記載のない投票は会議規則第84条の適用はなく、無効投票となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。1番、草田吉丸君、11番、岡田克也君の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 12 票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。うち有効投票 12 票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち賛成 9 票、反対 3 票、以上であります。以上のとおり、賛成が出席議員の 3 分の 2 以上であります。したがって、議案第 14 号津和野町役場の位置を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

賛成を投じた議員

1 番 草田 吉丸君	3 番 川田 剛君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	11 番 岡田 克也君
12 番 沖田 守君	

反対を投じた議員

2 番 米澤 宕文君	4 番 道信 俊昭君
10 番 後山 幸次君	

○議長（沖田 守君） 議場の閉鎖を解きます。
〔議場開鎖〕

○議長（沖田 守君） それでは、後ろの時計で 10 時 15 分まで休憩といたします。
午前 10 時 03 分休憩

.....
午前 10 時 15 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 10. 議案第 15 号

○議長（沖田 守君） 日程第 10、議案第 15 号津和野町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第15号津和野町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第16号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第16号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 済いません。このたび、教育魅力化主任コーディネーター、月額27万円ということが加えられるわけなんですけども、これ以前からこういった多くの業務をされておられて、そういった方々には、やはり一律ではなくて、ある程度の支給が必要ではないかというふうな発言をしまいいりました。大変喜ばしいことだとは思いますが、一方で、他の業務に当たっても、会計年度任用職員が制度化されることによって、今後、職員の待遇というのは改善されていくというような話も聞いております。ただ、今回に限っては、こういった形での月額ということで、この該当職員が変わるわけなんですけども、その考え方といいますか、他の業務に関しても必要な正規職員ではない方で必要な方というのはいらっしゃると思います。この考え方、この方はこういった形になる、そうでない場合は、会計年度任用職員になっていくと、いろんな考え方があると思うんですけども、そのわかりやすく、なぜこのたびはこうなったのか、他の場合は会計年度任用職員で対応していくと、その考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 議員さんの質問でございますが、このたびのことについては、主任コーディネーターという形を考えておまして、今の町の一般職の主任が平均で30歳、給与についても同様に参考しまして、勤務日数が週4日という形を考えておりますので、5分の4を掛けた金額という形でこの金額になりました。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 会計年度任用職員というよりか非常勤特別職という職務の位置づけということであろうと思うんですけども、今法改正にのっとりまして、平成32年度から会計年度職員制度が施行されてまいります。その非常勤職員というより会計年度職員の差というところなんですけども、新たな非常勤特別職員につきまして、新たなといいますか、今後の改正に伴う位置づけにつきましては、より専門性

が高い、そういった方については、今の非常勤特別職というこの位置づけになるというふうに今制度上なっております。今議員さん言われましたように、会計年度職員につきましては、パートとフルタイムがおるわけですが、ほとんどうちの場合は、そういった会計年度任用職員のほうに移行されるという状況だろうというふうには考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 今回の場合に関しては、これはその該当でないわけですよ。会計年度任用職員、32年度からですから、今年度からということだと思うんですけども、その違いといいますか、なぜ、この主任コーディネーターはこういった形で採用されているのかというのは。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今回この議案を出させていただきましたのは、会計年度任用職員が平成32年度、翌年からの施行になりますので、ただ現実的に来年度からこういう職員が必要だということがあります。ですので、とりあえず来年度はこの形でやらさせていただきます、制度改正にあわせてまたこの身分についても改めてどこにはめていくかというのも検討していきたいというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第16号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第17号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第17号津和野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第17号津和野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第18号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第18号津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 第14条の災害援護資金のことではありますが、今から保証人を立てることができるということで、立てる場合と立てない場合があるわけがありますが、こうしたことにするという、その理由、また据え置き経過後の利率というものが無利子と1%というふうなことになっておるわけではありますが、そうしなくてはならない理由ということをお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、この改正につきましては、基本的に、国の災害援護法の改正によって、それに追随したような格好で町の条例を改正しております。国のほうとしましては、2011年の東北の震災、このときに結局保証人を立てなければならぬというこれまでの規定によりまして、保証人がいない場合にはいわゆる災害援護法に係る弔慰金がもらえないという方がどうもたくさんおられたと。その辺を受けまして、今後は、災害時には保証人を立てなくてもそういう援護資金が受け取れると、借りれるというようなことで、合わせまして、利率も3%というのがやはり高いと。返済が不能になられる方もおられるというところで、市町村の取り組みによって、それ以下にしてもいいということがありましたので、本町としましては、保証人のない場合には1%ということで、決めたところであります。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 国の援護法の関係ということですので、それにならざるを得ないというふうな思いをするわけではありますが、感覚的に保証人を立て

ない場合ということについて、多少、そうした場合には、本人が返済ができないということになれば、おのずと親族になってくるのかなと、法定相続のような格好での支払いになるんじゃないかなという思いがいたしたところでもあります。保証人立てれば、連帯保証ということで、当然、保証人が責任を負うわけですが、こういった保証人を立てない場合の対応として、果たして大丈夫かなという思いがしたところでもあります。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 確かに、通常の貸し付けでありましたらそういう考えもありますけれども、被災者支援ということで、国がそのような方向で定めたということでもありますので、本町におきましても、同じような形をとっておるということで御理解いただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第18号津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第19号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第19号津和野町立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 次のページの新旧対照表のところなんですが、2条の上の括弧の中のところが現行では名称及び位置になっているのが改正では児童対象になっているんですが、これはちょっとどういう意味かなと思って、教えていただければ。括弧書きのところです。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 大変濟いません。私も今気づいたところでありまして、この目次のところにつきましては、「区分、名称及び位置」ということではないといけないと思われまので、今訂正をさせてもらってもよろしいですか。（発言する者あり）本文のほうも、「1条、2条を次のように改める」の「第2条」の上に目次がありますけれども、ここも「対象児童」となっておりますが、ここを「区分、名称及び位置」と訂正をしていただけたらと思います。大変申しわけありません。

○議長（沖田 守君） もう1回、きちっと、訂正を入れるならきちっと訂正を入れてください。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、もう一度もうし上げさせていただきます。この条項の中の「第1条及び第2条を次のように改める」ということで、「第1条の目次、設置」というところから、「第1条児童福祉法においては」ということが書かれてありまして、その下に、「第2条保育所等の区分、名称及び位置は次のとおりとする」と。その上に括弧で「対象児童」というふうに目次がついておりますが、この目次部分につきましては、「区分、名称及び位置」というふうに訂正をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） 「区分、名称及び位置」と訂正だね。

以上のとおりですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 担当課長においては、十分検証の上、資料提出をするように、嚴重に忠告をしておきます。

2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 同じく第2条ですが、小規模保育事業所、畑迫保育園となっており、位置が番地が変わっていますが、これ、何か意味があるんですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これは提案理由の説明のときにも説明させていただきましたが、以前までは、畑迫400番地ということになっていましたが、今回新たにそれが以前使われていた上の西光寺さんのところの前でやっていたときの地番であったと、昭和60年に畑迫保育園を建てかえたところで本来でありましたら正しい地番であります部栄387番地1とすべきところがされていなかったもので、今回、合わせて改正させていただくということになります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございました。起立全員であります。したがって、議案第19号津和野町立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第20号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第20号津和野町城跡観光リフト設置管理条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、米澤岩文君。

○議員（2番 米澤 岩文君） 別表ですが、6の右側です。新体制の往復運賃が1.75倍と約2倍になっております。大きな値上げになっておりますが、この根拠というか、もちろん売り上げが上がるのはいいんですが、根拠というか、その根拠、説明をお願いします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） これは、提案の御説明の際にもちょっと申し上げたところではございますが、今回、確かに往復が今までと比べるとかなり大幅な値上げになっております。といいます、現状、今の時点では、値引き率が往復の場合、大人でいきますと片道が350円が往復で450円ということになりますので、値引き率が71%ぐらいの値引きになっております。これに対しまして、審議会にかけましたときに、全国各地の同様のリフトの施設をある程度調べさせていただいたんですが、この場合が、おおむねの値引き率が50%からゼロ%、ゼロ%というのは全く値引きしない、片道が単純に倍になる、350円であれば700円になるというだけなんです。もしくは50%割引、その中に対して、津和野町の場合は71%ということで、かなり今まで値引きがほかの類似する施設と比べると高かったということでございます。そういうところを踏まえて、事務局案としましては、当初600円程度の往復600円程度でちょっと御提示もしてみたんですが、審議員の皆さんから、現状の収支とか、今後の設備、城山整備が進んでおりますので、今後ライトアップやトイレというものが出てくると、また維持費も出てくるということもありますし、消費税の3%当時、当初この設管条例も設けまして、当時より1回も値上げをしとらんということございまして、今後よりサービスを充実するというようなことも検討に入れながら、もう少し値上げをしてもいいじゃないかというような御意見もいただいた中で、

ゼロ%から50%の間、中をとって25%の今回値上げになるわけですが、そういったあたりで、今回片道大人の場合でしたら400円を700円という設定をさせていただいたところでございます。これに対して子供はやはりなるべく乗っていただいて、大人の方も乗っていただきたいということで、値引き率については、それ以上に少し上げておるというところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第20号津和野町城跡観光リフト設置管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第21号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第21号津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、議案第 2 1 号津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 7 . 議案第 2 2 号

○議長（沖田 守君） 日程第 1 7、議案第 2 2 号津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 2 2 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 2 2 号津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 8 . 議案第 2 3 号

○議長（沖田 守君） 日程第 1 8、議案第 2 3 号津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 2 3 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第23号津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第24号

- 議長（沖田 守君） 日程第19、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） ないようであります。討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第25号

- 議長（沖田 守君） 日程第20、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園キャンプ場）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園キャンプ場）は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第26号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第27号

○議長（沖田 守君） 日程第22、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（道の駅 シルクウェイにちはら）、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（道の駅 シルクウェイにちはら）は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第28号

- 議長（沖田 守君） 日程第23、議案第28号公の施設の指定管理者の指定について（道の駅 津和野温泉なごみの里）、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第28号公の施設の指定管理者の指定について（道の駅 津和野温泉なごみの里）は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第29号

- 議長（沖田 守君） 日程第24、議案第29号公の施設の指定管理者の指定について（にちはら自然商店（総合案内所））、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第29号公の施設の指定管理者の指定について（にちはら自然商店（総合案内所））は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第30号

○議長（沖田 守君） 日程第25、議案第30号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第30号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第31号

○議長（沖田 守君） 日程第26、議案第31号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町保健福祉センターやまびこ）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第31号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町保健福祉センターやまびこ）は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第32号

○議長（沖田 守君） 日程第27、議案第32号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町福祉センター）、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 福祉センターのことでちょっとお尋ねいたしますが、ここで、駐車場を設けるため、今回、桜の木が切られておるようなことでありますが、誰がこれを許可したのか、説明いただきたい。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今の御質問であります。許可といいますか、今回、津和野の社協のほうから、駐車場の狭小なために職員の駐車場、またはヘルパーの車両の駐車スペースがないということでありまして、町としまして検討しました結果、あそこに、以前からコンクリートでできた柵のようなものが駐車場内を通っておったんですが、それを撤去すること、それから舗装すること、あわせて桜2本につきましては、以前から社協の建物の屋根のほうに大きくなり過ぎて乗っかっておったような状態になっておりました。あわせて、桜の葉っぱ、その他、花とかが落ちてきてといが詰まったり、屋根の上に土が落ちてくるというようなことがありましたので、あわせて切らせていただいたところであります。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 今、屋根の上へ、といに落ち葉が入って詰まったり、いろいろなことがあると言われましたが、裏の2本桜を切られたところは、屋根も何もありやしません。ただ駐車場をつくるために桜を2本切られております。この前も、城山の木をケヤキを126本もチェーンソーで傷つけられて、顛末書を出されたような経緯もあるんですよ。本当に駐車場が必要であるなら、もっとほかのどこを検討されるべきじゃないでしょうか。せつかく大きく育った桜を、行ってみたらわかりますが、ほかの枝も随分切っております。ただ駐車場を設けるために切られた、このように思っておりますが、これが制度の導入がされてから13年たっておりますが、社協の駐車場12台分が敷地内にあるわけでありまして、そして、職員の方が17台、合計で30台の駐車場が必要なんです。現在で12台しか駐車できないので、駐車場

の不足は、それはわかっておるわけでありますが、今までは職員が来られたときに、公用車を乗りかえて出るような段取りでやっておられたわけです。それを今回、5台も6台も入るようなことをされておるんですが、これからよその地区でこういうことがあったら全部許可をするんですか。誰がそれで許可をされたのか、課長だけの判断で許可されたのか、それを聞きたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最終的には私のほうで印鑑を押して許可をしたということになります。今回は、いろいろ事情を聞いたところ、やむを得ないという私の判断で今回切らせていただいたというところでございます。

今後については、一律に、必ずということではありませんで、そのときそのときの状況というものをしっかり聞きながら場合によっては許可をする場合もあるかと思えますし、場合によっては許可ができない場合も当然それはあるというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 後山議員に申し上げますが、ただいまの質問については、この議案は、公の施設の指定管理の指定ということについて上程でありますから、もろもろ御意見があると思いますが、また全員協議会やその他の適切などころであなたの御意見は言われるほうが適切ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。10番。

○議員（10番 後山 幸次君） 指定管理者であろうが、これを年度の中で貸しとるわけですから、指定管理者に。その中でいろいろなことをされることを、何をしてもええかっちゅうことになるわけです。ただ、桜切って駐車場にした、その行為が、一般町民からもいろいろ言われるわけですよ。そんなら、児童公園なんかでも、桜が邪魔になるって切ってもええかっちゅうことになるんですが、その判断をどういうふうなことで、ただ駐車場がないから桜を切って駐車場にした、こんなことじゃ自由にはならないと思いますよ。

○議長（沖田 守君） 町長、もう一遍答弁しますか。町長。

○町長（下森 博之君） 先ほども説明いたしましたように、社協さんからそういう御依頼があつて、町としても検討していただいた結果、今回、この周辺の駐車場というのがせせらぎ等々移したことで全体として非常に足りなくなっているという状況、そして社協さんも、そうしたことも踏まえて協力もいただいている中で、あえてまたこうした申し出があつたということございまして、本当に桜を切るのは残念でありながらも、やむを得ないと、そういうような判断をさせていただいて、最終的には私も了解をしたという経過でございます。

繰り返しになりますが、今後についても、一律にということではありませんので、決して公園はまた公園の機能等もございまして、それぞれのときのケースバイケースで判断をして決めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。後山さん、よろしゅうございますか。（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第32号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町福祉センター）は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第33号

○議長（沖田 守君） 日程第28、議案第33号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町デイサービスセンター）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第33号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町デイサービスセンター）は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 9 . 議案第 3 4 号

- 議長（沖田 守君） 日程第 2 9、議案第 3 4 号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町障害者福祉センター はなみずき）について、これより質疑に入ります。ありませんか。5 番、板垣敬司君。
- 議員（5 番 板垣 敬司君） 参考までに指定管理料ということで、やまびこという福祉センターがありますが、あのやまびこ、2 階建てで相当大きな施設で、指定管理料というものが 1 4 0 万ですか、その一方は、はなみずき、新しくできたところございますが、その辺の指定管理の料金の基礎となるものがちょっと、どういう基準でなっておるのか、根拠を教えてくださいなと思っております。
- 議長（沖田 守君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（土井 泰一君） それぞれ基本的には、各、例えばここで今のお話ですと、社協と津和野清流会のほうから、年間の管理料として必要経費を上げていただきまして、それを検討して行っておるところであります。社協につきましては、基本的に管理料の中には人件費が入っておりません。別枠で社協の法人本部に対しましては本町のほうから 8 人分の人件費を補助しておりますので、入っていない。清流会のほうにつきましては、そういうものはありませんので、ある程度の人件費も入っておるとか、また、大きき的には、2 階建てでやまびこのほうが広いように思われるかもしれませんが、施設的には、かなり障害センターのほうが大きくあります。そういうことも関しまして、それぞれこちらも言ったとおりではなくて、その中でそれぞれ検討しながら設定をしておるということであります。
- 議長（沖田 守君） 5 番、板垣敬司君。
- 議員（5 番 板垣 敬司君） くだいようですが、もう 1 回確認なんです、今の社会福祉協議会には全体の年間の委託料の何千万かの中に、その人件費的なものがその委託料の中に入るとして、それがビルの管理、もろもろの施設管理がそこに別枠で委託料の中に入っておるので 1 4 0 万ぐらいにとどめておるが、はなみずきはそういう人件費的な委託料も何もないもんだから、管理料を 3 4 0 万ぐらいに設定をしていると、そういうことでいいんですか。
- 議長（沖田 守君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（土井 泰一君） 指定管理料の中に、社協の場合、別枠で補助を出しておるんで、指定管理料に人件費を入れると、二重取りになってしまいますので、それはできないという考えの中で、通常の光熱水費であったり、修繕料であったり、清掃代であったり、そういうところを社協が年間これぐらい要るところを出してきたものを検討しております。はなみずきのほうは、そういうものはありませんので、一般の方が土日を利用されたり、祭日に利用されたりとするときには職員も出ていって、いわゆる施設管理をするわけです。そういう人件費も必要でありますし、申し込

み等、いろいろな調整もありますので、その辺の人件費も見ておるといふ部分の違いが出ておると御理解いただきたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第34号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町障害者福祉センター はなみずき）は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第35号

○議長（沖田 守君） 日程第30、議案第35号公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第35号公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 1. 議案第 3 6 号

○議長（沖田 守君） 日程第 3 1、議案第 3 6 号公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設 せせらぎ）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 3 6 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 3 6 号公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設 せせらぎ）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 2. 議案第 3 7 号

○議長（沖田 守君） 日程第 3 2、議案第 3 7 号公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 3 7 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 3 7 号公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 3. 議案第 3 8 号

○議長（沖田 守君） 日程第 3 3、議案第 3 8 号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 3 8 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 3 8 号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）については、原案のとおり可決されました。

日程第 3 4. 議案第 3 9 号

○議長（沖田 守君） 日程第 3 4、議案第 3 9 号公の施設の指定管理者の指定について（津和野共存病院）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 3 9 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 3 9 号公の施設の指定管理者の指定について（津和野共存病院）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 5. 議案第 4 0 号

○議長（沖田 守君） 日程第35、議案第40号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町農産物処理加工施設）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第40号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町農産物処理加工施設）は、原案のとおり可決されました。

日程第36. 議案第41号

○議長（沖田 守君） 日程第36、議案第41号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町木材処理加工施設）について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっと気になるんですが、よくわからないんですが、指定管理料がゼロ円になっているけど、前にもちょっと二、三、あったみたいなんです、これは、一体ここ運営はどこで、どの資金でやるんですか、ちょっと説明してください。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 高津川森林組合が指定管理者になっておりまして、営業で使うということでありまして、その管理運営は高津川森林組合にお任せしておりますという状況であります。

○議長（沖田 守君） 管理料の問題よ。利用でしょ。農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 設定されたときに私おりませんで、詳しくはわかりませんが、営業活動することによって、高津川森林組合が得られることが多いから、ゼロ円の指定管理料にしたのではないかという推測であります。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。もう少し具体性のある回答でなきやいけん。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほどからゼロ円という施設が幾らか出てきたと思います。これは、平成18年度にこの指定管理者制度を導入したときに、この指定管理料をどうするかという部分は、その前の段階の委託料の部分を参考にしながら、この指定管理者制度にスライドしているということになります。その指定管理者のところで、基本的に歳入があると。その歳入がある部分については、歳出と見合う金額かどうかちゅうのを、というところを照らして、金額を算出ということになります。したがって、木材処理加工施設であれば、そこに木を置いて、乾燥させて売っていくというような形になるかと思いますが、その売り上げの収入の中から、この施設の電気料であるとか、ああいった部分については歳出ができるということで、指定管理料はゼロということになります。高津川清流館等については、あれは、基本的に指定管理料出しているんですが、その指定管理料の電気料等について、オフィスとして1カ月のレンタル料というのをとります。その部分の引いた残りが現在高津川清流館等については、指定管理料として出ているというような考え方の中でゼロ円と、そうでない施設と、そういうふうに分けているということです。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今、以前、業務委託をしていたときと言われたんですね。業務委託をしておったものが指定管理に移ったと言われたでしょ。何で、業務委託のままでもいいんじゃないかと思うんですけども、ましてやゼロ円で、そこはどういう理由ですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） これは平成15年に地方自治法が改正されたということでありまして。そのときに、公の施設の管理と、業務委託と僕言ったかな、管理運営ちゅう意味合いで言うんですけど、業務委託とは若干意味合いが違います。平成15年に地方自治法が改正されたときに、公の施設の管理運営については、公共的な団体でないと任せられない、そういう法律であったと。それが指定管理者ということになって、どういった方でも、2人以上のグループであれば、この指定管理ということで、管理運営を委任するという言い方になりますが、委任することができるようになったということなんです。その法律改正のときに、私どもが、3年間猶予期間があったんですが、18年までに公の施設の管理運営について、その当時、合併した時点で、幾つかの施設が、公の施設があります。そのときに、指定管理者制度に移行したほうが望ましいというところの部分については、職員でプロジェクトチームをつくって振り分けをしてきた経過があります。基本的に、この高津川森林組合が今指定管理者として指定をさせてもらっている木材処理加工施設については、その当時の考え方の中で地方自治法の改正にのって指定管理者に移行したと、移行して、管理運営のときに、恐らくお金的には払っていなかったと思うんですが、それをそのまま継続して指定管理者として引き継いだということになります。管理運営は、

その当時、地方自治法の改正が出たときに、平成15年に公布されたときに一部改正があったときに、この管理運営は指定管理者でないといけないという、直営か指定管理者という選択を各自治体については迫られたということです。そのときに、この施設は管理運営をする施設ということで位置づけて、指定管理者制度を導入してきたという。これが直営であれば、町の直営として、業務委託という、今議員がおっしゃられたような業務委託という制度もあります。掃除だけをやっていただくと、そういったような業務委託の制度は今までも直営の中で行っているものなのですが、この場合は管理運営ということで、地方自治法にのっかって指定管理者制度を導入してきたというような形になっています。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第41号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町木材処理加工施設）は、原案のとおり可決されました。

日程第37. 議案第42号

○議長（沖田 守君） 日程第37、議案第42号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家シティ戒丁）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第42号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家シティ戎丁）は、原案のとおり可決されました。

日程第38. 議案第43号

○議長（沖田 守君） 日程第38、議案第43号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家シティ上新丁）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第43号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家シティ上新丁）は、原案のとおり可決されました。

日程第39. 議案第44号

○議長（沖田 守君） 日程第39、議案第44号公の施設の指定管理者の指定について（日原蚕の人工飼料育研究センター）について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 指定管理そのものについての反対ではないんですが、いろいろある中で、現状がどのようになって、今後どのように進んでいこうとしているのか、この日原総合研究所について、現状をお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まだその後役員会等が近いところではちょっとやっておりますので、この1月ぐらいだったでしょうか。社長がお越しになられたときの情報が最新ということになっております。大変、一時は光明も見えて、今後伸びていくであろうという状況ではあったわけですが、その後、一番大きい取引先が中国産を合わせて使わせてほしいというようなことがありまして、それには困るということで取引をやめた以降で若干というか売り上げが落ちる中で、経営についてはかなり苦労しておった部分ではございます。その後、会長でございました阿部さんが社長に復帰をされて、経営の改善に取り組まれておられまして、さまざまな努力される中で、石炭飴というようなSLにちなんだ商品やお茶、またいろいろ外注でOEMというような形でいろんな商品も販売するような中で、徐々に業績自体は回復基調にあるかなということではございます。まだまだこれもわからない部分ではございますが、最新のニュースでは、これ新聞報道も出ておりますので、お付き合いのありました岩手大学の鈴木先生が立ち上げられましたベンチャー企業が大手製薬会社の買収を受けて、今後冬虫夏草成分を合成した上で、合成ということにはなるわけですが、億単位の事業費もかけてプラントをつくって、認知症に効くような薬を開発、さらに販売をとということが、そういう新たな展開も生まれてきたということも聞いております。そういった部分でございますと、その際もその関係者の方、お1人来られたんですけど、今後、もう少し社長も努力をされるというふうに聞いておりますので、その中で新たな展開があれば、何がしかのさらなる工程も見られるのかなというところでございます。詳しいところについては、今後また株主総会というようなことになってまいりたいと思いますので、我々としましては、あくまでもオブザーバーとしての参加になりますが、参加をさせていただいて、いろいろ情報のほうを入れていこうというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第44号公の施設の指定管理者の指定について（日原蚕の人工飼料育研究センター）は、原案のとおり可決されました。

10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） ちょっと指定管理のことでお聞きしたいんですが、寺田の納骨堂が前は指定管理者であったと思うんですが、今回外されておるんですが、違いますか。前は入ったでしょう。それが今回ないんですが。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、指定期間5年の施設ということになります。ソフトとハードと、要は運営等も含めて、指定管理者をお願いする際には、指定期間を5年として定めて、それからソフト的なところだけというところ、ハード的なところだけという部分については、指定期間3年ということ定めて、その3年と5年の差で、5年の満了のところと3年の満了が重ならないところがあるということです。たしか、寺田の納骨堂は1年か2年前ぐらいに指定期間3年として指定議案として提出させていただいたというふうに思っております。今回のところでは5年の部分で指定管理者の期間が満了になって議会のほうに議決のお願いをしているということでもあります。

○議長（沖田 守君） よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ここで（発言する者あり）引き続きやったほうがいいです。休憩とったほうがいいでしょ。（発言する者あり）（「とって質疑をして」と呼ぶ者あり）（「質疑までして」と呼ぶ者あり）休憩はとりたいと思いますが、午前中やって中途半端になりますが、いいですか。（発言する者あり）全て午後に回しましょうか。どちらがいいです。（発言する者あり）手を挙げて発言してください。2番、米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 審議が午後にかかってもいいですので、午前中に済むところだけは済ました方がいいと思います。

○議長（沖田 守君） ということですが、ほいじゃあ、半まで休憩をとって、午前中やって、午後にあと残すと、そういうことにしたいと思いますが、11時30分まで休憩といたします。

午前11時22分休憩

.....

午前11時29分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第40. 議案第45号

○議長（沖田 守君） 日程第40、議案第45号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第7号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 78ページ、9ページですけど、まず1点目が津和野町東京事務所管理費のところの1,000万を返しているわけですけども、これは、県の補助金ですよ。この理由が、この前言われたのは、何かヘルニアになったとか、ならんとか、ヘルニアは理由じゃなかったか、もうちょっと詳しく、この1,000万を返すなんちゅうような、県に対して返すちゅうようなことがあった理由が、ちょっと余りにも軽薄だというふうに私は思っていますんで、この理由。

それと、商工観光課関連で、その下の日本遺産センター費ですけども、この委員報酬、この委員報酬というのはどういう、誰に対して、具体的な名前はいいんですけども、何々委員とかってつくと思うんですけども、この理由がちょっと、33万2,000円、これがよくわからないので、これを教えていただきたいということも含めながら、日本遺産センターは指定管理者にしないのかということが、これをちょっとお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、6次産業ステップアップモデル事業補助金の1,000万円の減額でございますが、これにつきましては、県の、道信議員おっしゃるように、先日からる説明させていただいたように、津和野町に企業進出したいという文京区のヒヤマさんといわれるケーキ屋さんですが、来られて、それをもとに民間の皆さんのペース、とにかく精力的に活動される方でして、新年度にはオープンしたいというような思いでいらっしゃいましたので、我々としましても、臨時議会等の中でも御説明させていただいて、できるだけ町のほうがその動きをとめないようにという思いもあって、なるべく早いスピードで申請に向けて、いろいろ御協力もして、さまざまな努力をしてきたところでございます。最終的には1,000万満額の補助決定とはなりませんでしたが、補助決定を受けて、その後、具体的に事業を進めてまいりました。御本人もこちらにたびたびお越しになるということで、御本人も随分の準備一式を重ねた上で、真剣にこちらに進出をするという思いで続けてこられたのは事実でございます。その中で、申し上げましたように12月段階になりますが、一番信頼を置いて、こちらにヒヤマさんが来られて、ある程度軌道に乗せるまで東京のお店のほうを切り盛りをしてもらうべきパティシエがいらっしゃったわけですが、その方が持病というか、長年の業務の中で、ヘルニアということで結構だと思っておりますが、ヘルニアを発症されまして、その後具体的に手術の日程等も決まったというふうにお聞きしておりますが、どうしても入院をせざるを得ない、通常のパティシエの業務ができないということになると文京区のお店自体が立ち行かなくなるという状況に陥ってきたということでございます。そういう状況のことの中で、最終的にどのように

するかという判断を去年の12月末までにということで、工期の問題もございまして、さまざまほかの誰かいいかわりの方はいらっしゃらないかということで随分探してもおられました。ただ、お店を1代で築かれたそのお店を任すに足る方というのはそうそうなかなかいらっしゃらないという状況の中で、やむを得ず、今回、工期的なもの等考えても、今回のところでは、1回この計画を白紙に戻さざるを得ないと、ただ、決してこれで諦めたという意味ではないというふうに御本人からはお聞きをしておりますが、一応中断せざるを得ないということでお聞きをしました。

そういう状況を受けまして、我々も、島根県のブランド推進会も協議をしまして、ブランド推進会からの指示等も受けながら、最終的には、他の6次産業ステップアップ事業、いわゆる島6事業というような、ほかの事業、ワサビ関係でもとっておりますので、この変更申請という形でいわゆる事業費を上げて、交付決定を受けたわけですが、これについては、粛々と変更契約をもう1回変更ということになります。減額の変更をかけてもらえばよろしいということで、お答えをいただいた中で、このような措置をとらせていただきました。そういうことで、手続き上の問題で町に何がしかの瑕疵があったということではございませんで、あくまでも事業をやられる方の御事情というか、そういう状況でございますので、県におかれても、そのあたりについては、特段何か問題とされる部分もなく、粛々と変更をかけてほしいということがございましたので、そのように対応させていただきました。そういうことで、決定は受けておりますが、実際の補助金のほうはまだ町のほうは入れておりません。あくまでも予算ベースで上げていた状況でございますので、実際の返還は生じておらんというところでございます。

次に、日本遺産センターの報酬でございますが、これが委員報酬となっておりますが、実質は、ここは集落支援員制度の集落支援員の報酬をこの委員報酬のカテゴリーの中で組んでおりますので、そういった部分で委員報酬、集落支援員が外国人の集落支援員が1名おりましたが、今後山大的ほうで将来先生を目指されるとことで、具体的な内容が決まってきたので、1月末をもって退職をしたいということがございましたので、その部分によりまして2月、3月分のいわゆる集落支援員さんの報酬の減額を行ったということでございます。

そして、直営、また指定管理にしないのかという部分につきましては、先ほどつわの暮らし推進課長からもございましたが、現時点では、日本遺産センター、入館料取るわけでもございませんし、広く無料で皆さん見ていただいております。そういう状況を踏まえると、まだまだ制度もできてなかなか知名度も十分、国全体としてはなかなかまだ日本遺産の浸透が図れていないというようなこともありますので、現時点ではなかなか指定管理でお任せするというまでには至っておらんというふうに判断をしております。そういう部分で、指定管理制度によって管理をすることもできるということでございますので、今の時点ではまだ直営のほうの方がよろしいかなという判断をもって直営で運営をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 日本遺産センターの件、もう一度確認したいんですけども、契約書の中では、マネジャーという言葉はたしか使っておると思うんですけども、マネジャーということは、先ほど課長が言われた管理運営という言葉ではぼイコールということでもあります。これが指定管理者に当たるというふうな、どう考えてもそういうふうな契約書になるわけですけども、契約のあり方をもう一度、きちっと見直して、ちゃんとしたものにしておかないと、指定管理なんやら業務委託なんやらわからんような契約書をつくって、中の職員また職員が1人やめられるんですけども、中でまたそういうようなわからん者同士がごちゃごちゃやっているようなパターンであるのがやっぱり一番いかんと思うんで、もうちょっとそこらあたりのきちんとしたものを構築されるということはいかがですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員から申されましたように、現時点では業務委託契約という形でさせていただいております。そういうことでまだ直営のほうがよろしいかなと、町としては判断をしておりますので、その中で、管理運営や企画的なことも含めて業務を委託しております。今回は集落支援員さん、町が直接雇用している方でございますんで、その方がやめられたということでございまして、直ちに新たな方をやっぱり募集を入れていかんといかんかなというところで進めておるところでございますが、考え方でございますが、マネジャーという形で、肩書でございまして、町の規定にのっとったわけではございませんが、そのマネジャーという呼び方を通常させていただいております中で、業務委託した中で働いていただいておりますが、その方自身はわけがわからないというより日本遺産が認定を受けた当時から、現在おられるスタッフについては、その業務に携わってこられておりまして、ある意味我々より若干詳しい部分もあるぐらいという状況でございます。そういった部分でございますんで、その指導というか、その差配の中で運営をしていくということについては、文化庁あたりからもうまくいっている例の一つという形で手前みそではございますが、取り上げていただけるような状況でございまして、十分職責を果たしていただけておるのではないのかなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 3回目ですね。今、これまでやってこられた方がうまくやっておられるというふうに課長は考えておられるんですけど、私の入ってくる情報の中では、それが全く逆でして、それが逆に落とし穴になっていると、だから中の職員、町からの職員が混乱を起こしている、一体誰が上司なんやらようわかっていないという業務委託ですから、上司ではないわけです、それが命令系統も、中の業務のあれもぐちゃぐちゃになってしまっているところが、私今やめたというのは、集落支援員のことじゃなくて、1人女性の方がやめられました、そのことを言っているわ

けで、そういうふうな内情が私に入ってくる情報と課長に入ってくる情報とは全く真逆なところがありますので、ですから、今の契約のところをもうちょっとしっかりとしないと、また、私一般質問の中で、契約の内容に関して質問するという形になると思いますので、そこをきちっとしていただきたいというふうに思っているんですけど、いかがですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘のとおり、我々も公表した情報でもございませんが、今臨時職員で働いていらっしゃる方について、退職の希望が出ております。まだおやめにはなっておられません。その方につきましても、日本遺産センター、文化庁の交付金もなくなった時点で新たに展開をして、町なかにどんどん日本遺産ウォークというような形で出ていって案内をすることで、何がしかの収入というようなことも考えていく必要が出てくるであろうということで、ちょっとアクティブに動いていこう、そういう中で、臨時職員さんについても、中でフォローいただくところでは、説明あたりも担当いただけんかというようなお話もさせていただいたところでございます。そういった中で、人間関係、やはりどの職場もいろいろございます。そういった状況で、厳しい部分もあるということも正直お聞きをしておりました。そういった部分については、我々も議員の御指摘のように今後注意していかないかというふうに思っております。そういうこともあって、このところ、定期的にスタッフ会議というのがありまして、私も担当も出席をして、現場のほうで全員そろっていろいろな調整をさせていただいておるといふ、これも今後も継続して町としての直営施設であるということには間違いございませんので、そのあたりを注意しながら、その全てをその方に頼るという意味ではなくて、注意をしながら管理を適正にしていきたいと思います。（「契約書」と呼ぶ者あり）

契約書ですか。契約書の内容につきましては、今回、道信議員から以前の議会でも御質問がございました。そういうあたりも、我々も真摯に受けとめまして、より業務の明確化を図っていきたいというところは今考えて、相手側の業者さんのほうとも話を始めておるところではございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 75ページ、商工振興費ですが、津和野栗再生プロジェクトの推進協議会委託料350万減額しています。これはどういうことかということです。

それから、2点目に、今質問がありましたけど、ヒヤマの件ですが、ヒヤマの今の事情というのは今課長、説明を承りまして、よくわかりましたが、私が知りたいのは、前回、たしかこのヒヤマに関しては当面は延期なんだというような言葉だったと思うんですけど、私の判断では、これは延期じゃなくて、はっきり先ほど言いましたように、補助

金自体もこれ戻して白紙という言葉が出ていますので、それから、私が知る限りにおいて、土地建物もまだ契約されていないという、出店予定地の、そういうところで、延期च्छゅうことは、大体民間の商売によってはあり得ないんです、延期というのは。そういうところもちゃんと確保しといて、それからもう出る準備は進めて、次の年度に商売始めるということだったら、もう土地建物は確保できていないといけません。それで、資金でも、返還するというところはちょっとあり得ないんです。確保しといてくれよと、それから少し延期させてくれよと、それから出ていくから、それが延期なんだ。だから、私はここでははっきり申し上げたいの、これ中止でしょう、はっきり言うてください。そうしないと、私らも、延期とって町民から聞かれる、あれはどうなったの、延期らしい、延期च्छゅうならまたすぐ出てくるんだなど、こういう話なんだけど、課長の話聞きますと、それは一番重要な人が来る中心になる人がとてもそれを外すと本店が営業できなくなるなんていう、そんなでたらめな計画はない、それは。そういう人は、2番目、3番目の方がいらっしゃる、そういうのを大体派遣するんですよ。だけど、1番目のメインちょっと調子が悪いから、その人がだめになったらもうだめだという、それはちょっとナンセンスだなどと思いますので、ここではっきり、もう補助金も返還するし、そういうことでしたら、はっきり中止だと言ってもらったほうが、私らも動かしやすいし、今後余り期待せずに済む、はっきり申し上げまして。ちょっと考えてみますと、1回私質問したことありますよね。出して一、二年で撤退したらどうするんかと。それがないだけでも、ちょっとよかったのかなと、そう思いますので、別に責める云々じゃなくて、はっきりした言葉を使ってほしいということなんです。延期と中止とは違いますよ。どうですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 津和野栗の再生プロジェクトの委託料から補助金に切りかえましたのは、以前委託料を受けておりましたのが推進協議会でして、事務局を商工会議所がやっておられたということがあって、そちらに入れる際に消費税が生じてきたりということもあって、今回、事務局を商工会さんがおりられまして、枠組みの中では一緒に常に会議もしてやっておりますが、商工観光課と農林課のほうでいろいろやっておりますので、より補助金のほうがそのあたり、いただいたお金をより有効に使うということでも適正であろうということとさせていただきます。350万を落として、今回90万上がるということで、えらい規模が縮小したんじゃないかということもあるんですが、残りの差額については10分の10補助事業で農泊事業というのをにぎわいの関係でソフトをとっておりますので、そちらでできるだけ使っていこうということとやっておりますので、そのようになっておるということとございます。

それとヒヤマさんの件でございますが、いろいろ単純にそれじゃあ、もう来年新年度になってすぐできるのかって言われると、私もそれはなかなかすぐに、はいできますと

いうふうにはなかなか申し上げられんとこなんですが、ただ、私が知る限りでは、新たにつくられた法人登記された会社自体はまだやめておられんということと、御本人は本当に直接お会いして話をすると、本人さんまだまだなんか違う形ででも考えていきたいということはおっしゃるのは事実でございます。それと、東京事務所とかを通じてこちらの産物、栗とか、ユズとかいろいろなものを使ってあちらでケーキをつくったりというようなこともまだにやっておられまして、そういう部分では決してあきらめたというふうなことは、御本人の口から聞く以外は私、正直お答えのしようがないので、それと言うと、とにかく御本人はやめたとは、今回で断念しますということはおっしゃっておられないのは事実なとこでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ヒヤマさんのほうは、本人がそれはそういう意欲を持っているというのはそれはいい、いろいろ計画持つのはいいんだけど、あくまでもそれは具体的でない抽象的で、希望ですよ、本人、オーナーの。だけど、我々は、町民のお金預かって、いろいろここで議会で確定して話をしとるわけですのに、そんな相手の希望でどういう意思があるから、そんな曖昧な話じゃだめですよ。それはそれで1回ばちっと切る、こちらも、それからそのときに、具体的に計画が出たときに、再度組み直せばいいじゃないですか。1回区切りつけないと、ずるずるさせて、現実にもう予算は返すという、初め組んだお金返すということですから、それはいいけど、一応こちらからのことをちゃんと事情を相手に伝えるべきじゃないの。

それから、栗の再生プロジェクト、これは私、今一般質問かけていますんで、その場でしっかりお話をしたいと思しますので、それはそれでいいです。

○議長（沖田 守君） 答弁する。商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今の一緒にやっております農林課長からも助言もございましたが、議員さんのおっしゃるとおり、区切りを1回つけんとやれんので、補助事業の性格上、年度単位でございますので、そういうことで1回ここで切ったということでございます。そういうことで、もし仮に何らかの新たな動きがあつて、今後より精査をして、本当にこれは今度は大丈夫、確かに民間の方のスピードを我々が遅くしちゃいけないという思いもあつたんで、走るところは走ったところも正直否めんとこはないんですが、ただ、今後は、きっちりその辺も見て、やられるようであれば、新たな事業をとりたいということであれば、そのようにまた対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかに質疑は。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 3点ほど質問します。31ページ、諸費のつわの暮らし推進課、危険家屋の工事請負費ですが、378万円、これはやはり町の代執行となつて、後で持ち主から回収するということでしょうか。過去に木部でも発生しております、木部当時も。

2点目に、65ページ、上の段の農業機械等導入整備補助金104万ですが、耕作地等の対策として、ハンマーナイフ購入費、これは、設置する場所とといいますか、それと、個人でも借りられるのか。御存じのように、耕作放棄地等いろいろあります。これを借りられれば楽なんであると思います。

3点目ですが、91ページ、工事請負費、青原住宅集会所跡駐車場設置工事等で、これは635万8,000円の減額となっておりますが、大きな減額で、町にとってはいいことなんです、減額の理由としては何でしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 最初の1点目の質問でございます31ページの工事請負費ということでございまして、議員さんの御質問に限ってお答えすれば、この取り組みについては、津和野町空き家等の適正管理に関する条例第15条に基づく緊急措置ということになります。先ほど議員のほうから御指摘ありましたように、これは木部の家屋をこういう緊急措置で解き払いをした事例がありますが、これと同じような事例ということで、その費用負担については、まず同意を得て、私どもがやるということになりますので、解体等の範囲、解体等に係る費用の負担、そういった部分については、この所有者である方と同意を結んで、所有者の方がお支払いをするというような形でこれを解体させていただくものということでありまして。

○議長（沖田 守君） 次の、農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農業施設機械等導入及び補助とあるのは、事業主体はシルバー人材センターであります。シルバー人材センターのほうでハンマーナイフは2台を導入いただきまして、日原地区と津和野地区にそれぞれ保管、管理していただくということにしております。使用料等の要綱は、シルバー人材センターにつくっていただきまして、誰でも借りれるような形で運用していくことを目指しております。それから、これはクローラー方式といたしまして、タイヤではなくてキャタピラーで動くものになっておりますので、水田のような緩い土地でも草刈りができるというようなものを導入を予定しております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 635万8,000円の減額でございますが、当初青原住宅の集会所の駐車場の設置工事、それから町の住宅の青原の住宅でございますが、そこにミニ公園と、それから駐車場設置工事を予定をしておりました。ところが、今現在進めています県道の青原停車場線の工事を今実施をしているところでありますが、いよいよJRの敷地の部分に工事取りかかっていくわけですが、そのJRとの協議が不測の日数を要して、協議がなかなか整わなかったということがございまして、先般、やっとその協議が整ったようでございますが、それもありまして、改良工事自体が思ったように進んでいない状況にあります。町が今予定しております先ほど申し上げました工事については、同じ場所での工事となりますので、県道のほうの改良工

事があらかた終わらないと取りかかれないうことがわかりましたので、今回、それに係る工事費を落とさせていただいて、また、県道の改良が完成に近づくころにまた予算を計上させていただいて、執行していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 31ページの危険家屋解体につきまして、これ、場所はどこでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 場所は、日原408番地12ということで、これ自治会のほうからこの危険家屋であるという要望が出されておりますが、自治会的にいうと金見町下の自治会のエリアに入るところであります。

○議長（沖田 守君） 場所、もうちょっと具体的に言ってあげんさい。いいか。いい。あそこのこうじ屋だろ、米澤君。（発言する者あり）

つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 対象物、なかなか僕もあれだったんですが、村上電器さんがあるんですが、日原の街からずっと美加登屋さんの前を通ってずっと行って、日原中学校へ抜けるんですが……

○議長（沖田 守君） 丸立寺の近くって言ってやり。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 丸立寺の近く。丸立寺わかりますかね。わかります。あの道の道沿いの左手にあります。中学校へ向いて。

○議長（沖田 守君） 質疑の途中ですが、昼食時間になりますので、質疑を途中で休んで、午後1時まで休憩いたします。よろしゅうございますね。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第45号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第7号）について、午前中に引き続き質疑を受けたいと思います。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 104、5ページ教育費社会教育総務費で、ここちょっと僕の一般質問のところに関係してくるあれなんですけど、御書物蔵の活用といいますか、改修ということなんですけども、今の中の書物というのはどうなっているのかという部分と、この活用っていうのが当てはまるのかどうなのかね、改修した後、今は展示といいますか、見て見学っていう格好になっていると思うんですけども、改修、その中身をどうされるのか、あくまで保存する建物としてなのか、それとも何か活用する方策があるのかなというので、ちょっと疑問に思いましたので質問させていただきます。

それと、104、105ページの図書館システムのことなんですけれども、図書館の、ま、7月にオープンということで先ほど説明があったんですが、蔵書の部分で現在の、現在といたしますか、日原図書館の今借りれる状態のものと、それと保管されて表に出ている部分のものもあると思うんですが、規模が大きくなるということは、今既存の本だけでは事足りないのではないかなとも思っております。

そういった部分で本の購入というの也被えられているのかというのをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 御書物蔵の改修についてですけれども、現在、この中には、藩校養老館で使われておりました教科書類が入っておりますね。あと、新聞ですが、古い新聞をとりためたのがありまして、こういったものが入っております。

改修工事につきましては、一旦、中のもの出しますけれども、屋根を中心に修復をしまして、修復後は、2階は、階段しかないですので、2階の公開というのは考えてないんですけれども、1階部分につきましては、今の、既に完了しました養老館部分と一緒に一体になって見ていただくような形で公開を考えております。

○議長（沖田 守君） はい。教育長。

○教育長（世良 清美君） 図書館の本でありますけれども、現状でも2万冊程度、今の日原図書館でもあるわけなんです、全体で2万数千冊の蔵書規模になろうと思いません。

若干は当然余裕がないと新しい本を買っても置けないということもあって、古い本でもかなりもう傷んだものについては処分を当然していきます。ベースは、今ある本をベースにしながら当初予算で若干買い添える予算をつけております。

あとは、ちょっと、動き始めてみるとどのぐらいの程度年間必要になってくるかというのはわかりませんが、せっかくないい建物を建てて町民の方が有効に利用できるためには、やはり、雑誌や新しい本をある程度、定期的に入れかえていく必要はあろうというふうには考えてはおります。

そういったところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 71ページでございしますが、林道の新設改良費の中で工事請負費470万7,000円減額ということになっております。これは、大久保林道の関係であります、これについてはまだ完了は見ておりませんが、1期工事、2期工事あるのかどうか、1期工事が確定によってそこまで要らなかったということで減額されておるのか、開通するまでにまた今後これについて新たに予算化されるのか、これについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 林道大久保線の道路改良でございますが、これは30年度において予算を立てていただきまして、30年度と31年度で、議員さんが言われるように1期、2期というふうに分けて施工をしまいたいと考えております。

今年度につきましては、予定をしておりました箇所まで到達はしております。

施工におきまして、現場のほう、いま一度精査をして、いま、路肩部分に構造物を設置するようなことも考えておりましたが、構造物をたてずに拡幅ができると、改良ができるということで、この部分について、今、それ、大きい原因になりまして、470万7,000円の減となっております。

31年度におきましては、当初予算のほうで計上をさせていただいておりますが、31年度で終点のところまで改良を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。——ありませんか。

5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） もうあれですけど、実は、ページで言えば32、33の生活バスのことでございますが、この運行業務委託料は最後の補正としてどういう形で上がってきたのかということと、もう一つ、来年度4月から新しいバスで町と民間とで一緒になってラッピングの車を走らせるということで大変ありがたいと思っておるところでございますが、現状、まあ11月から今日までの乗車の状況をかいま見たときには、極めて乗っている方が少なく、空気を運んでるなという雰囲気なんですけど。

これからやっぱり4月1日以降走らせるとするならば、ラッピングもある程度は、ま、どんなものが仕上がってくるのかわかりませんが、私ども思うには、中で、車内放送で歴史文化的なものが放送を、エンドレステープか何かで、そういう放送施設をちょっと使いながら堀庭園にまで上がっていただける2便だけでもそういうことができればさらに観光のまちとしてふさわしいのではないかなと思っておりますし、駅前の駐車場のところ、駐車場ですか、そこへ何かがつくれるかに聞いておりますが、どのようなものがイメージとしてあるのか。

そして、運行は従来のラッピングバス、新しく購入したバスは、野広となごみ温泉を往復する、さらに2便ほど堀庭園に上がってくれるその従来のプラス11月から2便が加算されたわけですが、その路線のバスの運行だけを新しいバスが担ってやるのかどうか、その辺についてお聞かせいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、補正予算の関係でございます。

これは、県道の改良がありまして、これを迂回するための費用ということで、これ、県道須川谷線改良工事ということで、これが、工事期間が延長されたということでこの補正予算を計上させていただいたということでもあります。

この工期が延長されたことによる日数自体は、当初のところから122日ということで計算をしております。日浦口から、本来ですと須川小学校の前を通過して岩倉というところから相撲ヶ原のほうへ抜けていくような形になるんですが、その須川小学校のところから少し行ったところを上へ上がる道のところですが、そこが今、工事で改良するという箇所になります。

一旦、須川小学校の前まで行って、それから日浦口まで帰って、それから小倉谷を通過して相撲原に抜ける、そういうルートを今回、迂回ということとったという、これに距離単価、運行日数そういったところを情実させていただいて今回の62万の補正、増額ということになったということとあります。

先ほど、議員の御質問にあった津和野町内線の関係でございますが、先ほど御指摘があったように11月から石見交通のほうとお話をさせていただいて、土曜、日曜、祝日も津和野町内線のほうを運行していただくことと、それから堀庭園まで2便ほど路線を延長していただいたというところがあります。

なかなかまだ、そういったところで言いますと、その運行に対するPRという部分なかなかまだできてない状況があります。

今回、ポンチョというバスを石見交通で購入をしてそれに対して半額補助するというところと、あとラッピングする、その部分については平成30年度事業ということで、3月の30日に、一応今の予定では内美のところから出発しますが、そのときに出発式を行いまして、3月30日からそのバスによる運行が開始されるということになります。

そのバスについては、観光客の皆さんのために町営バスとそれから石見交通バス、共通で乗れる共通乗車券というのを作製しようということで観光協会、商工観光課、石見交通、関係するところと今お話をさせていただいて、4月1日から共通乗車券というところを観光客あるいは町民の方も買えるわけですが、一日何度乗ってもどこまで乗っても800円という代金で石見交通それから町営バスどちらも乗れるようなバスの乗車券をつくるということになっております。

そこら辺も含めて、今、観光協会、石見交通と路線についてのバスの情報発信というのをどうするかということでは協議をさせていただいているということと、あとは、インバウンド対策として外国人の方が利用しやすいような時刻表というものも今考案中ということとあります。

3月30日の日は、その新車であるポンチョのバスをなごみのほうに持ってきて、そこから、出発式が終わってそこから出発ということになりますが、一応、このバスについては、津和野町内線専用車両ということで、石見交通と話をしております。

野広から堀庭園まで、石見交通が運行する町内線については、これを専用車両として運行するということになりまして、もう一本益田(医光寺)から津和野の「なごみ温泉」まで来るバスがあるんですが、それは石見交通の通常のバスで運行します。

したがいまして、今のところ、このポンチョを使った、ラッピングをしたバスについては津和野町内のみ走るといような計画で、今考えているところでございます。

それから、先ほど御指摘のあった車内放送の中でPRというようなところもございました。私どもがこの話をするとき、畑迫病院の前にバス停をつくるというようなところで地元の方とNPOの方と協議をした際にも、そういう車内放送というものを活用できんかというところは、御意見としてあったということで、これについては今後の検討課題ということでさせていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですね。ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第45号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

日程第41. 議案第46号

○議長（沖田 守君） 日程第41、議案第46号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第46号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第42. 議案第47号

○議長（沖田 守君） 日程第42、議案第47号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑を受けたいと思います。ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 26ページのところなんですけど、認知症総合支援事業費が33万円減額になっていますが、当初の半分ほど減らされているので、何が原因かなというのをお聞かせいただいたら。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 当初におきましては、減額の予算50万3,000円を計上しておりました。いわゆる、当初、チーム委員会議、訪問をそれぞれ5回、2ケースを予定しておりましたが、実際にはそういう検討委員会の部分で訪問もなかったということで33万円の減額となっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑ないようでありますから終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第47号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第43. 議案第48号

○議長（沖田 守君） 日程第43、議案第48号平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、議案第48号平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第44. 議案第49号

○議長（沖田 守君） 日程第44、議案第49号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入りたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第49号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第45. 議案第50号

○議長（沖田 守君） 日程第45、議案第50号平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第50号平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第46. 議案第51号

○議長（沖田 守君） 日程第46、議案第51号平成30年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第51号平成30年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第47. 議案第52号

○議長（沖田 守君） 日程第47、議案第52号平成30年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第52号、平成30年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第48. 議案第53号

○議長（沖田 守君） 日程第48、議案第53号平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第53号平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第49. 議案第54号

○議長（沖田 守君） 日程第49、議案第54号平成30年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第54号平成30年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第50. 議案第55号

○議長（沖田 守君） 日程第50、議案第55号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）についてこれより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第55号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後1時26分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 31 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)
平成 31 年 3 月 19 日 (火曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 31 年 3 月 19 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 草田 吉丸君

2 番 米澤 宥文君

3 番 川田 剛君

4 番 道信 俊昭君

5 番	板垣 敬司君	6 番	丁 泰仁君
7 番	御手洗 剛君	8 番	三浦 英治君
9 番	寺戸 昌子君	10 番	後山 幸次君
11 番	岡田 克也君	12 番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	世良 清美君	総務財政課長	……………	岩本 要二君
税務住民課長	……………	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長	……………				内藤 雅義君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	下森 定君
農林課長	……………	久保 睦夫君	商工観光課長	……………	藤山 宏君
環境生活課長	……………	益井 仁志君	建設課長	……………	木村 厚雄君
教育次長	……………	渡邊 寛夫君	教育次長	……………	齋藤 道夫君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続き、お出かけをいただきまして、ありがとうございます。

閉会中に、平成31年度一般会計予算、各特別会計予算の審査、大変、御苦労でありました。これから、3日目の会議を始めたいと思います。

後山議員より、遅刻の申し出が出ております。なお執行部におかれては、教育長が、本日、日原小学校の卒業式、会計管理者が都合によって欠席であります。

ただいまの出席議員数は、11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、御手洗剛君、8番、三浦英治君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次、これを発言を許します。

発言順序1、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 皆さん、おはようございます。6番、丁泰仁でございます。本日も、通告に従いまして、2項目の質問を用意しておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは早速、1項目めの質問から始めたいと思います。隠れキリシタン世界遺産と乙女峠キリシタン殉教者列福運動に関してでございます。最初に、少しシリアスなところが出てくるかと思いますが、御了承をお願いしたいと思います。それでは、始めたいと思います。

去る1月23日から25日まで、二つの目的を掲げまして、議員研修旅行に行っていました。一つ目の研修目的地は福岡県嘉麻市で、目的はタブレット端末導入による議会ペーパーレス事業化に関する実施視察でありました。二つ目の研修目的地は、熊本県苓北町でした。目的は、この地域が平成30年6月30日に、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産として世界文化遺産に登録されましたので、当町の乙女峠キリシタン殉教地と関連し、将来、観光関連事業に資する見分を求めての視察旅行でした。

本日は、この2番目の主題に話を進めたいと思います。最初に、この苓北町を紹介しますと、天草下島の北西部に位置し、有明海に面した温暖な、人口約7,300人程度の、当町と同程度の町です。主産業は農業で、特にレタスの栽培で、九州では有名な町です。もちろん、漁業もあります。少しタイムスリップしまして、1205年、鎌倉時代、志岐氏によって地頭支配され、開かれた地域です。1566年、アルメイダ修道士が布教のため、この地域、志岐に派遣され、天草で最初のキリスト教伝来地となります。1614年、キリシタン禁教令が出され、後に2007年福者に認定されるアダム荒川が処刑された土地でもあります。

さらには、1637年、天草四郎を中心とした1万2,000人の領民、キリシタンによる島原天草一揆の猛攻を二度も撃退した富岡城を有する、歴史的な大舞台の中心地でもあります。この攻防戦で、一揆勢は城を落とせず、かの有名な島原原城へ領域3万7,000人の領民とともに籠城し、その後3カ月間余り、幕府軍12万の大軍と攻防戦を繰り広げ、最後に1人を残し、3万7,000人余りの一揆勢は全員殺りくさるという、我が国キリシタン迫害史上、最悪の悲惨な結末を迎えることになるのであります。

この乱は、俗に言われている単なるキリシタンの反乱でなく、徹底的な宗教弾圧及び領域表面石高の2倍以上の過酷な徴税収という領主の圧政に耐え切れなくなった素朴な農民の一揆反乱であり、その中にキリシタン信仰の人々がいたというのが本質であるようです。なお富岡城は現在、復元され、苓北町の主要な観光資源になっています。

さて同じく、キリシタン迫害の悲惨な歴史であります乙女峠殉教地を、当町は抱えています。当町の乙女峠キリシタン殉教地に関して、今一度、歴史的概略を振り返ってみますと、次のとおりです。明治新政府は1868年から73年に、長崎浦上4番崩れといわれるキリシタン大弾圧において、検挙、捕縛したキリシタン3,300人を、長崎から金沢、和歌山など、約全国20カ所に配流し、改宗を迫り、拷問しますが、このうち、津和野藩へ送られてきましたのは総計153人で、最初、1868年に指導者たち28人。その後、1870年に彼ら家族など、125人が到着。

最初、説諭にて改宗を迫るも、棄教した信者は少なく、後、迫害と拷問に切りかえ、このうち37名が殉教します。こうした行為は諸外国に知られ、1871年に不平等条約改正を目指して出発した岩倉使節団は、訪問先の米国、欧州で非難を浴び、明治政府は1873年、禁教令を撤廃。信者たちはようやく、長崎浦上地区に帰郷できたといわれています。

さて、キリシタン迫害に関する歴史を少し振り返ったところで、次に本題ですが、昨今の新聞紙上で、ローマ法王庁、いわゆるバチカンが乙女峠殉教者に対する福者認定調査決定と、大きく報道されている記事、列福運動について説明します。カトリック教会では、死後、崇敬の対象となる称号として、神のしもべ、尊者、福者、聖人とあり、特に死後、その徳と聖性を認められた信者に与えられる福者の称号を受けることを列福と言われています。

津和野を管轄するカトリック広島司教区は列福運動を本格的し、禁教令の撤廃150周年となる2023年までの認定を目指す運動を展開すると強調し、さらには次ように述べています。昨年、隠れキリシタン関連遺産が世界文化遺産に登録されるなど、機運も高まっており、潜伏キリシタンの苦難は明治になっても続き、信者の乙女峠殉教は一連の流れにある。認定されるに当たっては、いろいろな調査、資料の精査が必要だが、津和野には、拷問を経験した信者への聞き取り記録などの資料はそろっている。また、現地には、戦後整備された聖堂やろうの模型、水どめを再現した池などもあると言っております。

さて近い将来、列福された場合、世界中の信者にとって重要な意味を持ち、当町は年中、いわゆる巡礼地として栄え、観光を兼ねた巡礼者で町の経済活性化、特に観光産業に及ぼす影響の大きさははかり知れないものがあります。それにしましても、我が国におけるキリシタン迫害の史実は、過去、歴史的封建体制化とはいえ、宗教の自由が法によって禁じられた時代の悲惨な悲劇の一面であります。一方、それに引きかえ、私は現在、戦争のない平和な世の中に生まれ、民主主義政治体制のもと、今日の我が国の民主主義憲法を謳歌できることのありがたさを、つくづく感ずるものであります。

ちなみに、日本国憲法は、宗教信仰に関して、次のようにうたっています。日本国憲法第20条、信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。信教の自由の内容として、1、信仰の自由、どの宗教を信仰するかを決定する自由。2、宗教的行為の自由、信仰

に基づいて行われる布教活動や礼拝などの宗教的行為を行う自由。3、宗教的結社の自由、宗教団体を結成する自由。

さて、いよいよ質問に入ります。1、乙女峠キリスト教受難者に対する福者認定調査活動に対しては、平素から教会の存在が町民から愛され、保護されていることなども認定条件の一つに考慮されることを聞くが、行政としてこの間、教会、幼花園に対する財政的支援を含む対応はいかがであったか。

2、近い将来、列福された場合、当地は国内外からの巡礼者で、年中の観光を兼ねてのにぎわいに経済活性化を見出し、将来の町の繁栄を期待することができます。そのためにも、当町として列福成就に向けて、でき得る限りの支援、協力をすべきと考えます。具体的に、将来、巡礼地になる可能性が高い乙女峠マリア聖堂の駐車場、公衆トイレ、及び聖堂へ至る里道、並びに谷川のせせらぎなどの周辺の整備、補修に、早速に取り組むべきだと思うが、いかがですか。ことしも5月3日の乙女峠巡礼ミサが近づいています。

3、今後、長崎浦上区、苓北町などとのキリシタン関連を通じての交流は考えていますか。

以上です。お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

本日から一般質問でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。隠れキリシタン世界遺産登録と乙女峠キリシタン殉教者列福運動に関してでございます。

まず一つ目の御質問であります。町としては、津和野カトリック教会に対する継続的な財政的支援は特に行っておりませんが、幼花園につきましては、合併以前より津和野幼花園補助金交付条例によって、毎年、運営費補助金を交付しており、平成30年度は54万円を支出しております。また、平成22年に幼花園が改築をされた際に、町から建設費補助金として2,642万1,000円と、埋蔵調査町補助金として142万5,000円を支出しております。

二つ目の御質問であります。御指摘のとおり、列福調査の開始に際して、正式に認定された場合、当町への来訪者が増加することは間違いないと思われれます。町といたしましても、教会、カトリック広島司教区の皆様が地道に努力してこられた活動に敬意を表するとともに、1日も早い認定を願っております。つきましては、先日、教会関係者の皆様がお越しになり、今後の活動への支援協力について、お話をいただいたところでございます。町といたしましても、教育委員会や商工観光課、建設課など関係各課が、まずは列福調査とは何かということから教えていただく機会を、次年度早々にも設けたいと考えております。その上で、下水道の敷設計画や政教分離の調整など図りながら、

駐車場や公衆トイレ、乙女峠につながる里道の整備について、より有利な事業導入の可能性など検討してまいりたいと思います。

これまでも、教会側で乙女峠に通じる里道の落石防止工事を行われた際、半額程度の補助をさせていただいた実績がございます。来る乙女峠まつりまでの時点では、里道の簡易な補修について、建設課と商工観光課が連携して、可能な範囲で対応させていただく予定です。また、支障木の伐採等については、基本的には所有者の対応とはなりませんが、可能な範囲では、対応を検討したいと思っております。

三つ目の御質問であります。現時点では、長崎県の関係自治体との交流については、実績及び予定はございません。さきにも述べましたとおり、今後、教会関係者との学習会や協議の場を経て、必要に応じて、適時、判断してまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それでは、再質問に入りたいと思います。

一番目の、財政的支援ですね、過去にありました。今、いろいろ御回答いただきまして、今後でもできる限りのことをやってもらいたいと思いますが、特に、今ちょっと私も教会の関係、神父さんとの前、お会いしまして、いろいろこのたびの列福運動に関しましてお聞きをしました。一番目に述べていますように、まず教会が愛されているかどうか、町民の中でどういう存在であるかということから、いろいろ話を進めたわけですが、その中で、教会の外壁もそろそろ非常に古くなっているし、将来的には塗りかえも必要ではないかなというような話も出ましたんですが。

もし、そういう要望がございましたら、これは塗りかえというのを、また過去22年に幼花園が改築した場合には資金を出していますので、そういうところも何らかの方法でできるのではないかとはい思いますが、何せ政教分離という壁がありますので、ここら辺とのバランスを図りながら、やはりここも財政支出をしていかなければいけないと思いますが、ここら辺はどうですか。外壁の修理、あるいは塗りかえというようなことを要望されてきましたら、どういう方策ができるか。そこら辺、ちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 教会につきましては、先般、尖塔が若干、経年によりまして傾いているということで、雨漏りが発生しているというお話がありまして、神父さんと設計士さんが教育委員会のほうに御相談に来られました。そのとき、いろいろお話をさせていただいたんですけども、一番経費的にメリットの高いのは、国の重文の指定をするということではあるんですけども、まずその修理ありきで重文の指定ということは、まずあり得ないということと、重文の指定になりますと、資料の準備含めまして、かなりの時間がかかるであろうということが予想されますので、すぐに重文指定をして直すというのは、なかなか難しいであろうということのお話をさせていただきました。

現実的なお話としましては、今の伝建地区の、建造物の保存地区の整備事業でございますけれども、この事業、事業主的には1,000万で800万の補助という形にはなりますけれども、教会の場合は角地でございますので、2年かけて800万掛ける2倍の補助は出せるのではないかとということで、今、回答しておるところでございます。

そのときに、壁の塗りかえ等の話はまだ出ておりませんので、尖塔についてのみの話でさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 壁の話が出た場合はどうなんですか。まだそこまでは検討できていないということですか。

○議長（沖田 守君） 齋藤次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 具体的にお話がありました段階で、それは今の条例等ののっとりまして、対応していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） いろいろ宗教施設に関しましては、やはり政教分離という壁がありますので、非常にそこをよく考慮しながら、財政支出をしなければいけないということですが、ちなみに荅北町——この前視察したところですね——ここは、ちょっとはてなと思うというような施設が、例えば富岡城の整備事業というのは、これは城の整備ということで、宗教とは直接——宗教一揆を受けた城ですけど、それではなくて、トルレス神父の記念広場とか、キリシタン供養碑周辺整備とか、アダム荒川殉教公園整備とかいうところですね。もろもろ分けて8億円ぐらい、ここへ投資されております。

ちょっと質問しまして、これはよう政教分離の壁をどういうふうに乗り越えられましたかと言うと、いや、これはもう伝統的建造物群なんだと、一種のね。そういうところで町民にも了解を得ているみたいなんですね。それから町民も別に反対することもないし、また、むしろこういうキリスト関係の施設というものは観光資源に非常に役立っているということです。

だから、そういう意味でいえば、非常に詳細に政教分離がどうということは述べられているところもないと思いますので、これは要するに行政の判断であり、また町民の理解というところで、こういう資金支出も成り立つのではないかと思いますので、ぜひ、そこら辺は前向きに考えまして、協力をしてやってほしいなど、そういうふうに思っております。

それでは、2点目にまいります。ことしも5月3日、乙女峠ミサ、巡礼ミサが迫ってきています。ことしは特に、今、列福運動のことで盛り上がってまして、この教会の広報によりますと、ことしの乙女峠まつりに、かつて配流された関係の教区の司教様方が集まって、要するに津和野の証し人列聖調査開始宣言ミサというものを大々的に行うと

いう予定になっておるそうです。だから、非常に現実味を帯びて、私がさきに述べましたように、2023年までにこの実現を目指して、運動を進める意気込みです。

まずそうしますと、巡礼地となるそのマリア聖堂へ至るところの里道なり、そこをちょっと私、先般行ってまいりましたが、どうかなと思って。里道を登っていく道ですね、コンクリかセメントでこうやる、あるいはほとんど石畳みたいなんですけど、剥がれて、陥没がひどい。歩くに、あれを今度2,000人近いような方たちが今度列をなして、あそこまで上まで上がられるわけですけど、もちろん老人もいらっしゃる、子供さんもいらっしゃるわけです。まず歩くのに、つまづいたり、転んだり、よくここを歩いて行かれるなと思うぐらい、非常に荒廃しています。

それから登る、右側に山手、左側に——登っていく方向に向かってですよ——左手はせせらぎがあります。右手に大木がむき出しになって、石ころがいつも落ちる。それからフェンスがあって、岩石注意と、落ちる落石注意というようなところなんです。道は細いですよね。真ん中に手すりがあるようにして、2人しか上がっていきません。左側にせせらぎがずっと登っているんですが、恐らく風雪に耐えられなかった木々がおれて、それからかなり大きな木々が谷川に落ちています。それがせせらぎを遮ったり、それからもうもろもろの小さな木々がもうめちゃくちゃに落ちています。

だからちょっと整備すれば、きれいな自然庭園にでもなるんじゃないかなと思うんですが、そういうこともあります。だから、とりあえずそれに登る、その道筋、そういうところを整備したらいいんじゃないかなと。それから公衆トイレ、これはただトイレがあるというだけで、ちょっと現代における我々の感覚で、世界各国からお客さんを迎えて、あのトイレに御案内しましたら、これは町の恥です、はっきり申し上げまして。こういう観光資源を、世界トップ級の観光資源を持ちながら、あのトイレでよく持たせてきたなど。それから、駐車場ももちろん狭いんですけど、これは土地の問題もありますが、公衆トイレは、もうちょっと早く、早急に考えてほしいなど、こういうふうに思っております。

ところで、最近、ちょっとあそこへ行かれた課長なりいらっしゃいましたら、ちょっとどうですか、感想を答弁してほしいんですが。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 私も最近、乙女峠とこの坂道を歩いております。道につきましては、里道——法定外公共物なんです——町が管理するところの道ということになりますが、言われるように、多少でこぼこがございます。それと日当たりが悪いので、滑りやすい状況にもあるかなというふうに思います。ただ、真ん中に手すりがございますので、それをつかまって上がれば大丈夫かなというふうに思っております。

それと坂道の横には溪流がございます。この坂道と溪流とあわせて見ますと、なかなか風情のあるいい坂道だなというふうに思っております。ただ、丁議員さんおっしゃい

ますように、溪流に倒れ込んでいる木が、やっぱり風情を阻害するような感じになっております。町長の答弁にもありましたように、そうしたところを、できる範囲のところは5月3日の乙女峠まつりまでのところでは、何らかの手を加えていきたいなというふうに思っております。

それから、この坂道なんですけど、平成2年度に国土交通省の手づくり郷土賞、その中のふるさとの坂道で、国土交通省から受賞していると、そういうものでもありますので、なおさら整備はする必要があるかなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 建設課長が行ってみられて、目で担当課長が見られたので、よくわかると思います。だから補修なり整備の計画も、課長が行かれましたので、しっかりできるんではないかと思えますけど。一応、そういう、どういうふうにするかという今後の、5月3日をまず一つの起点としまして、そこまでにはこういうことができる。それからそれ以降はこういうことができる。そういう、何かこう工程表みたいなものができたら、予算まで云々じゃなくて、大体こういうことができるんじゃないかというところ。その段取りというかですね、そういうところができたら、ちょっとまた知らせてほしいなと、そういうふうに思います。

それから、商工観光課長にちょっとお尋ねしたいが、列福運動がもし——実現しそうです——した場合、ちょっと今までの観光町というイメージから、これはほかの町にはないような、日本におきましては、町全体がレベルアップするんですよ。そうすると国際的に、本当の国際的観光都市になっていくと思うんですよ。そうしますと、その準備としまして、2023年までに実現させる意気込みでやっておられますから、ローマ法王庁も、どうもそこまで許可をおろすみたいなの、そんな意気込みですよ。

そうしますと、あと23年までに、遅くてもですよ、これは。早ければその前にも出るかもわかりませんから、三、四年でそういう体制をつくり上げておかなければいけないと思うんですよ。そうしますと、今のところ世界各国から来られるとなりますと、表示板で多言語、これはまずもう完成してなきゃいけないということですね、いろいろなところ、全部。それから、Wi-Fiはもうほとんど一部できているし、またできる場所もどんどん出てくると思う。

だから今までと違った感覚で、町の観光に対してもうちょっと計画を立ててほしいなと。本当にまさに、今いろいろやってきているけど、もう一つ何か起爆剤が欲しいなと思っていたところに、非常に重要なお話が入ってきているので、私も何とそのタイミングいいなと、日本遺産までやってきて、それからもう一つというところに、こういう話が持ち上がってまいった。これは大変、ありがたいことですよ。だから、そういう点で、観光課長として、ちょっとひとつ、意見を述べてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） よろしくお願いたします。議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております、トイレの問題も確かに大変、トイレも町内、あちこちございまして、年次的にはかなり整備もしてきたところでございますが、なかなか乙女峠の駐車場のトイレまで行きついておらんというのが現状でございます、今後、あの地区へ下水道の敷設計画というものを策定するという話も聞いておりますので、下水道が本当につくと、それにあわせて整備させていただくと、本当にいいタイミングになるというふうに思っております。そういうあたりも検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、おっしゃるように、そういう状況になりますと、認定を受けられると、インバウンド、外国人のお客様がお越しになることが多くなる。いろいろ現在も、外国人のお客様がこちらに来られるというのは、ほかの動きもいろいろございます。そういったところも踏まえて、新年度からこういったあたりも含めて、より効果的なPRということも何らかの手を打っていきたいということを考えておりますので、その上で、受け入れる上では、いろんなおもてなしというか、メニューの外国、多言語化というようなこともございますし、そういったところも踏まえて、観光戦略会議の下にインバウンド対策委員会というのも設けておりますので、そういった中で話して、さまざまな対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 我が町がいよいよ、本当に国際舞台の上に乗ってくるというような、画期的な時期を迎えようとしていますので、ぜひここは商工観光課、トップに立つ窓口ですので、頑張してほしいなど、そういうふうに思って、この質問はこれで終わりいたします。

それでは、2問目に入りたいと思います。観光関連に関してでございますが、1、駅前開発に関しまして、工事の進捗状況及び完成予定は。それから特にSL機関車の正面移動時期はいつごろかということです。

それから2番目、名産品、特産品の開発状況、クリ、ワサビほか。クリは、つわの栗ブランド化5カ年計画概要案によれば、平成31年度——本年度ですね、来年度になりますか——つわの栗及び加工品を全国発信、店舗販売開始となっております。進捗状況はいかがですか。なお、ワサビに関しましても、聞きますと素材品薄と聞くが、いかがな状況でしょうか。

3番目、養老館が正面完成に伴い、今後の運営方針をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光関連に関してお答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問であります。駅前周辺整備につきましては、全体の完成予定は平成32年度、2021年3月末となっております。工事につきましては、現在、第1

期、駐車場整備工事を施工しており、まずは新たに津和野駅ロータリー及び有料駐車場となる現在の駅前駐車場について工事を進め、新たにSLを移転し、設置する桑原史成写真美術館前の設置場所の工事に、3月11日より着手したところでございます。なお、SL移転につきましては、5月ごろを予定しております。

二つ目の御質問であります。平成27年7月に、官民共同による津和野栗再生プロジェクト推進協議会を設立し、新たな商品開発やクリの植栽面積拡大、栽培技術講習、イベント開催など、県補助金等を活用した事業展開を行っております。JAのクリ生産部会を対象に、低樹高栽培技術が指導できる講師を招致して、講習会を重ねており、多くの生産農家が技術を習得してきました。

しかし、JA西いわみ管内のクリの出荷量は、平成26年度が20.5トン、27年度から29年度までの3カ年が毎年約10トン、本年度は9.8トンまで落ち込んでしまいました。減少の要因には、気象条件もありますが、生産農家の高齢化や植栽地が山腹にあるため、手入れや収穫ができないこと、鳥獣被害の増大等が考えられます。

協議会では、栽培面積の拡大と水田の樹園化を推し進めるため、一定規模以上の樹園地を造成する場合、苗木に対する補助制度を設け、現在までに5ヘクタールの新たな樹園地をふやしております。クリの本格的な生産開始には、植栽から5年程度の期間を要するため、まだ目に見える生産量の増加には至っておりませんが、今後は確実な生産量増加が見込まれると認識をしております。また、イベント等においては、町内での栗まつり、文京区での焼き栗のイベントが定着し、一定の成果が得られていると考えております。

商品開発の部分については、これまで新商品の試作提案会等を行って、事業者からの商品提案を促してきたところですが、近年のクリ不足による価格高騰を受けて、プロジェクトを構成する業者から、現在のクリの価格を商品に反映すると、町内で販売する価格の限界を超えているとの声もあり、新商品開発は、一部の事業者の商品に限定されております。しかし、クリの皮むき作業を農副連携でつわの清流会に依頼できないか協議を重ね、次年度から一定量の皮むき作業を受けていただくことになりました。町内業者が扱いやすい価格になることを期待をしております。

現在の5カ年計画については、クリの植栽から生産開始までの期間を考えると、より長時間で腰を据えた取り組みが必要であると認識をしております。町といたしましても、協議会構成員として、関係機関等とより一層連携して、総合的な津和野栗の再生に、引き続き努めてまいりたい考えであります。

ワサビに関しましては、平成29年度に島根わさびブランド推進協議会を立ち上げ、大阪、東京で開催される食品相談会に積極的に参加することにより、多くの個別業者との取引が始まっておりますが、議員御指摘のとおり、原材料の不足が続いております。その原因を考えてみますと、生産者不足はあるものの、日本食ブームが世界中に広がっており、本物のワサビを求める傾向が強くなっていることも大きな要因といえます。

ワサビは、生産すれば必ず売れる素材であり、長期にわたり需要が続くことが予想されることから、今年度、県の補助金を活用した、ワサビのリースハウスを3棟建設し、畑ワサビの生産拡大や畳石式ワサビ田を3アール造成して、水田ワサビの生産拡大を図っております。しかし、いまだに供給量は不足しており、今後は畳石ワサビ田の造成に加え、新たな栽培技術の導入を図る必要があります、栽培実証を行うことを検討しております。

三つ目の御質問でありますけれども、平成30年度をもちまして、保存、活用工事が完了いたしました県指定史跡、津和野藩校養老館につきましては、町の直営施設として運営したいと考えております。今後の活用についてであります、正面向かっての右側の建物、養老館校舎南棟は槍術教場であったものを復元したもので、藩校の中でも武道場が残っているものは全国的にも少なく、この希少な槍術教場を見ていただくとともに、教場内にはパネルを設置して、藩校養老館の沿革や、輩出した人々等を紹介したいと考えております。また、展示物は移動可能にしておりますので、少し広めのイベントスペース等として利用することも可能と考えております。

一方、向かって左側の建物、養老館校舎北棟は、剣術教場と計吏詰所、門番詰所がありました。剣術教場につきましては、藩校養老館の閉校後、切り詰められておりますので、土間であった部分に床を張り、また天井も張ってエアコンも設置して、講演会や研修会等ができるように修復をしております。

現在、4月3日に竣工式を予定しておりますが、竣工式終了後から、この南棟、北棟ともに一般公開したいと考えております。なお、入館料につきましては、養老館活用検討委員会等では、無料の御意見もありましたが、文化財保存協力の意味も込め、小学生以上は一律100円としたいと考えております。なお、町民の方と未就学児は無料となります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 1点目の駅前開発、大体段取りはわかりました。

特にちょっと聞いておきたいのは、SL機関車が5月ごろ移動をされると。そうしますと、今あそこへちょっと穴を掘っていますね、機関車が座りやすいように。そうしますと、横向きに恐らくあれを設置するんでしょう、長さから見ますと。そうすると、あの前が非常に窮屈になるような感じがするんですね、あの大きなものが、あの前にくるわけですから。そして特に、桑原史成館の入り口なんかいうのは、あれ見えるんかなと思うよりね、ちょっと不安な、どうかなという気がします。

それから観光協会が、恐らく出ていくまでには、まだ駅舎を完成させなきゃいけない。駅舎の中に入る予定だったら、それまでもう観光協会は、そこに桑原史成館の中にはおるわけですから、これもまた同じく見づらい。そういう点は、一体どういうふうに考えられておられますか、ちょっとひとつ、お答えください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） そういうことで、S Lを移転させていただくというところでございます。その上では、駅舎の前側が屋根つきの回廊というような形になりまして、ロータリーが今度移設する、今、S Lがあるあたりが路線バスの乗りおりの位置になりますが、そこも雨にぬれずに歩いて行けるといいう形になりまして、もう1本、桑原史成側にもある程度、屋根つきの回廊が伸びます。その下については、タイル張りというか、レンガ張りといえますか、石畳ふうになるとちょっと考えておりますが。

統一性を持って、桑原史成写真美術館の前のほうに伸びていくという形になるので、それにあわせて案内版なりの表示で、当面は観光協会が出てくると思いますが、それまでには、まだそこまでの工事には至らないと思いますので、S L設置後は、案内表示等をもって、観光協会なり桑原史成美術館はこちらですということについては、インフォメーションして、完成後は一帯統一性を持って、そちらにつながるというようなところも見せていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。そこはしっかり表示しまして、案内するようになさってください。

それからちょっと話は飛びますが、2月8日に子供議会がございまして、そのとき津和野小学校へ私はまいりました。そのときに、そのグループでいろいろ子供たちと話をしてみたんですが、子供たちに私はクエスチョンしてみたんですが、観光地であるんで、皆さん方はどういう町を望んでいますか、あるいは皆さん方が望む何か施設がありますかというのを聞きました。

そうしましたら、やっぱり彼らは彼らなりにいろいろなものを考えているんですが、特に子供たちの遊び場、アミューズメントパークというもの、これはどういうものかなと思って聞きましたら、津和野は山が多いので山の木材がふんだんにあると。よく考えてもらっていますよ。それでその木材を使った加工品、あるいは玩具、そういうふうなアスレチック、そういうものでつくって、そういう遊び場を子供のためにつくってほしいと。それでこのたび、そのS Lが駅前に移動して、こうこう云々というお話もしてあげました。そうしたら、一緒に敷設して、付属させて、子供も遊べる場所をつくれぬのかと、こういう話です。

だから、私もはっとしまして、どうしたら津和野に子供たちが喜ぶ施設をというのを、私はいつも考えて、そういうのでちょうどいい機会だなと思って質問したわけですが、そしたらそういうことを言うんです。

だから、我々よりも子供たちのほうがちゃんと町の観光のために何が今、必要なのかを語ってくれる、子供たちは。これは本当、直感ですね、子供たちは。そういうことを、私は思って、S Lはひとつの子供たちにとって有効なあれになるんだと思うんですが、アミューズメントパークという、子供たちが望んでいるものを、本来なら、そこに大き

な広場があればセットすれば、これは最高の子供たちにとって遊び場になる。そしたらまた観光に子供たちも期待ということになると思うんです。こういうトータル的な計画がもうちょっとほしいなど、私は思っている。

だけど、このたびは機関車を正面にすると、ずっと向う側に駐車場、いっぱい広がりますけど、ちょっと離れなきゃいけない。建てるとしても向こうへ持っていかないと、本当はセットしてそこにすると。そうすれば、非常に有効的に効果が出てくると思うんですけど。これはひとつ、子供たちの希望を、今、SL等を接続させて、ちょっと私が述べております。

そういうことで、将来、もしそういう何か機会がありましたら、ぜひ考慮して行ってほしいなど、そういうふうに思います。

それから、2番目の名産品、特産品の開発状況の問題ですが、これは先ほど私、質問の中で申し上げましたように、平成31年度、津和野ブランド化5カ年計画、スタートしてから、もう5カ年になろうかと思いますが、もう大体、素材が足りないとか云々じゃなくて、それは。

それで、その加工をして、製品までつくって、それを全国に販売なんて、計画に書いてあるんです。それで、ちょうど2月22日に案内が来たんです。栗商品試食会というのが。それで参加するよという、参加してくださいという、そういう案内がきたんです。それで、これは計画ができあがって、大体加工製品ができたんだなど、そういう喜び勇んで私は行ったんです、試食もできるしと思って。

そしたら、何のことは、それが津和野栗じゃないんです、使っているのが。製品はできてて、それはあったです、いろいろ。ようかんなりバターなり。それでどこの栗なんかという、もうしわけないが、これは津和野栗は使ってないですと、どこですか、丹波栗です。丹波栗を使って、ある商社がそれを開発している。その商社を呼んで、その宣伝販売みたいなものです、一種の、サンプル持ってきて。これ食べてみてくださいと。

全然、こっちは津和野栗の製品ができて、それを試食しに行った気持ちが、何だこれはという、それはそれでも行ったから、せっかくできているもの食べたんですけど、丹波栗使って。こういう状況で、それで担当者に聞きましたら、商工観光補佐が出てきた。

聞きましたら、それが津和野栗、そこまでいってない。まずは素材生産におおわらわです。だって、あんた計画では、もう来年度31年度に全国発売するような製品になっているんよということになったら、いや、そうでうけど、計画ではそうですけど、全く現場のほうは、素材生産に、素材が、もう物が足りない。私、言うたんです。それだったら、計画がえを、もう変更しなさいと。いつまでもその計画でいっていると思って、こっちは思っているんだけど、そうじゃなくて、これは無理だと思ったら、途中ででも変更をかけるべきじゃないかなと。それで、我々にちょっと周知させてくださいと。そうしないと、いつまでも追求しますよと、私は。そういうことで話を終えたんですけど、なかなか、これは本当、きょうも今、御回答ありましたように、非常に難しいときにあ

るみたいですが、将来これ、加工あるいは製造品ができるという、これつくる、本当にそこまでいけますか、これ、数年内に。どうなんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） そういうことで、先日ちょっと御案内をしたときには、ちょっと手違いもございまして、大変御迷惑をおかけしたようなところを聞いておりまして、大変、申しわけございませんでした。

実は、その際も、栗バターというものはひとつできておりまして、その前の年も栗を使った中国風のかゆ、これみんな津和野栗でやっております。今年度の場合、ちょっとそこまでまだ至っていない部分があったということで、この事業、農泊事業、日原のにぎわい創出の関連のソフト事業を使っております。全額国費ではございますが。これの中で、次年度の中では、やっぱり再度、この栗についてはもう一回、予算組みをきちりして、つくってまいりたいという思いです。

確かに生産量がまだまだ、新植でかなり農林課も努力をしまして伸びたところではございますが、まだそれが実際実がなるまでに至っていない部分もありまして、今後出てくるというふうに思います。

町長の答弁にもございましたが、一次加工して、むき栗にして真空パックにするなり、これを農福連携という形でやって、このしたものを各町内の業者さんに供給する体制は、なんとか新年度の中できっちりしていきたいと。そうすると津和野栗を使ったいろんな製品が、さらに使いやすくなってくるというところ。そのためにも、やっぱり生産量が上がってこんとどうしようもないんですが、そういったところを踏まえると、発生的にいろんな商品が出てくる。また、試作品についても、そういう部分で業者の皆さんに御提案ができるようなものを、さらに農林課、商工観光が連携して進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。ちょっと頑張って進めてください。

わさびも、この前、経済委員会でちょっと、ビニールハウスですか、非常に頑張っているんで、もう品不足で、これなんかでも本当、つくれば売れるという、本当うらやましいような、今の世の中にありまして、本当。しかも世界中からこれを求めているということなんで。これも、私がここでどうこう言うんじゃないで、ひとつ、またどうしたら生産が増加できるかと、そういうところで配って、頑張ってください、ひとつ。

それから最後に、時間ございませんで、養老館。これ夜間、私ちょっと町を動いてみるんですが、なんときれいですね、ライトアップされまして。本当、江戸時代のその殿町通りを彷彿とされる養老館の照明ができてまして、そこにちょうちん、ぶらさがりついで。何とももったいないなど。人っ子通っておりませんが、7時、8時でもう。

それで、本当に映画の撮影でも使ったら、まさにぴったりじゃないかちゅうぐらいに、いい情景です。今から、夏になりまして、私がちょっと期待するし、お願いしたいちゅ

うのは、あそこで蛍の栽培ができないかなというのは、あの溝で。なんとか、蛍でもあそこに養殖なんかどうかできましたら、蛍飛ばしたら、これはもう最高の観光資源も夏場に。あの殿町の夜の幻影と、それから蛍という、これはすごいお客さんふえますよ。

だから、そういうことも観光課ちょっと、初めから、いやそれは無理じゃないじゃない、どうやったら蛍がそこへ持ってこれるんか、ちょっと考えてみてくださいよ。専門家がおると思うんです。ぜひ、それとセットさせて、このたびの養老館のこの振興、そういうのを大事に使っていくべきだと思うんです。ただできたけ、万歳じゃなくて。何かそれに付けてできたら、じゃあこれを取りあわせてセットさせてみようとか、工夫してください、ちょっと。

そういうところでおきます。もう時間も終わりましたんで。これを持ちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わって、ここで10時5分まで休憩いたします。

午前9時54分休憩

.....
午前10時03分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、11番、岡田克也でございます。通告に従いまして、4点御質問をいたします。

まず、1点目でございますが、津和野高校の教育魅力化についてであります。

津和野高校のことしの卒業生で、全国で66名しかいない東京大学に推薦で合格した生徒さんや、他の難関大学への合格等、生徒の方々の質の高さもあると思っておりますが、確実に教育力も向上しているように思います。それは教員の熱心な指導や町営英語塾のHAN-KOHの指導が実を結んできたのだと思っております。しかしながら、ことしの入学志願者の人数は少ないのが現状でありました。圏域の少子化を考えると、県外生徒の入学枠の拡大や津和野高校の教育力をもっと広報することなどを検討すべきと考えます。寮の改善や空き家を使った宿舍など、県外生徒の受け入れ体制の充実も課題になってくると考えます。所見と来年度以降の教育魅力化の構想についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野高校の教育魅力化についてでございます。

津和野高校の平成31年度の入学志願者につきましては、町内26人、県内20人、県外11人の計57人となっております。

昨年は、町内17人、県内16人、県外20人の計53人であったことから、全体の人数は若干増加しておりますが、県外からの志願者数が減少しているところがございます。議員御指摘のとおり、圏域の少子化を考えますと、県外生の受け入れは必要不可欠であると考えます。現在、県外生徒の入学枠は、定員80人の3割に当たる24人となっております。この人数につきましては、町内生徒の津和野高校への進学を考慮し学校と協議する必要があると考えますが、24人の上限に達していない現状を踏まえますと、津和野高校の魅力を発信する広報についてはさらに力を入れていく必要があると考えているところがございます。県外生徒への主な広報は島根留学やUIターンフェアの場で津和野高校ブースを設置し、そこで説明を行っております。また、東京事務所を活用した独自の説明会も行っておりますが、さらなる内容の充実等について、今後、学校と協議をしながら検討していく必要があると考えております。同時に、寮の改善についても空き家を活用しながら進められるよう検討しているところがございます。これについては、4月以降のところでは県の補助金を受けられるよう県と協議をしていくこととしております。

来年度以降の教育魅力化の構想につきまして、これまではコーディネーターを地域おこし協力隊等の制度を活用し任用してまいりましたが、今後は、津和野高校後援会職員として雇用することで津和野町に根づいた教育を推進する体制を強化し、津和野高校の魅力化の推進に努めてまいります。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 有名な週刊誌にも津和野高校から東大へ推薦で入試で合格されたという、そのことが記事になっていく、その前段階の取材があったとも聞きます。このことは、津和野高校の教育力というものを宣伝していく上でも非常に効果があると思いますが、その内容と、そして、進学を考慮し学校と協議する必要があると。この県外枠も高校との協議で決められるのか、その2点はお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、東京大学ということで、推薦で入られたということで、今回の進学状況を見ますと、国公立大学が9名、私立大学が18人というようなことで、先ほど議員が御指摘になられたような有名な大学もこの中に入っているということでもあります。

津和野高校の入学の県外枠の24人ということではありますが、これにつきましては、近年のところではいいますと、平成31年度の入学志願者内訳と申しますと、町内の中学生が26人、津和野中学校から16人、日原中学校から10人、これについては、町内中学校の卒業生が43人ということではございまして、約半分の割合で志願があったということでもあります。県内が浜田、益田、吉賀で20名、それから県外が東京、大阪、京都等13名ということで、全体的には合計59名の志願者ということでもあります。昨年

が53名、一昨年が85名ということで、このときが1.1倍を超えた状況のところがあります。今回の24人という80人の3割というところ、学校とも協議をしながらというところは、やはり中学校の卒業生が、今回43名というところで、こういったところを配慮もしながらということになろうかと思えます。したがって、今、上限には、現状24名に達したところは県外生についてはない状況になっているということでありまして、ここの辺を変えるか変えないかというところは、現状的には変更なしという考え方の中で推移をしているということになります。寮も問題等もございまして、一方、寮のほうはやはり県外生、あるいは県内のところで数もふえている状況にあります。今68名の定員のところを今61名が入られているというような状況の中で、この県外生、県内生のほうが増加していけば、こういった寮の課題というのがだんだん見えてくるという中で、先ほどの基本的な県外生の入学枠、これについては、現状的にまだ24に行っていないというところと、やはり町内の学生さん、中学生の卒業状況も考慮しながら現状を維持するという考え方と、もう一方では、やはり県内と県外の生徒さんが入ってくる割合も高くなってきているというちょっと逆の状況というようなこともあります。そういったところで、この寮の問題については、新しいみなし宿舎というような、後で御回答させていただく、町長のほうが申し上げたようなことを検討していかなくてはならないというような状況になっているということでもあります。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今回、東京大学を初め東京の有名な学校などにも行かれていくということで、特に、東京事務所など、文京区に東京大学もあるわけですが、東京事務所などを使いまして東大に行かれる生徒さん並びにそういう生徒さん方の津和野高校の魅力を発信するような会も開催していくべきではないかと考えますが、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど町長申し上げましたとおり、島根留学というような形の中で、大阪、東京、名古屋、福岡、ここのイベントについては64名の方が来られました。あと、つわの暮らし推進課も参加しておりますが、UIターンフェア、これは島根県の全県下が、全県市町村、市町が参加をするUIターンフェア、大阪と東京と広島で行われますが、ここにも津和野高校ブースを出して32名、昨年度いいますと、来られた方が、来場者がおられたということでもあります。先ほど議員が御指名になった独自説明会のところ、ここについては平成30年度は、大阪が11月、それから東京も11月ということで、東京については、東京事務所を活用して独自の説明会を行ったということでもあります。大阪が4名、東京が5名ということで、この独自説明会については9名の方が参加をされたということでもあります。私どもが、今、この生徒募集でイベント的にこういった説明会をやるのは、先ほど言った3つのやり方の中でやっているということでもあります。東京事務所については、常時

開設をしておるところでございますので、これ昨年1回だけということでございますが、ここについても充実をさせながらなるだけ保護者の方等が聞きやすい、あるいは聞きにこられてすぐに対応できるようなところを、常時、そういった会を設けるような形で、今後充実を努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先ほども申しましたが、やはり首都圏から津和野高校へ留学した人の、また東京の大学等に進まれた人の意見を聞くというのが、一番やっぱり具体的であるし、どこに魅力があるのか、そして、その中でいろんな課題も解決していくべきではないかと思っております。そのこと並びに今度、来年度以降は、地域おこし協力隊員の制度から津和野高校後援会職員として雇用するというふうに変更になっておりますが、この変更においてどういうふうなことがより期待できるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今まで地域おこし協力隊、集落支援員という形の中で、このコーディネーターというのを行っていただいたということでありませう。集落支援員も地域おこし協力隊も週4日勤務ということ、それから、地域おこし協力隊と集落支援員、今週の中の条例すると言っていますが、16万6,000円という月額賃金ということでありませう。そういったところで、賃金的なところの面、あるいは任期、これは地域おこし協力隊は3年という任期がございますが、集落支援員については特段定めておりませうがそういった任期、それから、労働日数、ここ週4日勤務であるということでありませう。まず、それで活動にも制約があるということで、私どもとしては、今まで地域おこし協力隊と集落支援員で津和野高校魅力化コーディネーターとして取り組んでこられた方を後援会配置すること。後援会配置することによって給与面、賃金面での向上と、それから、労働日数については週5日ということで活動日数もふやさせていただいたということと、あと津和野町に根づいた教育を推進する体制を強化してきたということが、来年度からの取り組みということでありませう。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 非常に教育力も上がって、また、よりこのように専属の後援会職員ということで充実していき、ますます教育力も上がっていくと思ひませう。

津和野だけでなくほかのところに行く高校生がいる中で、なぜ津和野高校というようなそんなことも町民の中の御意見にはあるかと思ひませうけれども、しかし、やはり町内に高校があることによる商業の活性化、そして、経済効果等を考えれば、やはりこの津

和野町に伝統のある津和野高校というものを残していくことが大切だと思っておる、そのことで質問させていただいたことであります。

それでは、2点目であります、IT企業誘致についてであります。

津和野町は光ファイバーケーブルを導入して、IT企業の誘致を積極的に進めるべきだと考えております。ギズモードジャパンに、ガジェットの天国はここにあった。人口約8,000人の町、津和野町が、今、ITの町として注目されている理由との記事が掲載されました。課題はIT企業誘致後に長く継続して運営していただくことと、ターゲットを絞ったメディア広報戦略が必要と考えます。また、IT企業に勤務する人材養成のための専門学校の誘致等も可能ならば、推進していくべきと考えますが、所見と構想をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、IT企業誘致についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、企業誘致における課題として、誘致した企業が継続して事業活動に取り組める環境を支援することが必要であると考えております。誘致企業に対しては、本町を初め、関係機関の支援担当者によるフォローアップ訪問を定期的を実施しております。また、今後の誘致に当たっても企業規模や事業内容等を考慮しながら誘致対象とする企業を絞ることは重要であると考えております。

IT人材の養成の件についてであります、本町ではこれまで内閣府の地方創生推進交付金を活用しIT人材の育成に取り組んでおり、企業誘致による働く場の確保に努めております。

経済産業省が平成28年度に行ったIT人材に関する調査によると、2030年には約59万人の人材が不足すると推定されており、都市部の民間企業ではIT分野に携わる新規学卒者の初任給が高騰しているといった状況となっております。

このような状況の中、本町では地方でIT人材の養成に取り組むことで、そこで育成された人材の確保を目的に企業の誘致を目指し、人口減少対策の一つである働く場の確保を目指しているところでございます。

人材の育成に関して、専門学校の誘致も一つの方法であると考えられますが、学校の誘致につきましては、指導的立場の人材の確保や入学する生徒の確保など課題もあり、今のところ専門学校の誘致につきましては検討を行っておりません。これまでに本町に進出いただいたIT企業と連携した人材育成を今後も進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） ギズモードジャパンの記事が出るに当たっては、つわの暮らし推進課や町内の会社もかかわったと聞きます。その経緯やその中で話し合われたことなどがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） このギズモードジャパンの部分の情報については、私も議員のほうからお知らせしていただいて、ホームページで再度確認をさせていただきます。この取材等の経過については、私は承知をしていないということでもあります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） これは、その記事の中にも、町内の企業というか、会社がかかわっておるとするのは御存じいただいておりますかと思いますが、そういういろんな人たちにお聞きしておりますと、やはりIT企業の誘致もターゲットを絞った広報戦略というのが必要であると。ただ、やみくもにどこでもというよりも、津和野町においてIT企業を運営していただくというそういうところを絞りながらやっていく必要があると、そういうこともお聞きしておるわけでありまして、企業を継続した事業に活動に取り組める環境を支援するというそういう答弁があったわけですが、そのことについてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 企業誘致というところで、一律どんな企業を誘致するのかということも含めて、私どもが今考えている企業の誘致の基本的なところ、ここについては、今回、ITという部分でいうと、やはりインターネット環境があれば物理的な距離の制約を受けない事業ということになります。徳島県の神山町みたいなサテライトオフィスを神山町のほうに移して、今、ネット上の情報では16社程度入られて、ここも空き家を活用してそれ入られているということでもあります。このインターネットのIT企業でいうと、私どもは、今、バルトさんという大阪からのソフトウェアの会社と、それから、東京からNext-Eというコールセンターの会社に今来ていただいております。雇用についても、Next-Eについては今15名、バルトソフトウェアについては5名という雇用をさせていただいて、これ町内だけではありませんが、益田、そして、吉賀町からも働いていただいているというような状況になっております。

今回、企業誘致に当たって、やはりこういったインターネット環境、あるいは雇用の数、これ大規模な会社を誘致してもこれなかなか人材確保という点で課題があるということで、その辺の雇用規模ということも含めてIT企業の誘致をするということと、もうちょっとやはり町内の商工事業者と競合しない業種というようなところも、ある程度一緒に津和野町内で発展していただくというようなところも踏まえて企業誘致をしていこうという考えであります。

私どもが今、つわの暮らし推進課のほうで補助体制としてとっているのは、IT系の会社の本社から津和野町までの移動に対する助成、それから、ネットの通信料、この部分について今助成をしているところであります。

また、町内企業についてもIT化の補助金というのを昨年度も地方創生推進交付金を活用して、ITを推進するために地元企業も投資される場合には私どもの補助金を交付しながらそれを後押ししていくというような形もとっているということでもあります。

こういった継続した取り組みをしながら島根県の企業の企業立地化、そういうことも連携をしながらフォローアップも行っているということでもあります。一番やはり課題となるのは人材の確保という点でございますが、こういった点を含めて誘致企業とそれから県と、益田にも臨空ファクトリーパークというのがありますが、そういったところも連携をしながら今企業誘致を図っているということでもあります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） これギズモードジャパンの記事になって、反応といいますか、どっか問い合わせなどはありましたでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 私が知る限りでは、まだそういった情報はありません。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） IT企業の人材育成に関する専門学校の誘致ということでお話したわけではありますが、実は、先日、テレビを見ておりますと、北海道の東川町というのが町立の日本語学校をつくって非常に人口もふえて、そして、飲食店などもその海外からの留学生が来たりしているその状況の中で、大変町が活性化しているということでありました。1つには、町立の学校をつくと国から補助金が出るということと、そして、ふるさと納税なども活用しながら非常に活性化しているということでありまして、そういう意味では、例えば、町内にも幾つか並行した学校で校舎をつくって使っていない学校の校舎がある、そういうところをやはりITの学校的に町立としてつくっていくというようなことも考えれば、それがまた町内の活性化にも、そして経済効果にもつながっていくのではないかと思います、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど議員が御指摘になった北海道の町ということで、私ども徳島県の神山町を視察したときも、空き家を活用してそういうIT企業が来られる、それに伴って雇用された従業員の方が来られる、そうすると、町の職を提供する業者の方もだんだん活性化して、それに供給する農家の方もいろんな材料をそこのお店に提供しながらこうやる。新しい飲食店も町外から来られて空き店

舗を利用してそういった食材を提供する場になっているという。一連の流れの中で町が活性化しているという状況が見てとれたところでもあります。学校を使って、学校空いている今休止状態のところございますが、そういったところを活用して学校というところもあります。あるいは、サテライトオフィスというところもあります。今、鹿足郡事務組合のほうでF T T H化という事業を行っているというところでいいますと、高速インターネット、1ギガ程度のサービスが今提供できる、旧日原町と津和野町の中山間地域はことしの3月末で終了、4月からは津和野の連坦地域が行って平成31年度内にはそのF T T H化工事は終了するというところで、津和野町の全部、どの地域に行ってもこの高速インターネットがスタートする、提供できるというところになります。学校の誘致というのはなかなかいろんなハードルがあると思いますが、やはり企業誘致のところでいいますと、I Tの学校の空き教室を利用するか空き家を利用するというところで、情報の伝達手段、インターネットを活用できる部分は平成31年度中に全てのところでできるようになりますので、そういったところを踏まえて、議員御指摘になったようなやはりI T企業が来られる、あるいは学校の検討をするというところと、町内の経済が活性化するというところは十分私どもも承知しておりますので、その辺についてまた検討させていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） せっかくこの光ファイバーケーブルというのを町も大きな財政負担をしながら導入したので、それはただ単に町民がテレビをきれいに、見れるとか、インターネットを早く使えるとかそういうことにのみとどまらず、やはりI T企業の誘致ということにつなげていくべきだと考えております。いろいろ考えておられるようでございますので、今後の進展を期待しておりますので、これをもって2つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

3つ目の質問でございますが、日原にぎわい創出についてであります。

日原にぎわい拠点づくり事業が進んでおり、疲弊する日原商店街にとって、待望されております。しかし、建築物のみならず、さまざまな施策も講じていく必要があると考えます。例えば、天領日原ガイドウォークには、町内はもちろん山口県や益田市など68名の参加者があり、大変好評であったと聞いております。日原銅山を初めとして、日原地区内の歴史散策案内板の常設や銅山への登山道の整備、日原歴史民俗資料館にも天領日原関係の資料展示など、城下町津和野と日原・畑迫の両天領を結ぶ滞在型の観光を構築していくべきと考えます。例えば、日原・津和野・畑迫3地区を回る1日周遊バス等を運行することも考えられると思いますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原にぎわい創出についてお答えをさせていただきます。

2月に開催しました天領日原ガイドウォークは、商工観光課と教育委員会が連携し、歴史文化基本構想を活用した環境拠点づくり事業の中で取り組みました。事業期間は3年間とし今年度は2年目となりますが、昨年は冬季に日原地域で、街歩きイベントを開催しております。昨年同様ことしも冬季開催のため、30人定員としましたが、68人と大変多くの方に参加いただきました。参加者については、4割が益田市、2割が山口県からと町外からの参加が半数を超え、年代も小さなお子様連れの親子から80代までと幅広い年代の方に参加をいただきました。また、約2割の方が日原地域を初めて訪れており、感想では、日原の歴史や天領の歴史を知れてよかったという意見もいただいております。

この事業は議員御指摘のとおり、津和野・日原・畑迫を結ぶため、人材確保、育成及び海遊観光などさまざまな取り組みを行っております。歴史散策案内板整備についても、畑迫地区の諸整備に引き続き、来年度は日原地域で整備予定となっております。

今回は、日原郷土史研究会の御協力によりガイドつきデイウォークが開催できましたが、人材確保、育成は当初の観光事業でも課題であり、滞在時間の延長、観光客の満足度、向上につなげるため、今後も継続して取り組んでまいります。今回のアンケート結果から、ルート上の一部区域で私有地を通るのがはばかれるなどの声もいただいております。日原銅山及び登山道の安全性の確保、銅山を初め天領日原の調査研究など、もう少しお時間をいただく必要があります。まずは、可能な範囲から日原歴史民俗資料館の活用を含めガイドウォークなど実施し、城下町津和野地区と天領畑迫・日原地区を結んだ観光振興を進めてまいります。御指摘の3地区を結んだ1日周遊バスですが、今春より、津和野駅から堀庭園までの区間全ての路線バスが1日乗り放題となる乗車バスを販売いたします。日原地区までの延長については連携する石見交通株式会社との協議、収支の試算も必要なため、今後の状況も見据え検討が必要があると考えます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 実は、左鐙のまちづくり委員会で左鐙地域、特に、豊から左鐙にかけてのところに、何枚かの案内板を設けまして、それは平家の落ち武者伝説がありまして、見ておると結構たくさん車が通って、何が書いてあるんだろうかということで見ながら、私もその周辺におったときに、ここは平家の伝説があるんですねというそんなお声がけなどもしていただいております、やはりそういうことを活用していくということも大事でありますし、また、夏場には海水浴客なども来られますし、また、昨年不要でございましたが、やはりアユ釣りの方々もたくさん来られる中で、やはり日原地域の歴史というものも広く伝えていくということも意味が非常に重要なことであることでもありますし、また、先日、68名と大変多くの方々が天領日原ガイドウォークに参加されたことから、非常に関心が多いということを実感しております。

歴史散策案内板が仮設のものを先日は置いてやられましたが、そのときの反響、そして、それに基づいて常設のものを設置していく上での感ずるところ等ありましたら、このガイドウォークのことと合わせてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 町長からもございましたように、大変多くの方に御参加をいただきまして、初めて歩いたという方がたくさんいらっしゃったということで、大変いい機会になったなというふうに思っております。

当日はやはり仮設のもんであったというふうに私も聞いておりますが、今後常設をということ、今回、現在進めております。3年間の事業でやるということによりいいものにしていきたいということと、にぎわいの拠点につきましても蔵あたりを使って、日本遺産の日原に関する部分のパネル等の展示とか、よりそこを連携を深めて、拠点をまたこういう街歩きの一つの拠点にしていくということも進めてまいりたいというふうに思っております。

やはり新たな資源体験、議員からもございましたが、川で泳いだりということ、これ本当なかなか海水浴とはまた違ってすごくいいものがあると、こういうあたりももっと打ち出していけば、津和野の歴史文化と合わせて考えるとおもしろいことになるのではないかというふうに思っておりますので、積極的にいろいろ考えて進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先日、私も商工観光課と教育委員会と、途中までではありましたが、時間の都合上、銅山跡まで登ってみるということをしました。なかなかルートがわかりにくいということが課題にありますが、あれは銅山跡もかなり山の上のほうにあります。一つの山登りといえますか、散策ルートとしては非常にいいんじゃないかなと、ただ、ちゃんと案内しながらある程度のやはりけがの防止のそういう足場づくり等も課題になってくるかと思いますが、その点、やはり銅山というもののところに登っていけ、そして、ここに銅山があったということを見るということは非常に関心も高いかと思いますが、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 昨年10月2日だったと思いますけれども、今言われましたように、日原郷土史研究会の皆様方と津和野ガイドクラブ、それから教育委員会、商工観光課で、そのとき議員さんも一緒に途中まで上がられたということになります。

教育委員会の文化財的な立場から銅山の公開といえますか、整備をするとなりますと、まずは銅山自体の調査ということが前提になるかと思っております。ですので、現段階におきましては、具体的に調査の日程というものは考えておりませんが、まずは調査

をして、その結果として登山道の整備をすとか、そういったことはその次の段階のことになるかと考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 商工観光課のほうは何か聞かれておりますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） なかなか正直には、その銅山へ向けての登山道の整備というところまでは至っていないというのが正直なところでございます。そういうことで、私たちも、この事業もですけれど、教育委員会とは密接に連携してやっておりますので、そういう調査とかの状況も踏まえて、必要な部分については講じていくということになるのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 城下町津和野と天領日原・畑迫、その全体を案内できていくようなガイドウオークの養成ということも考えられるのではないかと思います。所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今年度もう1年続いておりますので、今の議員の御指摘の三つの地区をつなぐということについては、担当あたりともそういう御意見もあったということも伝えて、可能であればそのあたりも踏まえて考えてみるということも検討はしてみたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ルートの一部区域で私有地を通るのがはばかれるということでありましたが、実際に家の敷地内を歩いて歩かなければならないところが何か所かあったということですね。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おっしゃるとおり、そういうことだというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ガイドウオークでたくさんの方々に来られたということは、この天領日原というものに益田市や山口県の方々も大変興味がるという、銅山を初め、石見銀山を初め、その天領としての銅山や銀山の歴史などに関する講演なども行われておまして、非常にこういうことに興味のある方からいけば、この天領日原、そして、天領畑迫ということも非常に重要に感じていただいております。何とかにぎわいの建物だけ建てても、これはやはり活性化にはなかなかつながらないと思っております。特に、こういう日原の歴史を含めたガイドウオークを初め、

そして、その歴史を感じていけるような施策を一層考えていただきますよう期待したしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問であります。農林業振興についてであります。

地域おこし協力隊で当町に来られた自伐林業の方々の協力隊員6名の任期が今年度末で満了いたします。今後自立していく上での収入確保対策、農業との兼業等現在考え得る方策についてお尋ねいたします。

また、町特産の津和野栗や島根ワサビの振興についての状況、タラの芽やごみ等の山菜、笹山等の里芋、お茶、榊など生計の成り立つ農業の確立について現状と課題、今後の振興策についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、農林業振興についてお答えをさせていただきます。

林道に携わる地域おこし協力隊は、今年度末に3年間の任期を迎える2名を加えると、6名の経験者が自立を目指して活動されることとなります。うち1名は林道におけるデスクワークをお願いすることから、農林課付け集落支援員としてスタートいたします。任期を迎えた地域おこし協力隊にとって自立する上で大きな壁となるのが、バックホーやダンプ、林業作業車等の機器購入経費でございます。さらには自らの山を所有していないため、提供いただく山を確保することが必要となります。このような課題を一つずつ解決していくためにも町の協力なしでは難しいため、森林環境贈与税をうまく活かしながら林業に従事できるよう検討をしています。

議員御指摘の農業との兼業であります。可能性としてはワサビ栽培やシイタケ栽培など山に近い産物によるものがよいのかと思っております。ワサビ栽培では、これまで身につけた作業道づくりの技術が作業道づくりや畳石式ワサビ田造成において活かされるものと考えております。シイタケについては、原木伐採や運搬技術があることから、原木シイタケ栽培による付加価値販売を目指すことも考えられます。

次に、平成27年度に津和野栗再生プロジェクト推進協議会、平成29年度に島根ワサビブランド推進協議会を立ち上げ、販路拡大や生産拡大を目指した各種事業に取り組んでおります。両特産物とも原料不足の状態であり、特に、生産拡大を早急に取り組んでいく必要があります。

山菜類につきましては、新規就農者の経営の一部に組み入れる農家が多く、植栽面積は拡大しております。コゴミについては苗の取得が難しくなり、今後の課題となっております。榊についても山菜経営との複合経営として面積は拡大しております。山に作業道をつけた上で榊栽培をするなど、経費削減に向けた動きが出ておりますが、収穫を迎えるまでの7から8年間を無収益で耐えなければならず、長期的かつ複合的な経営戦略が必要です。

里芋については生産技術や販路はある程度確保されておりますが、面積拡大にはつながっておりません。お茶については市場価格が低迷しており、自主販売による販路開拓がないと経営は難しくなっております。

生計の成り立つ農業の確立については、これまでは水稻生産を基盤とした複合経営がモデルとなっておりますが、各種助成制度の撤廃や米価の低迷によって水稻生産だけの収益では基盤となり得ない状況があります。多くの新規就農者が取り組む山菜経営を基盤とした複合経営に期待しているところであります。

また、付加価値をつけた農業経営を目指し、有機農業に取り組む新規就農者もふえてまいりました。日本国内の有機農産物栽培面積は全体の0.5%にしかならず、先進国の中でも最下位に近い現状があります。問題点は流通にあり、有機農業生産者は独自の流通ルートを探さなければなりません。しかし、栽培面積が少なければ生産物も少ないことになり、クオリティーの高い農産物を求める方に届けることができれば少量であっても農業経営が成り立つ可能性があります。この問題を解決するため、津和野町農商工連携事業推進協議会を立ち上げ、地産地消の促進、地産都消の可能性を津和野町東京事務所と連携をしながら事業展開を進めており、販路拡大につながることを期待しております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） お答えの中であった一つで、バックホーやダンプ、林業作業車等の機器の購入経費ということではありますが、これは多少補助金もあったような気もしますがその内容と、森林環境税をうまく活用しながら林業に従事できるようにということでもあります。その少し内容について御説明いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 山で活用する機械についての助成制度というのは、今これがあるというものはないんですが、ただ農業に関しましては、島根県が独自にやっておりますがんばる事業というものがござります。その中の一部として見ていただけないかという協議は続けておりまして、その可能性については、今後検討してみたいと思っております。

今、起業を、地域おこし協力隊の3年の任期を終えたらひとり親方での起業をするということで、そこには100万円の助成金がござりますので、そういったものを活用しながら、さらには森林山村多面的機能という事業を活用しながら機械の導入等を行っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 森林に環境贈与税をうまく活用しながらという、そこは構想があるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今のところ、予算の説明のときにも申させていただいたんですが、今森林の境界確認、それからあとは林内作業者を町が持って、それを今の地域おこし協力隊の研修に使ってもらうということ等々の事業に充てておりますが、特に、境界確認を力を入れておるといのは、うちの山を使っていいよとおっしゃってくださる方はおるんですが、まだ境界がわかっていない状態の中での貸し借りや売買はできないということがございますので、その辺を特に力を入れてやっていくと、そういうことをすることによって任期を迎えた地域おこし協力隊が使いやすい山がどんどんふえていくという環境をつくろうと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 津和野栗再生プロジェクト推進協議会ではありますが、1つの課題としてむき栗があったと思いますが、現在の進行状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今ああやって障害者福祉施設が立ち上がった関係で、今年度、この秋は試験的にむき栗がつくれるかどうかということでテストをやっていたいただきました。そうしますと、ある程度の量は処理できるということがわかりまして、先ほどの町長の答弁にもありましたように、来年度は一定量を福祉施設のほうで取り扱っていただいてむき栗の生産をするという流れをつくっております、今後の期待できるところだと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 農業の一つの大きな課題というのは、例えば補助金というのは、基本的な地目がたしかないという、例えば、谷にわさび田をつくるだとか、そういうときになかなか補助制度が充実していない、また例えば果実を始めたい、でも集落で何人いますかと、1人しかやる人がいない、そういうところが非常にハードルが高いところだと思いますが、これ町だけにとどまる問題ではないと思いますので、国などとの連携も必要だと思いますが、そのところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、栗の植栽は主には水田を利用した、平地に植えるということで、今年度の場合は県がモデル地区をつくるのに助成しますという、100%助成がありまして、7反ばかりの造成を行っております。結果的には今後、結果が出るわけですが、そういった平地で栽培がうまくいけば、水田活用も伸びていくと思いますので、今後は自力でやっていかななくてはならんわけですが、それも面積拡大の一つの例としてできたかなと思っておりますので、今後とも指導していこうと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 特に林業は、わさび田やまた、榊もやはり、今の100倍つくっても需要は十分あると。ただ、先ほど答弁にもありましたが、7、8、かなり年数がかかるというのが欠点ではありますが、しかし、長い目で見ると、例えば杉などを植えていくよりも、確実に収入になっていくように思うわけでありましたが、そのようなものを推進していくという考え方はないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ああやって、榊の栽培面積もふえてきました。先ほど、ちょっと杉などよりもと言うんですが、杉などの間に植えなきゃいけないという榊の性質がありまして、日陰樹が必要であるということになります。

今も、商人地区でもそうなんです、地域おこし協力隊を卒業したものが、その地区の方々と一緒になって、山に道を付けて、それで間伐をした後に榊を植えるという形で面積拡大をしております。町単の生産振興補助金というのがありますが、それは今までは1組織に20万しか交付できなかったのを、内容がちょっと変わって、20万を2度使える、地域が広がっていきましたので、そういう40万まで生産組織が補助金を活用できる制度にしましたので、そういったものを使っていただきまして、まずは面積拡大をしておいて、7、8年後の就学のための準備を進めるということと一緒に推進しているところであります。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 国会議員さんの島根県選出の国会議員さんの御尽力によって、新・農業人フェアが1度になったものが、また2回、昨年7月とことしの1月、2回開催されたようですが、特に新規就農者が、東京オリンピックもあつたりしながら、減少しているということを非常に課題として捉えておられる農家の方々も多くございます。

その中で、新・農業人フェアが2回開催され、よりチャンスがふえておると思いますが、去年とことしに参加した上での所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 二、三年前には、大変多くの方が起こしになられて、さらには津和野まで来られて農業体験をするという方は多かったわけですが、ここ一、二年のところでは、その人数に比べたら随分人が、来場者が減っていると聞いております。この辺が、議員がおっしゃるようなオリンピック景気の影響ではないかというふうには思っておりますが、ゆくゆくはまた、田園回帰という現象は、まだ消えてはないと思っておりますので、諦めずにそういったところでの説明は続けていこうと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 新・農業人フェアも2回になったということですので、津和野町で山菜を中心として、榊や時に林業も兼ねながら生計の成り立っていく、

そういう農業を構築していくということが、やはり人口をふやしていく上にも、また地域の経済を活性化していく上でも大事だと思っておりますので、その点について尽力されることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問を終わり、ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3、5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 議席番号5番、板垣でございます。今回は3つの項目で質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略についてということでございます。

ことしの町長施政方針において、総合的なまちづくり施策の展開ということで、このことについて触れておられます。平成27年度にまち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略が策定され、そしてことし5年目の最終年を迎えるということでございまして、5年間の評価をした上で次の第2次の総合戦略を策定に入ると、そのようなことを方針の中で述べられました。

そこで、第1次の総合戦略の評価がどうであったかということが昨年の9月の26日の議会全員協議会において示されました。そこで、最終年、平成31年度の地方創生推進交付金1,135万円というふうに予算書から見られますけれども、これの最終年におけるこの款項目節ごとの予算はどのようなものか、お尋ねをしたいと思います。

総合戦略には5つの基本目標が掲げられていますが、その1つには、津和野に回帰する、いわゆる津和野に帰ってもらう、そういう人の流れをつくるという施策を目標として掲げており、それに対する施策を取り組んでおられます。津和野に人を呼び込む、津和野の暮らしを応援する取り組みということで、津和野を知って感じてもらう、そのような事象のことが取り組みとして、さらに評価として、目標であるそういう11戸の方を実績としては28年、29年にそれぞれ1戸ずつというふうなことになっておりますが、このような地域提案型助成事業の中で、この津和野を知ってもらうという、そういうお試し暮らし住宅というものを地域提案型助成事業の別枠として設けてはいかかかということ、2つの質問をまずお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略についてでございます。

まず、1つ目の御質問であります、平成31年度地方創生推進交付金事業としましては、農林課と商工観光課所管の津和野町農商工連携による特産品拡大事業と、教育委員会所管の学校を核とした官民共同による地方創生プロジェクトの2事業を計画しております。津和野町農商工連携による特産品拡大事業につきましては、次の4本柱で構成されており、予算額と具体的な取り組みにつきましては以下のとおりでございます。

1つ目は、農業生産力向上・高付加価値作物栽培支援費で、事業費は232万2,000円、このうち交付金が116万1,000円です。栽培指導員による継続的な技術指導及び専門機関による土壌分析や改良等を実施し、質の高い作物の災害技術方法の普及や有機農業を軸とした営農モデルを確立し、新規就業者の獲得を行います。

2つ目は、新商品開発及び既存商品のブラッシュアップ費で、事業費は399万7,000円、うち交付金199万8,000円です。専門家からなる加工品開発チームを中心として抽出された課題を元にしたさらなるブラッシュアップや新商品開発、既存商品のリブランディングを行います。

3つ目は地産地消推進費で、事業費は345万2,000円、うち交付金172万6,000円です。直売所のコーディネーターによる売り場管理、仕入れ監理業務等の販売力向上に向けた施策を実施し、農商工連携による飲食店での利用拡大や観光地の強みを生かした地元産品PRのイベント等を実施し、認知度向上、消費拡大を推進します。

4つ目は地産外商支援費で、事業費は942万9,000円、うち交付金471万5,000円です。情報発信力を強化し、津和野町東京事務所にコーディネーターを配置し、商談会の開催など、販路拡大に向けた施策を実施し、日本三大芋煮会を開催し、認知度を高めるなど、ブランド力の強化を図ります。

なお、日本三大芋煮会に関する事業費は商工観光課で、その他の事業費については農林課で予算づけをしております。

学校を核とした官民共同による地方創生プロジェクトにつきましては、学校を地域の維持・発展のための重要な基盤として捉え、公教育の場に地域住民や民間団体等の参画を積極的に促すことで、地域総がかりで地域を担う人材を育成するとともに、地域住民の活躍の場を創出し、地域の活性化を目指す取り組みで、島根県と県内5市9町の広域連携事業として平成30年度から取り組んでおります。

津和野町の取り組みとしましては、教育魅力化推進協議会や検討部会の運営に係る企画・提案・調整・検討、津和野町の系統性のある教育プログラムの構築支援、町内外への教育魅力化の情報発信、教育人材募集育成など、津和野町における乳幼児期から高校卒業までの一貫した教育環境の整備を図ることを目的として、町全体の教育魅力化を設計統括し、推進する業務に従事する津和野町教育魅力化統括コーディネーターを配置し、業務委託料として350万円、うち交付金175万円の予算額で教育委員会に予算づけをしております。

2つ目の御質問であります。委員御指摘の、津和野を知って感じてもらう（お試し暮らし支援事業）の施策につきましては、平成29年度まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略検証委員会において、空き家の改修に多額の費用がかかることと、利用がない間の住宅の管理が難しいといった現状の課題と、今後、どのくらいの利用ニーズがあるかの把握を行った上で、新たなお試し暮らし住宅の整備について検討していきたいとした今後の方向性と改善点に対し、この施策の検証委員会の評価は、重点的に継続するとの意見でした。

移住・定住を促進し、小さな拠点づくりの核となる有効な施策であると考えますが、空き家の改修となりますと経費面で数百万から1,000万円以上かかるケースもあることや、維持経費や管理をどうしていくかなどの課題があり、地域の皆様の創意によるしっかりとしたまちづくり計画を策定いただいた上で検討していく必要があると考えております。

今後も地域と連携し、住みよい町をつくり、津和野に回帰する人の流れをつくる取り組みにつきまして、未来づくり共同会議やまち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略策定委員会で協議・検討し、展開をしてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 少し担当課長に勉強を、私が勉強不足のところを言っちゃあいけません。今までのその5年間の事業をやってきた、その予算ベースでちょっとまず最初に質問というより、確認もしてみたいと思うんですが、まず最初に、平成27年度においてまち・ひと・しごと創生交付金というような形で5,300万円、合わせてそのとき797万5,000円ということで6,097万5,000円が100%ということで事業展開ができますよというような予算がなされたかなと思えます。

それから、続いて平成28年度においても、やはりまち・ひと・しごと創生交付金ということで5,200万、これも27年と同じように100%予算づけ。さらにそのときには地方創生推進交付金ということで2,543万ばかりがつけられて、合わせて7,743万円が28年度に国から交付された、そして事業展開としては地方創生推進交付金は50%ですから倍の事業料ができるという、そういう性格のものではないかなと思っております。

それで、29年度からは、そのまち・ひと・しごと創生交付金という100%の補助金はなくなりまして、地方創生推進交付金という形で29年が4,087万3,000円、30年が6,087万7,000円、そして今年度が1,130万という国からの地方創生推進交付金の本町に下りたと。

そのことについて、さらにもう少し確認の前に、そのときに、その平成27年は100%事業の中で、全部は私も調べようがありませんが、プレミアム商品券ということで2,300万ばかりを町の経済のために使った。そして28年度は5,200万円出たも

のをアクティブシニア総活躍事業、いわゆる見守り、買い物支援のほうへばかっと思っただ。それで、残りの50%事業はIT人材育成と日原にぎわい、そして図書館の設計監理というか、概算設計等に使われたのではないかと、過去の資料から見えます。

そして、29年度は先ほどの地方創生推進交付金をほかの一般財源も加えながら人材育成事業、それと、それにかかわるITの企業誘致、そして日原にぎわい図書館設計、そしてさらに日本三大芋煮という、それから農商工連携事業ということで29年にそういう事業メニューで予算を使った。そして30年度も引き続きIT人材育成とそのIT企業の誘致、そして日原にぎわい、そして日原の図書館の本体工事費もこの30年度に予算化され、さらに三大芋煮と農商工連携事業が引き続き継続事業としてあった。

そして、この今年度は私が予算書から見る限りでは、三大芋煮と農商工連携と教育魅力化という事業にそれが予算化されてる。そのように思っております。

それで、結局、この3年間じゃなくて5年間をそれなりにトータルして、この予算だけを見たときには、人材育成と企業誘致に1億2,300万、そして日原にぎわいに3,800万、図書館に2億1,37万1,000円の商工連携で4,000万。それぐらいの概算の費用を投じて今日まで施策が進められたと。もちろん、日原にぎわいの古民家利用等々については、別枠で4億6,000万近いものが今日、もう少し継続事業でやられておりますが、その辺を総じてこの本町のいわゆる地方創生という形での事業が展開されておるといふふうには私は思っておりますが、その辺について間違いはないのか、いや、あなたの勘違いだとか、いや、そんなことはないとか、もしありましたらよろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、議員が御指摘になった経過については、そういった形になってます。最初、27年当時というのが基本的には地方創生が始まったころということで、先ほど言われたような5,300万、あるいは700万、この辺については総合戦略を策定する経費にも活用させていただいたと。

その次の年、10分の10というような流れの中で、平成28年度アクティブシニアの事業等やってきたという。国の地方創生推進交付金というのは、大体30年度予算額というのは1,000億円ぐらい国が予算をかけております。そのうち島根県に交付された金額は11億6,200万という、そういった額になってます。

津和野町に交付された額というのが先ほど議員が御指摘になったように6,200万ということで、これは県の市町で言いますと、市町村で言うと、雲南市が8,500万ですが、ついで2番目の交付金額です。平成27年当時も私どもの交付金というのは県内でも相当高い交付金を活用させていただいたということであるんですが、2分の1になったとき、平成28年度ごろから2分の1事業と、これがなかなかこの推進交付金自体のハードルがだんだん高くなってきて、横展開といういろんな事業者・団体と連携をしながらでないといふ10分の10は取れないということ、やはり先駆性のある取り組みで

ないとだめですよというようなことで、だんだん交付金自体はそういう縛りがかけられて2分の1になってきたという、議員が御指摘になったとおりの経過でございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今、るる、つわの暮らし推進課長から御説明ございましたが、若干、日原にぎわい創出に係るところへの予算の部分で、お聞きした内容に若干補足させていただきますと、議員のほうから4億6,000万程度、これ、計画段階でございまして、最終的に今回、ほかの議員さんの御質問でも出ておりますが、概ね4億3,600万ぐらい、4億3,669万1,000円というような数字が概ねのところに出ておりますが、これのうち概算ではございますが、地方創生のほうから概ね2,300万程度はハード事業のほうにお金が入っておりますので、別枠ではなくてその中に入っておるといふふうに御理解いただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 非常に先駆的な取り組みで、本町にとってもしっかりとこの事業展開、私もいい事業だなと思って見守っておりますが、先ほどの同僚議員の質問の中にもありました、IT企業をこの田舎に誘致する、そうして今日、私が知る限りでは2社というものが本町に誘致され、今日までやっておられます。そして、決算審査資料にも一企業ではございますが、誠に優秀な事業実績を上げられ、数字を残しておられます。

そういうIT企業が本町にあることは大変心強いわけでございますが、一方、そのもう1つの大きな、もともとの採用規模を50人ぐらいまで広げようという部分については、先ほどの29年の事業評価のときには18人、そして町内の雇用は2名というような実績報告がなされましたが、29年から今日までの間に何かふえたというよりも15人になったという、若干3人減というような状況は何となく寂しい数字だなと思って聞いておりましたが、なぜ、その、こう、せっかくいい優秀な企業が入られ、そして町長もやっぱり今日的に重厚町内産業を本町に誘致することはなかなか難しいけども、田舎であってもそういうIT関連産業なら誘致できるということで今日があるという中で、どうして若者なり、都市部から帰ってこのIT企業に就職されないのかなと思って誠にその背景がよくわかりませんが、残念でならんところでございます。

私どももでき得れば、少しでも町内の企業の応援団として、あそこへ行ってみたい、給料もいいし、環境もいいし、福利厚生も整ってるし、将来要望だよと、そうして勧めたいと思うわけでございますが、いかんせん、なかなか情報関連企業というかITの中ではあっても、そういう直接おられる方との会う場がありません。やっぱり人間、この会社ではこういう形の仕事をしてるんですよ、今、こういう状況の中でぜひ皆さん方も、議員さんも、ぜひ我が社に1人でも、2人でも紹介してくださいよと。そういうものがあつてしかるべきだと思うんですが、その接点がなかなか見当たらない。たまに行っても、非常にセキュリティが硬くて、きょうはだめです、いつ行ったら、事前に

お願いしたら会われるものなのかわかりませんが、その辺についてはやっぱり私としては大変、今の雇用の状況からして残念だなと思っているところでありますが、その辺は一体、もう少し、私どもということもありますが、せめて議会とそういう情報交換ができる場があればいいなと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 企業誘致の点と、雇用の点と、2つの側面から課題があるかと思えます。雇用の関係で言いますと商工観光課所管、企業誘致で言うつわの暮らし推進課が所管ということで、ちょっと若干混ざったような答弁になりますが、ほかの町では、やはりその企業と行政とが連携をして雇用の会議等をつくっているところがございます。そういったところで、不足する人材のところをいかに確保していくかというところをどうも話し合いが持たれておるということで、私どもも聞いたことがあります。

今、最新のデータで言いますと、3月15日が今、ネクシィさん、これが先ほど言いましたように15人ということで、これ、町内から今7名雇用がされてます。これ、最新データですが、7名雇用がされて、2人は正社員でパートさんが5名、それから町外から8名、正社員が2人でパートさんが6名ということで、ここは益田市が4人と吉賀町が3人、それから東京から1名正社員の方が来られてるということであります。

バルトソフトウェアさんについては、従業員の方5名おられます。町内から正職員として2名、それからパート職員が1名、それから町外からは正職員の方が2名ということで、これは京都と吉賀町ということで1名ずつ雇用されているというような状況になっております。

ネクシィさんのところも、コールセンター業務で言うといろんな案件があつて、24時間その案件として業務ができるような体制がとれば、もっと人数がふえるということにもなります。そういった場合には食事の提供はどうするのかということと、あと住まいのことがまた課題として出てくるというようなことになります。

やはりその辺の企業のニーズという、その業務に応じたニーズというのをある程度、私どもも把握しながら、先ほど議員さんの御質問にもありましたフォローアップというのを実施しとるわけですが、その行政と一企業の間のところのその関係の中でフォローアップする場合と、やはり全体的な協議会みたいな場をつくってフォローアップする。そういったところについてはやはり先進事例もありますので、やはりそういったところを私どももやはり考えていくところになっているかなと。

今回、女性会議も雇用というのに着目をして、いろいろ事業展開を図る、新しい新年度予算も提案させていただいているところでありますが、そういった若い女性の住みたいまちづくりも寄与できるような雇用関係というのを企業の皆さんとどう構築していくかということが非常に、やはり着眼点として重要な課題と僕らの的にも見ているとい

うところであります。そういったところを含めて、議員から御指摘のあったところについては、今後、検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それじゃあ、ぜひせつかくの優良な企業、ここへ入ってこられて仕事はいくらでもある、その勤務体制等についてしっかり条件整備をするということでさらに雇用につながるということでございますので、ぜひ第2次の計画というよりは、この事業を引き続き積極的に展開していただきたいと思います。

あと、例のアクティブシニア層活躍事業で、見守りと買い物支援についても予算審査の中で現在の見守りの希望を持たれた方、そして買物を要望されておる方の数字が出ておりましたが、その現在の状況、さらに今回から集落支援員をもう1人加えて4人体制ですか、そういった形でこの事業を展開されようとしておられますが、なかなかその高齢化社会を見据えての事業展開ですので、高齢化率が四十何%だから高齢化社会だとは言いながらも、なおまだ今日の津和野の町内の中で今まで消費行動というものが、買い物なんかについてもこちらの思いとは少し乖離してるのかなと思っておりますが、その辺について今後の施策というか、この受益者をふやすため、その辺についてどのような見解をお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、買い物と見守りにつきましては、事業展開、2年間、国の事業等活用させていただいて、先ほど議員が御指摘になったようなアクティブシニア総活躍事業、それが地方創生ということではありませんが、総務省の事業を活用して、これも10分の10でございますが、平成29年度は事業を試行的に行ってきたということでもあります。平成30年の11月からこの買い物見守りについては本格的なスタートを見たということでもあります。

現状的には、買い物と見守りの参加者の方というのは50名に至ってないというところではありますが、私どもが一番直近として平成31年度予算立てをするときに見込んだ数字が50名を、買い物と見守り合わせて50名を何とか皆さんに参加していただきたいというようなところで今後の施策というところ、ある程度、情報発信をしながら皆さんのニーズに応えられるような買い物支援であったり、見守りということで考えております。

先ほど4名体制というところがあったと思いますが、3名でやると、これも先ほど申し上げたように、集落支援員の方というのは週4日勤務ということになります。そうすると、月曜から木曜まで勤務した後、金曜日だけがどうしても穴が開くような格好になっております。そういったところを体制的にも強化をするということと、やはり突発的にお休みになるころもありますので、休んだときの対応も含めて、その体制的なところを今回、1人増員をさせていただいて強化させていただいたということと、やはり集落支援員については活動費がございますので、その活動費も4名分になると今回、当初

予算、予算は上げておりますが、全体的には1,000万を超えるような活動費も含めて人件費交付していただきますので、そういった意味で言うと、この買い物見守りに係る活動費というのは、その中で賄えるような形と。

ひと月500円の受益者負担ということで取らせていただいております。今回、見守りについても1,080円を500円ということで減額をさせていただいて、一律500円でどちらもサービスが受けられるようにしていこうというところ。

それから今後の施策といたしましては、やはり皆さんのニーズ、これは食料品、あるいは日用雑貨というところでお買い物された部分で買い物されたものをお届けすることになりますが、中にはそういった食料品、日用雑貨でない電化製品であるとか、そういったところも商工会を通じてこの買い物見守り支援のところへ参加していただく店舗、今、18店舗ございますが、そういった判こを、印鑑屋さんもこの中に入っておりますし、そういった多岐にわたってます。

そういったところで皆さんにはある程度、ニーズもこの商品、商店、今22店舗ですかね、4店舗ちょっとふえたということでございますが、18から22になって、そういった町内の商工会に加盟されてるところには全体的に通知をさせていただいて、そこから希望される方については参加していただくような手法をとっておりますが、店舗数もふえていろんなニーズにお応えできるような商品のラインナップもできてきたということでもあります。

お歳暮であるとか、お中元というようなところも含めて皆さんにはそういったニーズに応えられるように、その季節ごとに商品も変えていくような予定にしておりますので、そこら辺を情報発信をさらにさせていただいて、この買い物見守りに参加される住民の皆さんの世帯を今後伸ばしていきたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 内容が、特に全て私がわかっているわけではありませんが、担当、今の4人の方ですかね、全ての方を、近い距離でお話したことはありませんが、しかし、あるとき、その事務所へ行ったときに新しいスタッフの方がおられて、すごく快活で大変頼もしい声を聞きました。それで、今回も新しい集落支援員の方がどうも入られたようでございますが、ぜひ4人の力を結集して頑張ってくださいと思います。

それから、次の2番目の、例の小さな拠点づくり事業で、私の長年と言いますか、従来からこのことについては、お試し住宅というのはここに日原地区に1つ、津和野の町の中の1つ、2つ用意してあるということで、その利用についても高校生の入学とかいろんな定住とかについて利用もあるようでございますが、もう少しちょっとスパンを長くして半年、1年、もうちょっと、そのぐらいをやはり津和野で将来、生活というか、ここで最後、ここで終焉の地を迎えるというか、そういうような方をぜひ招いたり、さらに最近では農業法人何かでもオペレーターも高齢化して今日、非常に仕事が困難にな

っております。そういう中にはあって、やはり農地があり、そして集落があり、人間関係が比較的深いというか、そういうところへお試し住宅というものをつくるのがやっぱり小さな拠点づくりにつながるんだと、そういうことを常々思っておりましたが、ことしの平成31年度の仮想の自立促進計画において、ある地域からの要望で、31年度1,100万円の過疎債の枠を申請し、計画変更がなされた。画期的だと思っておりました。

そして、この答弁の中には、地域の要望、そして空き家の期間中における管理がちゃんとしてないと、なかなかつい建物を直しても結果的には戸が開かないようなことであれば何のことやらわからんということで懸念もされておられるようでございますが、私は地域の要望、12のまちづくり委員会が要望すればこれからは31年度以降、ずっとこの過疎債を財源としてそういう事業が展開できることを期待しておりますが、私が言いたいのは、地元の要望というよりは施策として、何ぼか積極的に働きかけをしていくことも大切ではないかなと。あんたのところはどうかねちゅうて、こういう過疎債を使って事業の経費が出るようになりましたので、もし、何ならこの管理だけは責任持ってやらんやいけんが、やりんさいやと、そういう提案が地域から上がるんじゃなくて、こちらから提案するような、そういう施策ではないかと私は考えます。いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員がおっしゃったように、今回、平成31年度の変更ということで、今、議会のほうに上程をさせていただいております過疎地域自立促進計画という、この中に小さな拠点づくりの整備工事ということでハード事業を提案させていただいております。

事業費自体は先ほど議員が御指摘になられたように、その地域から要望がある部分で1,100万というような形になっております。私どもは一番課題として見ているのは、整備工事についてはその地域でやはりきちっと計画を立てないと、その後の管理と運用に課題が残るということになります。先ほど町長が答弁しましたように、まちづくり計画にのっとったものをやはり整備していこうと。ここはやはり第2次の総合戦略のところ、やはり重点的に考えなくてはならないところと思います。

もともと最初につくった総合戦略の中でも、このまちづくり計画をつくって小さな拠点づくりを整備しようというのは、この総合戦略に上げてたものです。私どももこの計画をつくった後に、財源的なものを含めてどうこれを対応していくべきなんかということ、やはりなかなか100%施策をもって総合戦略に位置づけたところがなかったというところもあって、この財源どうしようかと、その計画についてどういうふうに皆さんにつくってもらおうかというようなところが考えながら、5年が既に経過してきたということで、今回、まちづくり委員会の1つのところからそういった整備について御要望が上がって、計画をつくって管理しつかりすると。

この整備をした後の管理・運営というのは基本的にはその地域がもう担っていただくということなので、そういったところについてはしっかり地域が責任を持ってもらう必要があるかと思えます。

そういったところを含めて、もう施策に反映するということは第2次のところの総合戦略に、より、ちょっと具体的に私ども検討させていただいて、記入もさせていただければというふうに今、考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 今回、31年度で頭出しをされてるその集落について、ぜひ形が見えるように御支援をいただいて、地域づくりに頑張っていたいただきたいと思えます。

それじゃあ続きまして、森林環境税のことについてお尋ねをいたします。森林環境税じゃなくて、森林環境譲与税ですね。森林環境譲与税制については、今年度から新たな税制として本町にもいくらかの税が入ってくるようでございますが、その仕組みがどのようなものか、そして国から降りてくる段階で島根県、そして津和野に交付される額はあらかじめわかってはおりますが、この31年度以降はこれがどのようにしていくのか、そしてこの税制はやっぱこの農村というか、CO₂の削減等含めて持続可能な社会ということで全国民の理解のもとで税制を敷かれるというふうに聞いておりますが、その辺についての町長の御見解を伺いたいと思えます。あら、待ってくださいよ、町長では、ごめんなさい。濟いません、ちょっとこれも読んだばかりに濟いませんでした。そのことについてお願いいたします。あれ。誠に濟いません。もう1つは、今年度の予算に上げておられます林業振興費の中で委託料、使用料、賃借料、負担金及び補助金ということで内訳をお聞かせいただきたいと思えます。

そして、これがまた次年度以降どのような予算枠が見込まれるのか、その辺についてもお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、森林環境譲与税についてお答えをさせていただきます。

まず1つ目の御質問でございますが、島根県を初め中山間地の市町村が長年陳情してきました森林環境税は、一昨年末の平成30年度税制改正大綱に盛り込まれ、2024年度から国内に住所を有する個人に対して年額1,000円を課税する国税として閣議決定され、今国会に提出され可決される見込みです。国内全体の税額は約600億円となり、民有林の人工林面積と林業従事者数、人口に応じて計算され、都道府県と市区町村に対して配分されます。

森林環境譲与税は平成31年度から適用されますが、森林環境税を前倒しする形で譲与税特別会計において借り入れを行って対応します。配分される譲与税の額は、島根県分は平成31年度から6,916万円が3年間、2022年からは1億374万円が毎

年配分される予定です。本町は平成31年度が1,368万5,000円、3から4年ごとに増額されて2033年度からは毎年約4,600万円が配分される予定です。

この森林環境譲与税の使途については、市区町村が責任を持ち、森林整備等にかかわる事業に使用することと定められており、毎年公表することになっております。本町の9割は森林であり、人工林率は30%強と低いものの、森林組合や林業事業を実現するためにも、失礼しました、森林組合や林業事業体だけでは森林整備が推進できないと考えております。そのため、持続可能な社会を実現するためにも小型機械を使用して行う自伐型林業を推進することを掲げて取り組んでおり、地域おこし協力隊の自伐型林業の取り組みは全国的にも注目が増しております。

今後はIターン者だけでなく、本町出身のUターン者、また町内在住者で自伐型林業を実践したい人についても林業の担い手として育成することを考えながら、森林環境譲与税を契機としてより一層の取り組みを強化していきたいと考えております。

2つ目の御質問であります。平成31年度当初予算では、林業総務費に森林管理支援業務委託料100万円を計上しております。これは、森林環境譲与税の創設と同時に、手入れ不足の民有林の管理を森林組合や林業事業体が集約的に管理していくことを盛り込んだ森林経営管理法が成立をしたことにより、仲介者となる市町村を支援するための組織を島根県が設立し、県内の市町村で委託料を負担して運営するものです。

次に、林業振興費では航空レーザー計測によるデータを活用して、机上で森林所有者の境界確認を行うため、高津川森林組合に委託して実施する森林協会調査事業委託料162万円を計上しております。

また、森林経営管理法により、所有者が管理できない山林は権利を市区町村に取得させて民有林の整備を推進することが盛り込まれており、森林所有者への森林管理意向調査が義務づけられ、委託料として55万2,000円を計上しております。使用料及び賃借料に計上したリース料102万4,000円は、地域おこし協力隊が搬出間伐を実施する際に、材の搬出を行うための林内作業車とフォワーダを町がリース契約を行って自伐型林業を実践する担い手を育成するためのものであります。

また、借り上げ料46万1,000円は、山の宝でもう一杯事業で、日原地区の受け入れ先であった素材生産業者が撤退をされたことに伴い、搬出場所を確保するために土地を借り上げるものであります。負担金及び交付金の生産振興助成金40万円は、皆伐後の山林に苗木を植栽して再造林することが必要となりますが、現在、苗不足の状況からスギを中心とした苗木の生産者を支援するための助成金になります。

平成31年度の森林環境譲与税の配分額は1,368万5,000円を予定し、歳出としては505万7,000円を計上されていますが、残る862万8,000円については有効な活用方法を検討するとともに、県内や全国の市町村での活動事例などの情報を参考にしながら今後は補正予算で対応していく考えであります。

なお、国・県がこれまで行ってきた補助メニューについては、森林環境譲与税によって減額されることはないかと伺っております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 早く地籍調査が進んで境界が確認されて、その山が活用される。そのためには林内作業道の新設、それは喫緊の課題だと思っております。

そうした中で、少し尋ねてみたいと思いますけど、前回の地籍調査について予算審査の中でお伺いしたところ、数字的には25%にまだ至っていないような数字を課長は言われましたが、その後のいただいた資料を見ますと、境界確認事業とかいろいろなものをあわせてみると、この地図上に下したものを私が真上から見ると、大方国有林は除いて50%ぐらいいっとるんじゃないかと思うて私は思いますが、その辺についてはどんな見解を持っておられますか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 予算審査特別委員会で追加の資料としてお出ししたものが、今、板垣議員ほか議員の皆様にお届けしているものですが、委員会のほうで地籍調査進捗率は25%弱でお話をさせていただいております。これ、地籍調査の一筆地調査が終わっているところを把握しているものであります。

今、議員さんがおっしゃいました山村保全境界事業ですか、そうしたものを今まで国とか県とか、そうしたことで事業を使ってやっておりますが、正式な境界はあらかじめ決められてはいますが、地籍調査として認められているものではありませんが、今後の地籍調査においては、今までやられたものについては有効に活用できるものとなっております。50%ぐらいにいつているかという、そこまではちょっと決算しておりませんので、地図上で見る限りは、そのように思われるところもありますが、地籍調査としての数値とはなりませんので、そこら辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 結局、農林課長にお尋ねしますが、8,000万近い航空レーザー事業だったかと思いますが、それを前回の質問でもうまく活用されていないのではないかというようなことをちょっと苦口を言いましたが、今回はこの答弁にもありますように、森林組合等に委託して、森林境界調査事業ということで162万円が予算化されていますが、ちょっとその辺を詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 当初予算で計上しております162万円は、約100ヘクタールの境界確認をやってみようと、モデル的にやってみるということになるんですが、そういったことを実際にやってみて、まだまだこれはいけるぞということになりますと、まだ予算計上していない約800万というのがありますので、それをふや

す可能性もありますし、そういったモデルケースとしての100ヘクタールを予算計上させていただきました。

○議長（沖田 守君） 板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 相当、境界調査には人海戦術で手間暇、時間もかかると思うんですが、このせっかくいただいたその1,300万のあれを基金に積み立てしてしばらくは有効活用ということで、それはそれなりにしっかり慎重に予算を使わにゃいけないと思いますが、やっぱりこの境界確認というものが、何はともあれ急がれますので、やっぱり100ヘクタールのモデルをしっかりと行政としても後押ししながら、森林組合とタッグを組んで進めていただきたいと思います、よろしく願いいたします。

それじゃ、この項目についても一応これをもって終わりたいと思います。

それじゃ続きまして、最後に文化財の保存活用についてということでございます。

文化財の保存活用地域計画ということで、地域という計画が、策定が義務づけられたということでございますが、今回のその計画、策定が義務づけられたというものはどういふものなのか、そして、今回は指定・未指定にかかわらずというふうなこともあるようでございますが、そうすると大分ボリュームもあるのかなと思いますが、その辺についてどのようなものかお知らせいただきたいと思います。

それから、この4月に養老館がオープンしますが、その活用計画がまだもう少ししっかり確認というか、わかっておりませんので、その辺について活用計画をお願いいたします。

最後に、この養老館のオープンに合わせて、町内に来ておられる若い方が、つわのスーブというようなことで、1枚のチラシを見せて「板垣さん、できればちょっと協力してよ」というようなお話もありまして、お話も幾らかお伺いしたところでございますが、共催という形で津和野町教育委員会もその事業に乗っかってやろうとしておられますが、今後のことにつきましても、どのような程度関与されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、文化財保存活用についての御質問についてお答えを申し上げます。

まず、最初の御質問についてであります。2018年、春の第196国会に文化財保護法等の改正案が上程・可決されまして、2019年、4月から施行されることになりました。この文化財保護法等の改正案では、指定・未指定を問わず地域文化財の総合的な保存・活用を図ることを目的に、市町村においては文化財保存活用地域計画を策定することが義務づけられました。

本町におきましては、平成20年度から3カ年をかけ、町内にある文化財を洗い出し、津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画を策定しております。

平成31年度におきましては、この津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画をもとに、一年をかけて文化財保存活用地域計画を策定することとしております。この計画では、指定・未指定にかかわらず、町内の文化財を網羅するため、これまで存在やその重要性が認識されておらず未指定であった文化財についても、この計画に位置づけることによって文化財指定等による保存と活用が進み、文化財を生かした地域振興につながることを期待されます。

2つ目の御質問についてであります。

6番議員さんの御質問にもお答えをしておりますが、保存活用工事の完了した養老館校舎（武術棟）南棟につきましては、建物を見ていただくとともに、主としてパネル展示により、藩校養老館の沿革等を伝える展示を行う予定でおります。

また、養老館校舎（武術棟）北棟につきましては、建物を公開するとともに、講演会や研修会、会議等での利用も想定をしております。

3つ目の御質問でございますが、御質問のつわのスープは、4月20日土曜日に津和野藩校養老館を会場に開催予定のイベントでございます。

このイベントは、地域おこし協力隊等で本町に関わりを持ってきた3名の若者が、つわのスープ実行委員会をつくり開催し、教育委員会も養老館のオープニングイベントの一つとして共催という形で開催をするものです。

このイベントの趣旨は、地域活動等でやってみたいという思いを持った人を、地域の皆さんで応援する仕組みをつくることを目的に、アメリカのデトロイトで行われておりましたデトロイトスープを参考に、津和野バージョンで発案されたものです。イメージでいえば、昔から日本各地で行われておりました頼母子講と現在盛んに行われておりますクラウドファンディングの中間的な位置づけにあるかと思えます。

今回は、おおまかに言えば、一人1,000円の参加費を徴収し、半分は軽食などの運営費に充て、半分の500円については、やってみたい企画のプレゼンを競い合い、最も指示された提案に対して全て提供するという仕組みです。

教育委員会としては、昨年8月に大人と子どもの学級会と称して開催しました教育フォーラム以降、2回の大人とオトナの学級会の中で、同様に津和野町の課題に対して、自分たちでできる取り組みを考え、実行していくという取り組みに、このイベントが通じるものがあり、今後のまちづくりやひとづくりにも寄与するものであると考え、共催の立場でかかわることといたしました。

また、津和野藩校養老館が本町の教育の象徴的な建物であることから、竣工に合わせて会場を提供することを決めたものです。

今回は教育委員会として、会場提供並びにイベントの周知等で協力しておりますが、今後は、単に教育委員会のイベントとして実施するばかりでなく、町行政全般にわたる取り組みの一つとして、実施する方向が望ましいと考えておりますが、今回は初めての試みでもあり、まずは第1回目の成功を願っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） お手元にそのパンフレットというか、資料をお配りしておりますが、これは既に町内の新聞の折り込みで町民の皆様方は目にしておられるかと思いますが、具体的にこれを読んだだけでそこそこはわかりますが、やっぱりもう少し思いを伝える方法はないのかなということもあります。

プレゼンターの募集とか何とか、カタカナが多いけどやらと思えますが、QRコードというようなことはやりでやっていますけども、私自身もこの年になりますとこういうものに精通しておらないので、何かやるらしいなというぐらいで、このチラシを置くというような状況があるのかなあ、やっぱりこの辺についてはもったいない、これは私も後ろに3人の方がお名前が掲げておられますが、この方々とは陰に陽にお会いしております。そういう中で、彼らの津和野町に来られたその思い、そして、これからの人生をかけてみたい、そんなことから、ぜひ、町民の皆様にも今まで以上にこのことを1回で終わることなく、何か聞くところによりますと、年に何回か計画していこうということも言うておりましたが、ぜひ、一人一人は小さいけども、大きな輪に育てていってほしいと、その中でSNSかフェイスブックかわかりませんが、町長にもその思いをつづっていただきたいということで、依頼を申し上げたが、町長は大変忙しいけ、その思いに対しての返しが無いということを残念がっておられましたが、町長はこれを見てどう思われますか、私は、実はプレゼンターということで、既に締め切り過ぎております。——実は、同僚議員からなごみ温泉の県道柿木津和野停車場線ののり面が、あのままセイタカアワダチソウで真っ黄色になるのを思うたら、もう大変だということを町内の方からも何人か聞いておられますし、同僚の方も何か芝桜でも植えて、津和野の観光の一助にしようじゃないか、そういう機運を以前、一般質問でもされましたが、私はまさにそのようなことを思っておりますし、芝桜がいいのかどうかはわかりませんが、あそこを何かやっぱりあのままではいけないのじゃないかと、そんなところを今回提案として私は既に彼らに渡しております。そして、きょうも——以上、それでは、町長の思いをお願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） こうして藩校養老館の開設にあわせて、つわのスープというような取り組みをしてもらえるということは、町にとっても本当にありがたいことだなというふうに思っております。

3名の名前がこうして出ておりますけれども、このファンディングベースの彼は、一番最初のイノベーションフォー日本の時代からの津和野に来てくれた子でありまして、今でも津和野にこうして関わりを持って、こういうような独自の取り組みを自発的にしてくれているということで、本当にそういう面でも応援をしていきたいというふうな気持ちに変わりはないわけでございます。

ただ、誤解を恐れずに申し上げるならば、やはりこういうイベント、事業というのは失敗であって、失敗でないと言いますか、やはり思うような成果が一回目から出なくても、それを次に生かすことが非常に重要でありまして、やはり取り組んでいく過程というものが人材の育成のようにつながっていくわけでありまして。それが将来のまちづくりにもつながっていくというのが私の考え方でございます。ですから、余り過度な支援にならないように、でも支援はさせていただきながら、そういう付き合い方の中で人材育成にもつながる、そして、このつわのスープという事業が広がっていくように応援をさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

ちなみに、SNS忙しいから協力しないということじゃありませんで、お恥ずかしいことでもありますが私自身、そのSNS自体をそのものをやりませんので、ですから、それを今から一から勉強するほどちょっと今は時間がないと、いろんな仕事に追われてという言い方で難しいという話をさせていただいたわけでありまして、SNSをやっておればすぐにでも協力ができたかというふうには思っております。御了承いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番。

○議員（5番 板垣 敬司君） 温かいお言葉をいただきました。この一般質問もやがてCATVで流れると思います。彼らもこの場面を見ておられると思いますので、今後とも格別な御支援を賜りますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、板垣敬司君の質問を終わり、午後1時まで休憩といたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序4、4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、前もって議長にひとつお願いがありまして、1、2、3の質問の順番を変えていただいて、3番目の高校に関しての案を一番最初に持ってきてほしいと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） はい、どうぞ。

○議員（4番 道信 俊昭君） なぜ順番を変えたかということ。実は一昨日、私にメールが1通入ってまいりまして、場所はアメリカのコロラド州のデンバーというところに在住する知人からなんですけども、津和野高校を卒業している方です。そこから1通のメールが入りまして、内容は、向こうで、東大に津和野の高校生が入学したと、こういうのを向こうで見たということ聞きまして、え、そういうようなニュースが

アメリカにも行っているのかということが非常に私としてすごい発信だなあとということがありましたので、今の津和野高校の魅力というものが世界へ発信されたということが一番最初に持ってまいりたいなということで順番の変更をさせていただきました。

この津和野高校のニュースがアメリカに発信されたということもあるんですけど、それはヤフーニュースを見たということです。ちょっと詳しく聞いてみると、日本の日本版を見たということではあったんですけども、周辺にはそのニュースは広がっておりまして、このニュース力というのはすごい発信力を持った、さらに、私もネットを開いて検索をかけたときに、津和野高校、ヤフーニュース、東大、もろもろの項目を打ち込んで検索かけたら、週刊誌のアエラにこのニュースが出ておりました。プリントアウトしたんですけども、だからこれがいかにすごいことなのかなということをそこでしみじみ感じまして、そのことと今回私がここに出した一人のお母さんの言葉と、自分の子供さんを津和野高校に入れてやったときの、私と話をしたエピソードがありまして、そのお母さんが言われるには、うちの子は中学まで野球部——これ、川崎の人なんですけども、野球部におったと。それで、その子供の同僚は、地元の大きな野球をるところへ入ったんだけど、何年かしたらみんな、まあみんなじゃないにしてもどんどんやめていって、もう野球と全く縁がなくなった。自分の子供は津和野高校へ入れた。津和野高校へ入れたときに、そのお母さんがこっちへ子供を見て野球をしている姿を見たときに、ものすごく生き生きとしていた。自分の友達、その子供の友達なんかはどんどんやめてから、今、することがなくてふらふらしてるんですけども、うちの子はこの高校に来てから本当に生き生きと野球をしている姿を見て、よかったなあ、ここへ入れてよかったということも、もうしみじみと語られていたんです。次に、その子の弟も入れたいということを書いて私と話をし、その後、じゃが、ここへ何回も何回も来るといのはお金がかかってねえ、大変なんですよということを書きまして、今の、私、津和野高校がいかに世界的にも、それから一つの少年にも、非常にここに来たことがよかったということがあったことで、ぜひそのお母さんの、あるいは、それから世界へ発信されたというそのことを踏まえたときに、何らかの形で少しでもいいから協力してあげたいと。と同時に、こちらから見れば1人でも多く来ていただきたい、欲しいということを考えたときに、具体的にはここに質問の中に入れていきますように、いろんな費用をかきむ部分を何とか少しでもというのが一番目の質問で、2番目がコーディネーター。実は、私、コーディネーター、余りこことかかわっていなかったんです、今まで。それでコーディネーターの人たちと話をしてみたら津和野高校でいろんな話を聞いてみたときに、この存在感というのが非常に大きいなということがあって、彼らの処遇というものを、このままやっぱり津和野におってほしいということ強く思ったので、この処遇に関して何かいい手助けはできないかということで、まず一つ目の質問とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野高校についてでございます。

まず、最初の御質問であります。交通費の助成につきましては、現在JRを使用し通学する生徒の保護者に対し、定期券購入代金の2割を補助しております。実績としまして、平成29年度は93人の申請があり、98万7,870円の支出となっております。また、県外生徒の保護者への支援としましては、津和野高校で開催される入学者説明会や保護者面談等に参加するため来校する際の宿泊費を1世帯当たり1回7,000円、年3回を上限に補助しているところでございます。宿泊費補助につきましては島根県立津和野高等学校後援会が実施しており、実績としまして平成29年度は18人の申請があり、17万9,150円の支出となっております。県外生徒の保護者への交通費助成につきましては県内市町で制度化している自治体はなく、津和野高校後援会の財源も限られている中で、新たに交通費助成を行うことは難しいものと考えているところでございます。

二つ目の御質問であります。津和野高校魅力化コーディネーターにつきましては、これまではコーディネーターを地域おこし協力隊等の制度を活用し任用してまいりましたが、任期や勤務日数に制限があり、活動に制約がされていたところでございます。また、全国的にコーディネーターを配置し魅力化を進めようとしている中で、今後は人材不足が懸念されます。津和野高校におけるコーディネーターの具体的な活動といたしましては、空き家清掃体験といった地域活動の支援、入試の際の小論文、面接指導、生徒募集、広報活動等多岐にわたっているところでございます。こうした中、コーディネーターを島根県立津和野高等学校後援会職員として雇用することで、週4日勤務を週5日勤務とし、賃金も講師と同じ水準とするなど、身分と処遇を改善することを検討しております。予算といたしましては、島根県立津和野高等学校後援会に対して、コーディネーター業務委託料として976万5,000円を計上しているところでございます。このことにより、津和野町に根づいた教育を推進する体制を強化し、津和野高校の魅力化に取り組みたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今言われたように、いろいろこのことに関して、町としてのいろんな尽力は非常に感謝しております。

それで、ちょっと話はそれですけども、私、コーディネーターの人に、津和野と縁もゆかりもなかったわけですけども、何でここへ来たの、何でここでそんなに魅力的に仕事をできるのということを聞いたときに、自分たちは世界へ発信できる仕事がしたいと、こういうことを言うたんですよ。普通、世界へ発信するというなら、東京とかという大都会のことを思うんですけども、何でこんな小さな町が世界へ発信できるのかといたら、これはかなり抽象的ですけども、ちょうどいい大きさという言葉を使っただけです。

ちょうどいいというのは、それはまあ感覚ですから、何をもってちょうどいいというのかちょっと私もよくわからないんですけども、人口にしろ、それから大ききにしろ、もろもろがちょうどいいという言葉なんです。一番最初にアメリカからニュースが入ったこととマッチングさせてみると、まさに世界へ発信したという、これが出てきたんです。だから、これが例えば灘高とか等々の有名な高校ですと、多分ニュースにも何にもならなかった。ですけども、この津和野への留学ということがマスコミにとっても非常に關心を持ったし、それから向こうへヤフーなんか、ヤフーニュースは皆さん見ておられると思うんですけども、取り上げられるということが、これがちょうどいいという言葉なのかということが、非常にそのときに感じたんです。

ですから、これから津和野高校に私も行きたいという、先ほどの野球少年のように、うちの子も入れたいんだという、こういうロコミが、ロコミだけではなくて、今のうちにヤフーやアエラやそういうもろもろを通して発信されていくということがいかにすごいことかということ、やっぱり津和野町持っているということ、これを非常に実感したということでもあります。ですから、今の運動と、それから学問と、これを発信できるように、今からもとにかくこの津和野高校の魅力化に関して、我々も応援していかなければならないというふうに思っ、一番最初の冒頭にこの問題を取り上げさせていただきました。

それでは、次の2番目になりますが、本庁舎移転、もうこれは既に条例改正、一部改正がありまして、今のところ決着がついたというふうになっておりますが、私とその津和野の自治会連合会の人たちとの会合に私も出てますんで、そういうところを考えたときに、この請願というのが一体何を意味するのかということがありまして、憲法でもここに請願の制度ということがありまして、請願権を国民の基本的権利の1つとして保証しているということもあります。ですから、今、日本は議会制民主主義ですから代表者が出てやることとなりますが、こういう声を消さないということが非常に重要だろうと思っております、最近のテレビでは沖縄の件もありますけども、法的根拠という言葉が最近テレビでしきりに耳にするようになっております。この請願というのは、法的根拠がないということでポンとやってしまうと、この憲法で保障されている国民の権利というものがなしにされていくんじゃないかなという感じがしております、この本庁舎の件に関して、町長は請願を重く受けとめるという発言をされておりますんで、具体的にどのように取り扱うのかなということはまず知りたいと。それから、この請願書は、今も今後も生きているんだということをまずもって確認をしたいというふうに思います。（発言する者あり）あ、1番。

○議長（沖田 守君） 質問の中で、道信君、一番最初の合併協のこと問うとるけど、それは回答は要らないの。

○議員（4番 道信 俊昭君） あ、1番の、済いません。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 2番を先に言ってしまったんですけど、およそ13年前に交わされた合併協に法的拘束力はないということを、今回動いていますんで当然ないとは思いますが。というのは、自治会連合会の中でいろんな人と話したときにまず出てくる町民の方の声で、そんなもう決まったことでしょという言葉が出てくるんですね。もう決まったことだから今さらここで話し合っ、合併協でもうあのまま決まったことだから、もう話し合う必要がないんじゃないですかという言葉が出てきてますんで、この一般質問を通してあの合併協というのは先ほど言いましたような、逆に法的拘束力はないというようなことをちょっとまず確認をしておきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ちょっと順番が後先になるかもしれませんが、平成17年の合併に際しては、法定協議会を経て多岐にわたる合併協定項目が定められておりますが、その後、課の設置等行財政改革の過程において、状況に応じ変更しております。合併協定項目を尊重することを、今後も基本とすることに変わりはないものの、法的拘束力はないと認めております。

次に、津和野自治会連合会から提出された請願は、役場庁舎の防災対策事業に関連してのものでありますが、このたびの事業を進めるに当たっては最終的に議会の特別議決が必要となり、議員の3分の2を上回る議決をいただかなければならないことから、議会に対しても早くから計画を説明し慎重に進めてきたところであり、議会におかれましても特別委員会を設置され、結果として平成30年の3月議会において了承される報告をいただいたところでありましたが、その後、平成30年6月議会において請願が採択され、私としては、当時、二重の判断が示されたとの受けとめをしたところでありました。しかしながら、請願採択と申しましても1票差の結果であり、さらには日原地域から、採択を受けて非常に強い反対意見が数多く寄せられるようになり、こうした状況においては、仮に請願に基づいた提案をしたとしても、議員の3分の2を上回る賛成による可決は到底無理であろうと認めていたところでもあります。

一方で、全国各地で頻発する災害を目の当たりにし、防災対策事業を進めなければならない責任を再認識する中で、二重判断の考え方や防災対策事業の緊急性等さまざまな事項について全員協議会の場合や、また私と議員おのおのとの議論を重ねてまいりました。その結果として、このたびの平成31年3月議会において、当初の計画どおり本庁舎と第2庁舎を現日原診療所へ移転する議案、津和野町役場の位置を定める条例の一部改正について賛成9、反対3の3分の2を上回る承認により、可決していただきました。特別議決という重みを持つ判断であり、さきに申し上げたようなこれまでの特別委員会の報告から、請願採択と一連の事実を総括した中で、このたびひとまずの決着を見る判断が出されたと認めております。

なお、このたびの議案可決をもって、請願の採択という事実が変わるものではないことは言うまでもありません。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今、町長が言われた、ひとまずの決着、これはもう決まったことですから、まずやっぱりひとまずの決着ということになるんですけども、私が去年の3月のときには特別委員会にいなかったんで、そのときというのはいわゆる議決事項ではなかったわけですから、私はそれはしきりに、あれは決まったことではないと、おおむねでしょうということをつも言っていたんですけども、今回議会の本会議で議決はしましたから、当然それには従います。ですけども、決まるということ、決めるということがやっぱりきちんと示されていかないと、それに、決まったことには従いましょう、ですけども、その後この庁舎問題ですけども、何かあるかわからんわけですから、将来。私が一番よくその後と言っていたのは、あの岡山県の真備町のあの水害の地理的なものというのがここに非常に似ていると。診療所の場所が非常に似ている、だから非常に危険だというのは言っておりますし、それから、そこはまだ県も確認を取っていないと。水害に対して危ないか危なくないかという確認も取っていないという状況の中では、将来何が起こるかわからない、それは単なる物理的なそういうことだけではなくて、ほかにもいろいろと何が起こるか将来的にはわからないことを考えたときに、ひとまずの決着というところで、今回私はこの問題に対してはこれで言う言葉はないなあというふうに思っております。ぜひ、請願ということが、また請願の話になりますけども、いわゆるこれからいろんなところで請願ということが出たときに、あ、最初からそれは法的根拠はありませんよとなったときに、請願と陳情とか一体どういうふうに違うんじゃないか、こういうことにならないように、ぜひこのことが請願を骨抜きにするようなことがないように、ぜひお願いをしたいと。これはお願いになりますので、お願いをしたいというふうに思っております。この本庁舎の件に関しては、これで終わります。

それでは、三つ目なんですけども、観光になります。最終的には観光なんですけども、実は私、まちづくり委員会で廿日市市、恥ずかしながら初めて行ったんです。廿日市市に初めて行ったときに、まずびっくりしたのが、我々委員が15人ほど廿日市に行きました。そのときに、我々の目的は、まちづくりをどういうふうにしようか、特に津和野の場合、旧津和野の場合は、町なか自治会がないんで、なんとか自治会をつくらせたいということで、そのノウハウあるいは向こうの取り組みを勉強しに行ったんです。で、講師の人がおられて、この講師の人に話をしましょう、聞きましょうというように行ったので、当然行ったら講師の人がおって、その横に1人か2人付き添いの人がおって、我々その前で公演を聞くというパターンを想定して行ったんです。ある意味じゃかた苦しい一つの授業みたいな形で行ったんですけども、行ってびっくりしたのは、我々よりも多いスタッフが出迎えてくれたんですよ。市の人もおりました。

センターの人と、皆トップの方ですよ、トップの方がおられて、そういう人たちがみんなおってわれわれより多い人が出迎えてくれて、そうして一つのコの字になって、さあ皆さんで勉強会しましょうということにまず驚いた。こんな手厚いお出迎えがあるのかということが、ここでまず一番のショックを受けたんです。あといろいろな討論とか一一討論ってそんなかた苦しいもんじゃないんですけども、いろんなお話を聞いていったときに、廿日市市の津和野に対する思いというのが、津和野街道ということでこれまで教育委員会が非常に力を入れられ交流があり、民間でも健康ウォークとかいろんなイベントがあって交流があったとは耳にはしていました。はっきり言って、よく私も参加していなかったんでわかっていないんですけども、その資料をこうやっていただいたんです。これ、街道まつり、ポスターが津和野の子鷺があったり、それから将来何年か先に30年度事業遂行サマリーというのがあるって、この中に廿日市津和野交流400年事業、こういうのもうたっています。これなんか先ほど出迎えていただいたことの非常に大きな資料だなあというふうに思いまして、これは行政として、町としてうかうかとしてはいられないなというふうなことをもう痛切にそのときに感じたんです。

その後、実は廿日市市というのは合併して宮島も廿日市になったわけですけども、宮島に行ったんです。近いですからいつでも行けるというのもあったし、ある意味でもう何十年も前に行ったことあります、何十年も前に。え、宮島みたいな感じだったんですよ。何があるんじゃ、厳島神社ぐらいしかないだろうみたいな、そういう安易というか何というか、そういう感じで行って見たんです。2月ですから、津和野は、私の店の前なんかもう人っ子一人通らない、観光客通らない、そういう状況の中でああ、宮島も同じようなもんだろうかと、もう終わった観光地だろうと思ったんですよ、申しわけないけども。もう終わった観光地だろう的なことで行ったら、船があそこ10分置きぐらいに着きますよね。全部満員。びっくりしたですね。着く船着く船が全部満員なんです。2月ですよ、しかも。それと、若い人が多い。え、厳島神社と若い人というのが結びつかないんですよ。そら饅頭、もみじ饅頭とぐらいならわかるんですけども、あそこ若い人が全く結びつかない状況で、はっきりとって啞然としたんです。で、廿日市市が津和野に対して非常にエールを送っているのを聞いたときに、今の観光人口430万人ということなんです。この1割でも来てほしいというのがそのとき痛切に感じたんです。ですから、この廿日市市とのかかわりというものをまず最初の質問としてお尋ねしたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、新観光ルートの構築についてお答えをさせていただきます。

廿日市市の民間団体からの御提案で、過去2回廿日市市から津和野に続く津和野街道を走る津和野街道早駆け大会を開催し、津和野町観光協会及び津和野町商工会が実行委員として参加し、町商工観光課もマンパワーとして町政運営に協力しております。その

ほかにも、廿日市地区まちづくり協議会ほかが平成24年から毎年開催している街道まつりに同会の要請を受け、子鷺踊り保存会が2回、津和野踊り保存会1回、左鐙神楽社中が1回参加し、町としては町営バスによる送迎など協力しております。一方、同会からはお盆に殿町で行われる津和野踊りに参加いただくなど、相互の交流に深化しているところがございます。

また、行政としては、一昨年開催された本町での亀井家入城400周年記念式典には、廿日市市からの参列もいただきました。昨年は、街道まつりと同日開催された廿日市市市制施行30周年記念式典に町長が出席し、式典会場前にて子鷺踊りの披露や街道まつり会場で物販や日本遺産のPRなどを行いました。

このように民間から始まった交流は、徐々に行政同士の関係へと深まってきているところで、このたび平成32年5月開催予定の津和野廿日市交流400年記念事業に向けて、両自治体を中心に交流事業協議会の立ち上げを行うこととなりました。今後、機運醸成を図るため、企画内容等を詰めていく予定です。この協議の過程で、観光面での連携も重要な事項と認識しております。現在、宮島へのフェリー発着桟橋のある廿日市市宮島口では、広島県が整備する厳島港港湾整備事業が進んでおります。桟橋一帯を景観対策や交通体系等の利便性向上、さらには観光の拠点として整備を行う大きな事業とお聞きしており、今後、連携を深める中で津和野へとつながる広域観光を意識した情報発信の場として活用させていただくことが可能かどうか、予算のことも含め検討する予定でございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 表題の中に新観光ルートの構築についてというふういうたっているのは、これまでは山口県とのかかわりが非常に強かった、津和野が山口県と間違われるぐらいで。私自身は、津和野が観光ブームになるちょっと前、京都にいて、サラリーマンのときですね、旅行代理店に勤めていましたから、津和野が世の中にポンと出てきたときのてんまつをよく見ていた、ちょうどカウンターで接客していましたから。それで世の中にスパッと出てきた、津和野が。世の中にポンと出てきた理由は、新幹線が博多まで通じて「ひかりは西へ」というキャッチフレーズと、それからその当時の日本全体が工業化して高度成長に入っていった、その中で安らぎを求めてという中で、小さな京都というのが各地にできた。その中の一つに津和野がポッと入ってきて、それで津和野が売り出してきた理由というの、これは、私なんかは旅行組みますのでお客さんからリクエストがあったときに、旅行組むときにどういうふうな形でお客さんに対して説明するかというと、新幹線に乗せるということが条件なんです、新幹線。新幹線に乗せて、これはもう旅行業者はこれ収入源ですから、新幹線に乗せて、しかも2泊3日、これが大前提で旅行を組みました。そうしたときに、東京とか大阪とか都会地からの旅行者は、小郡・津和野・萩・秋芳洞、ほいでもう一回小郡へ帰ってくる。だから、これをまず組んで、それでお客さんをそこに、津

和野に行ってみませんか、ここに小京都というまちがありますよということを説明して、お客さんをわが故郷を案内したということを私やってきていますんで。ということは、津和野は萩と秋芳洞があった、要するにこの三つをトライアングルで結んで小郡で乗せたという、この目的のもとに旅行があったと。ですから、津和野単独では絶対に世の中には出てないんですよ。

それで、今回この新観光ルートの構築というふうに言ったのは、これはもう、ちょっと秋芳洞はもう元気ないですよ、秋芳洞は。秋芳洞は元気ない。元気があるのは長門のほうは元気がありますね、すごく、長門が。長門が元気がある。新幹線のことあんまり考えなくてもいい。そうすると、今の宮島・津和野・萩・長門、このルートなんですよ。私は今も旅行社ならばこのルートをお客さんに勧めますよ。で、岩国空港なり広島空港、要するに今度は飛行機ですよ。で、おりてそうして最終的には石見空港という交通のあれが全く違うパターンですけども、これを考えたときには、この廿日市市ともうタッグを組まにゃいかんというふうに、向こうがエールを送ってくれている今のときに向こうに、この回答書を聞いたときに協力するというではないでしょうというのがあって、私からお願いにいくということを明確にしていかないと。津和野がこれから生き残るためには今のようなルートを再構築する。そこにもう一つ新しいのはクルーズ船、クルーズ船が今すごく人気がある。だから、新幹線から飛行機と船に今シフトしていくというコースも組み込んでいくということをやって新しい形の観光ルートを構築するのに、今せっかく向こうから声をかけてくれている。ここに宮島港港湾整備事業というのがありますが、ここにありますが、この中にブースができるという、何か観光の案内をするというブースができるということも聞いています。だから、こちらから積極的に働きかけていって、このルートを構築することをぜひ津和野町として推し進めていきたい、いってほしい。これは、観光協会は当然ですけども、旅行社が具体的には組みますから、だから旅行代理店に、私、旅行代理店におったときなんかよくあるんですけど、いろんなところからうちへよろしく、こっちへよろしくというのはもう来ていました。だからそういうようなインパクトを与えていくということをしていくと、この新しいルートができてくるんじゃないかと。ですから、今までは民間ベースでいろんなことがせっかくやられてきたから、今度はぜひ行政分野も行政担当者も、あるいは行政挙げて教育長も含めてこれにぜひ応援していただきたいという、協力してあげますじゃなくて、応援していただきたいという姿勢をぜひ見せていただきたいんですけどもいかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの御指摘のあったところで、広域観光ルートということで、宮島のある廿日市さんとの連携ということになると思うんですが、これにつきましては、昨年12月の17日でございますが、廿日市からもお越しになられまして、教育委員会部局と商工観光課部局でお話を一緒にさせていただいたと

ころですが、町長の答弁にもございましたように平成32年、2020年の津和野廿日市交流400年記念事業、とにかく一緒にやりましょうということで、今後教育から立ち上げていこうということに話がなっております。この中でも具体的に話をすることになると思いますが、その中でも特にごございましたのが、これまで廿日市まちづくり協議会を中心に津和野街道を通した交流事業を行ってまいりましたが、これからは記念事業をきっかけに廿日市市と津和野町が自治体として交流を続けていけるようなことを今後あわせて協議をしていきたいということになっております。

そういうことも受けまして、ついぞ先日でございますが、今、当面窓口になっております教育委員会部局から廿日市さんのほうへアポもとらせていただいたところですが、もう少しあちらの都合があるのでもうちょい待つてほしいということが、あちらのほうからお答えがございましたが、そういうことでこちらとしても引き続きアポイントをとりつつ、先ほどおっしゃっていただいたようなことで宮島口の情報発信ができるセンターあたりについても、これ自体は広島県が整備をされますので廿日市市が直接ではございませんが、廿日市市を通して何らかのことができるのかということも踏まえて考えていきたい。ただ、これもある意味、津和野町から津和野町にお客さん来てくださいということだけではなくて、やっぱり交流ということになると、津和野が廿日市さんに何をしてあげられるかということもやっぱり考えていかないかなのかなという思いもございます。そういったところも内部協議もしながらいろいろ考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） この民間交流の先駆けは教育委員会がされているようなんですけども、教育委員会として実績はもう十分、これ読ませてもらったらわかるんですけども、その実績もちよつと言うてもらって、それから今後どういうふうな形で教育委員会としても取り組んでいきたいかということもぜひお話しください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 教育委員会といたしましては、もともとこの交流の発端は民間のベースで当然スタートしたということで、以前は旧津和野町にありましたライオンズクラブなどが交流の主体になってももとは交流を始めたようであります。御承知のようにライオンズクラブさん解散をされまして、いつときは自然消滅的におとなしくなった、そういうような状況でありましたが、またその後廿日市市のまちづくり委員会のほうが中心になって、津和野藩士でありました堀田仁助——あの天文学とかの有名な方ですが、その検証をするというような事業を向こうのほうでされておられまして、その辺の資料提供であったりとか、研究のアドバイスのこと、そういったことも含めて教育委員会とも絡まってきたというような状況があります。その後、この街道まつり等も実際に向こうで計画をされるに当たって、先ほど来あります子鷺踊りであるとか鷺舞であるとかそういった分の文化交流を津和野のほうから

民間ではありますが言っていただいて、そのサポートをバス代等で教育委員会のほうも用意をしていったというような状況があります。

それから、展示なんかで言いますと、廿日市市で日本画を描かれておられる先生が津和野のほうで津和野街道をテーマにした絵をシリーズでつくっておられるということで、町内で展示をしたいということで、これは津和野美術館——河田家具さんの蔵でやっておられますけれども、あちらのほうで開催をされたいと。そういった文化交流が細々とではありますけれども続けてきたというところでもあります。

本日、町長のほうからお答えしたとおり、それがだんだんと発展をして、市と町というのも交流に今度発展をしていこうという、そういった経緯でありまして、道信議員さん言われますように、今後、これは大いに津和野観光にとっては有利なことになってくるのではないかというふうに思っておりますし、引き続いて、もともと津和野藩の船屋敷が廿日市にあったという経緯もあったりして、文化的な交流も引き続いてやっていければいいなあというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 私も商売やっていますから、観光客の方の減少というのは嫌でも見とるわけですけども、はっきり言うとわらをもすがりたいというのがありまして、やっぱり今後の観光客が落ちていくということを考えたときに、商売のやり方が下手なんじゃと言われたらそれまでかもわからんですけども、こういうところでも、私も議員ですから、こうやって皆さんに訴えていく、商売人のある意味代表するような形で訴えていくということも一つの大きな仕事でもありますので、我々ができることは我々でもしますけども、行政としてできることはぜひ頑張ってください、もろもろを含めて、もう一度観光復活をリセットと、それはいろんな先ほどの津和野高校の魅力化も含めながらではあります。それは、別にこのことだけとは言いませんが、やっぱり宮島もいつきは落ち込んだみたいですね、220万人ぐらいに落ち込んだ。そこから物の見事というのもあったみたいなんです。だから、もう一つ京都の例を出しますと、京都はほっとしても来るというようにイメージがあるんです。外から見ていたらですよ。ですけども、私がおったときなんかはそうだったんですけども、必死で努力をしていました。特に、あの当時は冬の観光が弱かったんです。冬の観光が弱いのをどうしたらいいのか、これを必死に取り組んで、そのときに出てきたのが二階建てバスなんかが出てきたりとか、それともう一つはやっぱり京都の印象は京都タワーにしても京都駅にしても、それから三条あたりの三条市場のあの地下鉄が走ってという、要するに古いものと新しいものとか見事に混在していくという、このことが今の京都をずっと長く引っ張っていますんで、いろんなことにチャレンジして、今のそんなもんで来るんか、来んのかというよりも、今のルートをやって、特にクルーズ船なんかはおもしろいなあと、クルーズで来られた方は私のところに来ていろいろ話を聞いたんですけども、クルーズ船なんかもおもしろいみたいなの、そう

いうところをぜひいろんな角度で取り組んでいただいて、もう一度、津和野にお客さんを来ていただくということをぜひお互いに頑張りましょうということで、本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊昭君の質問を終わり、ここで2時まで休憩といたします。

午後1時48分休憩

.....
午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 議席番号7番、御手洗剛でございます。通告をいたしております2項目について質問をさせていただきます。

まず、1点目であります。外国人労働者の受け入れ拡大についてでございます。

多くの業種で若い労働力の減少が著しい状況でございます。景気回復や東京などの大都市への人口集中を背景に、地方での人手不足が深刻化しています。そのような中、改正出入国管理法が本年4月、いよいよ施行されます。新たな在留資格「特定技能」が設けられ、人手不足が深刻な建設、農業、介護など14分野で受け入れが始まります。外国人政策の一大転換との言われる改正が人材確保に苦しむ事業所や行政運営にどのような影響を及ぼすか、大きな関心を持つものでございます。

島根労働局は、昨年10月末時点の県内の外国人雇用状況を発表いたしました。前年同期比13.8%増の520人で、全体で4,297人となり、5年連続で過去最多を更新し、5年間で1.9倍にふえたとしております。日本人の若い労働人口の県外流出が続けば、外国人労働者は今後もふえるだろうとしております。

そのような状況を踏まえ、当町における外国人労働者就労の現状並びに法改正に伴う今後の対応並びに課題についてお尋ねをいたします。

1、当町の主要な産業の労働力不足に対処するために講ずる施策の基本スタンスについてお尋ねをいたします。

2番目に、当町在住の外国人労働者数、雇用する事業者数、職種及び在留資格の状況についてお尋ねをします。

三つ目に、当町における人手不足が深刻な事業所の実態把握の状況と、これまで行っている施策についてお尋ねします。

四つ目に、国や県の平成31年度当初予算においては、「日本語が必要な学校に教員の配置」や「多言語翻訳システムを導入する市町村を支援」、「市町村との連携による多文化共生に向けたセミナーの開催」等の事業が予算化をされております。当町における対応についてお聞きします。

五つ目に、外国人受け入れにあつては、就労面だけでなく、生活面への支援も求められると同時に経営者の方々への指導も重要と考えますが、このことについての見解をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

外国人労働者の受け入れ拡大についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。津和野町においては、議員御指摘のように事業所からも深刻な人手不足の声が届いており、観光業や医療、介護職場等を中心に事業者の窮状について理解をしているところであります。町といたしましては、単独での取り組みには限界があるため、広域で連携した対応を行っております。

一方、まずは本町内に定住していただくことが第一と考え、医療従事者ほかを対象とした住宅、県営住宅等の建設計画も進めているところです。事業者に対しては、個別商業包括的支援事業、産業後継者派遣研修制度などを通じ、人材育成による職場定着を目指す研修費補助も行っております。

二つ目の御質問であります。2月末現在で町に在住する外国人登録者数は58人です。縫製業、観光、飲食業等の分野で外国人の雇用について認識をいたしてはおりますが、現在の制度では統計調査等も含めて資料がないことから、正確な外国人雇用者数を把握することは困難でございます。

三つ目の御質問であります。毎月行う商工会、観光協会、町商工観光課による三団体事務局連絡会議等を通じて、人手不足の状況については情報交換を行っているところです。さきにも述べましたとおり、対応策については、町単独では限りがあるため、益田市、吉賀町とともに島根労働局及びハローワーク、圏域内の民間事業者で益田鹿足雇用推進協議会を構成し、圏域一体となって取り組んでおります。具体的には、企業のガイダンスの実施、学校と企業間による就職促進懇談会の実施、高校生を対象とした企業説明会等を行っております。

四つ目の御質問であります。このたび改正出入国管理法が改正され施行されることに際して、町としても関係機関と一体となって、中小、小規模事業所の支援を行いたいと考えております。現時点では、外国人児童等に対応する教員の配置の必要性はまだないと認識しておりますが、今後、多言語翻訳システムの導入や多文化共生セミナーの開催等については、事業内容を十分に理解した上で必要性に応じて対応してまいりたいと存じております。

五つ目の御質問であります。外国人の就労に関しては、その家族を含めたトータルな支援が必要になることは当然のことであり、一般生活、教育、福祉等の関係機関とも連携をして、雇用の安定と就労への支援を図る考えであります。議員御指摘のとおり、昨今は外国人労働者等に対する差別行為について、テレビ等報道においても厳しく糾弾

されております。町としましては、人権意識の徹底について、事業者のみならず広く町民の皆様にも普及徹底してまいりたいと思います。

最後に、法律の詳細に関しては各省庁の省令に委ねる旨の規定となっていることから、今後、関係省庁から提示される省令の把握を通じて、まずは制度の理解に努め、方針を決定していきたいと存じております。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目であります。多くの業種で若い労働力の減少が著しい状況にあります。地元採用やIターンも進まない昨今であります。2018年の有効求人倍率は、全国平均で1.61%と過去2番目の高水準を記録しております。中でも深刻なのは介護や農業の分野であり、農業では後継者不足による耕作放棄地が各地でふえている状況にあります。政府は、介護や農業を初め、14業種で「特定技能」という新たな在留資格を創設し、5年間で最大34万5,150人の外国労働者を受け入れるという方針を示しておりますが、先ほど御回答いただきました「当町においても、観光業や医療、介護職場等を中心に事業者の窮状を理解している」という御回答でございました。いろいろな関係団体との折衝もある中で、この観光業、医療、介護職場を中心に事業者から外国人労働力も含めた受け入れ対応の要望があるのかどうか、また、町としての今後の対応についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 商工サイドとしましては、現時点では、そういった御要望をいただいたということは正直ございません。ただ、他の課で何かそういう事情があればまた追ってお話があるのかとも存じます。

ただ、県が行いました外国人労働者の雇用についての説明会が以前ございまして、その際の報道見ておりますと、津和野町からも建設業の方が参加をされておられたようなことは報道の中でではございますが、確認をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 観光業については、今のところそういった要望を聞いていないということでございますが、町内にあっても、大変、観光業といいますか飲食業の部類になろうかと思いますが、そういったところにおいて大変人手不足に困っておるといふうな事の中で、外国人を含めての労働力も求められている現状も確認をいたしております。といいますのも、昨年8月現在の都道府県別の最低賃金、時給ベースで見ますと、東京が985円、神奈川は983円、大阪が936円、山口が802円、我が島根は764円と、大きな差がございます。東京に比べますと220円程度も低い時給でございます。そういった中で、日本人の雇用を前提としたものではございますが、近隣の市町村からもなかなか応募が少ない、ハローワークに出しても応募がない、このような状況の現状がございます。

このような国の法改正がなされましたが、昨今のたび重なる災害等の復興工事や2020年開催予定の東京五輪で非熟練の単純労働者の需要が相当高まっているようです。なかなか、外国人労働力をこの地方へ呼び寄せる、外国人労働力が地方を向くという考えの状況にはないのではないかなというふうな思いがしておるものであります。この状況を踏まえますと、農林業を中心に従来から進めておりますU・Iターンの受け入れ対応に地道に力を注がざるを得ない現状があるのかなというふうな思いをいたします。ただ、U・Iターン者につきましても、なかなか現状としては困難性をきわめておる状況でございます。

そのようなことの中で、国の施策の中で当町においてはまだまだその準備段階にもなっていないような御回答でもある中で、やはりいずれ近い将来外国人労働者の受け入れを想定しながら、準備を進める必要があるのではなかろうかと考えるものであります。それについての見解をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 当然、外国人の方が今後ふえてくるということは、こういう地方ということで一気に波はなかなか来づらい部分はあるかもしれませんが、どうしても都市部に集中するという可能性が多いということは新聞報道等でも出ておるところでございます。

そういう中ではございますが、観光面も含めて、町内のいろいろなお店のメニューとかいろんなものを、案内等を多言語化、当面は英語という形になるかもしれませんが、英語化をしていくというようなこともございますし、それとは別に、当然私も商工観光課としますと津和野庁舎では総合窓口を業務として持っておりますので、そちらにお越しになる方についても今後外国人の方がふえるであろうということで、国際交流員、我が課におりますので、それあたりからいろいろ届け出用の様式等についても英語化をしていく必要が出てくるんじゃないかなというふうなことで、今その準備も入っておるところでございます。

それぞれ広くここ津和野で生活していただくということになると、さまざまな分野でいろんな部分が出てくると思いますので、町としましても全体的にその辺を情報共有しながら、今後の省令等も見ながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 回答の中に、毎月行っておる商工会、観光協会、町商工観光課による三団体事務局連絡会議を行われているというふうに思っておりますが、人手不足の状況について情報交換を行ってはいるが、現状として、町として今の連絡会議を通じての感覚としてはどのように思っておられるのか。

対応策については、ハローワークなり圏域内の民間事業者で益田鹿足雇用推進協議会等、就職促進懇談会の実施等行っておられるというふうにもあるわけではありますが、現実的に、即座に人手不足を解消しなくてはならないという感覚を持っておられないのが

現実なのかなというふうな思いがするわけではありますが、多少この感覚とは我々認識しているものについては差異があるという実感を持つものでありますが、どのような状況にあるかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 関係3団体の会議となりますとどうしても観光面等が一番多く話題とすると出てくるところでございます。そういった中では、常々申しておりますが、津和野町の宿泊のキャパがずっと落ちてきた中にも、従業員不足の中でホテルの全室を稼働できないとかいない日は休まざるを得ないとか、そういった形でやっておられるところが出てきておるといところです。もういかに入り込み客をふやそうという努力をしてさらには泊まっていただくいろいろなことをやっておるわけでございますが、その中では、相対としてはなかなかふえづらいようなところがある。ただ、個々の旅館にすると、現在やっておられるところによると、割と比較的堅調で、宿泊についてはなんですけれど、堅調に進んでおるといようなところも逆にあたりもするわけですが、なかなかこれを一朝一夕に解決するということには本当難しい部分があるのかなというところでございます。

ハローワーク等とも、あちらがお越しになったりいろいろなことで情報交換等もしておりますが、そういった際も、とにかく求人倍率は高いという中で仕事を求める方もそれなりにいらっしゃるが、どうしてもそこはミスマッチということが一番大きい問題になっておるのかな。そういうところもあって、国の流れとすると単純労働等について、外国人の雇用で何とかそれを賄おうとしておるといところでございます。

そういった中で、なかなか本当事業者さんに寄り添った部分で十分できていないと言われると、まことにじくじたる思いというか言いにくい部分、十分ではないという部分についてはそう思わざるを得るところもあるんですが、今後とも何かいろいろありましたらぜひとも御相談もいただきながら、また、ハローワーク等とも連携はしておりますので話をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 求人をハローワークに、現実にはずっと出しておる事業所がたくさんあるわけではありますが、ハローワークからも全くないというのが現実であります。なかなか大変な状況になっているなというふうなことで、今商工観光課長申されましたように、人手不足で営業ができないという旅館業者もあるように聞いておりますので、これは深刻な問題であるなというふうに認識しております。

お聞きをいたしますが、平成29年度の町内に住まいされる高校生が町内なり管内に就職をされた状況についての把握はされておりますか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） ちょっと今の時点では、毎月そういったものが今の雇用推進協で毎年総会等では資料として出ておりますが、きょうの時点ではちょっと

資料を持ち合わせておりませんので、現時点ではちょっとわかりかねるところでございます。

○議長（沖田 守君） ちょっと待って。つわの暮らし推進課長は把握しているの。概算でいいんど。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） きょうの津和野高校の魅力化に関連して進学状況及び就職状況ということで、津和野高校に限ってでございますが大体10人就職をされております。大学進学者が27人、就職が10人、それから短大が3人、専門学校への入学が18人ということで、こういった63名のうちの10人が就職されておりますが、企業で言いますと、町内企業さんは企業名見てもちょっと見当たらないということでもあります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 新卒の高校生が町内に就職をされない現状があるということ、大変残念なことでもございます。就職促進懇談会等も行われておりますが、なかなかこの効果が見えないのが現状であるなというふうに認識をいたします。

先ほど、多少従来から進めているU・Iターンの受け入れを今後も地道にやらざるを得ない、これはなかなか町内の職種全般にこの方々を、U・Iターン者を受け入れるということは困難かもしれませんが、農業関係における状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 本町には12の法人がありまして、経営をしておるわけですが、だんだんと高齢化が進んで人員不足は言われております。ただ、わくわくつわの協同組合の総会の時も申しましたが、安易な形で外国人労働力に頼るのはいかなものかという話をしています。例えば、今も研修生でおられるんですが、津和野の方のところにお嬢さんに来られたと。たまたまそこが農業経営しているんで、農業研修をしたいという外国の方はおります。そういう方については、Iターンと同じでこっちに定着してくればそういう労働力になると思うんですが、よそのまちで見たところでは、ハウス栽培の軟弱野菜を収穫するのを農業研修生という名目で雇用しておるところがありました。農業研修生という形ですと、1年から2年の間にはまた帰られるということになって抜本的な労働力にはならないという姿を見ておりますので、農業に従事していただくときにはその辺を気をつけながら、今後の対応をしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 御回答でわかるわけですが、現在当町においてはまだ省令の把握をしながらでない、まずそれを優先して制度の理解に努めるとい

う方針が見えております。なかなか現実的でまだまだない対応状況にあるかなというふうな思いがしております。

ですが、いずれにしても、外国人の受け入れ態勢も、当町においてはこれに対する構築はしていかななくてはならない状況になっていくのではなかろうかなと、やはり単純労働者の受け入れの関係を見ても要望に即した対応が必要であろうというふうに思うわけであります。そういった点で、今後外国人労働者を受け入れるに当たっての担当部署といたしますか、それをお考えがあるかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 担当部署ということでございます。外国人労働者の受け入れは、こういう本町も人手不足の状況でありますから大きな課題として捉えているところでもあります。

その一方で、お隣の吉賀町さんでありますけれども、古くからの進出企業、ここももう人手不足で長年苦しんでおられるところからいち早く外国人労働者の受け入れをされておまして、吉賀町の行政としても、さまざま出てきている課題の対応というものを今取り組んでおられるというような状況でございますので、そうした吉賀さんの取り組みということも相談させていただきながら、本町の取り組みの考え方というものをまとめていきたいと思っておりますし、また、益田市さん等の動きを見ておられても、これは民間企業の社長さん等とも直接にお話をしたときに、民間企業の社長さんみずから海外に出かけられて外国人労働者を引っ張ってこられると、そういう積極的な活動をされておられるというところでもあります。

本町といたしましても、本当ならそういう民間企業のほうでいろんな動きをしていた中で、そこから生じる課題について支援をさせていただくということが一番いい形だろうと思っているんですけども、現状これまでの動きを見ておりますと、まだ本町の民間企業においてはそこまでの積極的な取り組みはなされていないということでもありますから、そういうことを進めていくような支援というものが町としてどういうふうにできるのかと、そういうこともしていく必要があるかと思っております。

そういう中で、前置きが長くなりましたけれども、どの担当部署かということはまだ具体的には考えておりませんが、今後、重要な課題であると思っておりますので、またその担当部署というものも、また町議の場で話し合いをしながら決定もしていきたいと考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 単純労働の部分、受け入れに当たっても、なかなか外国人の方々に専門職をとというのは即座には難しいところがあるかと思えます。

そういった中で、専門分野の関係で、今、医療、介護の関係の施策も当町はいろんな対応を進めております。この現状についてお聞きをしたいと思います。人手不足への対応、外国人に限らず。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず医療分野におきましては、外国人を問わずということでもありますので、奨学金制度等の部分の対応でまずはこれをやっております。それと、どうしても雇用の場となりますと、住まいということがありますので、町長の答弁にもありましたように住居の部分の確保も力を入れているところであります。今の、隣の吉賀町の場合も外国人労働者ということで六日市学園のほうに本年度においては25人ぐらいの外国人の受け入れをしております。そのことでいろいろ日本語の教師等の支援等を今後やっていくということで、それを踏まえて、医療のほうは、六日市学園のほうは準看の資格を持った学生が正看護師になるということで、その点においては医療のほうにおいては、日本語はある程度わかっている方が入学しているんじゃないかということで、このたびは介護のほうで二十数人ですか、受け入れをしているということをお聞きをしております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 介護分野におきましても全く同じような状況でありまして、町内の介護事業所の方とお話をしますと、全てにおいて人手不足となっております。ましてやハローワーク、もしくは独自のそれぞれの事業所さんで募集広告等を出しても電話一本かかってこないというようなお話も聞いております。これは町内に限ったことではありませんで、県内の全ての介護事業所が今そういう状況であるというところで、昨年度から県の高齢者福祉課が中心となりまして介護人材スタッフの募集をする部署を別に設置しまして、昨年度だけでも3回程度、介護保険担当課長会議において今後の介護人材不足の対応について、今お話がありましたように外国人労働者のことについても話をしています。

しかしながら、これにつきましては、介護職につきまして、介護福祉士等専門の国家資格職となりますので、なかなかじゃあ人手が足りない部分だけを、資格もない言葉も通じない方を呼んできて雇うということにはならないので、今後、県が中間役となって都会地の介護福祉士専門学校等と連携をして、そこで資格を取得されるような外国人の方もしくは日本語も堪能な、勉強されて堪能になっちゃった方の中で島根県に来る意思のある方とかいうのを募集をして、島根県内の必要な事業者さんへ当たっていくというようなことでもありますので、これまた大変にすぐの話にはなりませんで、かなり長期的な視点での話かなというところでもあります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 外国人受け入れにつきましては、なかなか大変な状況にもあろうかというふうに思っております。

ただ、外国人の方々を受け入れるに当たっては、なかなか事業者としてもかなりの努力といたしますか、言葉は悪いですけどブローカー的な方々のお世話をいただきながら、現実的に縫製とか、先ほどの回答にも58名でありましたが入っておられるというふうなことでもあろうかと思っております。それにおいても一つの課題も現実にはあるんじゃないかなという思いもしております。人手不足への対応というものが基本的には当然事業者にあるわけでありますので、いかに行政としてはサポートするかというところになっていくとは思います。

今後、この外国人の法改正によりまして対応というものは徐々にこの地方にも浸透してくる段階になろうかというように思っておりますので、いろんな会議等も、県団体の会議等もふえてこようかと思っております。積極的な対応の中で、できる限り人材不足の補助ということが進められれば何よりだなというような思いをしておりますので、今後どもの御努力を期待して、この質問を終わりたいと思います。

2番目であります。城山整備事業についてであります。

当町の平成30年度の年間観光客入り込み数は約112万1,000人、年間宿泊者数は3万4,000人であるとしております。長年の念願でありました県道「柿木・津和野停車場線中座バイパス」の開通による誘客の起点にもかかわらず、西日本豪雨災害等の影響もあり依然として低迷状況が続いております。

そのような中、津和野町出身の実業家の方から多額な寄附をいただき、現在、その方の意向に基づき城山整備事業が着手されております。私も今までそれほど詳しくなかったわけでありますので、インターネット等で津和野城の歴史について若干調べさせていただきました。

鎌倉時代、元寇の翌年の弘安5年——1282年でありますが、吉見頼行は沿岸防備のために西石見地方の地頭としてこの地に赴任をいたしました。吉見氏は当初、木藪——現在の津和野町中曾野であります、屋敷を設け、その北方に御嶽城や徳永城を築きました。

永仁3年（1295年）、鷲原八幡宮の裏手から三本松城の築城を開始、山頂に向かって拡張を続け、頼行の子、吉見頼直の代である正中元年（1324年）に完成したと言われております。約700年になろうかと思えます。

頼行以降、津和野城は吉見氏14代の居城となり、城主は吉見氏の後、坂崎直盛、3万石（後に加増され4万3,468石）で入城し、石垣を多用した近世城郭へと大改修が行われたようであります。

元和3年（1617年）、因幡国鹿野藩より亀井政矩が4万3,000石で入城、以後明治維新まで11代にわたり亀井氏の居城となったものであります。亀井氏により山麓に津和野藩邸や外堀が設けられ、城下町が整備されたようであります。

その後、明治4年（1871年）、廃藩置県となり廃城となりました。

その後、昭和17年10月14日に国の史跡に指定されました。

また、昭和46年には山上への観光リフトが完成をし、平成18年——2006年ですが、日本100名城に選定されている状況にあります。

今回の城山整備事業でございますが、庁舎内に各課を横断するプロジェクトチームが編成され、森林の除間伐、自然遊歩道の改修、トイレ・東屋の建築、ライトアップ整備、登山口滞留場の整備等が事業内容になっております。貴重な歴史文化財を誇る我が津和野町にとって、それを生かす今までにない好機と捉え、旅行者には年間を通じて行ってみたいと思っただけの魅力ある観光先としての定着化、町民の方々には外部に対しアピールできる誇れる歴史文化遺産の多い我がまちとしての意識醸成を期待するものであります。

本事業の取り組みについて、下記の事項についてお尋ねをいたします。

1として、現在までの事業の進捗状況と完了時期の見通しは。

2番目に、事業完了後、行政としての目指す方向についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、城山整備事業についてお答えをさせていただきます。

城山整備事業の実施につきましては、平成29年に策定いたしました津和野城山整備事業基本構想にのっとり計画を進めているところでございます。この整備事業につきましては、各課職員で構成する城山整備プロジェクトチーム会議において協議、検討の上、事業を展開していくこととしております。また、対象地は文化財保護法、都市計画法、森林法などさまざまな制限がある区域であり、文化庁を初めとした国・県及び関係機関との協議、承認により実施することが必要となっておりまいますので、円滑な事業促進を図るため、各種申請、手続及び発注については、各所管課において担当することとしております。

この事業の整備は五つの計画からなるものであり、御質問のありました進捗状況及び見通しにつきましては、この五つの計画ごとに分けて御説明をさせていただきます。

まず、中国自然歩道の整備及び樹木の適正な維持管理についてであります。

このうち、自然歩道整備については、この3月末の予定で実施設計業務が完了する見込みとなっております。新年度から、登山者の安全と快適性を目的とする遊歩道の整備工事について取りかかることとしております。

樹木の適正な維持管理については、昨年度発注しました自然環境・流木調査業務の成果をもとに、この2月から遊歩道沿いの除間伐の森林整備を進めているところであり、森林保全と登山者の眺望を確保するため、新年度においても継続して実施していくこととしております。

次に、登山口の滞留所の整備についてですが、これは町道城山線を改良することにより大型車両の離合と登山者の安全を確保するものであり、これについても実施設計業務が本年3月末に完了見込みであります。また、太鼓谷稲荷神社へは、この計画について事前に説明を済ませ御了解をいただいております、平成31年度の発注を予定しているところでございます。

次に、トイレ・休憩所の整備については、その規模や設置場所などについて、城山整備プロジェクト会議において作成いたしました計画案を、現在、津和野城跡整備検討委員会において検討いただいております。文化財保存の観点から、有識者の方々の意見をもとにこの整備検討委員会での御意見を反映した計画を作成の上、文化庁・県との協議を行い、平成31年度に実施設計を完了し順次発注する予定としております。

続きまして、大手道の整備についてであります。

大手道については、現地踏査を行ったところ、急峻な地形にあり大雨等を要因とした荒廃が進んでいる箇所があることが確認されましたので、従来の構造と文化財的価値に配慮した上で、平成31年度に実施設計を発注したいと考えております。

最後に、本丸・出丸のライトアップについては、城跡をライトアップすることにより、城下町から見上げる城跡の景観向上を図るものであります。現在、電力の供給方法等について検討しているところであり、これについては平成31年度において実施設計を行い、順次発注したいと考えております。

続きまして、事業完了後の方向性についてであります。

皆様、御承知のとおり、津和野町は豊かな自然や歴史文化遺産に恵まれ、城下町の面影を残す、山陰の小京都として全国的に知られています。

また、官民一体となった文化財の保護、活用の取り組みの結果、平成27年には江戸自体の藩内の風景を描き残した、津和野百景図が日本遺産に認定され、それらの絵図をテーマとした新たなまち歩き観光に取り組んでいるところであります。

本事業完了後は、津和野城跡を住民の皆様はもとより、当町を訪れる観光客の方々に對しても、より一層身近な場所と感じていただき、城下町エリアの整備と連携をして、観光客の誘致を図ってまいりたいと考えているところでございます。

一方で、城跡を利用した地域住民の活用や小学校の課外活動など、社会教育、学校教育の場として活用していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、寄附者の方の御厚意に最大限配慮しながら、議員御指摘のとおり、この城山整備事業を絶好の機会と認識し、津和野町のさらなる観光振興等の発展につなげていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） この城山整備により、入り込み客の津和野観光の滞在時間延長にも、このことがつながると。また、城跡から見る自然豊かな津和野町は、観光客に大きな感動を与えるものと確信をいたします。

この事業内容の中で、登山口、滞留所の整備が含まれておりますが、現在利用度が大変落ちております伝統文化館も自家用車で、城山登山に訪れる方々や、リフト利用者の駐車場としての活用もあるのではなかろうかなと思っております。

この活用と新たな案内板の設置等も必要と考えますが、このことへの対応についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回の整備の中にはリフト関係というのは、入ってはおりませんが、リフトについては、先日も料金の値上げについて採決いただき、御同意をいただいたところでございます。そういったものとあわせて、当然、城山の環境がよりよくなるわけでございますので、登っていただく方もふえていくというふうに認識をしております。そういうことで、伝文前の駐車場については、リフト乗り場の、リフト用の駐車場というのは明記、今も駐車場というものは明記があったとは思っておるんですが、よりそこをしっかりと出して、リフト等によって城山に上がっていただくことをより促進をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 城山線の改良でございますが、これにつきましては、登山口付近です。稲成神社の大鳥居がございますが、それから稲成神社の駐車場までの間、そこを市街地側のほうに拡幅して大型バスの離合ができるように広くすることと、それから登山口側のほうに人だまりができるように整備をするという工事内容にしております。

先ほど、リフトの下のところの駐車場の付近もカーブで、離合が難しいところもありますが、その部分は入ってございません。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 大型バスも十分に通れるような道にもなっていくというふうなことでございます。やはり、誘客がふえるということによって、乗せられる可能性も多分にあるなというふうな思いもしております。

ただ、リフトは直接は関係ないかもしれませんが、城山の歴史といいますか、これを示す看板がリフトのところにもあるわけでありますが、若干これも朽ちておるような状況もございます。これへの対応は既にされたのか。今から城山整備にあわせてやられるのか、これについてお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） リフト乗り場の案内板については、まだ整備ができておらないところがございます。ただ今回、リフトの審議会の際も料金を値上げする

上では、先にも申し上げたところでございますが、パンフレット等、城山はまとまったパンフレットが今はまだない状況でございますので、これの多言語版と日本語版の2つをまず、何とか頑張ってつくっていききたいと。それで、リフトに乗られる方に城山の城跡、また含めて全体の意味合いをより理解をいただくようにもっていききたいと。その際に、案内板についても、ぜひとも検討してみたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それから、今回の整備においては、城跡のライトアップ事業が含まれております。このライトアップを生かすには、津和野のまちから城山を見上げる場合に、大変有効であるというふうには御回答もあるわけでありましたが、また、国道9号線沿いから見る景観、これもまたすばらしいものになるのではなからうかなという思いがしております。

現在、いろいろ、竹や雑木がふえて、津和野の町自体を見るような状況になり状況もでございます。議会でもいろいろと一般質問の中にも出てまいります。国道9号線を通行する方々に、大いにアピールする必要があるとございます。9号線沿いで車を止め、ゆっくりと眺望できるゾーンをつくるとか、不可欠であります。あわせて竹林等、眺望を阻害するものを定期的に除去する必要もございます。このことが急がれると思っておりますが、これへの対応についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） これにつきましては、他の議員さんからも御質問やいろいろ御意見をいただいているところでございます。

まず、農林課と商工観光課が一緒になって、できることからまずやってみようという思いでございます。なかなか、いざやるとなると、どの程度の経費がかかるかというところも出てきますが、より有利な財源があれば、農林系の中でも使えるものがあれば使ってしまうというようなことも、農林サイドの意見も聞きながら踏まえて、確かにもう少し、竹林等を含めて切れるところも出てくるのかもしれませんが。そういったところも踏まえて考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 前向きな回答をいただいたような気がいたします。よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

また、この城山整備につきましては、国の史跡であるということで注意すべきことや、事業を進めるに当たっての問題点、課題もあるのではなからうかなと推測いたしますが、現時点での問題点なり、課題があるのか、お聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 文化庁の関係につきましては、事業の内容について、先ほど来あります城山の整備検討委員会の中で、事前に検討を重ねた上で認められたもの

について、国のほうへ上げていくという形で考えておりまして、実際、そういう形で今、検討を進めてきているところであります。

今一番、課題になっているのは、トイレと東屋の設置場所、それから設置方法について議論をしております、なかなか、我々が望む部分と実際に設置をするに当たっての制限という部分でいい案が出てこないというのが現状でありまして、今、コンサルに戻して、再度検討していただくように設計を見直しているところであります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 最後に、この城山整備の完了時期について確認をしておきたいなと思っております。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） この完了時期の計画段階では、とりあえず32年の3月末を予定しておりましたが、現在いろいろ、城山整備会で差し戻し等がいろいろありまして、ちょっと伸びてますので、結局最終的には32年3月、無理かなというところがありますが、今のところ32年3月の完了を目指しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 大変、前向きな事業になろうかというふうに思っておりますので、いろいろ困難性は極めるかもしれませんが、ひとつ御努力をいただきたいというふうに思っております。

この一連の城山整備事業と、津和野の多くの歴史文化遺産等を融合させ、これを積極的に観光等に結びつけるものであります。それには、完成までに、完成を見込んでいろいろと対外的に情報発信が必要かというふうに思っております。このことについての対応をよろしくお願い申し上げ、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、御手洗剛君の質問を終わり、以上で、本日の日程全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。御苦勞でございました。

午後2時58分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 31 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 31 年 3 月 20 日 (水曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 31 年 3 月 20 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番	草田 吉丸君	2 番	米澤 宏文君
3 番	川田 剛君	4 番	道信 俊昭君
5 番	板垣 敬司君	6 番	丁 泰仁君
7 番	御手洗 剛君	8 番	三浦 英治君
9 番	寺戸 昌子君	10 番	後山 幸次君
11 番	岡田 克也君	12 番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。昨日に引き続いて、お出かけいただきましてありがとうございます。

これから、4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、寺戸昌子君、10番、後山幸次君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序6、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 議席番号9番、寺戸昌子です。通告に従って、3項目質問を行います。

まず最初に、国民健康保険についてです。

今まで、市町村単位だった国民健康保険制度が、今年度4月から都道府県に一元化されました。高過ぎる国民健康保険税は、負担がさらに重くなっています。津和野町では、県一元化に向け、国保税の引き上げが、平成26年、28年に行われました。今年度6月には、医療費の増大により県への納付金が増えるとの想定で、さらに引き上げが行われました。引き上げは、2年ごとに行われています。国保加入者の多くを占める年金生活者の年金は、引き下げられています。物価は上がってきています。

平成29年12月議会で、国保の構造的な課題について、「医療費水準が高い、所得水準が低い、保険税負担が重い」との回答をいただいたように、所得が低いのに保険税負担が重いというのが国保になっています。国保加入者の1人当たりの平均保険料は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合けんぽの1.7倍という水準になっています。公的医療保険が、加入する保険によって負担や給付に格差が生じることは、国民皆保険制度の根幹をなす国保制度の持続性にとって、社会の公平、公正を確保する上でも重要な政治的課題になっています。税金は応能負担であり、能力に応じて負担するのが原則、町民に重くのしかかる国保の負担を取り除くのが行政の役割ではないでしょうか。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、国保への公費投入を要望し続けています。公費1兆円を投入して、協会けんぽ並み負担率にすることを政府与党に求めています。国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて、いちじるしく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない世帯員の数に応じて課される均等割、各世帯に定額で課される平等割という保険料算定にあります。これは、子供の人数が多いほど保険料が引き上がる均等割は、まるで人頭税ではないかとか、子育て支援に逆行するという批判が出ています。

津和野町では、平成30年6月の引き上げで、所得割率を据え置き、均等割額、平等割額が引き上げられましたが、協会けんぽ並みの保険税にするためにも、均等割、平等割などを廃止するべきではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目ということでありまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、9番、寺戸議員の質問にお答えをさせていただきます。

国民健康保険についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。国民健康保険税は、地方税法において、普通税ではなく目的税として規定されており、国保事業が被保険者の保険事項を救済することを目的としたものであるため、応能原則、応益原則として構成され、標準基礎課税総額

は、療養の給付費等に要する費用等の額等の合算額の見込み額からの国の補助金の額等の見込み額を控除したもので計算されております。本町におきましても、療養給付費の動向や保険事業に要する費用等を勘案し、赤字に陥らないように保険税を決定をしており、また被保険者の公平性を保つために、所得の額により、応益割である均等割と平等割については、地方税法施行令による7割、5割、2割の軽減措置を行っているところでございます。

二つ目の御質問であります。国民健康保険税は、課税総額の算定方法として、地方税法において、所得割総額、資産割総額、均等割総額及び世帯割総額で行う、いわゆる4方式、所得割総額、均等割総額及び世帯割総額で行う、いわゆる3方式、所得割総額及び均等割総額で行う、いわゆる2方式のいずれかで算定することが規定されており、現在の法律上、廃止することはできないと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 回答でもいただきましたように、応益割、利益を享受する側の割合で算定される国保税なんです。そこんところはやっぱり、所得に対しては負担が大きい、所得に対する負担が、所得が低い人に対しての負担が大きいということで、こうやって軽減措置を行っていただいています。

しかし、先ほど申しましたように、均等割、平等割というところが残っていると、ことし6月に行われたように、そのこのところを上げるということで、これ市町村で率を変えることができるので、まだ町では6月に保険税が足りなくなる年が2年後には来るので、今のうちから少し上げておきましょうということで、均等割と平等割のところを上げられたわけなんです。これがあるから、やっぱり国保税に入っておられる人は大変な思いをしておられるというところがあります。それ、国の制度なので、廃止は確かに法律としてあるのでできないことはわかるんですが、町としていろんな策ができると思います。

国としては、先ほど言わせていただきましたように、県とか市とか町とか村とか、その県の知事会や全国の市長会、全国の町村会などで公費の国のお金を国保税のほうにもっと入れてもらわないと、国保税が今大変な状態なんぞということを要望していただいています。今の段階で3,400億円ということ投入していただいています。要望のほうでは1兆円入れていただければ、何とか協会けんぽと同じようなレベルで加入者の方の負担が軽くなるということで、1兆円お願いしているけど3,400億円しか、今国のほうでは入れていただけないという状態です。

反対にひっくり返してみますと、1兆円から3,400億円引きますとそのお金が6,600億円足りていないということになります。それは、国が出していただければ、均等割、平等割というところをなくすことも可能かと思うんですが、ここで国の政策をどうこうお話ししても、ちょっと違うよということになるので、私は一番心配なのは、子育て支援を一生懸命してきて、この町が若い人が住んでいただいて、子育てをしっかりと

できるまでにしようということで、いろんな政策をしていただいている中で、若い人を受け入れるために頑張ってきているわけなんです、この国保に入っておられる若い世代が、もし子供をふやしたいと思ったときに、そんなことは考えるかどうかわかりませんが、もう1人、もう2人子供が欲しいねっていったときに、生まれてから国保税が赤ちゃんにも均等割にじゃないわ、均等割ですか、1人に同じ金額国保税がかかってくるわけなので、子供がふえるごとに国保税がふえてくるということになります。そうしたら、やっぱり一生懸命支援をしてきたことに逆行していくんじゃないかと思うので、この子供の人数が多いと負担が重くなるというところで、今いろんな自治体の子供の均等割を免除するということが出てきています。やはり、子育てする世代へ、もっと応援したいということでいろんな自治体が出てきています。津和野町でもそういう形はとれないかなと思って、この質問をさせていただいたんですが、いかがなものでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今の、多分よその自治体で、子供の均等割をなくすということというお話がありましたが、私のほうでは、そういう情報は全く入ってきておりませんで、ましてやそれを実施されておるといようなことはないかと。といいますのも町長答えたとおりなんです、この均等割、平等割のあり方については、先ほども答えがあったように、これ税法で決まっておりますので、本町だけ、そこをできないといようなことは、これは法律違反に当たることになりはしないかといようなことで考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 私のほうで調べさせていただきました中では、結構子供の均等割をとるのを免除されているところが出てきています。済みません、今資料を探しているんですが、ちょっと資料が出てきませんが、少々お待ちください。あつた、これは、新聞赤旗に載っていたものなんです、国保料子供均等割を免除、岩手宮古市尋ねてということで載っていましたが、3月13日の記事なんです、協会けんぽと比べて、かなり国保税が高いということで、全体を何とかするのは、今なかなか大変だけど、子供のところだけは何とかしたいということで、子供の均等割のところだけを免除しようということで動いておられます。山本正徳市長もやっぱり検討すべきだということでやられているので、そういうことなんです、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 検討されておられるということで、恐らくまだ実施をされておられるわけではないのかなとは思いますが、実施されておられますか、確実に。済みません、ちょっと私のほうでは、それ確認とれないんですが、ただ、本町としましては、まだそういう検討は全くしたことがありません。

それとあわせて、当然のことながら、子供さんの均等割をなくすということは、その負担が、そのほかの皆様に回るといような考え方になります。そういう中で、そ

れを町のほうから法定外繰入という形ですということ、全く今のところでは考えられませんし、受益者の方が、その中でくるといって、国民健康保険の運営審議会とか、そういうところでもきちんと図って、了解を得てからのことになろうかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ調べていただきたいんですが、この市だけじゃなくぼつりぼつり出てきています。必ずやるということは決められております。それで財源は何かというと、ふるさと納税のほうの財源を入れられているそうです。津和野町の子供は少ないですし、それから、国保に入っておられる方というのかなり限られてくると思うので、とにかく子供のところからでも焦点を当てて、検討していただきたいと思うんですが、町長いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 国保税の負担感が非常に重たいという、そのお気持ちというのはよくわかるわけでございます。その辺は町としても何とかしたいということにも考えておるわけでありまして、今のように、例えば均等割を免除したりということになりますと、要は法定外繰入ということを考えていかなきゃならないということでありまして、実際にその法定外繰入をするということは、これは前にも申し上げたことがあるかと、被用者保険の加入者にとっては、二重負担という不公平感が生まれてくるということでありまして、その辺を広く町民理解を得られるというそういう努力をした上での法定外繰入ということを考えていかなきゃならないというふうに思っております。

実際以前に国保税を値上げさせていただくときに、その前段で法定外繰入を、本町もさせていただくことがございます。そのときにも国保の運営協議会では、実際に二重負担ということの考え方について問われたという議員さんから、そういう経過もあるわけでございますから、その部分をやはりどう捉えていくかということは、慎重に検討していく必要があると思っております。

そういう意味で、今後は全くその法定外繰入を考えていないということではありませぬので、私としては、いろんなことを検討する中で、例えばまずその前にやるべきことがあるんじゃないかということでありまして。というのは、やっぱり医療費の抑制ということでありまして。これは当然、本町も努力をしてきたわけでありまして。ただ、その医療費の抑制ということ而努力するという部分を、端的に今あらわす一つの数値として特定検診の受診率、それから特定保健指導の終了率、そうしたものは数字で出てくるわけでございます。残念ながら、本町の場合は、まだまだこの数値が非常に低いというような、今結果になっているわけでございます。それらの率を上げていくということは、努力支援交付金、そうしたものが今度は歳入に入ってくるわけでありまして。それはまた、突き詰めれば保険税の抑制にもつながるわけでありまして、そういう面からもそうした特

定検診でありますとか、特定保健指導の終了率というものを上げていくということをしていかなきゃならないだろうと。実際その数値が上がれば、やはり町民全体にとって、そこまでの医療費の抑制の努力をしているわけだから、それでも歳入と歳出の国保会計のバランスがあわないんで、法定外繰入もやむを得ないと、そういうような雰囲気づくりにもつながっていくんじゃないだろうかというふうにも考えているところでございます。

繰り返しになりますが、町といたしましても、こうした特定検診の受診率を向上するために、お金も使いながら、これまでもいろんな工夫や努力をしてくれています。しかし残念ながら、実際に上がっていない。ということは、これは町の責任を転嫁するわけではありませんし、これからも努力をしてみたいですが、やはり一人一人の意識、心がけ、そこに負うところも非常に大きいわけでもございまして、やはり国保の加入者の皆様方にも、今後もそこをみんなで意識し合って、特定検診を受けていただく、本当にもっともって率が上がっていくように、やはり町全体として、官も民も一緒になって努力をしていくということ、それが非常に大事なことだろうと思っております。その結果として、受診率等の数値が上がれば、またやむを得ないというような法定外繰入もというような、不公平感が少しでも抑制されるような、そういうような環境につながっていくんじゃないだろうかというふうにも思っているところであります。

ですから、我々としては、まずはこの医療費抑制のための、こうした特定検診、それから指導の終了率、そういうものをまず上げていくということを努力をしていきたいというふうにも思っているところでありますので、何とぞ御理解をいただきたいというふうにも思っております。

当然ながら、子育て負担の軽減策というのは、本町もほかのまちではやっていないようなことを、これまでも限られた財源の中でやってきているわけでもございますし、関連しての健康づくりというなこと、例えばインフルエンザや風疹予防の助成の接種でありますとか、それから高齢者、肺炎球菌ワクチンの接種の助成でありますとか、それから大腸がん検診、それから歯周病の疾患検診、そうした自己負担金の助成でありますとか、それからそのもろもろでありますけれども、本当にいろんな抑止策を財政の厳しい中でありますけれども、やってきているという状況でもあります。そういうものは全てがつながって、一つのお金のサイクル一つであるわけでもありますから、つながっているというところで努力もしているというところは、御理解もいただきたいというふうにも思っているところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 検診率が上がらないということで、本当努力をされていることは認めますというのはえらそうですが、封筒の色を変えたりとか、検診のためのお誘いの、いろいろな声かけもされているということで、なかなか検診の受診率が上がらないのはなぜなんだろうって私も思います。

ただ、高齢になられますと、出かけることがなかなか難しいということもありますので、その辺もいろいろ考えていただいて、健康診断を受けやすいこと、受けやすくなるように、もうちょっと工夫を、もう一步、もう二歩考えていただけたらと思います。国のほうに要請もしっかりしていただいて、町が四苦八苦しなくてもいいように、要望をしっかりまた伝えていっていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

会計年度任用職員についてです。

2020年度から会計年度任用職員制度が始まります。ちょっとこれ耳なれない方もおられると思いますが、この制度は公務員の正規職員を原則とする地方公務員法に1年任用の会計年度任用職員という新しい仕組みを導入するというものです。今まで非正規で津和野町でも、かなりの方が働いておられましたけど、その方々は大部分の方を、この会計年度任用職員というものに移します。これは、公的な機関で働く方の制度です。会計年度任用職員制度では、期末手当や退職手当が支給可能になるということで、それは各自治体の判断に任されているんですけど、待遇が上がるんですよ、安定するんですよということを政府は言っておられます。

町に勤務されている臨時や非常勤職員の方からは、その制度について、現在の働いている労働条件が引き下げられるんじゃないか、その制度に移ると、それとかあと1年先のことなのに何も話しが行政サイドからはないんだけどどうなんだろうという不安の声が寄せられています。平成29年度決算で津和野町における職員の構成は、一般職員、正規職員の方は141人、嘱託職員、非正規ですね、ここからは、嘱託職員が53人、臨時職員が29人、そのほかに地域おこし協力隊の方、集落支援員の方というのが50人ちょいおられると報告を受けています。非正規職員は、一般職員に近い人数となっています。津和野町行政の重要な担い手になっています。

平成31年度の正規職員、非正規職員の予定職員数とその比率はどうなるのか教えてください。

今回の法改正に当たって、国会の付帯決議でも、また総務省からも公務運営の原則は任期の定めのない常勤職員を中心とするべきと繰り返し指摘されています。正規職員が削減される中で、正規職員が担うべき業務を臨時、嘱託職員が担う例がふえてきています。現在、正規職員と非正規職員の業務はどのように区分されているのでしょうか。正規職員と同様の業務を行っている非正規職員は正規化し、業務内容の整理を行うべきではないでしょうか。会計年度任用職員制度の導入に当たって、現在の臨時、非常勤職員が担っている正規職員が担うべき業務を検討、整理すべきではないでしょうか。

会計年度任用職員制度の整理に当たり、再度の任用に年数制限を設けたり、雇いとめや賃金、労働条件の引き下げなどの不利益変更は行わず、法改正の趣旨に添い、改善すべきで、条例制度の改正は職員等、誠実に協議、交渉を行い、合意をもとに進めるべ

きではないでしょうか。賃金や休暇などの労働条件は、正規職員との均等待遇を基本にするべきではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、会計年度任用職員についてお答えさせていただきます。

まず一つ目の御質問であります。平成30年度決算においては、津和野町における職員の構成は、一般職員140人、嘱託職員49人、臨時職員37人となる見込みとなっております。新制度では、そのほかに地域おこし協力隊、集落支援員等を含めて導入を進めてまいります。嘱託職員、臨時職員その他の職員は、津和野町にとって既に町行政の重要な担い手と考えております。制度実施まで、あと1年という短い期間であり、現在勤務されている職員の方については、不安に思われているところもあるかと思いますが、準備ができ次第説明会等を行いたいと考えております。制度制定については、島根県がことしの2月に策定を行い、他市町については、平成31年6月、9月、12月に制定予定としております。津和野町では、9月制定を目標に準備を進めてまいりたいと考えております。

二つ目の御質問であります。全国の地方公共団体においては、人口減少、高齢化の進行、行政事業の多様化などの社会経済情勢の変化に適切に対応することが必要とされ、このため常勤職員を中心とする公務の運営を原則としつつも、最小のコストで最も効果的な行政サービスの提供を行うために、幅広い分野で事務の種類や性質に応じ、臨時、非常勤職員等の任用、勤務形態が進んできたと考えております。

会計年度任用職員制度の導入に当たっては、議員御指摘のとおり、コスト等を勘案しながら、相当の期間に任用される職員をつけるべき業務や、標準的な業務の量がある職か等を検討しながら、職員が担うべき業務を整理していきたいと考えております。

三つ目と四つ目の御質問について、あわせてお答えをさせていただきますが、当町において、嘱託職員、臨時職員は、町行政の重要な担い手になっていると認識しているところであり、会計年度任用職員制度の導入に当たっては、雇いどめや現行の賃金、労働条件の引き下げは考えておりません。給料水準については、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを基本に、均衡の原則に基づいた中で、従事する職務の内容、責任の経度、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して、適切に決定したいと考えております。

また、制度の適切な取り扱いを行うため、内部検討を充分に行い、職員組合とも誠実に協議を行いながら、事務を進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） お答えで、とても会計年度任用職員の方を重視されて、いろいろ考えておられるということをお聞きしましたが、職員組合等協議をするということで、津和野町は正規の職員の方は組合に加入しておられますが、非正規の方が

組合に加入しておられないと思うのですが、その辺、非正規の方との直接の協議はあり、それから組合との協議もありということによろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 労働組合、職員組合の構成につきましては、今議員言われましたとおり、正規職員をもって構成をされております。そういった中で、非正規の方々の労働条件等については、その職員組合がそういう非正規の方々の条件について、その組合の中でいろいろと検討されているという状況であろうかと思えます。それで、職員組合との交渉につきましては、この会計年度任用職員制度が制度化されるということから、昨年来から、そのいろんなつどごとに組合と交渉を重ねてきております。そういった中で、今回こうして回答でお示しをさせていただいておりますが、今後におきましても、これから条例制定、9月議会に上程をさせていただこうというように考えておきまして、そういう方向で進めていきたいと思っております。そういった経過の中で、また職員組合とも、その内容について協議を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 職員組合の方が、非正規の方から聞き取りをして、それが行政に伝わっていくという形になります。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 職員組合の内容といたしますか、どういうふうな非正規の方とお話しをされているかというところまで、私は情報をつかんでおりませんが、これまで交渉を重ねていった中では、そういった非正規の方々の御意見を、御意見というか思いを職員組合のほうで、いろいろと意見を聞いておるといふような状況を説明していただいております。そういった中で、職員組合としても、そういった方々の御意見を伺った中で、交渉の中に反映をさせていっているというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 9番。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 現在、非正規で働いておられる方々の声を届けるさきは職員組合に届けさせていただいて、交渉をしてもらうという。もし私が非正規の職員だとして、今の賃金を下げてもらっちゃ困るんだということを組合にお伝えして、組合から交渉してもらうという形ですね。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今の現状を見てもみますと、そういう状況になっております。ただ、我々も回答にも書かせていただいておりますけど、その制度設計ができ次第、そういった非正規の方々への説明会のほうは設けていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） その制度設計ができる目安は、条例を出されるのが9月ということなので、もうそろそろでき上がるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今回の議会の補正予算の中でも御説明させていただきまして、認めていただいておりますけども、今例規支援業務ということで、今回、今年度からそういう業務を委託をさせていただいておりますけども、来年の9月整備というふうに時間がかかっておりますので、今回、繰越補正予算の中で提案させていただきました先般認めていただいております。

そういった関係で、一応7月末を例規整備の最終ということで考えておりまして、それまでの期限で整理して、9月の議会に例規等の改正案等、上程したいというスケジュールで考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ちょっと済みません、ということは、非正規の方々に説明されるのはいつごろということに、済みません。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほど申しておりますけども、制度設計を今から積み上げていきます。その組合との話の中では、その条例の改正案を一遍ではなかなか整理ができませんので、例規を支援業務を委託しております業者のほうと何回かやり取りをしていく中で、完成品につなげていきたいというふうに考えております。

そういったやり取りをする期間が7月末までというふうな期間で考えておりますので、そういった中で、やり取りをする中で、また職員組合のほうにも、状況について説明をさせていただいて、協議が必要な部分については協議をしていくというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 済みません。頭、ちょっと知識力がなくて、もう1回質問させてください。私が非正規職員だったら、行政側から話をいただくのはいつになるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） まだ制度設計が、今から積み上げていくものですから、それができ次第、説明会を設けていきたいと思いますが、今からいろいろ個々の部分を積み上げていきますので、明確に何月ということは申し上げられませんが、9月の議会には、そういった条例改正が上程できるように進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今現在の非正規の方、不満持っておられるので、ぜひ早くに直接の説明をしていただきたらと思います。組合からの説明というのは、やっ

ぱり雇われる側からの説明なので、雇う方の説明をぜひしていただきたいと思います。この制度改正は、非正規の方々にとって、不利益になるようなことはないという誤解等だったと思うんですが、これ非正規の方々にとってはよい制度と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） この制度改正が行われた背景というのが、全国的に非正規労働者の方が64万ぐらいになるというな中で、非常に任用根拠等が不明確であると、労働条件等の明確なものがなかなか定まっていけないというふうな背景の中で、総務省がこういった制度改正に取り組んできて、今実施に向けて進んでいるという状況がございます。

そういった中で、先ほども議員言われましたけども、期末手当の支給、退手組合等の加入等、そういった条件が、条件といいますか、そういった整備がされてきておりますので、我々とすれば、そういった法の趣旨、改正趣旨に沿って、そういった制度設計には努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 職員さんの割合が、非正規の方の割合が徐々にふえてきて、今全体では半分ぐらいになってきています。本当に重要な役割を担うようになってきています。ですので、重要だという気持ちをすごく持っておられるというのも、今の回答をいただいたのでわかります。ぜひ、不利益のないように、不安を持たれないようにしていただけたらと思います。というのが、やはり人手不足ということが出てきています。やはり非正規、会計年度任用職員制度というのが始まって、やっぱり不安定で、正規ではないという職員さんになりますので、やっぱりもっと安定したところがいいということで、違う職を選ばれたりする方も出てくる可能性があります。不安を持たれないように、しっかりフォローしていただいて、条例をつくるほうに向けて行っていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。

自衛隊員募集の協力についてです。安倍首相が、9条改憲の理由として、「6割以上の自治体が自衛官募集への協力を拒否している」と発言されました。自治体が自衛隊に名簿を提供しなかったら非協力だという言い方です。だから憲法を変えないといけませんという非難の言葉が、かなり波紋を呼んでいます。自治体の持つ個人の情報は、その人のものであって、自治体は住民の権利擁護のためにある条例に基づいて、個人情報を守っておられます。自治体が協力すべきであると圧力をかけるのは、国と自治体が対等、平等な関係にあるという地方分権に逆行しています。

2015年10月と12月に、琉球新報と沖縄タイムズは、沖縄市と宜野湾市が自衛隊の求めに応じて住民基本台帳から18歳から27歳未満の約2万4,000人分の氏名、生年月日、住所、性別を本人の同意を得ずに提供したと報道し、その後、二つの市

が市議会で追及を受けて、市民に不安を与えた、配慮不足だったと謝罪した報道もあります。津和野町では、住民票による自衛隊員募集対象者情報の提供は行われているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、自衛隊員募集の協力についてお答えをさせていただきます。

自衛隊員募集の協力については、自衛隊法第97条第1項により、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うことと規定されており、募集の協力を行っております。自衛官募集対象者情報の提供について、本町では住民票による紙媒体等の資料提供は行っておりませんが、自衛隊島根地方協力本部からの住民基本台帳閲覧申請に基づき、募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4情報について閲覧を認めております。この閲覧については、住民基本台帳法第11条第1項の「国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のため必要である場合に該当するときは、市町村長に対し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができる」とされており、この法令とは自衛隊法第97条第1項の規定に基づくものと解されます。

また、津和野町個人情報保護条例第9条において、実施機関以外のものに提供してはならないとされておりますが、これについても同条第1項第2号の法令等の規定に基づくときはこの限りではないとされており、自衛隊法が該当すると判断できます。

このように、自衛官の募集について、情報提供をしているところですが、個人情報保護の観点から、住民の皆様には不安を仰ぐことがないように、自衛隊地方協力本部に対し、閲覧情報の適切な管理、閲覧目的以外での利用不可等について、今後もより慎重かつ適切な対応をしていただくことに努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 報道では宛名シールをつくって、自衛隊のほうに封筒にぴっと張ればいいだけの状態で自衛隊のほうに自治体が渡したり、紙媒体で年齢を区切って情報を渡したりということが報道されています。2003年の衆議院の個人情報特別委員会で日本共産党の質問に対して、当時の畑中総務省自治行政局長が、「住民基本台帳法には提供の規定はない」と明言され、当時の石破防衛庁長官も「私どもは、依頼をしているが、答えられないということであればいたし方ない」と答弁されています。自治体に協力義務がないことは、明らかになっています。町民の個人情報をしっかり守っていただいて、住民に不安のないようにこれからもやっていただけたらと思います。

では、質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問を終わります。

ここで、10時まで休憩といたします。

午前9時45分休憩

午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続きいて、一般質問を続けます。

発言順序7、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 議席番号3番、川田剛であります。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、津和野駅前周辺広場整理事業についてであります。

駅舎の改修等このJR西日本との協議は、この事業においてどこまで進んでいるのかお尋ねいたします。

駅前ロータリーが駅前駐車場に移設されますが、利用者や関係する事業者とはどのように協議されているのかお尋ねをいたします。これらを踏まえて、この津和野駅前周辺広場整備事業は、どこまで協議され、どこまで決定しているのか。また駅前の工事を見て、何をしているのかという問い合わせがございます。周知の方法について検討されたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、川田議員の御質問にお答えさせていただきます。

津和野駅前周辺広場整備事業についてでございます。

駅舎につきましては、建物取得に向けて協議を進めているところであり、取得手続完了後、工事着手となります。時期につきましては、来年度秋ごろ着手したいと考えております。津和野駅前周辺整備事業につきましては、平成25年4月に策定しました、津和野町歴史的風致維持向上計画の中で、歴史歴な風情を伝える良好な環境の保全、形成を図るための事業として計画しております。平成27年度には、デザインコンペを行い、現在進めている計画のもととなった最優秀作ほかを津和野コミュニティーセンターに、約1カ月程度展示紹介しました。その後、整備計画については、調査や基本計画を策定する過程で、津和野町歴史的風致維持向上協議会において議論を重ね、その意見を参考に最終的には町長が適時事業内容を決定し、進めているところです。

事業内容として決定しているものは、人と車を分離するため、現在の駅前ロータリーをSLが設置されている駅前駐車場側に移動させ、利用率から判断し、有料駐車場の面積は小さくします。現在のSLは、桑原史成写真美術館前に移すことで、駅前のモニュメントとして強くアピールしたいと思っております。その上で、現在の駅前ロータリーは、車が進入できない広場とし、駅前地区のにぎわい創出スペースとしての活用が可能となります。駅舎については耐震化も図りながら、待合室の空調整備などホスピタリティーの向上、地方観光協会事務所の移転に伴う環境情報機能の強化等の改修を行います。

また、駅舎全面に屋根つきの回廊を設け、移転したロータリーの路線バス乗り場まで、雨にぬれずに移動が可能となります。バスとタクシー等の事業者の方とは適時会議等で協議し、また施工業者からの事前説明も行っているところでございます。

また、周知につきましては、基本計画策定時に地区住民の皆様には説明会を行い、2月末工事着工に際しては、駅周辺の自治会約150世帯、事業所に説明会の御案内文をお送りし開催いたしました。

そのほかでは、広報への掲載、観光事業者の皆様には、町観光協会を通じてホームページへの掲載、ファックスでの情報提供等を行っております。本事業の完成予定は、平成32年度末であり、工事期間中は御利用になる皆様に御不便をおかけいたしますことが予想されますので、幅広く理解いただけるよう、より一層努力してまいります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） るる質疑していきたいと思うんですけども、この駅前周辺整備に当たっては、長年要望もあり、やっと着工し始めたというところでもあるかと思えます。駅前見ていただければ、本当に掘り進められたり、盛土があったりということが進んでいるなという状況ではあるんですが、一方で確かコミュニティーセンター内にこういうふうな景観になりますよという展示はされてはいましたけれども、多くの住民の方々が目にしたかというところでもないかと思えます。やはり普段利用されない方、駅に直接かかわらない方というのは、正直何やっているんだろうというところだと思ひまして、また工事長期にわたっておりまして、我々一番多く情報得ている我々でさえ、どういった経過で今現段階どこで、最終的にどういうふうになっていくのかというのが、ちょっとずつちょっとずつ変わってきたりもしております、最終的な設計がどのようになるのかというのが見えづらいなというところではあります。

いろんな工事がある中で、やはり絵があったりですとか、将来的にはこういうふうな、まち並みになりますよというようなイメージ図、そういったものも想定されると思うんですけども、やはり最初の答弁でいただきました周辺自治会の方々というのも十分、それは説明が必要だと思いますが、利用者は住民だけ、地元住民だけではなくて、町内外、多くの方々が利用されるものだと思っております。そこでその利用者に対する説明、地区住民以外への説明はどのように周知をされてきたのかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） よろしくお願ひいたします。

議員の御指摘でございまして、確かに地区住民の皆様と事業者の皆様には、それぞれいろんな機会やチャンネルを使って御説明をさせていただいておるところでございます。おっしゃいますように、本当我々も、若干その辺の視点が欠けている部分があって、計画の段階では、展示もしたりして、広くお知らせもしたところですが、その後な

なかなか広くはできていないところは、確かに否めないところだというふうに感じております。

ただ、これひとつちょっと言いわけになってもあれなんです、歴史的風致維持向上計画の協議会の中でいろいろお諮りをして、さまざまほかの事業もございますので、いろいろ広くほかの事業も含め、照明や待ち合わせとかも含めて、いろいろ協議をいただく中なんです、話す中でいろいろ委員さんの意見も変わったりとか、やはり一遍になかなかこちらにも計画提示し切れませんので、そこでいろいろな質疑、意見をいただきながら調整をして進めていっておるところでございます。

そういった中で、なかなか最終的な本来パースといいますか、イラスト的なものでお示しができれば本当にいいと思うんですが、なかなか固めながらやっている部分がありまして、そこでまだまだ微調整をしながらということで、これで最初に出てまいりましたグラウンドデザインでぼんと出せば、またこれも若干誤解を生んでしまう部分があるだろうというふうに思っております。そういった部分で、これについても、なかなか目先の予算とかを考えますと、それなりにパースをつくったりというと、それなりの予算もかかったりするものですから、そのあたりのことも若干あるんですが、ある程度どこか固めたところで、何らかの絵をみたい、形をパースのようなものができれば、広報等でも広く本当御周知をするということは、おっしゃるように必要なのかなというふうに感じております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それも含めて、事業者ですね、タクシー、バス、設計を見る限り、我々の総務経済委員会の中でも協議があったんですが、勾配の問題、それとバスのロータリーの問題という部分で、協議をされているという御回答ではあるんですけども、果たして今の位置、駐車場の位置、入り口の位置が若干北側にずれることによってバスのロータリーの回転の部分が優位になるといいますか、回れるようになるというような話ではあるんですけども、本当に、そのバスの回転ができるというような協議でバス事業者やタクシー事業者から、それでいこうじゃないかという決定をいただいているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） バス及びタクシーについてでございますが、まずタクシーにつきましては、津和野開発さんがお受けになられて、その下請けというか、その上で再委託になるかもしれませんが、運営をされておられます株式会社、現時点では、フォーブルという会社でされておられるということでございますが、そちらの本部長さんと1月下旬の時点では、こういった形になりますという形で御説明をして、御協議はさせていただいて、まずおります。

それから、バスにつきましては、石見交通さんと9月5日の時点、つわの暮らし推進会で進めております町営バスの町内線の問題等も含めた中の機会を通じてということ

でございますが、石見交通の安全輸送部長さんとかこういった形で開始を進めておるとい
うことと、今後、これは一つのメリットになると思うんですが、石見交通におかれては、
現時点までは路線がJRと競合するという形でロータリーの乗り入れができませんで
したが、今後はロータリーが町の所有になりますので、石見交通さんについてもロータ
リーの中に入れるということで、防長さんほかその他町営バスも含めて、バスを一括的
な乗り場が1カ所で設定できるという形になると思います。そうした上で、つわの暮ら
しも連携しながら、バスについてのインフォメーションは統一してわかりやすく表示
ができるのかなというところも考えております。

そういった形で、状況に応じてそれぞれ事業者の皆さんと、現場サイド、運転されて
いる方との協議ということにはなかなかないかもしれませんが、お話しをさせ
ていただいております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 今の御回答というのは、あくまで今までロータリーが
使えなかったものが、町有の施設になるから使えるという話であって、回るというこ
とはできないと思うんですけれども、できないといいますか、勾配とあのスペースの
中で、定期バスが1台回るのはできるかもしれませんけれども、例えばSL運行時の
観光バスやいろんな車が入ってくる中で、そういったときに安全に運行ができるか、
あのスペースの中でロータリーとして回れるか、既存の津和野駅前のロータリーとい
うのは、入り口と出口は別ですから、ぐるっとUの字で回れると思うんですけれど、
入り口、出口が同じ状況の中で、現在でさえSL運行時、バスがものすごく混雑して
いる状況です。それがあそこのスペースで出入口が1カ所、出入口というのは二つ
なっているかもしれませんが、基本的に1カ所に集約されている状況で、出るバス、
入るバス、それが混雑に影響しないか、また歩行者、他の車などの安全の配慮ができ
ているのかどうか、その部分についての協議というのは行われていないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） バスのバス会社との協議については、石見交通さん
だけに今んところはなっておりますが、お話しをさせていただいた部
分では、若干その部分も入っては説明をさせていただいております。ただ勾
配が何%になるのかというところまでは、確かに具体的にはちょっとお話しをしてい
ないかもしれません。

我々も今の時点では、設計をする段階で、バスの大きさから考えました。バスが入っ
てこういわゆる軌道といいますか、回るバスが動くものをシミュレーションした形での
設計をしております。現在の今の駐車場のスペースより、今回駅前のトイレを駅のトイレ
を直したことによりまして、下水道につながりますので、あそこに一部合併浄化槽がよ
うは出っ張って出ておるわけでございます。線路と駐車場の間に。その合併浄化槽を除
去しますので、ある程度あちら側にも横幅も広がってくるということがひとつございま

す。横幅が広がります、奥行きが広がります。道のほうから見ると。そういった中で、そういう軌道を見る上では、ロングボディといえますか、観光バスについても回れるというふうな設計をいただいておりますので、それをもとに我々も考えておるといふことです。

それと、複数のバスが競合する、確かにSL発着時については、ある程度バスが重なってきますということがございます。ただ、今回のJRさんのほうが新車両を導入された中で、今まで350人キャパぐらいでございましたが、SL山口号は。これが大体100ぐらいキャパが落ちます、250キャパぐらいになってまいります。これが一つあること、観光協会等とも話す中で、現時点で、一時は5台ぐらいのバスがということもあつたんですけど、現時点では観光協会から意見を聞くと3台ぐらいが時として重なることがある。

これ以前からやっていたいただいておりますが、バスの協会に観光協会経由でお願いをしたりして、御協力をいただいておりますが、余り多いときには、いわゆる国道から降りました津和野ホテルの道路はさんではす向かいになります、あそこへ広い路側帯がございますが、あそこで一時的にバス待機いただいております、乗った時点でおられるというようなことも、過去にもやっていたこともございます。そういった中である程度の差配もできるようにはするつもりではございますが、そういった部分での御協力をいただくようなことも出てくるかな。これかなりやっぱりSL到着時というか限定した時間帯ではございますので、そういったところで御協力いただきたいというふうに思っております。

それと、今回の基本的な改修の考え方が、人間と車を分離しようと、今まで確かにSL到着時、路線バスや観光バス、一般車両、さらにはおりられた方、観光客の方がどうしても駅のロータリーに出てきてしまったり、イベントも開催したりする、そういうところで、錯綜する中での事故が起きかねんという状況もございましたので、それをまず解決したいというのが一番大きい部分でもございますので、そういった部分でバス会社の御協力をいただきながら、うまく運用ができたというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それわかるんですけども、我々も設計のプロじゃありませんので、何%でバスが回れるかというの正直わかりません。結局まだ何%か事業者を示していないということは、あの絵を見て、ロータリーがあってもバスが入れるんだろうというイメージはできると思います。ただ実際に立体的につくったときに、僕も2トントラック運転しますけど、逆カントってものすごく怖いんですよ。入って左に曲がる時逆カントになると思います。そうすると大型バスの座席が高いシートだともものすごい揺れになると思いますし、果たして大きいものはそれで回れるかどうか。それを確認したいだけであって、もちろん人と車の分離というのはわかってい

るんですけども、その協議がまだできていないということは、早急に進めていただきたいというのが1点と。

それと、この事業に関して、このたび予算で駅舎の購入というのがあったわけなんです、買えて購入できるということで買えるんだろうとは思いますが、もう工事が着工している中で、まだ協議されていない部分というのはあるんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今の段階で、全く協議についていないというものは無いというふうにJRさんが主になってくると思うんですが、無いというふうに理解をしております。いわゆるやはりJRも大きい会社でございますので、やはり広島支社管轄でできるもの、ここまでいけば本社に問い合わせんといかんということもあるようにございまして、なかなかやっぱり会社なりの決済という形でお時間をいただくところが必要だということをお聞きをしております。そういった中では、そういったあたりも調整をいただいておりますので、若干お時間をいただいておりますのでございます。そういうことで、全く話をしていないということではございません。

それと、先ほどの勾配等の件については、おっしゃるとおりだということもございしますので、我々はあくまでも私自身もなかなかプロではございませんので、設計を信じていくしかないところでございますが、設計の中では可能であるというふうに当然聞いておりますので、それをもとに進めておりますので、ぜひともそういうことも1回お話しをして、いろいろ御意見等もいただきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 今のその事業者との協議ということなんですけども、住民説明会の中でゴールデンウィークの仕様についても指摘があったと聞いております。その部分に関しては、ゴールデンウィークは、一部は使用するという回答を予算委員会の中でいただいておりますので、ゴールデンウィークでは使われるんだらうというふうに思いますが、この予算委員会の中でも、やはり桑原史成写真美術館との協議というのが、後手後手になっているイメージがあります。やはり建物の前にSLがくるということが後になって知らされるような状況だと、同じ町内でありまして、駅前のグラウンドデザインといいますか、津和野駅をどうやっていこうかといういいものをつくっていこうというのに、ものすごく後味が悪いものになってはいけないなという思いがいたしております。

先ほど課長が述べられましたように、いろんな意見が出てくると思います。駅舎に対する思いというのは、鉄道ファンの方も多いと思いますし、こういった駅のデザインがいいんじゃないとか、いろんな意見が出るのは当然だとは思いますが、駅の中を観光協会が利用して活用させていただくという部分、そして地元の高校生がやはり待合所がないという、通勤、通学の中で、待つスペースがないという中で、現在改修もされて、よりよい改善はされていると思うんですけども、全国で駅の改修、例えば無人

駅が特に多いと思うんですけども、駅舎の改修によって地域の活性化策などをやられております。やはり地元住民の方々を巻き込んでやっている部分が多いんですけども、そういった中で、あの地域の地形からして、災害、水害が起きた場合の高さで、逃げ場というのは駅舎しかない状況になっていると思います。もうちょっと南のほうに行けば金融機関なんかもあると思うんですけども、そこまで災害時に歩けるのかというと、高齢者の方々にとっては、なかなか歩きづらい部分があると思います。安野光雅美術館もあります。駅舎の部分も災害時、観光客の方の避難場所というふうにも捉えることができますので、地元の自治会の皆さんもそうなんですけども、あらゆる方々との協議、利用者いろんな地元の方の町民の方の声を聞いていただいて、たまにしか使う方いらっしやらないかもしれませんが、たまに使う方もいらっしやるかもしれませんが、それでも地元の駅をみんなでつくったんだという情勢をしていただきたいなという部分で、多くの町民の方と話し合っていた場で設けていただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） また、ぜひとももう少し最終的に固まった時点で、もう少し答弁にもございましたように、お時間をいただきますので、その中ではこういったイメージになりますというのが、本当何かの目に見える形でお示しをして、そういった機会も設けられれば考えてまいりたいというふうに思っております。

それと、桑原史成写真美術館の前には、確かにああいった大きいモニュメント的なものが入ってくるということで若干窮屈になりますが、このあたりも当初計画には駅舎側に、今のあるSLとちょっと分団するような形で回廊が飛び出るといった形であったんですが、その回廊についても短くしよう、一体としようというなことも考えております。

こういった部分につきましても、教育委員会部局におかれても、また現在入っている観光協会におかれても、歴史的風致維持向上計画推進協議会の中には参画をいただいておりますので、この中でも、これまでもずっと議論をしてきておるところでございます。その席上でもお話しが出てきておるところでございますので、よりそのあたりを連絡を密にして、御理解を賜りながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 期待して、この質問を終わらせていただきます。

次の質問に入らせていただきます。

施設の活用と人づくりについて質問をさせていただきます。

津和野藩校養老館の改修が終了し、施設を利用できる状況になっております。既に町内若者有志がつわのスープという事業で使用されるようになっておりますが、今後、藩校養老館をどのように活用していくのか所見をお尋ねいたします。

また、日原賑わい創出拠点施設も31年度には開始をされます。地域の方々の集会所機能としても期待されるものでありますが、津和野町が考えている活用策はどのようなものかお尋ねをいたします。

これら、藩校養老館、日原賑わい創出拠点施設の管理運営の方法や周知の方法をどのように考えているのか、所見をお尋ねいたします。

次に、昨年の決算審査特別委員会において、今昔館の活用策が提案されました。津和野地区の図書館を今昔館に移設してはどうかというものでありましたが、その後の経過についてお尋ねをいたします。

次に、さきに述べたつわのスープ事業などのように、町内若者有志の活動が活発に行われております。これらの活動は、本町にとって大変有益であり、まちの活力につながるものと考えます。津和野町としてどのようにかかわっていくのか所見をお尋ねいたします。

町長施政方針の中で、学びの協働推進事業の実践を通じて、学校、家庭、地域の連携を強め、単に学校支援にとどまらず、ふるさととは大きな家族の大きなスローガンのもと、地域ぐるみの子育てを推進し、地域の教育力の向上を図るとありましたが、具体的にはどのような施策かお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、施設の活用と人づくりについて御解答申し上げます。

まずは最初に、養老館の活用についてでございますが、既に6番議員さん及び5番議員さんでの御質問でもお答えしておりますとおり、養老館校舎美術棟の南棟につきましては、建物を見ていただくとともに、主としてパネル展示により藩校養老館の沿革等を伝える展示を行う予定であります。また、北棟につきましては、建物を公開するとともに、講演会や研修会、会議等での利用の想定をしております。

続いて、日原賑わい創出拠点施設の活用策についてであります。日原賑わい創出拠点施設の活用策につきましては、平日の昼間は図書館を中心に町内の人々が集う価値ある日常をつくり、平日夜や休日、イベント開催時には広く町外からもお越しになる魅力的な非日常をつくり上げようとのコンセプトで計画されました。

具体的には日常は子育て中の親子世帯や高齢者などを中心に読書会、読み聞かせ、趣味のサークル活動、会議、シルバー人材センター主催の健康教室、木のおもちゃなどを使った乳幼児の遊び場の提供等、また拠点エリア内では、本を一時的に貸し出し、どこでも自由に読める予定ですので、カフェを利用しながらの読書などを想定しています。

一方、休日などにはきてみん祭、花火大会等のイベント開催スペース、町内事業者や各種団体等にも呼びかけ、隣接する堤防道なども活用したビアガーデンの開催、あわせてカフェ棟1階の多目的スペースをステージにした、ライブ演奏や神楽上演などを予定しております。

また、シルバー人材センターでは、将来的には有機野菜等の青空市が計画されております。また、ダンスイベントやパブリックビューイングなどの集客イベントを開催し、連動して商店街の飲食店で飲み歩きのできるまちパルの開催も予定しております。母屋

座敷はレンタルスペースとして町内飲食店からケータリングを利用した冠婚葬祭等の会食会場や各種団体の会合の開催なども想定をしております。

藩校養老館、日原賑わい創出拠点の管理運営方法や周知の方法についてであります。藩校養老館は町の直営施設として運営したいと考えております。施設は講演会や研修会等が開催できるような社会教育施設としての利用も可能ですので、積極的に町民の方にも利用していただけるよう、広報等で周知を図っていきたいと考えております。

また、町内のみならず、島根県立大学の先生からもゼミのフィールドワークにも使えそうとの御意見をいただいております、今後とも幅広い人々が利用できる現代の学びやとして位置づけながら情報発信に努めていきたいと考えております。

日原賑わい創出拠点施設の運営につきましては、日原図書館は直営による運営、その他のカフェ母屋等の施設の運営については、4月以降、当面は直営により開業準備を行い、準備期間を経た7月中にフルオープンを予定しております。なお、指定管理については、公募による選定を予定しており、公募に向けて地域住民が参加したNPO組織の設立準備会が立ち上がったところでございます。

周知に関しましては、日原賑わい創出推進協議会が事業主体となって、全額国費による補助事業、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の申請を行い、PRへの活用を予定しております。

同事業では、日原賑わい創出拠点と道の駅シルクウェイにちはらの区間を高津川の中心地として位置づけ、川をテーマとしたイベントの実施、ホームページの活用などのソフト事業を行う計画です。

今昔館に津和野図書館を移転ということについてであります。今昔館につきましては、当面現施設として運営していきたいと考えております。昨年の決算審査特別委員会の中で、津和野図書館を移転してはどうかという御意見をいただきました。展示と図書館が両立できるか、少し内部で検討いたしました。両立をするとなると面積的にもどちらも中途半端な施設になり、両立は難しいのではないかと考えております。

寄附者より土地建物等収蔵資料を寄贈いただいた際の経緯もありますが、仮に寄附者のお気持ちは別として、完全に図書館を移転すると仮定しても、現在教育委員会の文化財関係の事業の浮いた事業だけでも山村開発センターの代替施設の整備、現在ストップしております給食センターの建設、町民センターの耐震改修事業、さらには学校プール施設の老朽化対策等、緊急で優先しなければならない事業がまだまだ多くあり、優先順位を考えると、現状では困難な状況です。ただし、今申し上げましたような課題がクリアできれば、検討の余地はあると考えております。

続いて、つわのスープ等への町のかかわりについてであります。つわのスープにつきましては、5番議員さんにもお答えしたように、地域おこし協力隊等で本町にかかわりを持ってきた3名の若者が、つわのスープ実行委員会をつくり開催し、教育委員会も養老館のオープニングイベントの一つとして、共催という形で開催するものであります。

今回は、教育委員会として津和野藩校養老館の竣工記念事業の一つとしての位置づけを図るとともに、現在取り組んでいる大人とオトナの学級会等で津和野町の課題に対して、自分たちでできる取り組みを考え、実行していくという取り組みに通じるものがあり、その活動の過程が今後のまちづくりや人づくりにも寄与するものであると考え、共催の立場でかかわることといたしました。

今後は、単に教育委員会にイベントとして実施するばかりでなく、町行政全般にわたる取り組みの一つとして実施する方向が望ましいと考えておりますが、初めての試みでもあり、まずは4月20日土曜日に開催予定の第1回目のつわのスープの成功を祈念しております。

最後に、津和野学びの協働推進事業とはどのような施策かという御質問でございますが、津和野町学びの協働推進事業は、平成24年度に津和野のふるさと教育と学校支援地域本部事業を融合させた町独自の事業として、学校教育に対して地域の人がかかわりを持ち、学校をサポートするための取り組みとして実施してまいりました。

その後、近年の支援から協働への転換、学習指導要領の改定、教育魅力化の推進により、少しずつかわり方や体制を変化させながらも、社会教育の主要な事業の一つとして位置づけております。現在、教育魅力化推進協議会で進めているゼロ歳児からのひとりづくりプログラムにおける横の連携の取り組みの一つであると考えております。

本事業の目的は、学びを通してふるさとを支える人を育てることであり、まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標に関連する人づくりの事業です。進めていく上でのポイントは、地域の人、物、事を活用した地域総ぐるみの教育活動を実施することです。その中核となる学びの協働コーディネーターに公民館職員を位置づけ、学校と地域をつなげるための連絡調整を行っております。これにより、学校の教育活動に地域の方が講師あるいはサポーターとして参加、参画することで、子供たちは体験を通じた、より深い学びが生まれます。また、かかわる大人もふるさとへの思いや自分の経験を伝えることで、やる気や生きがいの創出をしていくという、相互の育ちの関係も構築できています。その大人が地域の中で活躍したり、子供たちが地域のために活用することができ、ふるさと教育とキャリア教育にもつながる学びの巡回も創出しています。

このように、学校や公民館を中核としながらも、地域全体が学びのフィールドとなり、大人も子供も育つ環境づくりをしていくことにより、地域の教育力を向上させ、地域を担う人を育てていく事業として展開をしております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 順次質問をさせていただきます。

まず、藩校養老館についてであります。このことにつきましても、予算委員会、また同僚議員の質問等で、さまざま質問があったと思うんですけども、この研修会、会議とか講演会なども想定されているということなんですけども、町民にとって、文化財を使っているのかという、そもそものイメージがあると思います。現在では、日本遺産など

もそうですし、文化財を多くの方々に活用して光を当てていこうというのが基本になってきていると思うんですけども、これまでが民族資料館ということで使われていた。また、昔は図書館として使用されておりましたけれども、スペースをつわのスーパのポスターといいますかパンフレットにあったように、あのスペースで何ができるのかなというイメージがあるんです。このたびそういった事業が行われると思うんですけども、例えば公民館であれば講演会をする、こういった事業を行うといったらあそこに椅子があって、テーブルがあってというイメージがわくんですけども、養老館を使用する際に、あそこには何があるんですか、備品です。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 北棟のほうですが、座を張った板の間のほうは、テーブルとか椅子も使えるような形になると思います。土間のほうについては、備品としてそういったものは用意はしておりませんが、下を痛めない程度の保護をしながら、椅子等も使っていただいても大丈夫だと思います。

それから、そのかわり備品はセットしてありませんので、町民センターのところから運び込む必要が生じてくるというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） できたばかりですから、それはそうなのかもしれませんが、やはり改修する段階での藩校養老館の活用という部分で、いろいろ塾が入るとかいろんな想定があったと思います。現段階で、講演会とかセミナーの依頼があったりとかという話ですけども、どういったものを主に使用、開催、活用していくのか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 北棟については、先ほど申しましたとおり、会議スペース、いわゆる町民センターの利用とそうイメージを変えないで、町民の方が利用できるかなというふうに思っています。どういう形でやるかは使われるグループであったり、その会議の目的によって変わってくるかというふうに思いますけれども、大きな制限を加えるようなことは想定をしておりませんし、北棟については、エアコンもついておりますので、夏、冬使えるというような思いであります。

南棟については、先ほどつわのスーパの写真のことも言われておりましたが、あの写真のとおり、土間でありますので、しかも当初は議論の中ではできるだけ固いハードな、ある程度自由にセメントほどは固くないけれども、ある程度土間の状態を確保しながらも、ある程度許容範囲のある土間にしようという計画で、我々もしておりましたけれども、なかなかそれが認めていただけないような状況の中で、従来からのたたき、三和土のたたきという状態でやっておりますので、使用に当たっては、若干慎重度は必要になるかもしれませんが、仕様はできるようなイメージを持っています。それはミニコンサートとか講演会をやられても、それは構わないかなというふうに思います。

ということで、展示自体も、大型の展示を設定をしておりませんでパネル展示を中心ということで、パネルを片づけて広場をつくっていただければ、その範囲の中で自由に使えることは幾らでも考えていただけるかなと。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） これまで設計の変更はいろいろ行われてきて、その際にはものすごく丁寧な説明で熱意を感じるわけです。この実は設計図が違ってと、復元に尽力されたと思うんです。でき上がったものは、どうぞ御自由にお使いくださいというイメージなんです。他の藩校というのも見てみますと、今現在なくなっているものもありますし、明倫館のように明倫小学校に変わっていたりですとか、一部では大きな建物自体が残っていて、ずっと回って見るのができたり、中に庭園があったりという藩校も全国には多々あると思うんですけれども、この津和野藩校養老館の建物というのは、以前中学校としても使用され、敷地が中学校としても使われていたと思います。裏庭のほうに回れば津和野川が流れているという借景といいますか、景観も損なわないようにきれいにされて整備もされております。そういった中で、この藩校養老館の活用は、どなたでも使っていいですよというのは当然そうなのかもしれませんが、教育委員会として、藩校の歴史を学ぶ講座を開設したりですとか、論語の素読をしたりですとか、そういった事業的なものですか、藩校養老館を有効活用する、何でもいいというわけではないと思うんです。この歴史的な価値を考えたときに、じゃあただの飲み会をしてもいいのかとか、ただの宴会でもいいのか、多分いいとおっしゃるかもしれませんが、そうした使い方ではなくて、やはり藩校養老館に見合ったものでなければ、結局公民館と使い方が変わらない、それで100円で借りることができるとなると、設計あれだけ変更してきて復元してきた熱意というのはどうなんだろうというので、そういった構想というのはおありなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 私の考え方で言いますと、基本的に学びの場であります。いろんな活動に使っていくということは、余り制限を加えたくないなという思いがあります。従来から文化財守るばかりの行政から、今は活用をどのようにやっていくかというスタイルに国全体も変わってきております。

あそこをつくって使うことが年に数回しかなかった、あとは観光客に見ていただくだけだ、そういう施設よりも、町民もいろんなことに使える、そしてもちろんいわゆる社会教育、学校教育いろんな教育の場でも使えるそういう場でもありたいという思いがありますので、だからそういった意味では、それに大きな制限が加わるようなことのないほうがある程度自由に使えるのかなと思います。

ただ、先ほどいったたたきの部分というのは、余り強くありませんので、昔の三和土でありますので、そこにはハイヒールで中に入ったりとか、先のとがったようなものを使用するということは、当然、制限を加えないといけないと思いますし、晴れの日があ

る程度硬いかもかもしれませんが、雨の日なんかは雨水を中へ持つてくると傷みも激しくなりますので、そういった制限というのは当然加えていかないといけないかなという思いはありますが、使用での制限で、あれはいけんこれはいけんで、結局使わんまんまに年間何日も使わなかったというよりも、ある程度町民に親しんでいただいて、いろんな活動で、結局社会教育施設の学びの場でもありますので、そういう理解の中で、私は整備をしていくところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 北棟に関してなんですけども、北棟展示物はないんですか。いわゆるここはこういうふうなつくりであったと。完全復元ではないとは聞いていますけども、剣術教場だったという部分で、土間が再現されたりですとか、詰所ですとか、そういった部分の説明といたしますか、そういった表示とかもなしで、ただの部屋という感じになるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） いわゆる細部にわたった説明資料の展示がしてあるわけはありませんが、簡単な名板のようなもので説明はほどこしていく予定であります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 養老館の運営の方法といたしますか、これは公民館なのか、それとも津和野庁舎なのか、鍵を借りたりですとか、現状の復旧ですとか、そういった確認とかは、これはどこがやるのか。

それと、そこは例えば職員さんを置くのか、南棟を使う場合、展示物を移動させたりするのは、これは誰がやるのかですとか、そういった管理運営は、具体的にどのような方法でされるのかお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 最終的な細部はもう少し詰めるところがありますが、基本的には教育委員会のほうで鍵の管理をさせていただこうと思っております。ですので、申し込み等もそういう形になろうかと思えます。

ただ、警備といわゆる何ていいたいでしょうか、警備システムのようなものは、公民館と連動したような形でやっついていこうというふうなイメージでございます。

それから、今の南棟で使用するときの備品等の展示物の移動ですが、基本的には会場を借りる方々をお願いをして、そのチェックをうちのほうでしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 津和野町にはいろんな文化財の施設があります。日原の賑わい創出拠点施設についても、早速住民の方々からどういうふうに使えるねという話があったりですとか、期待がやっぱりあると思えます。1件、これ住民の方から紹介されたんですけども、もしかすると御存じかもしれません。一般社団法人ノート

という会社がございます、これはこれまで活用されていなかった文化財の面的な活用ということで、約70棟の古民家を宿泊施設や店舗として面的に再生活用。古民家の文化財郡を一つのホテルとして、1件だけをホテルにするんじゃなくて、全体をホテルとして、宿泊法の改正によって窓口と部屋が別々にできるということで、全国的に展開しております。古民家の宿、集落丸山ですとか、地域でいいましたら、千葉県香取市、湯河原、湯浅、有田、最近では今年度中には福岡県太宰府市や愛媛県大津市、島根県出雲市、広島県竹原市などにも進出する計画ということで、1件1件津和野町は古民家の再生というの行ってきました。そうではなくて、古民家、古いもの、歴史的建造物なんかを全体的な、まち全体を施設として捉えて再生していくという事業で、これJR西日本さん出資されているようであります。そういった部分で、施設の運用というのが、今回僕の中でテーマの一つでもあったんですけども、日原賑わい創出拠点については、地元民の地元の皆さんの有志がNPO団体を立ち上げられる準備をしているということでもありますし、畑迫のほうでも同じように住民の方々がやられている。藩校養老館については、町の中心部で周りに集落というものがないというものもあるんですけども、文化財を活用する上で、やはりある程度のひな型といいますか、こういった使い方ができるんだという部分でなければ、なかなかわかりづらかなという部分と、遊休施設になっては一番困るなという部分があります。せつかくこうしてきれいになった施設ですので、住民の方々にも利用していただきたいですし、それがまた観光資源になっていけば一番いいのかなと思っております。このことについて、町長なのか教育長なのかわかりませんが、町全体を施設として有効活用できるという提案をさせていただきたいんですが、所見をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 川田君、町長に求めますか、教育長に求めますか。

○議員（3番 川田 剛君） 町長。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 藩校養老館とまち全体の有効活用というのが、ちょっとどういふふうに結びつけられている御質問なのかということが、ちょっと私自身は御質問をお聞きしておりますしてわかりかねましたので、明確な答弁ができるかどうか、ちょっとわかりませんが、基本的にはノートの話も出たということで、民間活用というものも考えながら、町は財源が限られておるわけでありますから、そうした中で全体としての町並みや景観、そうしたものを津和野独自のものを取り組んでいくということは大事なことであろうというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） このノートの活用策といいます、施設をホテルにするだけではなくて、パン屋ですとかいろんな商店を古民家として再生して、それが結局観光資源、一つの古民家郡になっていくというのは、そういった施設の活用策を行わ

れておりますので、ここも津和野町に当てはまるかどうかわかりませんが、研究していただけたらなと思っております。

それと、若者とのかかわりという部分で、若者だけではないんですけれども、こういったつわのスープの事業などのように、積極的に地域の皆様がかかわって、いろんな事業を展開されております。こういった活動支援に対して、一番強く思うのが、地域提案型助成事業に関するところでして、これらの活動全てが補助金が欲しくてやっているわけじゃないというのは、当然そうなんですけれども、しかしこの地域提案型助成事業というのは、やはり地域自治会内ですとか、地域内という部分に限ってしまいますので、つわのスープ事業のように町全体をまたがるような事業に関しては、例えば資金を調達したくても、この地域提案型助成事業使えないのかなと言うように思ったりしまして、補助金だけが全てではないんですけれども、町の支援として活動助成というものができるのであれば、そういった補助金の活用、以前は津和野ファンクラブというのがあったと思うんですけれども、そこではいろんなこういったテーマの事業に対してはメニューに対してはこういった補助金がありますよという紹介が多数なされておりました。現在、その事業があるのかなというのがあるんです。今若者だけではなくて、多くの方々がU I ターンの方々もそうですし、林業や農業の方々もそうですし、伝統芸能団体の方々もそうですし、さまざまなメニューを探していらっしゃるのも事実だと思います。

先日、農業団体の会合がありまして、そのときの県の職員さんが農業振興係の担当者さん、補助金申請に関してものすごく熱心にされているんだと、県の職員さんがおっしゃっておられました。これ何を意味するかと言いますと、我々にとって一般住民にとって補助金の申請何かを活動する際に申請を上げるというのは行政用語が難しく、なかなか手につきにくいものなんですけれども、その方は一生懸命やっただいて、申請に公平性を求められるかもしれませんが、熱意というのが最後、県の職員さんも動かされるんだと、そういった町の姿勢というのが、その方にはすごく見えてきて、補助金申請もその方は大分通ってらっしゃるんじゃないですかという声を聞いております。若者だけではなくて、地域全体の活動について、そういった熱意をもって活動していただければなというふうに感じました。

それと、最後の学びの協働について、これについては、内容はわかっておりましたが、中で地域ぐるみの子育てという部分で、こういった事業を行うのかなという部分で質問させていただきました。

これは、各小中学校で学びの協働事業をされて、多くの地域の方々が学校のほうに向いておられると思います。今後、この今の答弁の中では、それを地域に持ち帰って、地域で育てていくという部分、そこはちょっと興味がありましたので、こういった事業になるのかなと思いましたが、その点で具体的なものがありましたらお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長(世良 清美君) 具体的にどうこうということにはならないかと思いますが、この学びの協働の事業によりまして、学校へ一般の地域の方が足を踏み入れていく。そうするとやっぱり地域へ出たときに、あのとき教わったおじいちゃん、おばあちゃんという子供の声かけも必然的に発生してくる。そういったことで、地域と子供たちがしっかりとつながっていくということが、今もずっと行われてきております。

今は、私が学校へ求めているのは、今までは学校へ来ていただくというスタンスが多かったわけですが、学校がいかに関わり出すか、そういったチャンスも今から、その中で授業の中で考えてほしいということをお願いしております。

例えば、ナスを栽培している畑へ子供たちを連れて行って、そこでナスをもぎとりながら、そこでナスの料理もしながらというのも、以前津和野小学校でもやったことがありますけれども、そういった体験型の事業で、よりその事業の中身が体にしみ込むような、そういったことも取り入れながら、地域と結びついてほしいというような思いを、今は校長先生方をお願いをして、学校引き受けるのは当然だけれども、出て行くほうもしっかり考えてほしいということをお願いしております。

ただ、御承知のように、外国語教育がああして時間がふえたりとか、道徳教育が始まったりとか、いろいろと学校もいわゆる教科の時間がかなりせば詰まった状態になっておりまして、だんだんそういった余裕がなくなっているのも現状であります。ですから、いろいろそげるものはそぎながら、有効な活動を求めていきたいというふうに、今考えているところであります。

○議長(沖田 守君) 川田剛君。

○議員(3番 川田 剛君) あるデータでは、総合的な学習の時間で一番心に残る体験というのは、心に残る授業というのは体験と交流だというデータも出ているようでもありますので、時間が限られるかもしれませんが、津和野町民がよりよい人材に育っていくためにも、そういった総合的な学習の時間、有意義なものにしていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長(沖田 守君) 以上で、3番、川田剛君の質問を終わり、ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時04分再開

○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、8番、三浦英治君。

○議員(8番 三浦 英治君) それでは、8番三浦英治です。通告に従って、質問に入りたいと思います。

まず初めに、災害発生時の伝達手段についてであります。

先月2件の建物火災が発生しました。2月14日の深夜に発生した青原の火災では、屋外放送設備と告知端末機からの放送がなかったという不具合が生じました。

2月26日の富田の火災では、これは昼間でしたけども、屋外放送設備からのサイレンは鳴ったが、告知端末機器からの放送はなかったと聞きます。災害時の緊急連絡の手順はどうなっているのかを確認したいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、三浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

災害発生時の伝達手段についてでございます。火災発生時には、屋外放送設備及び戸別受信機において情報を伝達し、日原地区で発災した場合は、日原地区全域に、津和野地区で発災した場合は津和野地区全域に放送することとしております。

2月14日深夜に発生した青原火災においては、屋外放送設備からサイレンのみが流れておりますが、音量が小さかったことから、スピーカーの向きによっては聞こえない状況があったものと推測します。また、戸別受信機からの放送は、このときは流れておりませんでした。

2月26日の富田火災においては、屋外放送設備からサイレン及び放送が流れておりますが、戸別受信機からはいずれも流れておりません。こうした状況を受け、施工業者と原因について協議する中で、益田広域消防通信指令課から発信する緊急放送が、屋外放送設備のみで放送する設定になっており、戸別受信機からは流れない設定でありました。また、音量についても、通常の音量設定でありましたので、屋外放送設備からの放送も聞こえなかった、もしくは聞こえにくかったのは、これが原因であります。その後、直ちに設定を変更し、今後は屋外放送設備及び戸別受信機から最大音量で放送が流れるよう、設定を変更しております。また、通信指令課での操作も再チェックを依頼したところでございます。

実際にどのような放送が流れるのか、町民の皆様や消防団員にも知っておいていただいたほうがよいとも考えますので、今後事前に周知した上での訓練放送も検討していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 施工業者と原因について協議されたようですが、津和野エリア、津和野地区のほうでは、こういう不具合はなかったのか、それ1点ちょっとお聞きします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 昨年、津和野地区におきましても、木部のほうへ火災が発生しております。その際におきましても、戸別受信機のほうの情報伝達がうま

くいっていなかったというふうに確認をしておりますけども、この辺につきましても、先般の業者との機器点検の際、改善をしております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 消防団員には、益田広域消防通信指令室から団員の携帯電話にメールで配信され、部長以上には自動的に電話が入ることとなっております。全団員にはメールが配信されます。

2月14日の火災は、深夜2時過ぎに火災発生の連絡がありました。現場に駆けつけたときには、もう既に炎が屋根をつき抜けておりました。幸いに隣が駐車場また畑だったので、延焼がなかったということはありませんけども、大変この日は風が強くて、道路の反対側であったら相当数の家屋が延焼したのではないかと考えております。現場にて感じたのが、青原の大火ということで、約200年前に77世帯、百十数棟が焼けたということが記録が残っております。今は消防機材の装備もよくなっているので、そこまではいかないとは思いますが、特に深夜、もう寝入ったところなので、通報も遅れたということもあります。

そこで、気になったのが、住宅用火災警報器です。消防法の改正で、火災警報器の設置が義務づけられております。2月をちょうど前後して、この火災警報器の異常に対して問い合わせが幾つか私のほうにありました。まず、電池の交換をしてみて異常があれば買いかえたほうが良いと、できれば買いかえるなら連動式にしたほうが良いということは伝えております。10年がとりかえ時期と言われております。平成23年5月31日が義務づけの最終日だったと思っておりますけども、その翌月の6月定例会でこの警報器の設置数に対して、私は質問した経緯もあります。設置義務から10年近くになって、住宅警報器の設置と確認の推進を図るべきだと考えます。広報等で啓発はできないのかお聞きします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 住宅用火災報知器が設置されてから数年経過してきております。そういった中で、電池の不具合とかそういったこともおこっておろうかと思っております。

今、議員さんのほうから御指摘をいただいております、そういった部分での広報等の利用はできないかということをございます。分遣所と相談させていただきまして、広報あるいはそういった伝達手段を使いながら、そういった情報の提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） ぜひ、住民のほうに、みんな忘れていると思います。伝えてほしいと思います。住宅火災の死者は約9割と言われておりますし、死亡原因の約6割が逃げおくれになっております。また、死者の約7割が65歳以上の

高齢者となっております。初期消火には、各家庭に消火器の設置が有効であることもあわせて周知していただければありがたいと思います。

それと、伝達という、情報という言葉は、本来敵情報知という言葉でした。これはクラウデビッツの戦争論の中にあるんですけども、それを翻訳したのが森鷗外です。それがこの情報という言葉が普及したと言われております。避けたい災害を敵とするならば、確実な情報の伝達が大変重要です。100回の訓練、演習は1回の実践に劣ると言われておりますが、訓練を積まなければ実際の現場では何もできません。

津和野町では、防災訓練を秋に実施していますが、今回の災害も教訓にして実施していただきたいと思います。畑迫から始まって青原等々訓練重ねておりますけども、まだ秋のことなので、いつというのもまだ決まっていないでしょうし、場所も特定していかもしれませんが、ちょっとそこのところお願いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今防災訓練ということでございまして、これまで畑迫あるいは青原地域で実施をさせていただいております。平成28年に青原で防災訓練やらさせていただいておりますけども、それ以降、なかなか訓練に至っていない状況でございます。今年度、新年度ですね、平成31年度につきましては、防災訓練を実施するように、今担当と話を進めておるところであります。また、県のほうにもそういった相談をさせていただきながら、県と一緒に実施することできないか等も御相談させていただいておりますけれども、なかなか県と一緒にやるというのは難しいような状況がございますけれども、町単独でも、平成31年度につきましては、また地域等は決めておりませんが、秋に実施できるように取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは、次の質問にまいりたいと思います。

レガシーコスト、負の遺産のことなんですけど、これについてです。昨年6月末日に、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界文化遺産に登録されました。長崎県浦上で1867年に始まった一番崩れから四番崩れといった、検挙で弾圧された潜伏キリシタン約3,394名が流罪になりました。津和野町には153人が流された中で、拷問され棄教を迫られ、37人が殉教しました。

3月に入り、カトリックで崇敬対象とされる福者の認定を目指し、本格的な調査を始めたことが新聞で報じられました。

昭和26年に建立された乙女峠マリア聖堂は、翌年から毎年5月に殉教者の追悼行事である乙女峠まつりが続いております。観光効果に期待する声もありますが、人権学習の観点からも大いに取り上げるべきではないかと思っております。

吉松仁右衛門、治右衛門、十佐衛門父子が、柳地区公民館前の高手に祀られております。上納した紙を不合格品として横流しされ続け、不正を証明しようとして紙に自分の

白髪を1本ずつすき込んで、製作した紙が最上質のものであることを証明したのですが、役人は汚い紙を上納紙に入れたことを問題にして、仁右衛門と子供の2人を斬首、さらし首の極刑にした事件です。

語り継がれている柳地区では、毎年供養が行われております。ことしは4月14日、日曜日に開催されることとなっております。供養することで地域のつながりを保っております。乙女峠とともに、負の遺産を見つめて、人間の弱さ、おろかさを正面から捉えて、今後の人権学習等に活用すべきと考えます。所見をお聞きします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、レガシーコスト、負の遺産についてお答えさせていただきます。

乙女峠の歴史、吉松仁右衛門父子物語については、平成25年3月15日に津和野町教育委員会から発行された副読本津和野町の歴史の中において、キリシタン近況、産業の発展で取り上げております。人権学習という教科、領域はありませんが、町内小中学校の歴史、産業の学習の中で、地域の大切な学習素材を取り上げ、人権を大切にした学習が展開されていることと思います。

また、郷土館に潜伏キリシタンに関する展示コーナーを設けており、カトリック教会敷地内の展示室とともに、弾圧の歴史を紹介しております。町では、同和問題を初めとするあらゆる人権問題の根絶を目指すため、人権同和对策推進協議会を設置し、差別のない明るく住みよいまちにするための啓発活動を行っております。今後も協議会にも図りながら、教育委員会及び各課が連携し、学習や講演の機会をつくってまいりたいと存じます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 昨日、同僚委員からの質問もありました。重複する点もあるかもしれませんが、まず1点目、整備補修の必要性です。トイレ等駐車場というのが同僚議員のほうから出ておりました。私気になりますけども、景観上、ちょっと気になっているものが、上り口の左手に以前看板であったであろう鉄のアンクル枠が残っております。そこを少し上流に上がると、やはり左手にすたれた小屋が景観を壊しているのがとても気になります。民地であろうと思いますけども、撤去の方向は考えられないのか。また、きょう案内来ました3月26日の全協で、津和野町空き家対策等計画についての説明があるようですけども、危険家屋だけでなく、こういった小屋とかそういったこういう鉄アンクル的な部分の要素は、こういう計画に盛り込まれるのかどうかということを、ちょっと2点聞きたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長じゃないか。商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 先ほどの鉄の柵とかについては、実は昨日の答弁の中でもお答えをしたところございますが、4月早々に津和野カトリック教会関係者の皆さんに御協力をいただいて、関係各課で勉強会というもう具体的に日程調整に

も入っております。その席上で、またお気持ち当たりも聞かせていただきながら、対応できるものかというあたりも、その政教分離の観点もございまして、そういったところ、また当然基本的には所有者の方ということであるのかもしれませんが、そういうあたりも踏まえて、検討してまいりたいと、具体的に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、平成31年3月で空き家等対策計画というのを策定するというので、今度議員おっしゃられたように26日に報告をさせていただきます。この空き家の定義と、それから空き家特措法における特定空き家、この対象になる特定空き家というのが要件があります。1点目は、そのまま放置すれば崩壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、それから2点目がいちじるしく衛生上有害となる恐れのある状態で、3番目に適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態という、ここの辺をどういうふうに特定空き家として照明するのかと。

これは、保安上危険という部分については、専門家に見ていただいて、採点をしていただいて、その家屋の倒壊したような状況を把握して、空き家の特措法にのせたいろいろな施策を講じるということになります。著しく景観を損なっている状態というところの部分で、どういう解釈で、そういったところの景観上の課題というのを判定するかと、個人の持ち物でございまして、そういったところについては、慎重な対応をとる必要があると思います。ただ、この空き家計画の中のその空き家の定義の中には、そういった要件が入っているということで報告をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） それではまた、質問に戻ります。

先月、津和野町子供議会学習会が町内4校の小学校で開催されました。それを振り返りますと、今回の私の質問は、それに劣るのかなというような気もしております。質問に対する答弁を聞いたら、わかりましたとしか言いようがない答弁なんですが、再質問の前にちょっとレガシーコストについて、ちょっと私なりに説明したいと思います。

レガシーとは、遺産のことで、コストとは負担ということで、過去のしがらみから生じる負担、過去の経済行為、制度や文化、習慣などによって生じた負の遺産ということになります。また、年功序列型賃金制度による人件費がふえていくことなどもレガシーコストに含める場合があります。

負の遺産とは、人類が犯した悲惨なできごとを伝え、二度と悲劇を起こさないためのいましめとなる物件をいいます。ドイツのアウシュビッツ強制絶滅収容所、ビキニ環礁核実験場ほかにもいっぱいあるんですけれども、国内では原爆ドームの広島平和記念碑が世界遺産として認定されております。

乙女峠についての悲惨な事件については、津和野藩の偉人である大国隆正が唱えた津和野本学が強く影響しております。明治新政府はキリスト教の極刑に反対していた、当時政府の中枢にいた福羽美静ではありますけども、政府は名古屋以西の10万国以上の各藩に配流したわけですけども、10万国にもなっていない津和野藩に政府は改宗に誘導できるなら津和野藩にやってみろと言われ、簡単に言いますと、いうことで起きたのが説得から拷問に至ったという事件になります。

吉松仁右衛門父子物語に関しては、父子が処刑される時、津和野のまちを3度丸焼きにしてやると言って死んだと伝えられております。数度の大火に見舞われ、城下の大半を焼き尽くした仁右衛門の呪い火として言われております。城下引き回しするとき、弥重酒場では、父子に酒を飲ましたことで大火のときにこの家だけは焼けなかったということも語り継がれております。不正を暴こうとした父子が処刑された事件は、時代とはいえ人間の持つ弱さのなせる業なのかなという気がします。

二つの事件は、人間の尊厳とは何かを考えてしまいます。語り続けなければならないことだと思います。史実は史実として正面から直視し、なぜなのかを問う努力が必要であらうかと思えます。

また、副読本をどのように活用し、人間形成期である大切な子供たちにどう伝えているのかわかりませんが、掘り下げて伝える機会が必要があるのではないかと思います。この点いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今言われた副読本が、この津和野町の歴史という副読本になります。これ小学生3年生になったときに、各個人に配付をしております。全員の小学生が対象の児童が持っているということでもあります。仁右衛門、治右衛門、十佐衛門の分については45ページにこういった形で昔の紙すきの様子を描いた中で、改めて紙すき哀話についても、簡単なコラムではありますけども記してあります。

そして乙女峠のほうになります。これはキリシタン禁教ということで56、57と58ページは写真ですけども、乙女峠の様子がこのキリシタン禁教についての内容が書かれているものであります。この副読本は、このページ数からいっても、100ページ近いページになっておいて、津和野町のいわゆる縄文時代から、そして現代まで通じた歴史読本になります。ですので、ページとすれば1ページとか半ページとか少ないページで、るる、その歴史を刻んできておりますので、これを全部深くということはなかなか難しいかなというふうに思います。

学校によって、どこをどういう形で使われるかというのは、その学校の授業のスタイルの中で、それぞれの学年に応じて使っていくような形にはなっておりますけども、ちょっと今の乙女峠の関係であれば、やはり津和野小学校であるとか、その近くの校区に入っているところが主にやっておられると思いますし、紙すき哀話は青原小学校等で使われているのかなというふうに思います。それぞれの授業に応じた中で、社会の勉強

の中、あるいは道徳の勉強の中、そういった中の一つの教材として、これを使っていくという形になっております。

ものをこれに特化して深めるという部分は、人権同和問題については、これ以外のいろんな場面でやはり差別をなくす、それから友達の間関係をしっかり築いていくという中で、いろんな場面の中で、差別についてのことは、それぞれの学校で伝わっております。これに特化するということのも一つのふるさと学習の一つではありますので、それを踏まえた中で、授業に取り入れていくということは一つの工夫であろうというふうには思いますけれども、それをこうしなさいと、教育委員会のほうで定規を当てるような形では、なかなか使用は難しいかなというふうに思っています。

ただ、こういった歴史をせっかく副読本としてつくっておりますので、しっかりいろんな場面で使っていただくということは、今までも言っておりますし、これからもしっかりと伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） まちづくり、まちづくり委員会ができて、いろいろそれぞれの地域で活動しているんですけども、まちづくりを考えるときに、どうしても人間の弱い部分というか、ただ助成金をもらってそれをどうこうするだけでなく、それを住民全体で意識づけをして、さらに高めていくとかいうのを考えると、なかなか意識づけに数年かかります。何をするにしても。

また、子供たちと接したりいろいろしているときに、今の若者がどういうふうなものかわかりませんが、私たちの若いころは結構人間とは何かみたいなわけのわからんことで、ずいぶん夜通し議論をしたりとか、いろんなことが思いが青年期にはあると思います。ただそうして議論をする機会がすごく少なくなっているのではないかなというように気がしております。なぜこんなことを言うかといいますと、教育委員会のときに、同じ教育委員だった、もうなくなられました伊藤さん、当時通学費のこと、公民館、学校の再編というさまざまな合併後問題がある中で、教育委員会で話しするんじゃ足りないんで、伊藤さんとこ行って、随分語り合いました。そのとき言われたのが、ぽつんと、「三浦君、なつかしいな」と「若いころはこういう場面がいっぱいあったが、年とるとこういう議論というか論争することもないよな」というのを、ちょっとふとなぜかしら思い出したんですけども、何かそういうことをできる場が必要であろうと思いますし、学びの協働事業も、先般あった各小学校の取り組みを見ていますと、当初の学びの協働授業からすごく変わってきたなと、すごく発展してきたなと、じゃあこの次はどうなるのかと。そうすると、やっぱり私の中でどこかで倫理観というか、そういうとこまで突っ込んで接していかないといけないんじゃないかと。特に異物といたら言葉あれですけど、自分の考え以外の考えは、どうしても入れられない、組織がというか仲がよくなれば、どうしても排他的になるという人間の弱さがあります。まちづくりもそうなんですけども。しかし、血を入れなきゃ活性化はしない常にあるんです。こういう歴史のも

のを見ると、そういったことをすごい気づかされることがあります。差別にしてもそうなんですけども、何かこう今町が取り組んでいるゼロ歳児からの人づくりプログラムとか、そういった部分の中にこういう倫理観的な部分、本当大変難しいです。だけど、そういう機会を創出していくべきではないか。また、それをしていけないから若い者が、また出ていくんじゃないかなど。

特に、私青原で生まれて感じているのが、宿場町です。新しく入ってきた人によって形成されてきました。選挙になると親族が3倍ふえるという言葉があるように、何かそのほうばかりが主立って、じゃあIターン、Uターンどんどん人を入れていこう、人をふやしていこうというときに、え、ここのどう解釈すればいいのかなというようなことがあったりします。

ちょっと話がそれたかもしれませんが、私にとってはそれていないんですけれども、こういった歴史を、避けたい歴史、特に今回質問の内容は、突っ込めば突っ込むほど目を背けたくなるようなことでもあるし、触れないでくれという声もありました。ですけど、こういうものを直視して、新たな時代、次世代を担う子供たちに伝えていかなければならないと思います。どう答えていいかわかりませんが、感じたことがあれば、誰か言ってください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほど来、ちょっと説明をした件であります。この歴史読本を配ってそれで終わりというのでは、当然なくて、これを参考にしているいろいろ深めていただきたいというのが思いでもあります。

これをできるだけ読みやすいようにということで、小学生でも理解できるような文の中でやっております。これはあくまでもきかけであって、これで興味が一つでもあれば、それをもっと掘り下げて、難しいほうにチャレンジしていただきたいという思いの中にあります。

三浦議員の言われるように、レガシーコストということで、負の遺産について真剣に考えるというのは、確かに一つの取り組みとしてはおもしろい取り組みになろうかなというふうには思います。これは、先ほども言いましたように、こうせえというのは、なかなか難しいことでありまして、ただ私がいつも校長先生方をお願いしているのは、ふるさと教育とかキャリア教育というのを津和野町が中心にやっていきたいということは言っておるんですが、それはあくまでもふるさと教育で、この問題についてしっかりやれとか、そういうことではなくて、日ごろの授業の中で、例えば一言、これは西周がつくった言葉なんだよとか、森鷗外が、先ほど言われたような情報というのは、森鷗外が実は訳した言葉なんだよとか、そういうことを一言授業の中で子供たちに伝えるだけで、それだけでも大きな効果があるというふうに思っているんで、それは例えですけども、いろんな場面の中で、津和野町である題材を教科の中に一言、二言、それを伝える

だけでも大きなふるさと教育、キャリア教育につながるんだから、それをぜひ授業の中で展開してほしいということを言っております。

先ほどのようなテーマを絞ったことについては、やっぱり地域の特性がありますので、地域、地域でそういったものを、例えば畑迫のほうや木部のほうでいくと、笹ヶ谷鉱山、このヒ素中毒とか、そういった大きな公害問題になった部分、公害なんかは学校の授業で必ず取り扱われる課題でありますので、津和野にとっては、ほかの公害の字が若干違うかもしれませんが、産業によって与えた害ということであれば、そういったものもテーマの中に一言入れていくだけでも、全然深みが違ってくるといふことを校長先生方には求めております、常日ごろから。

それから、先ほどの語り合うという場面ではありますが、今はいわゆるそういう語る、お互いで正解を導き出すような討論型の授業体系というのを、国全体も推し進めております。津和野町が以前からやっております協調学習というのが、まさにその取り組みの一つでもありまして、来年度からは、島根県もその取り組みに若干力を入れていくということで、3カ年間でありますけれども、加配を中学校に配備を、津和野の場合は、今日原中学校のほうに加配教員として3年間つけていただくことにしておりますけれども、そういった取り組みも全国的にやってやり始めておりまして、いわゆる対話型の授業の展開というのは、今から全国的な流れの中で、必然的に行われてくるようなことになっていこうと思っております。もちろん津和野町もしっかりとそういった授業の展開をしていただくように指導していきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 確かに、リベート教育とか、どんどん出てくると思います。リベートになると説得したかしていないかのはやく言えば戦いになります。そこで教育長も言われた、あと対話ですよ、そうした中で考え方も違いの中で、最大公約数を探して、ものごとを進めていくというのは、すごく重要になってくると思います。

笹ヶ谷鉱山のことが出ましたが、この吉松仁右衛門父子のもともとの原因は、この笹ヶ谷鉱山から流れてきた川の水が、作物ができないということが原因になっていることを、今思い出したんですけども、吉松仁右衛門父子の供養には、近隣市町、県外からも多数お参りに来ております。4月14日、ぜひ来ていない人は、一度訪ねて来てもらいたいと思います。この宣伝をして、私の質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、三浦英治君の質問を終わり、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 1番、草田吉丸です。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく願いをいたします。

今回、4点ほど質問をいたしたいと思いますが、まず1点目であります。施政方針についてであります。平成30年度もいよいよ年度末を迎える時期となりました。本年は、天皇陛下の退位、皇太子殿下の即位と元号の改元、また消費税率が10%へ引き上げなど、歴史の節目になりそうな年でもあります。津和野町におきましても、人口減少対策である総合戦略の見直しの年でもあり、検証結果においては、新たな施策を打ち出す必要がある年でもあります。現実の厳しさに向き合い、希望を持った行政運営が行われることを期待するものであります。

さて、本議会におきまして、町長の施政方針が示されました。当初予算の総額は30年度当初予算に対し1.7%減額の79億2,400万円となっております。そこで次の点についてお尋ねをいたします。

施政方針の主要施策について。2点目に財政についてであります。減額予算の主な原因が、公債費の減少であるというふうに思いますが、公債費が減額となった理由について。

次に、平成29年度の実質公債比率は10.8%でありましたが、今後どのようにすると予想されているか。

次に、他の特別会計への繰出金の増や基金取り崩しによる厳しい財政状況をどのように捉えておられるかお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の質問にお答えさせていただきます。

施政方針についてでございます。まず、施政方針の主要な施策についてでございますが、平成31年度も多岐にわたる事業を計画しており、その全てが重要と認めておりますが、その中でも特に庁舎の防災対策事業について、重きを置いております。災害から町民の生命と財産を守るための砦として、役場庁舎の防災対策事業を進めておりますが、各地で頻発する災害を目の当たりにし、丁寧な検討を重ねながらも、かつ早急な対策を講じる緊急性を認めております。

本庁舎と議場を含めた第2庁舎については、現日原診療所施設への移転改修を津和野庁舎については、現庁舎の耐震改修を計画しているところであり、現日原診療所の改修は、平成32年度内の完成を目途に着手してまいりたいと考えております。

また、津和野庁舎についても、現在行っている耐震調査の結果に基づいて国庫補助の活用も検討しながら、財政負担を軽減した最も効果的な政策を導きだしてまいりたいと考えております。

あわせて、浸水想定区域に位置する津和野中心地域の避難所の課題や現在町内に設置できていない福祉避難所の課題等についても、庁舎改修とともに検討しながら、さらなる防災力の強化につなげてまいりたいと考えております。

次に、公債費の減少につきましては、繰上償還額が平成30年度と比較して3億7,197万6,000円減少したことが主な要因となっております。なお、繰上償還を除く公債費としましては、平成25年7月豪雨災害に係る災害復旧事業債について、平成31年度より元金の償還が始まることなどにより6,710万円の増額となっております。

また、今後の見通しにつきましては、平成29年度末までに発行した地方債の償還額のピークが、平成34年度で12億474万6,000円となり、以降は減少する見込みとなっております。実質公債比率につきましては、公債費の今後の見通しでも説明をさせていただきましたが、既発債の償還額については、平成34年度がピークになることや、今後も庁舎耐震整備事業やF T T H化地下事業等の大規模事業について、地方債の借入れを予定していることから、平成35年度では12.4と比率が上昇する見込みとなっております。

他会計への繰出金につきましては、国が定める繰り出し規準により繰り出しを行うことを原則としておりますが、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、公債費の償還等に係る財源不足分として、基準外の繰り出しを行っている状況です。今後、両会計における公債費の償還のピークにつきましては、水道事業会計が平成34年度、下水道事業会計が平成37年度となることから、新規事業の見直しを含め、優先順位を明確にし、新発債の抑制に努めるとともに、適正な使用料の検討が必要と考えます。しかし、急激な使用料改定は、受益者にも負担を強いることから、段階的な見直しを図ることとしております。

また、基金の取り崩しにつきましては、財政健全化のため、計画的な繰上償還を実施してきたことにより、平成30年度末で減債基金残高は4億181万9,000円となる見込みです。今後も計画的な繰上償還を予定していることから、減債基金については減少する見込みとなっております。

財政調整基金につきましては、地方税収の伸び悩みや普通交付税の合併算定外特例の段階的な縮減等により、歳入が減収になっていることから、財源調整のための繰り入れを行っており、平成30年度末で11億4,981万1,000円となる見込みです。

今後は、災害等への備えのため、標準財政規模を平成30年で46億9,300万1,000円の2割を適正な規模とし、水準を下回ることがないように、引き続き平成28年3月に策定を行いました。第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、財政の健全化に努めてまいります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それでは、少し再質問をさせていただきます。

主要施策につきましては、庁舎の防災対策事業に重きを置いているとの回答でありました。その中で本庁舎の関係であります、これについては31年度の当初予算で実施設計業務が計上されておりますので、早速かかるというふうに思いますけれども、それも完成が32年度の完成を目指すということでありました。

一方、津和野庁舎のほうであります、耐震補強改修工事設計委託業務が予算化をされているということでもありますけれども、この津和野庁舎の耐震補強改修とか増築も出てくるというふうに思いますけれども、どちらかというと増築部分を早目にして、その後本庁舎の耐震といった工事をやるという、今までの順番でいいますと、そういうふうに受けとめておりますが、そのあたりが、増築部分がどうなるのか、そしてこの津和野庁舎が完成時期が大体どれぐらいで、今計画されているのか。

それとあわせて、この日原地域において山村開発センターの代替施設ということで、この第2庁舎を、今予定をされているということでございますが、これの完成年度をどのように今考えておられるか、まずそのことについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 津和野庁舎の耐震化事業のスケジュールということでございます。

先般、一般質問でもこのスケジュール、この津和野庁舎のスケジュールについて御質問があったように覚えておりますけれども、津和野庁舎につきましては、皆さん御存じのとおり有形登録文化財ということで文化財登録をされております。

また、津和野庁舎がある敷地につきましても、城下町が位置しとったというふうなこともございまして、増築部分を先にということでもありますけれども、我々も増築部分を先に建築して、その後今の庁舎を改修をということ考えておるところでございますけれども、そういった城下町の中に位置しておったということがございまして、今増築部分を今の津和野庁舎の職員寮、あるいは車庫が裏側にありますけれども、今の考えであります、その部分に増築棟を建設したいと考えておるところであります。

しかしながら、そういった埋蔵文化財の発掘調査、そういった手続を経て、そういった増築部分の建設に取りかかるような手続になろうかと思っております。そういったしますと、そういった部分のスケジュールというものが文化庁との協議、いろんなそんな県との協議とかも発生してきますので、そういったスケジュール感が今のところ読みとれないというふうに思っております、具体的なスケジュールにつきましては、津和野庁舎につきましては、まだ未定ということでございますけれども、進め方とすれば、今議員がおっしゃいましたような進め方を、今考えておるところでございます。

それから、第2庁舎だったですか。開発センターにつきましては、今使用禁止というふうな状態でございます、今公民館と図書館が入っている状況でございますけれども、日原山村開発センターにつきましても、これまでもいろいろと議論していく中で、第2庁舎が本庁舎、日原診療所に移転をいたしますので、この施設を有効活用したいという

ことで、山村開発センターの施設として検討しておるといふか、使いたいと考えておるところでありますけども、具体的なスケジュールにつきましては、これから検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 山村開発センターの関係、いろいろと同僚議員も一般質問等々されておりますけど、日原地区において非常にそういった会場がないということで、不便な面もあっております。

先般、日原小学校の体育館を使ってあいこい文化祭等も行われておりましたけども、ああいった大きい大会になると、あそこを使うということにもなるというふうに思いますが、その中でも、なかなか小学校の施設であるために、調理室とかなかなか使えないというようなこともあって、春日町の集会所で調理をして、弁当なんかを婦人会等は皆さん持ってきておられましたけど、何かそういった町全体に使えるような調理室とかも踏まえた、そういったものが、できるだけ早くできればいいなかとこのように思っておりますので、その辺についてできるだけ早く対応を願えたらというふうに思っております。

それから、日原診療所、本庁舎の関係であります、実施設計業務ということで、建物の設計業務が出ておりますが、この中には周辺の整備とかそういったことは含まれているのかどうか、ただ建物だけを今ここで予算計上されているのか、その辺について。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、予算で出ささせていただいております部分は、基本設計の中で、いわゆる建物の改修部分を主になったものを計上させていただいております。周辺整備につきましては、またこの実施設計の中で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） いずれそういったところも検討はされると思いますけど、やっぱり今までより多くの方が訪れる場所になるというふうに思います。周辺環境の整備もやっぱり必要であるというふうに思いますし、駐車場あたりも今のままで本当にいいのかどうかという気もしております。もとの石西社の跡地にとめて歩いてくるというようなことになるよりは、近くに駐車場もしっかり確保してする、そういったことも必要であるんじゃないかと思っておりますので、その辺の検討も、どうかよろしく願いをいたしたいと思っております。

それで、施政方針の関係でありますけど、今回具体的に、私ちょっと出しておりませんが、施政方針の大枠ということで捉えていただいて、ちょっと回答いただきたいと思っておりますが、昨年12月議会の一般質問でさせていただいたんですが、病院の医師確保の関係であります。非常に広域連携等によって努力をされている様子もお聞きしたところではありますが、これの4月以降の状況についてお聞きをしたいということと、あわせ

てこれも大変心配をしていることではありますが、須山院長先生が、どうも体調を崩されて休養をされているということをもうお聞きしておりますし、また飯島副院長先生も療養中ということをお聞きしておりますが、現在の様子について、いろいろプライバシーのこともありますので、そういったことに触れない程度で、もしお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 昨年の8月に非常勤1名、そして12月に常勤1名ということで常勤2名の医師が現在休職ということであり、県内の県あるいは島根大学そして益田赤十字病院を中心として、どうにか外来棟、病棟を存続の危機でありましたが、維持することが現在できている状況です。

御質問にありました4月以降におきましては、町長と島根大学あるいは県のほうにこの状況のお伝えをして、島根大学より第3内科の常勤医師1名、そして県からは自治医科大学の義務年限内の医師1名ということで、常勤の医師2名を4月から勤務をしていただくことになっております。

それに加えて、県からは水曜日と木曜日に津和野共存病院のほうの業務と日原診療所のほうの業務のほう2日間支援をしていただくということになっております。津和野共存病院の状況におきましては、現在の島根大学と自治医科大学の医師2名が病棟外来をしていくということでもあります。

ただ、今常勤医師1名、津和野の病院で勤務をされている先生が、4月より非常勤になりまして、週2日火曜日の外来、そして当直、水曜日外来ということで、依然厳しい状況が続くと考えられます。町長を中心として、引き続き、県あるいは大学のほうへ常勤医師確保のために、また動いていきたいと思っております。

当然そこには益田赤十字病院の木谷院長先生を中心とした支援もいただく予定になっておりますが、隣の六日市病院のほうが、常勤医師2名が減っているという状況がありまして、益田圏域としてはどこの病院も維持していかなければいけないということで、3月18日に病院長会議がありまして今津和野のほうに益田赤十字より支援をいただいております当直等を六日市位置病院のほうへということで、また津和野共存病院がそれを踏まえて厳しくはなりますけど、六日市病院のほうも支援をしていこうということでありましたので、病院長会議の間ではそういう状況になっております。

それから、須山院長先生の状況ではありますが、3月より金曜日、週1回の外来の診療をされております。3月18日に4月以降のことについて先生とお話しをしまして、一応月、火、金の週3日ですね、外来のほうを診療するというので、完全復帰に向けて、まだ数カ月はかかると思っておりますけど、そういう状況で診療をしていきたいということでもあります。

飯島副院長先生におきましては、現在もまだ療養中でありまして、ただ月1回程度先生のほうも津和野共存病院のほうには来ておられますし、現在治療をしているというこ

とで、復帰の日時のほうは、まだはっきりしておりません。ただ、1カ月、2カ月ということは、今の時点ではもつことはできないということをお伺いしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ちょっといろいろ様子をお聞きしました。少し安心をしたところでもありますけども、やっぱり病院のトップの経営を任されておるといようなところで、大変な心痛も察するところではありますが、ぜひしっかりと休養をされて、復帰されますことを願っております。

次に、少し財政のことではありますが、庁舎改修を初めとして、大型事業が計画をされていく中で、健全財政を保っていくために、財政担当課におかれては、あらゆる努力をされているというふうに思いますが、一つだけ平成31年度予算編成において、行財政改革にどのように取り組まれているのか、特に経費削減等について、何か特徴的な取り組みをされた部分があれば、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 平成31年度の予算につきましても、これまでと同様に枠配分方式をもって積み上げをしてきておるところでございます。そうした中で、全体的に対前年5%弱ぐらいのシーリングを追っかけておるところでございますけど、行財政改革の中での取り組みとしてどういうふうに反映させてきたかということかという部分につきましては、時間外等の抑制ということでの予算計上等はしてきておるところではございますけども、その事務事業の見直し等、さまざまな行財政改革に係る分野の個々を反映させた予算要求までは至っていないという状況でありまして、従来どおりの予算の配分方式による予算の積み上げをしたという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 予算の配分方式ということで、例年より減額の中で、いろんな事業計画も立ててこられたというふうに思っておりますけども、定数の関係もあるというふうに思いますが、定数減というような取り組みを考慮しておられるというふうに思っておりますが、仮にそれをやるとすれば、定数減とあわせて事務量のことも考えていかないといけないというふうに思っておりますが、職員に極端に負担がかかるというようなことにもなってはいけないというふうに思っております。きょうもいろいろ同僚議員の質問の中にもありましたけども、嘱託職員あるいは臨時職員も含めて、とにかく健康に十分留意した形での仕事をするということが大事であるというふうに思っております。職員の関係につきましては、働き方改革関連法案が4月から施行されるということでもあります。これに伴って長時間労働の是正とか、1人当たりの労働時間を減らす方向に今あります。また、年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対しては、5日以上を取得させることが義務化される、そういうこともあります。

昨年の決算審査のときも、若干職員の時間外の様子等もお聞きしましたが、極端になかなか有給休暇がとれないというふうな職場もあったように思いますけども、そういったところもひとつ十分に気をつけていただいて、働きやすい職場環境づくりに努めていただきたいというふうに考えております。

財政のことでいろいろ聞きましたけども、公債費の状況、それに伴う実質公債比率の今後の見通し、他会計への繰り出しの状況、基金の状況等について回答いただきましたが、いずれにしても厳しい財政運営が予想されます。

平成29年度の中期財政計画は、以前資料としていただいておりますが、その後、いろんな事業の年次計画も変化をしてきている中で、中期財政計画も見直しが必要と考えますが、新たな中期財政計画は、いつごろ新しいものを提示していただけるのか、その辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 中期財政計画につきましては、毎年度見直しをしてきておるところでございます。平成31年度の中期財政計画につきましては、先般、県とのヒアリングが終了したと、現段階で終了したという状況でございます。そのヒアリング結果について、県からの回答を待っているという状況でございます。その回答でオーケーということであれば、またお示しすることもできると思うんですけども、また県のほうから回答いただいておりますので、そういった状況でございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 収入の確保を厳しい状況の中で、いかに経費を削減して健全財政を維持していくのか、大きな課題であるというふうに思います。中期財政計画を示していただくことをお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次に、日原創出拠点づくり事業についてであります。日原賑わい創出拠点事業のカフェ棟、トイレ棟及び日原図書館工事が3月末をもって完成予定であります。そこで、図書館建設事業もあわせて、次の点についてお伺いをいたします。

1点目であります。31年度の事業計画について、2点目であります。周辺環境整備としての危険空き地、空き家対策等について。3点目であります。施設の運用等活用について。4点目であります。開館に向けてのスケジュールについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原賑わい創出拠点づくり事業についてお答えをさせていただきます。

賑わい創出拠点については、カフェトイレ棟、図書館が平成30年度をもって完成いたしますが、広場、駐車場については繰り越しとして翌年度6月末の完成を見込んでおります。こうしたことから、賑わい創出拠点においては、3月22日に予定しております。

す公募による拠点のネーミング発表、準備期間を経て7月のグランドオープンを予定しております。

平成31年度事業を行う上では、ソフト事業として、日原賑わい創出推進協議会が事業主体となり、全額国費による補助事業、過疎地域と集落ネットワーク圏形成支援事業の導入を予定しております。

次に、議員御質問の周辺環境整備としての危険空き家対策でございますが、施設隣接地にある家屋と想定して御解答をいたします。

当該家屋につきましては、過去に町から購入についての打診をしたことがございますが、そのときにはお断りになられた経過があります。現在は、自治会からも危険除去のための整備の要望をいただいております。担当課から条例に基づき、所有者の方に通知を发出しております。しかしながら、現時点で御回答がないことから、今後は内容証明等、より踏み込んだ対応を検討している段階でございます。

運営に関しては、図書館は直営による運営、その他の施設、カフェ、母屋等については、4月以降、当面は直営により開業準備を行い、準備期間を経た7月中旬、図書館その他施設を含めたフルオープンを予定しております。その前段として、6月議会での設置管理条例の改正、カフェ棟、母屋等の管理運営を行う指定管理団体の承認をいただきたい考えであります。なお、指定管理については、公募による選定を予定しており、公募に向けて地域住民の皆様が参加されたNPO組織の設立準備会が立ち上がったところでございます。立ち合いについては、官民が共同して地域に賑わいを生むべく、平日は図書館を中心に地域の皆様など、人々が集う価値ある日常づくり、平日夜や休日、イベント開催時には、広く町外からも人々がやってくる、魅力的な非日常をつくり上げていきたいと存じます。

賑わい拠点施設に関する事業費でございますが、事業の最終年度が継続中ですので、予算ベースでの算定となりますが、賑わい拠点施設に関しましては、基本計画から用地の購入、造成、空き家の解体、今後の外構工事も含めた、各設計、施工、プロデュース等の総事業費が2億6,665万3,000円、うち国庫補助等6,152万6,000円、起債過疎1億8,350万円、基金等1,102万4,000円、一般財源1,060万3,000円となっております。図書館につきましては、総事業費1億7,003万8,000円で、国庫金1,952万円、起債過疎1億4,924万円、一般財源1,27万8,000円となります。賑わい拠点施設と図書館をあわせました総工事費は4億3,669万1,000円であります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ネーミングの発表が、3月22日に予定されておりますが、きょうは発表はできないでしょうか、どれぐらいの公募に対して応募があったんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） ちょっと今正確な数字が手持ちに資料を持っておりませんので、申しわけないところなのですが、おおむね400を超える応募がございました。ネット等でも出したこともありまして、広く全国から町外の方含め、東京や九州含めて、さまざまなどから御応募いただいたところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） すばらしいネーミングを期待しております。

次に、周辺環境の整備の件であります。回答をいただいた件に間違いはありません。この件につきましては、自治会からも要望が出されているとのことで、また対応もしているという回答であります。やっぱり見てみますと、非常に危険であり、景観を損ねていることには間違いのないわけでありますので、解決に向けて、ひとつ努力をしていただきたいということで思っております。

できれば、この土地について、相手がおられるわけでございますけれども、もう購入をさせていただいて、賑わい創出のあるいは図書館含めての駐車場もあるいはそうでなければちょっとした公園的なことで、ぜひ利用するようなことに、この土地がなればいいかなというふうに思っております。いろいろ、これについては担当される課においても大変とは思いますが、大体可能性について、何かありそうなのかどうか、その辺についてちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 空き家条例に基づいて、今の所有者の方と協議をいただいておりますが、担当課となりますつわの暮らし推進課でございますが、この状況がうまく進んだ上で、仮に所有者の方が御同意をいただければ、こちらのほうへ求めさせていただくということは、町として求めさせていただくことは、本当に願っておるといってございまして。

その上では、以前からございました理髪店を営んでおられる事業者の方とも、大変こまめには協力的に、本当にいろいろ御協力いただけてきたところでございますが、その上では、今議員からもございました、駐車場という視点もございまして、逆にその事業者との協議の中では、転地とかというようなことも想定ができるということだと思っております。その上での一体的な活用ということではできると思っておりますので、商工観光課としましても、担当課の交渉の内容を見守っていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それから、図書館について少しお聞きしていますが、これから図書館があることによって、人が集う大きな一つの要因にもつながっていきます。大変この図書館についても、楽しみにしているところでありますが、何かこの図書館について、新しく建てる図書館、何か特徴的なことを考えておられるか、その辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 施設そのものが、最近建てられた図書館にしては、ちょっと小ぶりの図書館になりまして、特徴を出すほどの余裕のある敷地がございませんで、これといった目玉になるような特徴はないわけではありますが、ただ、賑わい創出拠点の一角としての図書館の位置づけもありますので、いわゆる何て言いましょうか、本を読むゆとりのある空間の部分が、窓際のほう、賑わい拠点の建物側のほうの窓が、ちょっとオープンな広い窓、窓というか扉になっておりまして、そこのエリアを囲って仕切ることができるようになっております。ですので、大きなイベントをするときには、そこのエリアを図書館の一部ではありますけれども、賑わい創出拠点のエリアのいわゆる賑わいのいろんなイベントに活用ができるエリアになろうかというふうに思っております。

あとは、基本的に木質系で木造の建物でつくっておりますので、そういった建物自体の特徴はあるかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） もう1点です。活用のほうもいろいろ考えておられるわけですが、私も先般2月10日に行われました天領日原ガイドウオーク2、これに参加をさせてもらいまして、同僚議員からも、これは質問がありましたけど、70名程度の方が参加をされておりました。

このときに、説明されたのが、日原郷土史研究会の方が説明されておりました。本当こういった方が献身的に研究に取り組んでおられるという姿を本当に見させていただきました。その中で、説明される方も言われておりましたが、日原地区には俳句の碑が大変いろいろなところにあるんです。このことを言われておりましたが、今一番皆さん、御存じだと思いますけども、閑古鳥塚というのが清水町の山すそに、今句碑が立っております。これをちょっと調べてみたんですけど、これは江戸時代の明和9年、天領石見の国鹿足郡日原村の俳人オオイシチョウコですか、という方が芭蕉の句碑として閑古鳥塚を立てたということになっております。そのときに、全国からそれを祝って俳句が贈られてきたということで、それが今この閑古鳥塚という雑誌であります。これは、大庭良美先生がいろいろ現代風にちょっと書かれた本になりますけども、この中を見ますと、もう日原地区ももちろんですが、津和野地域の人もこの句集に俳句を寄せられております。全国津々浦々からも、これに寄せられていると。こういった本がありますけども、これの原本というのが、今日原歴史民俗資料館のほうに保管をされておりますが、この原本があったところが大和屋さん、要するに今の賑わい創出拠点の古民家の関係ですね、そこに保存をされていたということでもあります。

そういったことを考えますと、あそこの活用方法の中にひとつ俳句といったものをテーマにしてやれば、歴史的に見ても、非常にぴったし合ってくるし、俳句もいろんなブームがあります。町内でもいろんなところで俳句をやっておられる方もおられますので、

活用方法の一つとして、何かこういったものを取り入れられたらどうかなということ、ちょっと話させていただきました。何かございましたら。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 私も閑古鳥塚を含め、昔から俳句が盛んであったというのは、旧町時代以来存じ上げているところでございますが、今回議員の御質問で、改めて冊子も含めて御提示いただいて、思い返したところでございます。大変いい御指摘をいただいたと思っております。横には図書館という一つ文学というか、基礎となる建物もございますので、教育委員会とも連携をさせていただいて、母屋での句会というようなものも十分考えられるというふうに思っておりますので、ひとつ今後の取り組みの中で、具体的に考えていけたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。森林環境譲与税についてであります。本年度から始まります森林環境譲与税について、次の点についてお伺いをいたします。

1点目ですが、森林環境譲与税の概要について、2点目ですが、津和野町の譲与税の活用について、お聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、森林環境譲与税についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。長年の念願でありました森林環境税が2024年度から国内に住所を有する個人に対して、年額1,000円を課税する国税として創設されることになりましたが、国内全体の税額は約600億円となり、国有林の人口林面積と林業従事者数、人口に応じて計算され、都道府県と市区町村に対して配分されます。この森林環境税を前倒しする形で、平成31年度から適用されるのが、森林環境譲与税であり、特別会計において借入れを行って対応されます。配分される譲与税の額は、島根県分は平成31年度から6,916万円が3年間、2022年度からは1億374万円が毎年配分される予定です。

本町は、平成31年度が1,368万5,000円、3から4年ごとに増額されて、2033年度からは、毎年約4,600万円が配分される予定です。森林環境譲与税の用途については、市区町村が責任を持ち、森林整備等にかかわる事業に使用することと定められており、毎年、公表することになっております。

次の御質問であります。平成31年度当初予算では、林業総務費に島根県が設立して行う森林管理支援業務に委託料として100万円を計上しております。林業振興費では、航空レーザー計測によるデータを活用して、机上で森林所有者の境界確認を行うため、委託料として162万円を計上、森林所有者への森林管理移行調査の委託料として55万2,000円を計上、使用料及び賃借料では、林内作業者とフォワーダーを町が

リース契約を行って、自伐型林業を実践する担い手を育成するため、リース料102万4,000円を計上、「山のたからでもう一杯！」事業の搬出土場として、土地の借り上げ料46万1,000円を計上、負担金補助及び交付金では、スギ苗木等の生産者支援で、生産振興助成金40万円を計上しております。平成31年度の譲与税の配分額は1,368万5,000円が予定されており、歳出額505万7,000円との差額862万8,000円については、有効な活用方法を検討するとともに、県内や全国の市町村での活動事例などの情報を参考にしながら、今後は補正予算で対応していく考えであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 2033年から、毎年4,600万が配分されるということですので、これをしっかりと有効活用をしていくべきだというふうに思っておりますが、その中で、ことしの計画で航空レーザー計測によるデータを活用して、机上で森林所有者の境界確認を行うということが載っておりますが、これはどういったところにこのものを使っていかれるのか、あるいはこれによって、例えば所有権の移転登記とかにこれが、こういうものが使えるようになるのかどうか、そのあたりちょっとお聞きしたい。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、山林につきましては、地積調査を森林組合に委託して行っておるところであります。このレーザー計測のデータが完成して、一度小瀬地区において、集会所でこのデータを見せながら、その地主の方々に境界はどういうところで成り立つかという説明会を行いました。これ森林組合が行ったんですが、そのときに、住民の方々からは、大変わかりやすいと、そういうものを通して線を引いてもらおうと将来的に、今まだ登記はできないんですが、将来的には登記まで行えるように、今国と一緒にモデル地区をつくって、調査を行うことになっておりまして、二、三年後には登記まで行えるレベルになるんじゃないかと思っております。そういうデータ取りを来年度からスタートしようというのが、その予算になっております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） そういった方向が、何か出てくるというのは、大変いいことだというふうに思います。前回の私も一般質問で、少し寄附をしたい人がいるけど、地積調査が済んでいないからなかなか町としても受け取れないという回答もありましたが、そういったことも進んでくれば、そういったことも可能になるということであろうというふうに思います。

それから、もう一つ移行調査をやられるということですが、これは町内の人はもちろん町外の在住者の方と当然そのメンバーの中に入って調査をされるということによろしいですか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今回の移行調査は、まず地積調査を終わっている箇所からスタートしようということにしておりまして、その面では、もう移行が決まり次第貸し借りとか売買とか行いますので、そういったところからやっっていこうということでもありますので、そういった地積調査が終わった山林に町外者の方がおられたら、そういうところも調査をするということになります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） わかりました。どうかこの森林譲与税、どうか有効的に活用して林業施策が前進することを期待しております。

次の質問に移ります。

防災についてであります。各地で発生する異常災害に対応するためにも、防災、減災意識の向上の取り組みは大切と考えます。防災無線が設置されて2年が経過しようとしています。災害時期を迎えて、防災無線機能が十分発揮されることが重要と考えます。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

1点目であります。屋外支局の音声確認、子局との操作訓練や各戸に設置されている端末機の作動確認はできているのでしょうか。

次に、町内の防災士の資格者人数は確認をされているのでしょうか。

3点目であります。防災士連絡会等を町主導で組織できないか。

また、4点目であります。自主防災組織に対する支援体制はどのようになっているか。

以上、お聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災についてお答えをさせていただきます。

防災行政無線につきましては、平成30年8月26日に、屋外拡声子局より設置してある無線機の操作訓練を行いました。訓練には28の自治会等に御参加をいただき、参加された皆様が、実際に無線機を操作し、22カ所の子局と親局との通信による連絡手法の確認を行ったところです。今後もそれぞれの地域で無線機の操作になれていただければ、訓練等に取り組んでまいりたいと考えております。

屋外拡声子局の動作確認につきましては、親局からアンサーバック機能による子局の動作監視を行い、拡声動作や送受信等に異常がないか、定期的に確認することとしており、異常があった場合は、保守管理業者が対応することとしております。現在は不具合等の報告は受けておりません。

戸別受信機の受信状況の確認につきましては、利用者において御確認いただくこととなりますが、戸別受信機のACランプが点滅している場合や、毎月1日と15日の18時に音楽と防火に関するお知らせの放送が聞こえない、聞こえづらいなどの不具合があった場合は、総務財政課宛て御連絡いただき、対応することとしております。

防災士取得者数につきましては、町内全体の防災士資格取得者数の把握は行っておりませんが、津和野町防災士資格取得支援助成金を活用し、今年度までに2名の方が資格を取得されております。防災士連絡会等の組織につきましては、現状では本町の防災士資格取得者数は少ないと考えており、組織するためには、一定の防災士資格取得者数が必要となるものと考えております。高齢化や担い手不足など、地域でさまざまな課題を抱える中、防災士資格取得の確保が難しい状況にはありますが、平成31年度から防災士資格の取得に係る費用を現行の2分の1補助から全額補助に拡充することとしており、地域における防災力向上の担い手となる人材の養成に努めるとともに、一定の防災士資格取得者数が確保された際は、平成29年度に組織された吉賀町を参考に検討してまいりたいと考えております。

自主防災組織に対する支援体制につきましては、自主防災組織の結成が全体に広がっていくよう自主防災組織の必要性や活動事例などの情報発信を行い、出前講座や避難訓練等を通じた防災知識の普及、啓発、津和野町防災士資格取得支援助成金を活用した防災士の養成等に取り組み、地域の防災力向上を支援してまいります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 防災士の関係でありますけども、この町の利用していただいた方が今まで2名ということではありますが、町内には何人か、私も少し知っておられる方も防災士の資格持っている方おられますので、何人か、2名じゃないかとおられるというふうに思います。

ただ、私もこれについて吉賀町の会見もちょっとお聞きしとったんですけども、吉賀町さんは、今度は2分の1から全額補助されるということを出ておりますが、吉賀町さんのほうは、どうも全額補助をしておられて、30名ばかりの方が今おられるんじゃないかなというふうには、ちょっと聞いております。

こういった補助を拡充するということから、防災士を受けてみようという方が、ぜひふえることを期待をしておりますし、そういった組織を人数がふえればつくっていただいて、防災士の皆さんが、本当に活動をしやすいような体制というのを、町主導でぜひつくっていただきたいというふうに思っております。そういったときは、活動費の助成等も吉賀町の話ばかりですけど、そういった補助をされているふうでありますので、そういったことも参考にして、ぜひ対応していただいたらというふうに思っております。

いろいろと防災無線の関係であります、今から災害時期になったときに、やっぱりこのものが本当に機能しなけりゃ意味がないというふうに思います。各家についている端末のところ、本当に情報が入るのかどうかちゅうのが、なかなかちょっと私もわからなくて、自分の家のある分もなかなか聞いたことがない。何ですか、これ2回ぐらいですか、流されとるんでしょうが、余り聞いたことがないんで、本当に連絡入るのかなという心配をしておりますし、スイッチを切ってとってしまやあだめですなそういったこ

とをもう少し、何か徹底していただいて、いざちゅうときに本当に役に立つようなことに、ぜひつなげていただきたいと思いますが、何かありましたら。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 防災士の資格取得につきましては、依然から他の議員さんからもいろいろと御指摘、御意見いただいた中で、新年度から全額助成ということで組めさせていただきたいというふうに考えております。

この中の説明といたしますか、回答の中にもありますけども、まだ全体的な人数の把握もできておりませんし、まだ人数的にも少ないなというふうにも感じておるところでございます。まずは、そういった防災士の資格取得者の数をふやしていきたいなというふうに考えております。

それと、戸別受信機につきましては、毎月1日と15日に試験放送を行っております。家の中での設定でボリュームが小さく設定されておると、なかなか聞きづらい点もあると思いますけども、緊急時には、ボリュームを小さくしても最大音量で流れるような設定をして、今回業者さんと点検しておりますので、そういった部分の点検もあわせて行っております。そういった点検等も、今後とも取り組み進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（1番 草田 吉丸君） ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質問が終わり、2時10分まで休憩といたします。

午後1時58分休憩

.....
午後2時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

本定例会最後の通告者、発言順序10、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） それでは、発言順序10番で、本日最後の質問になりました、議席番号10番の後山でございます。どうか、最後までよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、5件ほど出しておりますので、逐次質問をしてまいりたいと思います。

まず、1番目でございますが、駐車場について、職員の駐車料金徴収について前回は近隣市町村の現状調査をするようお願いをしておったところでございますが、今津和野庁舎の横のアスファルト舗装の駐車場には、56台分が駐車可能であり、このうちの職員関係が48台のうち20台は病院駐車場へ駐車するとのことであります。そうす

ると職員分が28台、一般町民は56台のうち48台のしますと8台分が少なくなりま
すので、28台分は一般町民はこの駐車場に大体36台分駐車が可能になるわけござ
います。これは津和野庁舎の横のアスファルト舗装のところでございますが、現在ここ
で平日36台の駐車スペースがあったことは、私はないと思っております。

また、共存病院の駐車場にいたしましても、73台分中職員が20台分は駐車されて
いるわけでありまして、また、日原の本庁舎横の土地、日原工業の跡地も駐車場として
5,300万ですか、出して買って、今公用車等いろいろ入れられておるわけござい
ます。これも、駐車機能としてあるわけでありまして。

また、今回鹿足郡安全協会の土地の購入4,730万8,000円ですか、この場所も
現在は駐車場として利用をされておるようであります。

益田市の職員は、民間の駐車場を確保されて、市の駐車場の駐車はされないと、駐車
は禁止の措置がとられているというふうに聞いておりましたが、津和野町でも自動車通
勤職員、全員町の駐車場へ利用されている以上は、料金の徴収をされたい、このよう
に思っておるわけでありまして。現在はどのような体制になっておるかはわかりませんが、
職員の駐車は先着順での駐車であるのか、駐車規定はどのようなになっておるのか、また
平成24年の6月の議会でも益田市の職員はこうである、ああであるというふうに質問
をしておりましたが、そのときの答弁で「近隣市町村の状況を調査して検討したい」こ
のような答弁をいただいております。あれから7年どのように対応されておられますか。
町民の感情からいたしましても、職員の有料駐車をされるべきであるという声も多く聞
いておるところであります。これについてどのような御所見かお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、後山議員の御質問にお答えさせていただきます。

駐車場についてでございます。職員の駐車場につきましては、本庁舎及び日原第2庁
舎に勤務する職員は、日原第2庁舎駐車場及び日原山村開発センター駐車場を利用し
ております。津和野庁舎へ勤務する職員につきましては、津和野庁舎に隣接する駐車場を
利用しております。

また、昨年10月には、津和野大橋川に隣接する鹿足郡交通安全協会が管理してあり
ました駐車場を島根県より購入し、11月より職員駐車場として使用しております。

議員御質問の職員の駐車料金の徴収につきましては、近隣の益田市におきましては、
市役所に勤務する職員については、互助会が借り上げた駐車場、または民営駐車場を職
員個人が契約しているようであります。また、美都、匹見支所に勤務する職員は、無料
であると聞いているところでもあります。吉賀町におきましては、職員への駐車料金の徴
収は行っていないとのことでありました。

本町におきましては、現状では職員の駐車料金の徴収については、これまでと同様の取り扱いを考えておりますが、今後の財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほど質問の中で、日原本庁舎駐車場約5,300万円の購入というふうに御質問いただいたわけですが、これにつきましては、約600万ぐらいの購入費でございますので、それについては訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 大変数字にまちがえがありまして、大変申しわけございません。訂正をいたしておきます。

この前も7年前にも同じ質問をしておるんですが、そのときにも検討するというふうに言われておるんですが、検討も7年たっても何ら検討されていない、このように私は思うんですが、やはり津和野町は観光の一番中央にある庁舎付近でありますので、できましたら、やはり職員の駐車料金ぐらいとるべきであろうというふうに思っておりますので、これからもひとつ検討していただくようお願いをしておきたいと思っております。

2番目になりますが、専門職員の雇用についてお尋ねをいたします。

津和野町では、町営住宅や郷土館、推進住宅、主要伝統建造物群保存等、研究部分も年次計画をいろいろされておるわけであります。

また、今回の日原賑わい拠点づくりに対しましても、基礎工法の変更、隣接家屋の影響調査等、初歩的な問題等、専門分野で対応が欠如しておるわけであります。こうしたような拠点づくりであったわけですが、こうしたことを鑑み、土木工事においても有資格者の採用と町の定員管理計画も考慮の上、建築部門で1級建築士、また土木部門では1級、2級、土木施工管理技士、上下水道部門では、布設工事の監督者の取得所有者の募集で、いろいろ採用できれば、大変いいわけですが、なかなか職種ごとに採用というのは大変難しいとは思っておりますが、職種ごとに専門研修に参加をさせたりしていただいて、技術の向上を図り、人材確保に努めていただきたい、このように思っておりますが、御所見を伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、専門職員の雇用についてお答えをさせていただきます。

臨時職員の募集につきましては、過去5年間、平成26年度から平成30年度において、毎年度採用予定職種を土木、採用予定人数を若干名として募集を行っておりますが、応募人数も少なく、過去5年間で1名の採用状況であります。

今後、公共建築物等の耐震化事業が推進され、建築士、土木技術士等の有資格者の必要性はさらに高まってくると考えております。今後も引き続き、県内外の専門学校への

募集要項の送付、ケーブルテレビのテロップ放送等を通して、建築土木技術者の確保に努めたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） なかなか、技術者を即というふうにも大変であろうと思われまので、その都度毎年募集されておりますので、ひとつそういった技術者の募集を力を入れて、今後対応していただきたい、このように思っております。次に、津和野共存病院の改装についてお尋ねをいたします。

今、吉賀町の六日市医療技術専門学校が2021年度末で経営難を理由に閉校される、このような方針を固めたと、新聞等で報道されて、大変びっくりしておるわけですが、これに関連しますと救急告示病院の六日市病院の理事長も辞任され、親族の常勤内科医2人も辞任させる考えであると、このような新聞で報道されたわけですが、これはよその町村の問題であります、簡単にこのことを話される問題ではないわけですが、津和野町も病院を抱えております。公設民営化されております病院があるので、しっかり対応していただきたいというふうにお願いをしておきますが。

まず、津和野の共存病院は、平成3年度当時の長安町長の時代に確か竣工式、竣工しまして、28年間、決して順風満帆ではありませんでしたが、昭和20年の12月に町は石西厚生農業協同組合連合会より、土地、建物、設備等、約13億円で買い取りをいたしまして、公設民営化に踏み切られて、組織体制に続いては、須山院長の並々ならぬ努力によりまして、医療法人橘井堂が設立されました。これが運営の運びとなったわけですが。

今地方を取りまく医療問題は、決して感化できない大きな問題であります。町も共存病院内に医療対策課を設置され、橘井堂と連携をとりながら、医師、看護師等の確保にも、また当然病院及び付属施設の維持、管理に関しても関連が大いにあるわけでありまので、そこでお伺いをしたいと思います。

私も自分の不注意によりまして、この1月4日に共存病院に入院することとなりまして、そのとき折り悪くもインフルエンザが流行いたしまして、病室より1歩も出ることができませんでした。そのような状態の中でありました。そうした中で、リハビリについては、療法士の先生が部屋に来られリハビリを受ける状態でありました。何か隔離されているような気がした、なりませんでしたが、その間、いろいろと多くのことが目に映ったわけですが、看護師、また療法士の方が一生懸命に看護されても、環境面でのカバーはできません。2階の一般病棟49床の入院病棟として、28年間の歴史の中で内部損傷が大変目立っておるわけでありま。

まず、1点目に、床板であります、これもやはり老人に見合ったような緩衝材で再生されるべきではなかろうかというふうに、これは床板の張りかえであります、このことができるのか、また壁につきましても、これはパイプ椅子がよく病院等で使われておりますが、これの傷跡がものすごいつくわけでありま。こういったことも、下の

5センチぐらいのはば木を打って上げると、解消される、このように思っております。そうしたことで、壁にずっと線がついている、大変見苦しいようになっております。

そして、各病室も28年間もたっておりますので、冷暖房の器具の整備、そして洗面機能が大変、私は気になったんですが、今冬場であるのに湯が出ません。水道しか引いていないわけでありまして。こういった洗面機能についても、温水機能できるように、ひとつ急騰設備を設けていただきたい、このように思っております。とても個室に入って洗面所で顔を洗うたって水しかないの、顔を洗うより、本当大変冷たい思いがします。年寄には大変厳しい条件であります。こういったことも、各病室に温水機能、また洗面台の設置、現状では患者が安心して快適に療養できるような改装していただきたい。患者も段々高齢化してきます。早急に改装計画を実施されまして、財源のことも大変気になると思います。ここを直すたって、ついわずかな金銭では直りません。その財政については、ふるさと納税を大いに活用され、事業分類でも医療、福祉分でもなんぼか積み立てがされておるわけでありまして。この際、有効利用をされたい、今この病院の状態をこの現実をどのように受けとめておられますか、またこの質問を聞いて、うん、そんなら大変なら、計画とひとつしてみようという気になっておられるのか、そこらあたりの御所見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野共存病院改装についてお答えをさせていただきます。

津和野共存病院につきましては、平成3年4月に竣工依頼、28年が経過しております。入院病棟の3階療養病棟においては、津和野共存病院等地域医療基本構想に基づき、施設の集中と効率化に伴い、国の療養病床再編補助事業を活用し、大規模改修を行い、平成30年11月から介護老人保健施設として運用が開始されたところであります。2階部分につきましては、病床数49床の入院病棟として活用しておりますが、これまで特に大きな改修をすることもなく使用してきたため、施設や設備の老朽化による諸問題が出てくることも容易に予想されるところであります。改修等が必要と考えられる箇所につきましては、以下のとおりでございます。

1点目として、床の改修であり、これは高齢者の入院がふえ、転倒の危険性が増しているため、患者の皆様の安全を確保するため、緩衝機能を持った床であるとともに、視覚的にも家庭に近い床材に張りかえる必要があります。

また、定期的に業者による清掃をしておりますが、28年を経て取り切れない汚れが目立ってきております。

2点目としては、壁の改修であります。経年に伴い、壁の汚れとともに破損個所が目立っております。破損個所に関しては、何らかの形で見えないように工夫をしておりますが、各所欠損あるいは穴があいた状態であり、患者様が過ごす環境としては、決して好ましくない状況にあります。

3点目としては、各病室への洗面機能及び温水の設置です。近年、施設における感染対策及びアメニティーの強化がクローズアップされ、洗面機能の設置は必須ともいえる情勢であります。当院においては、一部個室には洗面台があるものの、大部屋には設置されていません。また、設置されているものについても、温水機能がなく、感染対策については、刷り込み式軽微消毒剤を使用しておりますが、本来の対策としては十分ではありません。

また、患者様においても、手洗い等室内でできずに御不便をおかけしております。一部設置された部屋においても、温水機能がないため、特に冬場においては、不十分な環境となっております。

いずれにいたしましても、築28年を経過した施設であり、患者様に快適に施設を御利用いただくため、財政状況等勘案しながら対応を検討してまいります。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） この「財政状況も勘案しながら、対応を検討してまいります。」というふうな答弁をいただきましたが、これを解消しますと現実的には入院患者がおられる中での工事になるわけでありましたが、そうしますと騒音、振動、じんあい等の問題もいろいろ起こるわけでありましたが、現在はいろいろな建設機械も振動工具にいたしましても、大変機能の優れた機械も相当あります。特に給排水工事については、今の現状見ますと、屋外からつけられるように私自身は見えておるところでございますが、そうしますと、振動、騒音も相当軽減されているのではないかというふうに思っておりますが、これを実施計画に入った場合、また工程管理を施工業者と協議を密にされまして改装工事の早期着工、早期完成を願いたい、このように思っておりますが、医療対策課職員に大いに期待をしているところでございますが、課長さん、この実現の可能性があるのかどうなのか、財政的から見まして、まだ当分期日を要すると思っておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 入院患者が入院されておりますので、この工事をすることになれば、いながら工事になると予想されます。今議員さん言われましたように、騒音、振動、じんあい及び衛生面において、これは支障を来すと考えます。

いながら工事を実施するであるならば、入院患者がおられますので、まず1部屋ごとに患者さんに移しながらという状況になります。そうなりますと、やはり病院の稼働率等々の影響しますので、専門家と綿密な協議をしながら進めていきたいと考えております。

先ほど議員さん言われましたように、洗面の部分におきましては、当然給排水管等が1階の天井にありますので、今橘井堂のほうからは、議員さん言われましたように、外からそういう壁を打ち抜いてということで洗面のほうに取りつけるという状況を、今までも3階を改修したときに2階のほうをどれぐらいの状況で期間かけてできるかとい

うことも、一応内部では検討しております。ただ専門的にじゃあどれぐらいのどうこうという部分ははっきりと回答はいただいております。しかしながら工事になりますので、当然特殊な専門的な事業工事業者も選定しなくてはならないということを聞いております。

町長の答弁にもありましたように、財政的な部分を勘案しながらということですが、まずは環境の部分を整えるということ、より全てを改築するのではなく、できる部分の状況からやっていきたいと思っておりますので、財政課長等と相談をしながら、やはり患者さんが入院をされておりますので、できる部分は早急に取りかかっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 3階のせせらぎ棟は大変立派になって、患者さんも大変入居されて喜んでおられるわけです。あれから見ると、2階は本当に大変28年間も何ら改装されておらないので、大変見るのも汚いといった表現がいいぐらいにいえばなっております。ひとつ、財政のこともありますが、こういうことはどうか前向きに取り組んでいただきたい、このように強く希望しております。

次に、4点目、日原賑わい創出拠点づくりについてお尋ねをいたします。

この工事も同僚議員も質問しておりましたが、よいよ完成間近になったわけですが、これもネーミングの募集も期待されるところでございますが、当初計画では、国の地方創生交付金を活用し、総事業費は3億5,000万円での整備計画であるというふうに新聞にも大々と報道されたことであるんですが、この最終的に総事業費は幾らになっておるのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原賑わい創出拠点づくりについてお答えをさせていただきます。

賑わい拠点施設に関する事業費でございますが、事業の最終年度が継続中でございますので、予算ベースでの算定となりますが、賑わい拠点施設に関しましては、基本計画から用地の購入、造成、空き家の解体工事も含めた各設計施工、プロデュース等の総事業費が2億6,665万3,000円となっております。そのうち、国庫補助等6,152万6,000円、起債過疎1億8,350万円、基金等1,102万4,000円、一般財源1,060万3,000円となっております。

図書館につきましては、総事業費が1億7,003万8,000円で、国庫金1,952万円、起債過疎1億4,924万円、一般財源127万8,000円となります。賑わい創出拠点施設と図書館をあわせました総工事費は、4億3,669万1,000円であります。

○議長（沖田 守君） 10番 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 総事業費は4億3,600万、大変な事業でこれが日原の賑わい創出にかかったお金であります。これを成功させるためにも、地区住民の努力も大変であろうというふうに思っておりますが、一つだけ大変私が気になっておる、この前から何回か課長さんにも申し上げておりますが、実はあそこに仏壇がありますね。このことをどうされるのか。なぜ私が仏壇にこだわる、私は昔、墓をいらいまして、無縁仏でそのあたりがあったということで、2カ月間、ずっと原因不明の熱が出て寝たことがあります。そうしたとき、ある医師会病院の裏のほうなんです。祈禱師さんがおられて、「後山さん、あんた無縁仏をいろうちゃおらんか」と言われまして、思い出したところ、工事の中で墓が出たのを、そのいらったことがあるんです。それがたまたんだというふうに言われて、私は興海寺さんをお願いして、実は現場で施餓鬼をしていただいたことがあるんです。それでも、仏様のことになると、大変に気になりまして、それでこの前もそこ見学に行ったときに、同僚議員がおられます岡田副議長にもお尋ねしたんですが、やはり何らかの処置をしたほうがいいんじゃないかというふうなアドバイスをいただいたんですが、これをこのままここに置かれるということは、私は大変何と言いますか、知らん人があそこで皆集まれるんですから、そういったことは払しょくして、もう気持ちよくあそこでいろいろなあれができるようにしてあげたい、このように思うんですが、課長さん、どっかにそれは持って行って置かれるとか、何らかの対応はできないのか、そこんところはどうぞいまいしょうか。大変新しいものができて、皆さんが入って、そこでいろいろ何をされるんですから、いつまでもそこへそういうの仏壇何か置くべきじゃないと私は思うんですが、それについてひとつ御見解をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 以前、議員さんからそういう御質問もいただいたということ、私も記憶をしております。その際に申し上げたかもしれないんですが、母屋と蔵につきましては、事業用提供借地借家という契約、公正証書つくった上のきちんとした契約という形で、30年間の使用を担保させていただいておるところでございます。当初は使用者の方もあれを崩してしまいたいという思いからスタートしておりまして、あれがなくなること自体、日原地域では貴重な古民家でもあるということもございまして、しのびないという御意見もいただく中で、空き家の整備の候補物件として上がって、協議会等で皆さんの御意見をいただきながら決定して進めたところでございます。

その借地借家の契約の際も、どうしてもこのあたりが交渉ごとでございますので、お互いいろんなことを詰めながら進めていく中では、やはり所有者の方から、遠方にいらっしやいますので、なかなか仏壇をのけることがちょっとしのびない部分があると、またどうしていいものかということ、なかなか難しいというような御相談も受ける中で、町としましても、お借りをしておるといふところもございまして、当分は、それをこち

らとしてお受けをするという形で契約書の中にも項目立てをしております。維持をするという形になっておりますので、この上は、今後いよいよ本格使用に利用に入ってくると思いますので、その段階では、とにかく今はきっちり閉めて、外から見えないような形になっておりますので、これをさらに徹底をしまして、その扉自体が開かないという形もより徹底をして、対応させていただくということで、一応御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 私は、いかんげい理解をしますが、もっとあれでも噂というものが出来、せっかくあれだけの金をかけて改造したんですから、何とか本人を説得されて、どっかに移されるとか、わしゃするのが最善であろうというふうに思います。せっかくこれだけの金をかけてできたものを、私がこんなことを言ってもあれかもしれません、私なら利用しません。本当言いまして。そういうことが噂が噂を生んだら大変なことになりますので、ひとつできる範囲で最大限の努力をしていただきたいとこのようにお願いをして、次の問題に入ります。

次に、最後になりますが、庁舎問題についてお尋ねをしたいと思います。

庁舎位置の問題も12月議会で特別議決されまして、町長も一段落ついたように思っておられると思いますが、まだ議場問題が流動的で、私は町長提案の2階で、あのウナギの寝床みたいな場所で、議長として、本当の存在価値が認められるのかというふうに思っております。町民にも、こういったことは関心事であるわけでございます。また、次世代の人にも関心を持っていただき、是々非々の議論をもっとしていただきたい。そして、本当にあの狭い2階でいいのか、公聴会でも計画されて、ひとつ意見を聞いていただきたい、このように思っておりますが、公聴会の計画についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、庁舎問題についてお答えをさせていただきます。

庁舎の防災対策事業を進めるにあたりましては、現庁舎はいずれも旧耐震基準で建設されているため、耐震性や防災上の問題があると同時に、施設、設備の老朽化、バリアフリー、情報セキュリティー等に対する課題があるため、平成29年度からの内部検討会議を始まりとして、現庁舎等の現状と課題、庁舎のあり方に至る経緯、基本的な考え方や方向性について検討を行ってまいりました。

また、平成29年度に津和野町庁舎基本構想がまとまり、今年度は町内各界を代表する委員によって構成する、津和野町庁舎建設検討委員会の御意見をいただきながら、本庁舎の基本設計の策定及び津和野庁舎の耐震診断の作業を本年度末に向けて行っているところであります。

これまで、庁舎の防災対策事業は、本庁舎の位置を検討するものではなく、防災力強化の観点から、また、厳しい財政状況を鑑み、また、既存施設の活用を優先して検討し

たものであります。このたびの事業は、本庁舎の津和野地区への移転を含んだ、庁舎の新設ではないため、公聴会については必要ないと判断しているところであります。

今後においても、津和野町庁舎建設検討委員会の御意見を参考にしながら、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。なお、議場についてということでございましたけれども、私といたしましても、当初は非常にいびつな形で議場として本当にふさわしいものかどうかということを、我々としては感じていたところでもありますので、そうした中で、議場の増設という形で議会のほうにも御提案をさせていただいてきたというところであります。

そうした中で、議会のほうから、財政状況も鑑みられて、日原診療所の2階、こちらのほうがふさわしいというそういう御検討をされたということでありまして、その結果のものでございます。我々としても、使われるのは議会でありますので、我々執行部としては、議会の方針に議会のことについては、のっとってやるということ、原則でこれまでもやってきたことから、今回のこの議場についても、議会のお考えを尊重しようという中で最終的なそういう結論に至ったということでありますので、御理解をいただきたいとそうように思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長御答弁の中に、町長は「今後も津和野庁舎建設検討委員会の意見を参考に、さらなる検討を進めていくので、公聴会については必要はないと判断している」とこのように答弁をされました。

この公聴会より検討委員会のほうに重点を置かれておるわけですが、検討委員会の10名の委員、これを委嘱されておるわけですが、10名の組織名を見ましたところ、まず1人目、津和野商工会の会長、商工会の立場といたしましては、これは商工会には店舗数が311店舗ありまして、津和野町は214の会員数、69.82%の会員を持っております。また、日原町は97の会員数で31.28%の会員数であります。予算にいたしましても、30年の総額予算額は7,120万4,000円、これに対して町の補助金が900万円、イベントの補助金が1,500万、これらの補助金の合計が2,448万8,000円ぐらいあるわけですが、これが何を意味しておるか、商工会に対する町の助成額が34.4%あるわけであります。また、津和野町の観光協会の会長もこの一員であります。この観光協会も店舗数が157店舗あります。そして津和野町は115店舗で73.28%、日原町が25店舗の15.92%、その他が17店舗で10.80%、このような状態であります。そして、予算総額につきましても、3,538万9,000円のうち、町の補助金、事業費補助金、あわせまして2,365万1,000円、観光協会に対する町の補助金が66.9%、このようになっておるわけあります。また、入り込み客数も29年度116万6,812人が津和野の入り込み客は88万7,722人、75.58%であります。日原についても28万6,755人、24.42%であります。

このような状況の中で、商店会、観光協会の会長、検討委員会の委員に委嘱されても、本当の意見を出すことはできないと、このように私は思っております。これだけの助成金をいただいた会長が、どうして自分の意見が言われるのか、このように思っております。町長の諮問機関でもあります。町長の意思を忖度して意見を出されたものである、このように私は思っております。

また、同僚議員の回答の中でも請願、採択と申しましても、1票差の結果であり、さらに日原地区から採択を受けて、非常に強い反対意見が数多く寄せられるようになり、仮に請願に基づいた提案をしても議員の3分の2を上回る賛成による可決は到底無理であると、このように申されております。とても、私は行政の長の発言とは思われません。これは、津和野地区町民に対しての挑戦であるともこのようにも受けとめられるわけであります。

中国の言葉に、私もよく引用しますが「盤根錯節に遇いて利器を知る」というふうなことわざがありますが、町長にはこのようになっていただきたい、このように思うところであります。

町長は、津和野町の最高責任者として、もっと威風堂々とされ、泰然自若されていないと、町民や議員、職員の信頼は受けられない、このように私は思うのでありますが、余り姑息的な発言はしていただきたくない、このように思っておりますが、町長、どのような御所見があるか伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 二つ御質問があったと思えますけれども、まず一つ目の御質問につきましては、仮に今回の庁舎建設検討委員会の議題というものが、本庁舎を日原地区から津和野地区へ移転をするという、そういう答申をいただく内容であるならば、もっとその庁舎建設検討委員会自体が違う構成メンバーになっただろうというふうに思っております。それはやっぱり合併協定というものが日原とそれから津和野との法廷協議会を経て決まったものでありますから、どういうメンバーかというのは、想像もまだつきませんけれども、仮にそういう検討委員会になるのであれば、日原地区、それから津和野地区、それぞれの代表から、また別の方を選んでのそういう議論になっていくんだろうというふうに想像しているところでございます。

今回は、あくまでも防災対策事業として始まり進んできたものであります。そうした中で、庁舎の改修をするわけでありますから、住民にとって、より利便性の高い使いやすい庁舎になるためにはどういうことを考えていけばいいのか、あるいは防災という観点からも、それぞれの各会を代表する立場において、御意見をいただきたいと、そういうことから、商工会や観光協会やいろんなそういう分野の代表の方々を選定をして委員会の委員になっていただいたというものでございます。

ですから、あくまでもこの庁舎建設検討委員会の後山さんが思っておられる内容のものとは全く違うものである、そういう議論になってくるんだろうと思っております。

が、私どもとしては終始そういうスタンスでやってまいりましたし、このことは以前の全員協議会の中でもお話しをしたことがあるというふうに思っております。実際に庁舎建設検討委員会の中でも、それぞれの会を代表されてこられてくる方々は、これが津和野庁舎のほうへ本庁舎を持っていくという議論であるならば、我々はここで議論いたすことは難しい、そういうことを実際におっしゃっていたわけでありまして。そのときにも、当初の我々の思いはこういう形で検討委員会を開くんだと、先ほど申し上げたようなことを御説明をして、これまで進んできたというところでございます。

それから、1票差で他の議員にお答えしたことが威風堂々としていないとか、それから姑息的な発言とか、正直ちょっとそれは余りにも私に対して、本当議会のしかも一般質問という公式な場における御発言というのは、むしろ、私としては失礼ではないかというふうに率直に感じているところでありまして。あの他の議員への発言をもってどこが姑息とおっしゃられるのか、むしろ私のほうがお聞きしたいぐらいでございまして、これまでの経緯というものを事実を説明をし、そして私が最終的に提案をしていかなければなりませんので、その提案に至ったそれぞれの状況、考え方、そうしたものを回答として書いたというところでございます。

実際、請願が採択されてから、日原地域の方々から強い意見が、本当に事実として数多く私の耳には寄せられてまいりました。そんな中で、どうこれをもし議論を進めるにしても、ますます津和野地域と日原地域のこの感情、対立が深まるばかりであって、なかなかこれを話を進めていくというのは、到底難しいという私自身は判断をしたというところなんです。むしろこのことをクローズアップすればするほど、本庁舎を動かしていくということではありますが、より一層その方向からは、遠ざかってしまうというところでございます。

前にもどなたかの議員に御質問さしていただいたことありますけれども、現況、この津和野地域、日原地域のそうした御意見、感情的なもの、そうしたものを含めて、最終的に議会の3分の2の議決を得るために、どういう道筋を得るべきなのか。今までそれに対して明確なお答えというものをいただいたことがございません。私もそうだろうと思っております。そのためにも、現行は、我々としては防災対策事業を緊急性を持って前に進めていかなければならない、そういう考え方の中で、いろいろと各議員にも、それぞれお話しをしに行って、そして議論を重ねて、そうした中で、請願に採択された議員さんも次へつながるような落としどころとして、今回いろんな納得をいただいた中で、賛成9という、そのような可決をいただいたというところでございます。

私としては、物事を前に進める責任があるわけでありまして、それもまさにそれは町長の責任であるからこそ、町長としての責任を自覚した上で、いろんなこれまで動きをしてきたということでございます。それをもって、姑息だということであるのであれば、本当に私は残念なことだというふうにしか言いようはございません。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 10番 後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長も私の発言にいろいろ物申されましたが、私も町長、この町長の発言の中に、請願採択と申しましても、1票の格差の結果であるというふうなことを言われておるわけでありまして。さらには、日原地区から採択を受けて、非常に強い反対意見が数多く寄せられるようになったというふうなことを答弁でされておるんです。我々も津和野町民からいろいろなことは言われておるわけですよ。町長だけじゃありません、我々も本当津和野へ帰りたくないほど、いろんなことは言われます。そのことを踏まえているんなことは質問し、町長にできる質問は一生懸命してきたつもりであります。町長たるものが、このようなことを言われるのが、私は心外であります。

また、「仮に請願に基づいて提案をしたとしても、議員の3分の2以上上回る賛成による可決は到底無理であろう」というふうなことを申されております。これを何を意味するのか、私は大変憤慨しておるところであります。言葉尻をいちいち取り上げて、町長と議論したってしょうがありません。今このような状態で。今後もいろいろ津和野町の発展のために、議場のこともあります、いろいろな問題があります。町長とは大いに議論を戦わせていきたいと思っておりますが、このぐらいのことでおきたいとは思いますが、もっと大所高所から町長見ていただきたい、そのように強くお願いして私の質問は終わりたいと思っておりますが、主張あれば一言。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） ですから、じゃあ3分の2をどういうふうにして議決を求めていくのか、後山議員さんであればどういう道筋をお考えであるのかということも、それ以前から示していただきたいというふうに思っております。私はその道筋というのはなかなかないんだろうと思っております。私は決して津和野地域の住民の皆さんの思いをないがしろにしているわけではありません。これが逆のケースであれば、もともと合併協定で津和野地域に本庁舎があって、そしてこれを今度日原地域に動かしていこうというふうな請願であれば、私は変えられるほうの身にたって、そしてまずそれをどう考えるかということに気をつけていくということ、これがまずは町長としての使命であり、政治としてのやり方であろうというふうに思っております。今回は、本庁舎が合併協定を経て、日原地区に決まっています、そしてこれが津和野へ動かそうというふうな議論の中で、日原地区の皆さんがどう考えるのかということに気をつけていく、そして日原地区の住民の皆さんの理解がなければ、当然その3分の2の津和野地域へ移すというような議案を出したとしても、得票可決は難しいということがあるわけでありまして。ですから、我々としては、この日原地域をどうしていくのかということ、まず考えていくということは、当然のことであろうというふうに思っております。

議論をするということ、ぜひさせてほしいと思っております。私は、ただども、先ほども言葉尻を捉えて、もうこれ以上はというような話をされる。本当に残念でもあります。

し、むしろ捉えられて、言われることだけは言われて、議論を閉じようとされる、そして了見が狭いとか大所高所からとか、そう言われるのは、本当に私としては残念なことであり、寂しいことだなというふうに思っております。議論は十分したいと思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長もいろいろ申されましたが、腹のうちはいえんと思いますが、私も私のこの質問に対して、公聴会をされてはいかがというふうに申し上げたわけでございますが、町長は公聴会については必要はないというふうに判断をしたと。なぜならば津和野庁舎建設検討委員会意見をいただきながら、この計画を進めていくから、この公聴会については必要ないというふうな判断であります。私は公聴会というのは、もっと大きな意味で大切なものであろうと思います。町長は検討委員会があるから公聴会はしなくてもいいというふうに思っておられるのか、そこらあたりが私と町長の意見の違うところであろうと思いますが、私もまだまだ任期がありますので、これから一生懸命勉強して、町長に対応できるような質問をしていきたい、このように思っております。今町長に何かあればいただきたいが、ないようではございましたら、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長、いいですか。以上で、10番、後山幸次君の質問を終わり、これで全ての質問者が終了いたしました。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。御苦勞でありました。

午後3時05分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 31 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)
平成 31 年 3 月 26 日 (火曜日)

議事日程 (第 5 号)

平成 31 年 3 月 26 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 69 号議案 平成 30 年度津和野駅前周辺広場整備 (第 1 期)
・駐車場整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 70 号議案 平成 30 年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事
(第 1 期) 請負変更契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 71 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 5 町長提出第 72 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算 (第 5 号)
- 日程第 6 町長提出第 73 号議案 平成 30 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 5 号)
- 日程第 7 町長提出第 74 号議案 平成 30 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 町長提出第 75 号議案 平成 30 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 5 号)
- 日程第 9 町長提出第 76 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第
5 号)
- 日程第 10 町長提出第 56 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ
いて
- 日程第 11 町長提出第 57 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画 (平成 28 年度～
平成 32 年度) の変更について

- 日程第 12 町長提出第 58 号議案 平成 3 1 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 13 町長提出第 59 号議案 平成 3 1 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 町長提出第 60 号議案 平成 3 1 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 15 町長提出第 61 号議案 平成 3 1 年度津和野町後期高齢者医療特別会計
予算
- 日程第 16 町長提出第 62 号議案 平成 3 1 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 17 町長提出第 63 号議案 平成 3 1 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
予算
- 日程第 18 町長提出第 64 号議案 平成 3 1 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 19 町長提出第 65 号議案 平成 3 1 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 20 町長提出第 66 号議案 平成 3 1 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計予算
- 日程第 21 町長提出第 67 号議案 平成 3 1 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 22 町長提出第 68 号議案 平成 3 1 年度津和野町水道事業会計予算
- 日程第 23 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 24 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 25 議員派遣の件
- 日程第 26 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 69 号議案 平成 3 0 年度津和野駅前周辺広場整備（第 1 期）
・駐車場整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 70 号議案 平成 3 0 年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事
（第 1 期）請負変更契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 71 号議案 平成 3 0 年度津和野町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 5 町長提出第 72 号議案 平成 3 0 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算（第 5 号）
- 日程第 6 町長提出第 73 号議案 平成 3 0 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
（第 5 号）
- 日程第 7 町長提出第 74 号議案 平成 3 0 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 3 号）
- 日程第 8 町長提出第 75 号議案 平成 3 0 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算（第 5 号）
- 日程第 9 町長提出第 76 号議案 平成 3 0 年度津和野町水道事業会計補正予算（第
5 号）

- 日程第 10 町長提出第 56 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 11 町長提出第 57 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更について
- 日程第 12 町長提出第 58 号議案 平成 31 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 13 町長提出第 59 号議案 平成 31 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 町長提出第 60 号議案 平成 31 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 15 町長提出第 61 号議案 平成 31 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 16 町長提出第 62 号議案 平成 31 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 17 町長提出第 63 号議案 平成 31 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 18 町長提出第 64 号議案 平成 31 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 19 町長提出第 65 号議案 平成 31 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 20 町長提出第 66 号議案 平成 31 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 21 町長提出第 67 号議案 平成 31 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 22 町長提出第 68 号議案 平成 31 年度津和野町水道事業会計予算
- 日程第 23 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 24 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 25 議員派遣の件
- 日程第 26 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、平成31年第2回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、岡田克也君、1番、草田吉丸君を指名します。

日程第2. 議案第69号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第69号平成30年度津和野駅前周辺広場整備（第1期）・駐車場整備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。今定例会に追加でお願いをいたします案件は、契約変更案件2件、一般会計を初め各会計補正予算案件6件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第69号でございますが、平成30年度津和野駅前周辺広場整備（第1期）・駐車場整備工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしくお願いをいたします。それでは、議案第69号について御説明をいたします。

平成30年度津和野駅前周辺広場整備（第1期）・駐車場整備工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的は、平成30年度津和野駅前周辺広場整備（第1期）・駐車場整備工事でございます。契約の方法は、随意契約。契約の工期は、変更前の完成期日が平成31年3月29日、変更後の完成期日が平成31年9月27日となります。契約の相手方は、住所、鹿足郡津和野町瀧元58番地1、株式会社日成建設代表取締役坂崎和義でございます。

資料としましては、裏面には工事請負変更仮契約書の写しと、参考資料として変更内容をつけております。この仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき本契約となるというものでございます。

この事業の変更につきましては、駐車料月極契約者、JR関係の工事着手、施行各段階における協議に不測の期間を必要とし、3月12日、3月議会において期間延長の議決をいただいたところでございます。つきましては、その上で国の期間延長に係る承認をいただきましたので、再度年度繰越の提案をさせていただくところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第69号平成30年度津和野駅前周辺広場整備（第1期）・駐車場整備工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第70号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第70号平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第1期）請負変更契約の締結についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第70号でございますが、平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第1期）請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるとでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） それでは、議案第70号について御説明いたします。

契約の目的は、平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第1期）でございます。契約の方法は、随意契約でございます。契約の工期については、変更前完成期日が平成31年3月28日でありまして、変更後完成期日を平成32年3月13日にさせていただくものであります。契約の相手は、住所、鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、氏名は堀建設株式会社代表取締役堀大地であります。

裏面に、資料としまして工事請負変更仮契約書の写しをつけておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

次ページには参考資料①をつけております。

1、当初契約の概要はごらんとおりであります。

2の変更の概要の中の変更の理由についてであります。工事实施に当たりまして、高津川漁業協同組合との協議の結果、河川内工事期間を10月31日から3月29日までとの指示により年度内の工事完成が困難となることから、工期の延期が必要となるためでございます。

裏面には、別紙としまして工事概要をつけておりますが、これは昨年10月の臨時会で本工事の請負契約の締結に係る説明資料として提出したものでありますので、御確認をいただければと思っております。

また、次ページ以降には、参考資料②で工事図面をつけております。図面は上流から下流側に向かって描かれております。

本工事では、左右側の橋台及び橋脚部の上部工の橋桁を支える部分の拡幅と橋脚2基の補修及び下床部の根固め工事であります。この中で若干見にくいかもしれませんが、橋台A2、それから橋脚P2は黄色の着色をしておりますが、この部分は現在完了しております。赤い色で着色してある部分、橋台A1、橋脚P1、下床の根固め部は、ことしの漁期、出水期後に工事施行する部分となります。

また、本工事の仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続することなく本契約となるものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第70号平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第1期）請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第71号

日程第5. 議案第72号

日程第6. 議案第73号

日程第7. 議案第74号

日程第8. 議案第75号

日程第9. 議案第76号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第71号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第8号）より、日程第9、議案第76号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）まで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第71号でございますが、平成30年度津和野町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ9,367万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ92億289万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第72号でございますが、平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ682万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ11億4,208万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第73号でございますが、平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第5号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ259万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ13億7,531万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第74号でございますが、平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ259万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ2億8,850万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第75号でございますが、平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ65万円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億6,017万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第76号でございますが、平成30年度津和野町水道事業会計補正予算(第5号)についてでございます。

収益的支出を440万9,000円追加し、予算総額3億4,985万9,000円にするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうかよろしくお願いをいたします。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) それでは、議案第71号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正でございます。

追加でございますが、総務費の津和野城山整備事業でございますが、事業箇所が各種法令により制限された場所であり、それぞれを所管する関係機関との協議に不測の日数を要したため、1,208万9,000円を繰り越すものでございます。終期は31年5月末を予定しております。

続いて、第2次津和野町男女共同参画計画ダイジェスト版印刷業務でございますが、計画策定に不測の日数を要したため、25万4,000円を繰り越すものでございます。終期は31年5月末を予定しております。

次に、農林水産業費のアユ種苗生産施設整備事業でございますが、県西部地震、7月豪雨災害と不測の事態が発生し、県関係機関との審査終了に不測の日数を要したため2

21万9,000円を繰り越すものでございます。終期は31年12月末を予定しております。

次に、商工費の日原賑わい創出施設整備事業でございますが、近接地の他工事との調整に不測の日数を要したため、1,933万2,000円を繰り越すものでございます。終期は31年6月末を予定しております。

鷺原観光公衆トイレ下水道接続工事でございますが、他機関との計画調整に不測の日数を要したため、59万4,000円を繰り越すものでございます。終期は5月末を予定しております。

歴史的風致維持向上事業でございますが、他機関との計画調整に不測の日数を要したため、3,267万1,000円を繰り越すものでございます。終期は31年12月末を予定しております。

次に、土木費の地籍調査事業でございますが、一筆地調査実施地区に隣接する次期地籍調査予定地区との境界調整に不測の日数を要したため、1,120万円を繰り越すものでございます。終期は32年3月末を予定しております。

道路橋調査業務委託でございますが、塗装被膜採取を行うための支障木撤去交渉、調整に不測の日数を要したため、241万4,000円を繰り越すものでございます。終期は32年3月末を予定しております。

次に、教育費の青原公民館駐車場整備工事でございますが、土地・建物の所有権移転登記に不測の日数を要したため、130万円を繰り越すものです。終期は32年3月末を予定しております。

それでは、6ページをごらんください。

第3表の地方債補正の変更でございます。総額で8,010万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、28ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせてごらんいただけたらと思います。

総務費では、財産管理費の積立金といたしまして、ふるさと津和野基金700万円を減額しております。企画費の需用費といたしまして、ふるさと納税特産品精算等に伴います消耗品費257万4,000円を減額、工事請負費といたしまして、携帯電話エリア整備事業の入札減等533万6,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、諸費の負担金補助及び交付金として、住宅用太陽光発電設備導入補助金の確定により135万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、生活バス対策費の委託料として、実績によりバス運行業務委託料141万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、地方創生推進事業費のつわの暮らし推進課分の負担金補助及び交付金といたしまして、企業誘致促進補助金の確定によりまして220万5,

000円を減額、教育委員会分の工事請負費といたしまして、日原図書館建設事業費の確定によりまして2,967万3,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、農林課分の備品購入費として、なごみの里リニューアルに伴う事業費の確定により機械器具費152万8,000円を減額計上しております。

次に、42ページをお開きください。民生費では、社会福祉総務費の操出金として、国保等特別会計への操出金884万2,000円を増額しております。障害者福祉費の扶助費として、実績見込みによります共同生活扶助費等364万円を減額しております。

続いて、46ページをお開きください。児童措置費の扶助費といたしまして、児童手当の実績見込みによります159万5,000円を減額計上しております。

次に、50ページをお開きください。衛生費では、保健衛生総務費の扶助費として、実績見込みによります乳幼児等医療費助成金303万2,000円を減額しております。保険事業費の検診委託料の実績として240万5,000円を減額計上しております。

次に、54ページをお開きください。農林水産業費では、農業振興費の負担金補助及び交付金といたしまして、事業費の確定に伴い新農林水産振興がなされる地域応援総合事業費補助金990万5,000円を減額、農業施設機械等導入及び整備補助金199万3,000円を増額しております。

58ページをお開きください。林業総務費の負担金補助及び交付金として、実績によります全国源流サミット実行委員会補助金200万円を減額、林業振興費の負担金補助及び交付金として、森林・山村多面的機能発揮対策交付金113万3,000円を減額計上しております。

次に、62ページをお開きください。商工費では、商工振興費の工事請負費として、日原賑わい創出拠点づくり事業の駐車場造成等の日原賑わい創出施設整備工事費291万6,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、歴史的風致維持向上事業費の委託料といたしまして、JR津和野駅舎整備補償調査業務委託料594万円を増額、工事請負費として、城下町地区の照明設備等設備工事としての高質空間形成施設整備事業費514万1,000円を減額しております。

次に、68ページをお開きください。土木費では、土木総務費の操出金として、下水道事業特別会計への操出金314万6,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、道路維持費の委託料として、事業費の確定によります除雪作業委託料726万4,000円を増額、道路新設改良費の工事請負費として、柳宿谷線落石対策工事費301万2,000円を減額計上しております。

次に、74ページをお開きください。消防費では、広域市町村圏事務組合消防費の負担金補助及び交付金として、広域市町村圏事務組合消防費負担金212万6,000円を増額計上しております。

次に、８２ページをお開きください。教育費では、社会教育総務費の工事請負費として、事業費の確定によります左鑑公民館駐車場整備工事等１３９万１，０００円を減額しております。

次に、８８ページをお開きください。文化財保護費の備品購入費として、入札減による藩校養老館備品購入費１８１万２，０００円を減額計上しております。

それでは、歳入の主なものを御説明いたしますので、１２ページのほうにお戻りください。

まず、町税でございます。決算見込みによりまして、市町村民税個人所得割等２，１２９万３，０００円を増額、固定資産税償却資産等によりまして１，８４２万４，０００円を増額計上しております。

一枚めくっていただきまして、地方交付税、特別交付税でございますが、額の確定によりまして１億７，２１３万９，０００円計上しております。分担金及び負担金では、民生費負担金として、保育料の実績見込みによりまして保育所徴収金１１７万６，０００円を減額計上しております。

一枚めくっていただきまして、使用料及び手数料では、土木使用料として、実績見込みに伴い道路占用料２１６万６，０００円を増額計上しております。国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金として、障害者自立支援給付費国庫負担金１６０万９，０００円を減額、実績見込みによります児童手当負担金１４４万９，０００円を減額しております。

一枚めくっていただきまして、国庫補助金の総務費国庫補助金として、携帯電話エリア整備事業費の確定によります情報通信格差是正事業費補助金４４２万５，０００円を減額、地方創生推進交付金３７０万７，０００円を減額しております。教育費国庫補助金として、小中学校ブロック塀撤去事業費の確定によりますブロック塀冷房設備対応臨時特例交付金２８８万２，０００円を増額、藩校養老館保存修理事業費補助金４１４万４，０００円を減額計上しております。

県支出金では、県負担金の民生費負担金として、保険基盤安定負担金３９６万８，０００円を増額しております。

一枚めくっていただきまして、県補助金の総務費県補助金として、実績見込みに伴い新地方バス路線運行対策費交付金１６８万４，０００円を減額、農林水産業費県補助金として、事業費の確定に伴い新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金６５８万６，０００円を減額、一枚めくっていただきまして、山村活性化支援交付金１３０万円を減額計上しております。

寄付金では、総務費寄付金といたしまして、実績によりますふるさと納税７００万円を減額計上しております。

繰入金では、特別交付税等の増額により財政調整基金繰入金 1 億 9,900 万円を減額、ふるさと納税事務費等の確定によるふるさと津和野基金繰入金 432 万 8,000 円を減額計上しております。

1 枚めくっていただきまして、雑入では、高額医療費返納金として乳幼児等医療費高額返納金 134 万 2,000 円を増額計上しております。

町債では、総務債の辺地対策事業債として、携帯電話等エリア整備事業費（野地上杉地区）の確定に伴い電気通信施設整備事業 100 万円を減額、過疎対策事業債として、携帯電話等エリア整備事業費（鹿谷地区）の確定に伴い電気通信施設整備事業 110 万円を減額、津和野高校支援事業費の確定に伴い過疎地域自立促進特別事業 270 万円を減額、日原図書館建設事業費の確定により観光レクリエーション事業 3,000 万円を減額しております。

衛生費の過疎対策事業債として、子ども等医療事業費の実績見込みにより過疎地域自立促進特別事業 1,840 万円を減額、農林業債の過疎対策事業債として、津和野ブランド推進事業等の事業費の確定に伴い過疎地域自立促進特別事業 430 万円を減額しております。

商工債の過疎対策事業債として、日原賑わい創出拠点事業の事業費の増額に伴い観光施設整備事業 300 万円の増額、商工業活性化支援事業費の確定により過疎地域自立促進特別事業 840 万円の減額を計上しております。

1 枚めくっていただきまして、土木債の一般単独事業債として、柳宿谷線落石対策事業費の確定に伴い合併特例 290 万円を減額、教育債の過疎対策事業債として、藩校養老館活用計画事業費等の確定により過疎地域自立促進特別事業 1,480 万円を減額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第 72 号を御説明いたします。

平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）であります。

歳出より説明をいたしますので、14 ページをごらんください。

総務費の一般管理費 10 万円減は、第三者行為求償事務の請求が今年度なかったためによるものであります。

1 枚めくっていただいて 16 ページ、保険給付費の一般被保険者療養給付費 1,400 万円減、一般被保険者療養費 3,000 円増、審査支払手数料 10 万円減、次のページ、退職被保険者等高額療養費 53 万円減は、実績見込みによるものであります。

1 枚めくっていただいて 20 ページ、保険事業費の特定健康診査等事業費 69 万 3,000 円減、次のページ、疾病予防費 21 万 2,000 円減は、実績見込みによるものであります。

1枚めくっていただいて24ページ、公債費の利子3,000円増は、預金利息の確定によるものであります。

1枚めくっていただいて26ページ、諸支出金の償還金12万8,000円増は、特定健康診査保健指導国庫負担金及び県費負担金の確定によるものであります。

続いて歳入に移ります。

8ページをごらんください。一般被保険者国民健康保険税14万9,000円増、退職被保険者等国民健康保険税46万円減は、税の実績見込みによるものであります。

10ページ、使用料及び手数料の督促手数料1万3,000円減、その下、県支出金の保険給付費等交付金208万1,000円減、その下、財産収入の利子及び配当金2,000円増は、全て確定もしくは確定見込みによるものであります。その下、繰入金の一般会計繰入金917万円増は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、地方単独医療カット分繰入金の実績見込みによるもの、物件費10万円減は、歳出の一般管理費で説明しました第三者行為求償事務の委託料を減額したものであります。

12ページをごらんください。諸収入の延滞金2万8,000円増は確定分、その下、雑入10万円減は、療養費等の償還払い分の国からの一部負担金の納入がなかったためであります。

以上であります。

続きまして、議案第73号を御説明いたします。

平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）であります。

歳出より説明をいたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費10万8,000円減は、制度改正によるシステム改修委託料の減額であります。

1ページめくりまして12ページ、認定調査費22万円減は、主治医意見書作成料等の実績見込みによるものであります。

1ページめくりまして14ページ、基金積立金の介護給付費準備基金積立金1,000円増は、預金利息の確定によるものであります。

1ページめくりまして16ページ、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費70万円増、次のページ、諸支出金の国県支出金等還付金28万3,000円減は、実績見込みによるものであります。

続いて、歳入に移ります。

8ページをごらんください。介護保険料の第1号被保険者介護保険料226万9,000円増は、確定見込みによるものであります。財産収入の利子及び配当金1,000円増は、預金利息の確定によるものであります。繰入金の一般会計繰入金32万8,000円減は、歳出で説明しました総務費の確定及び実績見込みによるものであります。

以上であります。

続きまして、議案第74号を御説明いたします。

平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。

歳出より説明をいたしますので、10ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金162万9,000円減は、保険料の実績見込みによるものであります。

1枚めぐりまして、諸支出金の他会計繰出金96万8,000円減は、後期高齢者健康診査負担金の実績見込みによるものであります。

続いて歳入に移ります。

8ページをごらんください。後期高齢者医療保険料162万9,000円減は、実績見込みによるものであります。その下、衛生費受託事業収入96万8,000円減は、歳出で説明しました後期高齢者健康診査事業の実績見込みによるものであります。

以上で終わります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） それでは、議案第75号を御説明いたします。

平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

初めに、4ページをごらんください。第2表繰越明許費でございます。

津和野町汚水処理整備計画策定業務委託で下水道整備に伴います汚水処理方法等を検討するに当たりまして、現在の計画の整理及び現地状況の把握等に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となりまして681万5,000円を繰り越すものでございます。終期は平成31年12月を予定しております。

続きまして、下水道事業舗装復旧工事で下水道布設工事完了後に工事発注を予定しておりましたけれども、地元調整及び関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となりまして、208万3,000円を繰り越すものでございます。終期は6月末を予定しております。

それでは、12ページの歳出をごらんください。

業務費の役務費としまして、通信運搬費は実収量が減少したもので10万6,000円減額しております。管渠費の需用費としまして、光熱水費、修繕費とも実収量が減少したことによりましてそれぞれ減額をしております。処理場費の需用費としまして、同じく光熱水費、修繕費とも実収量が減少したことによりまして減額をしております。委託料につきまして、汚泥処理業務委託でございますが、処理量が増加したことによりまして4万7,000円の増額を計上しております。

戻っていただきまして、10ページの歳入をごらんください。

分担金及び負担金の受益者負担金について、加入件数増加によりまして49万円増額をしております。使用料及び手数料の下水道使用料につきましては、実績見込みによりまして、200万6,000円増額しております。一般会計繰入金としまして、314万6,000円の減額を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第76号を御説明いたします。

平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

10ページの収益的収入及び支出をごらんください。

営業費用の原水及び浄水費でございます。工事請負費につきまして、軍場谷浄水場ろ過池の補佐工事の額の確定によりまして18万8,000円減額計上しております。

配水及び給水費でございます。修繕費としまして、野口地区の上水道の修繕費41万3,000円追加計上しております。

次に、工事請負費としまして、町道木毛線道路改良工事に伴います排水管移設工事の額の確定によりまして93万円減額計上しております。

次に、総係費でございます。委託料としまして、水道台帳システム保守・点検委託料の額の確定によりまして25万9,000円の減額計上をしております。

続きまして、営業外費用の消費税及び地方消費税でございます。平成30年度分の消費税額につきまして、額が確定しましたので537万3,000円追加計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第71号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第8号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第71号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第72号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第72号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第73号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第73号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第74号平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第74号平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第75号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第75号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第76号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第76号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10時まで休憩といたします。

午前9時45分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第10. 議案第56号

日程第11. 議案第57号

日程第12. 議案第58号

日程第13. 議案第59号

日程第14. 議案第60号

日程第15. 議案第61号

日程第16. 議案第62号

日程第17. 議案第63号

日程第18. 議案第64号

日程第19. 議案第65号

日程第20. 議案第66号

日程第21. 議案第67号

日程第22. 議案第68号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第22、議案第68号平成31年度津和野町水道事業会計予算まで、以上13案件につきましては、予算審査特別委員長の審査報告を求めます。2番、米澤宥文君。

○予算審査特別委員長（米澤 宥文君） 予算審査報告書。

平成31年3月8日、今定例会において本委員会に付託を受けました平成31年度津和野町一般会計を初めとする各会計予算11議案及び総合整備計画の策定等2議案について審査をいたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

1、審査日。

平成31年3月8日、13日、14日、15日、18日。机上審査。

2、出席者。

予算審査特別委員会、委員長ほか10名、議長。説明員、町長ほか13名（執行部）であります。

3、審査事項及び結果。

議案第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第57号津和野町過疎地域自立促進計画（平成27年度～平成32年度）の変更について。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決……。

○議長（沖田 守君） 委員長。年度が違う。訂正してください。

○予算審査特別委員長（米澤 岩文君） 28年度から平成32年度であります。の変更について。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第58号平成31年度津和野町一般会計予算。

予算総額は79億2,400万円である。前年度に比し1億3,500万円（1.7%）の減である。

事業の主なものは、つわの暮らし推進住宅整備事業、障害者自立支援給付事業、城山整備事業（寄付事業分）、歴史的風致維持向上事業等である。

審査意見。

予算執行に当たっては、新規事業、既設事業ともに有効な事業効果はもちろんのこと、町民の理解が得られるよう努められたい。

審査の結果。

本案件は、起立多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第59号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計予算。

予算総額は10億9,255万4,000円である。前年度に比し1,233万円（1.1%）の増である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第60号平成31年度津和野町介護保険特別会計予算。

予算総額は13億4,904万3,000円である。前年度に比し689万6,000円（0.5%）の増である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第61号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算。

予算総額は2億8,947万6,000円である。昨年度に比し163万9,000円（0.6%）の減である。

本案件は、起立多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第62号平成31年度津和野町下水道事業特別会計予算。

予算総額は3億5,597万円である。前年度に比し176万円（0.5%）の減である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第63号平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算。

予算総額は374万5,000円である。前年度に比し2万1,000円（0.6%）の増である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第64号平成31年度津和野町奨学基金特別会計予算。

予算総額は1,038万3,000円である。前年度に比し107万9,000円（9.4%）の減である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第65号平成31年度津和野町診療所特別会計予算。

予算総額は、5,332万2,000円である。前年度に比し5万2,000円(0.1%)の増である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第66号平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算。

予算総額は3億1,345万円である。前年度に比し5,805万円(15.6%)の減である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第67号平成31年度津和野町病院事業会計予算。

収益的予算総額は7億9,603万9,000円である。前年度に比し……。

○議長(沖田 守君) 委員長。もう一度。

○予算審査特別委員長(米澤 宥文君) ちょっと待つて。

収益的予算総額は7億963万9,000円である。前年度に比し3,436万円(4.6%)の減である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第68号平成31年度津和野町水道事業会計予算。

収益的収入予算総額は3億2,785万2,000円である。前年度に比し1,644万4,000円(4.8%)の減である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

以上。

平成31年3月26日、津和野町議会議長沖田守様、予算審査特別委員会委員長米澤宥文。

○議長(沖田 守君) ありがとうございます。

ただいまの審査報告に対する委員長への質疑につきましては、議長を除く全議員による委員構成でありますので、これを省略します。

これより、議案第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案件については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第57号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第57号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号平成31年度津和野町一般会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。

安倍政権により大企業や富裕層優先の経済政策が進められ、社会保障の自然増削減、大企業への減税が続けられ、軍事費は増加しています。その結果、貧困と格差が一層拡大しています。国の政治がひどいときだけに、住民福祉の増進を目的とした自治体本来の役割が問われています。住民に一番身近な町政が町民の暮らしと福祉の防波堤になるべきです。町民生活を守るための予算がもっと必要です。

毎年続けられている枠配分方式による予算の削減は、必要なものが予算化できないひずみをつくっています。

住民協働推進事業費についてです。

地域全体で抱える課題を解決するため、組織づくり、人材育成に重点的に取り組む特別枠を設けたことには期待をしますが、人材育成は最初に力を入れるべきでした。

まちづくり組織交付金は、自治組織が独立して運営してきた部分にまで入り込み、組織を弱体化する可能性があります。自治組織の将来を見据えての地域活性化につなげられるとは思えません。延命的な対策ではなく、抜本的な対策を行うべきです。

津和野町東京事務所管理費です。

取り組む目的が広範囲に及び、行き着く先がかすんで見えます。より力を注ぐのは、東京ではなく地元の津和野町です。

まちの将来を担う子供たちの教育費についてです。

学校が必要な備品の購入計画を年度初めに立てられなくなる教育予算の削減は避けるべきと考えます。

以上の立場から、平成31年度津和野町一般会計予算に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） このたびの一般会計予算は、米澤委員長のもと連日にわたって慎重審議してきたものでございます。その内容も精査をいたしながら見てきたわけであります。

今回の一般会計予算の中で、特に津和野庁舎の耐震補強工事の設計料、また元日原診療所の改修設計予算等が入っております。これは、町民の生命・財産を守り、災害の際にも災害対策本部となる役場の耐震化は、頻発する地震などの災害に対して万全の備えとなるべきものであります。今回は、本庁舎の位置を定める特別議決とは異なります。いつ町民に対してこの津和野町で災害が起こってくるかというのは、全国に多発するその震災を見れば明確であります。一刻も早く庁舎の耐震化を進め、今回の設計予算を含む予算に賛成の立場で討論いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第58号平成31年度津和野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第59号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第60号平成31年度津和野町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第60号平成31年度津和野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第61号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける悪法です。後期高齢者医療制度そのものに反対します。高齢者の命と健康を守るためにも、制度を撤廃し、もとの老人保健制度に戻すことを強く求めます。

以上の立場から、後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第61号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第62号平成31年度津和野町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案件について委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第62号平成31年度津和野町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第63号平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第64号平成31年度津和野町奨学基金特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第64号平成31年度津和野町奨学基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第65号平成31年度津和野町診療所特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第65号平成31年度津和野町診療所特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第66号平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第67号平成31年度津和野町病院事業会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第67号平成31年度津和野町病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

議案第68号平成31年度津和野町水道事業会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第68号平成31年度津和野町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 日程第23、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。3番、川田剛君。

○総務経済委員長（川田 剛君） 所管事務調査報告。

平成30年12月定例会において閉会中の調査の決定をいただきました所管事務調査について、以下のとおり報告します。

調査事項、まちづくりについて。

調査目的、まちづくり委員会制度等の実態を調査し、議会活動に資するため。

調査日、平成31年2月18日（月）午前9時から。

調査場所、津和野町役場日原第2庁舎委員会室。

出席者、内藤つわの暮らし推進課課長、中岡課長補佐、須川係長、臺集落支援員、三浦集落支援員、総務経済常任委員6人、議長。

調査方法、机上調査及び現地調査。

調査内容、まちづくり委員会制度及び買い物支援並びに見守りサービスについて。

調査日、平成31年3月13日（水）午後1時55分から。

調査場所、津和野町役場日原第2庁舎会議室。

出席者、総務経済常任委員6人。

調査内容、取りまとめ。

調査報告。

1、まちづくりについて。

平成24年、「津和野町住民と行政の共同指針実施計画」を策定。

地域課題等概要調査によって、自治会を運営する上で人的・財政的支援が必要であることがわかった。また、職員の地域担当制について、自治会の7割が必要と回答している。職員の地域担当制の役割として期待するものは、情報の提供、行政とのパイプ役、活動の助言であった。

また、開かれた町政の推進として、行政情報の積極的公開や事業概要書の発行、行政評価の実施など、町から住民への各種情報提供を実施し、町民はそれらを積極的に収集・発信することで住民参画制度の整備を策定している。

まちづくりを担う新たな組織づくりとして、公民館等の連携している区域に自治会、町内会、住民活動団体等で構成される「まちづくり委員会」を設置し、地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組む事業を制度化した。

まちづくりを行う上で、制度的支援等の検討・実施、地域提案型助成事業の審査を行うために、町・商工会・郵便局・農協などの団体代表者及び各まちづくり委員会代表者で構成される未来づくり協働会議を設置した。

協働のまちづくりの考え方は、安心して住み続けることのできるまちにするため、住民が相互に、また住民と行政が信頼と理解のもとお互いの特性や能力を活かしながら、

みんなが連携し、協力して取り組みを進めていくことを目指す基本理念からなり、協力関係の原則、自立・自主の原則、共有の原則、評価の原則を基本原則とした考えである。

これらを踏まえ、各まちづくり委員会が作成した集落計画、まちづくり計画に基づき、各まちづくり委員会から提案された事業について助成を行う地域提案型助成事業を創設した。

まちづくり委員会は、津和野、畑迫、木部、小川、左鐙、日原、すがわ、滝元、枕瀬、池河、商人溪村、青原の12の地域で設置された。

人的支援として地域担当職員が配置され、各まちづくり委員会のサポートを行うことになった。

地域提案型助成事業補助金及びまちづくり委員会運営費補助金は、平成24年度から26年度の3カ年で交付され、各地域において各種事業が実施された。

「まちづくり委員会の事業評価や意見交換会での反省・意見」において、平成24年から26年度の評価は20点満点中12.7点であった。

意見として、「各団体との話し合いの場が持てたことはよかった」「まちづくり委員会は必要である」「それぞれの自治会の課題を共有できたことはよかった」「この3年間は初期投資と考える」などがあつた。

一方、「地区の事業消化に終わった」「地域課題をまとめたにとどまった」「助成金の算定基準・方法には見直しが必要」などの意見もあつた。

平成27年度からの新制度。

平成24年から26年度を踏まえ、27年度からはまちづくり委員会運営費補助金、地域提案型助成事業補助金は継続しながら、まちづくり組織交付金制度を設けた。これは、まちづくり委員会を構成する自治組織に対し交付されるもので1自治組織当たり6万円と、人口に1,000円を乗じた額を合算した額を上限とするものである。

また、人的支援制度として、集落支援員、つわの暮らし相談員、地域担当職員の配置により、補助金交付申請書等の作成に関するサポート、U・Iターン者等に関する情報提供、相談対応、移住後のフォローアップサポートなど充実が図られた。

平成27年から29年度、地域提案型助成事業・まちづくり委員会評価シートにおいて、評価は20点満点中13.58点、前3カ年の評価12.7点と比べ評価が向上している。

肯定的な意見では、「まちづくり委員会が必要不可欠である」「制度としては必要なもので継続を望む」などがあつた。

しかし、意見では課題も提起されている。「連合自治会が以前からあるので、とりたててまちづくり委員会が機能したとは思えない」や「ソフト事業といいつつもイベント、研修旅行の類が多く、一過性のものが主体で効果は限定的といえる」「継続はすべきとは思いますが、やはりこの事業の主な財源が起債であるということに抵抗を感じる」などである。

これまで、食料費について1人1,000円が認められていたが、意見では「必要」「適当な金額」という意見がある一方、「必要ない。ただし会議用のお茶程度は必要」「廃止」などの意見が見られた。

地域担当職員は、27年から29年度において配置されることなく終了したが、評価シートにおいては「集落支援員で十分である」との意見もあったが、「職員も多忙の中ではあるがもっと自分たちの住む地域に目を向けて積極的にかかわるべき」とのコメントがあり、地域担当職員を配置する制度ではなく、職員の地域に対する意識向上を求められる旨の意見も見られる。

平成30年度からの展開。

平成30年度から32年度の3カ年において、まちづくり委員会運営費補助金、まちづくり組織交付金、地域提案型助成事業補助金は継続とした。

新たに、組織づくりをテーマとした地域提案型助成事業の特別枠が設けられた。

まちづくり組織交付金、地域提案型助成事業補助金においては、前3カ年の評価シートを踏まえ、食料費を1人500円とした。

また、まちづくり組織交付金において、1自治会組織当たり3万円と人口に700円を乗じた額を合算した額を交付額とした。

まちづくり計画について。

津和野町総合戦略において掲げられているまちづくり計画の策定について、現在第1次計画が事業実施されているが、平成31年度に策定予定の第2次計画（平成32年～36年度）において実施していく。

補助金交付実績。

まちづくり委員会運営費補助金は、平成24年から26年度にかけて271万5,000円、平成27年度から29年度にかけては267万4,000円となっております。

まちづくり組織交付金は、平成24年から26年度は実績がなく、平成27年度から29年度は4,450万6,000円。

地域提案型助成事業補助金は、平成24年度から平成26年度まで1億1,026万2,000円、平成27年度から29年度は4,467万7,000円であります。

地域提案型助成事業の例を挙げますと、住民交流事業は、グラウンドゴルフ大会の実施や小さな映画祭りの開催などで、地域活性化事業は、まちづくり座談会の実施、つわのお買い物代行サービスなどであります。

地域環境美化事業は、地域の草刈り、地域花壇の整備等であります。

地域福祉・児童育成事業については、敬老会の実施、買い物支援サービス等であります。

教育・文化事業については、地域広報の発行、伝統芸能継承事業等であります。

防災・防犯事業については、防災訓練の実施、自主防災組織化、防犯カメラの設置等であります。

交通安全事業については、交通安全人形・のぼり旗の設置、交通安全体験学習会実施等であります。

話し合いの場づくり事業、集会施設の整備等ではありますが、これは平成24年から26年度までの事業となっております。

平成30年度に設けられました組織づくりについては、これは特別枠で、地域主催のシンポジウムの開催や人材育成等が上げられております。

これらの地域提案型助成事業の取り組みについて、平成24年から平成30年度まで、12のまちづくり委員会においては、住民交流事業、地域活性化事業、地域環境美化事業、話し合いの場づくり事業が全ての地域で実施され、多くの事業が開催されておられます。

2、買い物支援・高齢者見守りサービス。

買い物支援サービス。

平成30年11月より津和野町買い物支援サービスが開始した。

この制度は、サービスに申し込みをした町民がカタログを見ながら電話、ファクス、テレビ電話等で買い物支援センターに注文し、センター職員が買い付けを行い、注文者の自宅まで商品を届けるものであります。

介護や福祉の点については、社会福祉協議会や医療機関、地域包括支援センターとも協議を行っている。

注文受付、平日9時から16時（祝祭日を除く）。

利用料、月500円。テレビ電話での注文等は別途、月1,540円。

支払方法、原則口座振替。

配達日、津和野地区、毎週火曜日。日原地区、毎週木曜日14時から16時。

参加商店、16事業者18店舗。

登録件数、22件。

これは、平成31年2月18日時点のものであります。

次に、高齢者等見守りサービス。

高齢者等見守りサービスは、テレビの電源がon・offするとその情報が親族世帯の登録されたメールアドレスに送信されるものであります。

見守りメールを受信した親族世帯は、異常を察知した場合、高齢者本人等に安否確認ができるもので、世話役（コンシェルジュ）である集落支援員がサービスをサポートするものであります。

サービス利用料、月1,080円。

インターネット利用料、月1,540円。

合計、月2,620円。

支払方法、原則口座振替。

登録件数、7件。

これも、平成31年2月18日時点のものであります。

調査意見。

依然として17の地域において自治会が未結成である。未結成地区がこの制度の枠に入っていないことは公平の観点から懸念される課題である。早急に改善を求めるものである。

地域提案型助成事業について、まちづくりに貢献しているものが多々あり、課題解決においては重要な施策である。また、現在進められている組織づくりの特別枠については、事業の経過を注視し、組織づくりにつながるより良い事業が実施され、さらに町民の福祉につながることを期待するものである。

地域提案型助成事業補助金は、まちづくり委員会設置地域を超えて活動する団体には申請が難しい制度でもある。この制度の趣旨に合致するものであれば、地域を超えて活動する団体等、全町民が使いやすい助成制度にすべきである。

地域提案型助成事業は、過疎債を活用しているため当該年度内での事業完了が原則となっている。より活用しやすい補助金とするために、年度を超えて事業が行えるものになるよう検討されたい。

買い物支援について、広告宣伝や注文方法についてよりわかりやすい、より利用しやすい制度になるようさらに研究に努められたい。医療・介護・福祉との連携も密にし、買い物困難者の改善に努められたい。また、事業開始から約5カ月であるが、利用しない理由についても分析し利用者拡大につなげるべきである。それに伴う売り上げ増加を期待するものである。

以上。

津和野町議会総務経済常任委員会委員長川田剛、津和野町議会議長沖田守様。

以上であります。

○議長（沖田 守君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。

以上で、総務経済常任委員会所管事務調査報告を終了させていただきます。御苦勞でありました。

日程第24. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第24、続いて文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。8番、三浦英治君。

○文教民生委員長（三浦 英治君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告。

平成30年第6回（12月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

1、調査事項。

水道事業及び下水道事業について。

2、調査目的。

現状を調査し議会活動に資するため。

3、調査方法。

机上調査及び現地調査。

4、調査の経過。

3回開催しております。日時、場所、出席者、調査内容については表の中のとおりです。

5、調査概要。

1) 水道法の一部を改正する法律について検証。

改正の趣旨。

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人財不足等の水道の直面する課題に対応し水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要は5点あります。

1、関係者の責務の明確化。

2、広域連携の推進。

3、適切な資産管理の推進。

4、官民連携の推進。

5、指定給水装置工事事業者制度の改善。

詳しくは、項目別にご覧いただけますのでお目通しください。

施行期日。

改正水道法施行は、2019年。ただし、水道施設台帳の整備に係る規定は、施行日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行となっております。

2) 上下水道の普及率。

まず、上水道について。各近隣市町、島根県の普及率を表にしております。

水道普及の現状。これは、給水区域、未給水区域、それぞれの地区の現在人口と現在給水人口、それと未給水人口を示しております。

次に、下水道整備・接続状況も、津和野町全体と各処理区、津和野処理区においては橋北、橋南に分けて示しております。

整備事業の現状と計画。

日原処理区。

下水道整備事業。

事業認可区域の50ヘクタールのうち47ヘクタールは整備済みで、3ヘクタールは宅地造成等が想定される区域である。

加入状況。

加入率は84.9%と高い水準となっており、近年においても新たな加入があることから、伸び率は低いものの増加傾向にある。

津和野処理区。

下水道整備事業。

事業認可区域の104ヘクタールのうち87.2ヘクタールが整備済みであり、平成30年度末で橋南地区の一部で未整備箇所はあるが、おおむね整備が完了する。

今後は、橋北地区の未整備地区を順次整備していく計画である。

加入状況。

加入率は53.8%と低い水準となっているが、前年度の51.1%と比較すると、伸び率は大きくないものの着実に増加傾向にある。

6、調査意見。

水道事業について。

少子高齢化等による給水人口の減少や簡易水道統合に向けての施設整備を行うための建設改良の増に伴い、経営状況は厳しい状況である。

財政的にも国の基準以上の一般会計繰出金に依存状態が続いている。改善に努力されたい。

給水原価が高い割に水道料金を低く抑えていることから、料金回収率が低くなっている現状がある。

公営企業会計本来の姿である独立採算制を維持していくためには、経費削減努力とあわせ適正な水道料の設定についても調査研究されたい。

老朽化管路の更新率は、近年1%未満と定率で推移している。このことは、老朽化対策等の更新投資よりも簡易水道統合に向けた建設改良を優先したためと思われる。

類似団体に比較し有収率の低さが目立っていることは、老朽管からの漏水が主な原因と考えられるので、有収率改善のため一定程度の管路更新投資を行っていく必要がある。

年次計画を作成し改良・更新に努められたい。

水道法改正への取り組みは今後協議が進むと思われるが、特に広域連携については経費削減に期待できる分野もあると思われるので積極的な協議を求める。

官民連携の推進については、各国の事例や今後の各県や市町村の動きを十分見きわめながら、長期的な視野に立って事柄の適否を判断すべきと考える。

上水道未普及地については、水源確保に向けた自然環境調査と対象住民の声を集約し、可能性について追及していただきたい。

今後については、平成31年2月に改定された津和野町水道事業経営戦略による整備を着実に進められたい。

下水道事業について。

日原地区はおおむね整備済みで加入状況も高い水準にある。津和野地域は現在整備中で、今後は橋北地区の整備が計画されている。

加入率は53.8%と低い水準である。今後の整備地区もあわせ加入率向上に向けて努力されたい。

高岡通りの整備は、観光地津和野の環境整備の一つとして重要と考える。しかし、道路地盤の脆弱さによる建物への影響が懸念され、大変な財政支出が予想される。道路に敷設する以外の管路設定について計画の見直しを求める。

以上。

津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長三浦英治。

○議長（沖田 守君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。御苦勞でありました。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第25. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

日程第26. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第26、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。各委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	町営住宅について	6月定例会まで
文教民生	〃	津和野町の医療・福祉について	6月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	6月定例会まで

お諮りをいたします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、平成31年の津和野町定例会、本日をもちまして全て終了させていただきました。大変御苦勞でございました。

平成31年第2回津和野町議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員